

		將校相當官 (軍醫、藥劑、主計、造船、造機、造兵、水路)			
六十二年	軍醫中將	主計中將	造船中將	造機中將	造兵中將
六十年	軍醫少將	藥劑少將	主計少將	造船少將	造機少將
五十六年	軍醫大佐	藥劑大佐	主計大佐	造船大佐	造機大佐
五十二年	軍醫中佐	藥劑中佐	主計中佐	造船中佐	造機中佐
四十九年	軍醫少佐	藥劑少佐	主計少佐	造船少佐	造機少佐
四十七年	軍醫大尉	藥劑大尉	主計大尉	造船大尉	造機大尉
四十二年	軍醫中尉	藥劑中尉	主計中尉	造船中尉	造機中尉

現役ノ特務士官及准士官ノ現役年限年齢左ノ如シ

各科特務大尉	各科特務中尉	准士官
五十二年	五十年	四十八年

元帥タル大將ノ現役年限年齢ハ之ヲ定メズ
 特務士官ヨリ任用シタル佐官 (各科大佐ヲ除ク)ノ現役年限年齢ハ各科特務大尉ノ例ニ依ル
 第九條 待命ハ現役士官、特務士官及准士官ニシテ一時職務ニ服セシメザ

ル者ニ之ヲ命ズ
 第十條 休職ハ現役ノ士官、特務士官及准士官ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ命ズ

- 一 待命一年ヲ經過シタル者
- 二 海軍部内ノ文官 (海軍大臣又ハ海軍次官ヲ除ク)ニ任セラレタル者
- 三 海軍刑法又ハ陸軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者
- 四 配員上ノ必要ニ因リ職務ニ服セシメザル者

前項ノ外現役ノ士官、特務士官及准士官ニシテ公務ニ因ラザル疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ服役ニ堪ヘザル者六月ヲ經過スルモ恢復ノ徵候ナキトキハ之ニ休職ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 停職ハ現役ノ士官、特務士官及准士官ニシテ懲戒スベキ行爲アル者ニ之ヲ命ズ
 停職ヲ命ゼラレタル者ハ六月ヲ經過スルニ非ザレバ之ヲ就職セシムルコトヲ得ズ但シ戰時又ハ事變ノ際ハ此

ノ限ニ在ラズ

第十二條 現役ノ士官、特務士官及准士官餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ルトキハ現役年限年齢ニ滿ツルモ之ニ留任ヲ命ズルコトヲ得

第十三條 待命、休職又ハ停職中ノ士官、特務士官及准士官ニシテ普通恩給ヲ受クベキ服役年數ニ達シタル者ハ健康状態又ハ配員上ノ必要ニ基キ將官ニ在リテハ上諭ニ依リ、其ノ他ノ士官及特務士官ニ在リテハ海軍大臣、准士官 (現役ヲ退ク際特務士官ニ任用セラルル者ヲ含ム)ニ在リテハ鎮守府司令長官ノ諭告ニ依リ現役ヲ退カシムルコトヲ得

第十四條 現役、豫備役又ハ後備役ノ士官、特務士官及准士官、疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ永久服役ニ堪ヘザルトキハ服役ヲ免ズ

第十五條 現役ノ士官、特務士官及准士官左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ現役年限年齢ニ滿ツル日迄之ヲ豫備役ニ服セシム

第十六條 士官、特務士官及准士官ハ現役年限年齢ニ滿ツル日ノ翌日ヨリ起算シ五年間之ヲ後備役ニ服セシム

第十七條 士官、特務士官及准士官左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退役トス

一 後備役ヲ終リタルトキ
 二 第十四條ノ規定ニ依リ服役ヲ免ゼラレタルトキ
 三 現役ヲ退キタル後准士官ニ進級シタル者其ノ進級ヲ爲サザリシ場合ニ於テハ第一國民兵役ニ入り又ハ服役免除若ハ兵役免除下爲ルベキトキ

第十六條 士官、特務士官及准士官ハ現役年限年齢ニ滿ツル日ノ翌日ヨリ起算シ五年間之ヲ後備役ニ服セシム

第十七條 士官、特務士官及准士官左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退役トス

一 後備役ヲ終リタルトキ
 二 第十四條ノ規定ニ依リ服役ヲ免ゼラレタルトキ
 三 現役ヲ退キタル後准士官ニ進級シタル者其ノ進級ヲ爲サザリシ場合ニ於テハ第一國民兵役ニ入り又ハ服役免除若ハ兵役免除下爲ルベキトキ

下士官兵の服すべき兵役は現役、豫備役及第一國民兵役とす。
 現役を終りたる者は之を豫備役に、豫備役を終りたる者にして年齢四十年未滿の者は第一國民兵役に別に辭令を用ひず服せしむ。
 下士官にして豫備役を終りたる日に於て年齢四十年以上四十五年未滿の者

五、海軍下士官兵の服役

は其の翌日を以て服役を免す
下士官にして服役中年齢四十五年に達する者は服役の期間に拘らず四十五年に達する日の翌日を以て服役を免す

海軍下士官兵服役年一覽表

備考	徴兵	志願兵	下士官		現役	豫備役	第一國民兵役
			同	分			
現役を退く際歸休中、服役延期中若くは現役を退きたる後下士官に任用せられたる者の服役及其の期間は前等級(兵)の例に依る			昭和二年十二月一日前に任用せられたる者	6年	6年	4年	迄るす達に年十四齡年
			昭和二一年十二月一日前に採用せられたる者	6年			
			昭和二一年十二月二日至同十四年三月三十日間に於て採用せられたる者	7	7	7	
			昭和二一年十二月二日至同十四年三月三十日間に於て採用せられたる者	6			
			昭和二一年十二月一日以後採用せられたる者	5	5	5	
			昭和二一年十二月一日以後採用せられたる者	5			
			昭和二一年三月三十一日以後採用せられたる者	3	3	3	
			昭和二一年三月三十一日以後採用せられたる者	3			

昭和十六年
兵役法施行令大改正説明
徴兵検査當時身體虛弱のため「丙種合格」となり第二國民兵役に編入せられた青年に對して、徴兵検査の數年後において再び検査をなすべしとのいはゆる再検査論は夙に一部人士に叫ばれ

て來たところであつたが、さらに近代戦における老大な兵員需要に對する充足の見地ならびに非常時下において國民兵もまた兵役義務者なりとの觀念に透徹せしむるため、かねて陸軍當局において國民兵召集に關する件につき考慮中のところ、今般一、兵役法施行

令中改正二、陸軍武官服役令中改正の二勅令の御裁可を仰ぎ十五日公布、即日施行することになつたこれにより第一國民兵ならびに、第二國民兵、ことに丙種合格の國民兵の召集については豫備兵、補充兵同様の取扱ひを受けることとなり、こゝにわが陸軍召集にお

ける暫期的なる大改正が斷行された、尤もこの改正は兵役法規則附則第十條の規定により昭和五年以前に徴兵検査を受けたる第二國民兵には適用せざる特例を認め昭和六年以後徴兵検査を受けて丙種合格となつた國民兵に悉く適用されることとなつた、さらに支那、香港、澳門に在留する従來の特別扱ひを撤廢するが、右改正に伴ひ兵役法施行規則、陸軍召集規則および陸軍武官服役令施行規則の三つの陸軍省令をも改正して國民兵の身上移動に關する届出、支那、香港、澳門に在留する在郷軍人の届出手續に關する市町村事務等につき新たに規定せられることになつた。

一、國民兵召集に關する改正
國民兵には第一國民兵(常備兵役を終りたる者および軍隊において教育を受けたる補充兵にして補充兵役を終りたる者)と第二國民兵(常備兵役、補充兵役および第一國民兵役に在らざる年齢十七年より四十年迄の者)に分れ

るが今回の改正により第一、第二國民兵とも召集しうることとなつた、第二國民兵については徴兵検査當時は身體が虛弱であつたため徴集(徴集とは現役兵又は補充兵となす行政處分)せられなかつたが、その後強壯となり兵員として十分活動し得べき者も少くない、こゝに再検査論が一部人士の間につとに叫ばれて來たところであるが、最近に至りこれが實現を要望する聲は頗る熾烈となり、進んで再検査に應じようとする願ひ出る者も尠くない状態となつた、この再検査問題は法規上よりも又徴集技術上より見るも實行至難なるものとされて實現を見なかつたが、今回の改正により事實上解決されたわけである、今回の改正の要點をあげる

- (1) 従來第二國民兵は兵籍に入つてゐなかつたが今後は兵籍に入れる。
- (2) 國民兵の召集要領については豫備兵及び補充兵と同等に取扱ふ従來の國民兵の召集は兵役法施行令第一百
- (3) 兵役法施行規則と陸軍召集規則の發布により國民兵も本籍地を離れて寄留等をするものは本籍地に召集通報人を定めて置かねばならぬ。
- (4) 國民兵は海外旅行や、養子縁組等により身上移動の生じたる場合は常に届出で、自己の身分、所在を明確にして置かねばならぬ。
- (5) 従來豫備兵、補充兵については町

村役場は在郷軍人名簿を複製してゐたが國民兵についても今後兵籍名簿をつくる。

右の改正により従来も兵役法第五十四條の「歸休兵、豫備兵、補充兵または國民兵は戦時または事變に際し必要に應じこれを召集する」なる規定に基き國民兵についても戦時または事變に際し召集しうることとなつてをり、事實日清、日露の兩役においても國民兵召集の準備も行はれたが實行はされず終り、遂に現在に至るまで國民兵召集は實行に附されなかつたものであるが、今回の改正により召集要領その他において合理的な方式が採用され、その召集は豫備兵、補充兵と同様に行はれ得ることとなつた。

近代戦における兵員の需要は夥しい數量に上るものであつて、苟くも兵業に堪へ得る者は擧げて使用し得るの準備が平素よりなければならぬのであるが、今回の改正は國民兵の大量動員によつて、近代戦のこの要請に應へ得る

わけである、なほ兵役法施行規則附則第十條により昭和五年以前に徴兵検査を受けて第二國民兵役に編入されたる者については、今回の改正が適用されない特例が附してある。

二、陸軍武官服役令中改正

右の改正に伴ひ陸軍武官につき

(一)第一國民兵役にある下士官はこれを戦争又は事變に際して召集し得るといふ新規定が加へられた。

(二)従來の一年志願兵、一年現役兵出身の將校又は下士官で現在なほ豫備役にある者についてはこれらの服役が昭和二年以來實施の幹部候補生出身の將校または下士官と豫備役服役年限を同じくした、この結果將校については舊兵役法によれば十七年四箇月の豫備役服役年限であつたのであるが今回の改正により滿五十一歳の三月三十一日まで豫備役として服務することとなる。

三、支那、香港、澳門の在留者に関する改正

徴兵適齡前から支那、香港、澳門に在留するものは兵役法第四十二條の規定による所謂在外徴集延期の取扱ひを受けてゐるし、また右の地域に在留する在郷軍人は勤務演習召集および簡閱點呼を免除せられてゐる、しかしこの地域の在留邦人は最近激増してゐるのみでなく、徴兵召集事務をとり扱ふ現地軍部機關も逐次整備せられるにいたつた、したがつてこの地域における在外徴集延期ならびに勤務演習および簡閱點呼の免除は今後はこれを認められないこととなつた、なほ滿洲では昭和十二年末以來この方針が實行せられてゐる。

兵役法施行規則新附則

丙種合格者の召集義務は「兵役法施行規則附則」によつて、昭和五年までに徴兵検査を受けて丙種合格となつたものについては適用されず、昭和六年以後の徴兵検査で丙種合格となつたものについて適用されることとなつた、なほこの適用を受ける國民兵は、その

身分について特定の届出義務を負ひ、違反者には罰則を科せられることとなつたが「國民兵は今後どんなことをすればよいか」に關する重要な手續規定は、次の施行新規則で定められてゐる。

第一條 本令は公布の日よりこれを施行す

第二條 市町村長は當該市町村に本籍を有する國民兵（海軍第一國民兵及び徴兵終結處分を経ざる第二國民兵を除く以下同じ）にして本令施行の際、現に帝國外（關東州、滿洲、支那、香港、澳門を除く）に旅行又は在仕中のものを調査し、その役種徴兵終結處分を行ひたる年度（第二國民兵に限る）および氏名を本令施行の日より六十日以内に聯隊區司令官に通知すべし

第三條 國民兵にして本令施行の際朝鮮、臺灣、關東州、滿洲、支那、香港または澳門に在留するものは第六十五條の規定に準じ本令施行の日より三十日以内にこれを届出づべし

第四條 國民兵にして本令施行の際、船舶國籍證書を有する船舶の船員たるものは第六十五條の二第一項乃至第四項に準じ本令施行の日より三十日以内にこれを届出づべし

第五條 國民兵にして本令施行前において醫師免許證、藥劑師免許證、齒科醫免許證又は獸醫師免許證を下附せられたるものは第六十五條の三の規定に準じ本令施行の日より三十日以内に之を届出づべし

第六條 國民兵にして本令施行の際所在不明の者あるときは戸主より第六十六條の規定に準じ本令施行の日より十四日以内に之を届出づべし

第七條 略

第八條 (罰則)正當の事由なくして本令附則第三條乃至第五條に規定する届出をなさざるものは五十圓以下の

罰金又は拘留又は科料に處す

第九條 (罰則)正當の事由なくして本令附則第六條に規定する届出をなさざるものは拘留又は科料に處す

第十條 第六十三條乃至第六十七條及び第七十條の改正規定並に本令附則第二條乃至第七條の規定は昭和五年以前に徴兵終結處分を行ひたる第二國民兵に適用せず

國民兵役とは

國民兵役は第一國民兵役と第二國民兵役に分たれるが、第一國民兵役は常備兵役を終りたる者および軍隊において教育を受けたる補充兵にして補充兵役を終りたる者がこれに服するのであつて、年齢四十年を以て限度とするのである、しかしして常備兵役を終へたる者とは陸軍の場合滿二十歳にして徴兵検査を受け現役二年、豫備役十五年四月、都合常備兵役十七年四月を終へたるものであるから、大體數へ年にして三十八歳ないし三十九歳の年齢であり、補充兵役を終りたる者についても

同様であるから、それから滿四十年までの約二三年間にわたり第一國民兵役に服するわけである、さらに第二國民兵役は戶籍法の適用を受ける者にして常備兵役、補充兵役および第一國民兵役に非ざる年齢十七年より四十年までの者である、従来も國民兵は戰時又は事變に際し召集し得ることとなつてゐたのであるが、事實上第二國民兵は兵籍に編入されてゐず、従つて第二國民兵に關する兵籍名簿も作られず、その召集についても師團長の行ふ配當その他必要な達しに基き、聯隊區司令官が聯隊區内の市町村にその召集人員を配當し、事實上市町村長の權限において陸軍大臣の定むるところに従ひ行ふといふ素朴な仕組が設けられてゐるに過ぎなかつた、従つて事實上戰爭または事變に際し國民兵の召集が出来る規定があつても事實は有名無實で、その實行の確實は期せられなかつたのであるが、今回の改正により召集要領に合理的にして明確な方式が採用せられ、

第二國民兵の召集について圓滑に實行される仕組が制定せられたのである、これによつて第一國民兵および第二國民兵は豫備兵補充兵同様に召集せられることになつたが、今回の改正が第二國民兵中ことに丙種合格者の大量動員を行ひ、近代戰の要請に應へることをもつて狙ひとしてゐることはもちろんである。

六、分限、進級

陸軍將校分限令

(昭一六、三、七、勅令一九八)

- 第一條 陸軍將校トハ將官、佐官及尉官ヲ謂フ
- 第二條 將校ハ終身其ノ官ヲ保有シ之ニ對スル禮遇ヲ享ク
- 第三條 將校ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ非ザレバ其ノ官ヲ失フコトナシ
 - 一 本人ノ願ニ依リ其ノ官ヲ免ゼラレタルトキ
 - 二 將校タルノ本分ニ背キ又ハ其ノ

體面ヲ汚シ勅諭ニ依リ免官ト爲リタルトキ

- 三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ但シ陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四條 將校ニシテ陸軍ノ諸生徒又ハ海軍ノ學生生徒ノ兵籍ニ編入セラレタルモノハ別ニ辭令ヲ用ヒズ當該兵籍ニ編入セラレタル日ヲ以テ其ノ官ヲ免ゼラレタルモノトス
- 前項ノ規定ニ該當スル者當該學生生徒ヲ免ゼラレタルトキハ將校タルノ體面ヲ保持シ得ザル者ナル場合ヲ除クノ外同項ノ規定ニ依リ免ゼラレタル官ニ復シ前ノ服役ヲ繼續セシムルモノトス
- 第五條 現役將校ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外現役ノ健宮内官又ハ文官(待遇職員ヲ含ム)ニ專任又ハ專補セララルコトヲ得ザルモノトス
 - 一 陸軍大臣又ハ陸軍次官其ノ他武

- 官ヲ以テ充ツベキ官又ハ職ニ專任又ハ專補セララルトキ
- 二 法令ニ別段ノ定アルトキ
- 第六條 現役將校ニシテ一時職務ニ服セシメザルモノニハ特命ヲ命ズ
- 陸軍大臣必要アリト認ムルトキハ特命發令ノ際特命ヲ命ゼラルル者ニ對シ滞在地ヲ指定スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ滞在地ヲ指定セラレタル者ハ陸軍武官服役令第二條ノ規定ニ拘ラズ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ滞在地所管師團司令部又ハ之ニ準ズベキ部隊ノ兵籍ニ編入シ當該部隊長ノ管轄ニ屬セシム
- 第七條 現役將校傷病疾病ニ因リ執務セザルコト六月ニ及ブトキハ之ニ休職ヲ命ズルコトヲ得但シ本人ノ願アルトキハ六月ヲ待ツノ限ニ在ラズ
- 第八條 現役將校ニシテ懲戒スベキ行為アリタルモノニハ停職ヲ命ズルコトヲ得
- 陸軍大臣統督上必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ停職ヲ命ゼ

- ラレタル者ニ對シ居住及旅行ヲ制限スルコトヲ得
- 停職ヲ命ゼラレタル者ハ三月ノ後ニ非ザレバ就職スルコトヲ得ズ但シ戰時又ハ事變ニ際シテハ此ノ限ニ在ラズ
- 第九條 戰地ニ臨ムノ首將ニハ特ニ停職ヲ命ズルノ權ヲ假スコトアルベシ
- 第十條 待命、休職又ハ停職中ノ將校ハ健康狀態又ハ補充上ノ必要ニ依リ之ヲ豫備役ニ入ラシムルコトヲ得
- 將校ニシテ傷病疾病ノ爲現役ニ堪ヘザルモノハ本人ノ願ニ依リ之ヲ豫備役ニ入ラシムルコトヲ得
- 第十一條 現役將校左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ豫備役ニ入ルモノトス
 - 一 待命又ハ休職ト爲リ二年ヲ經過シ就職ノ命ナキトキ
 - 二 停職ト爲リ一年ヲ經過シ就職ノ命ナキトキ
 - 三 待命、休職又ハ停職ヲ通ジテ二年ヲ經過シ就職ノ命ナキトキ
 - 四 宮内官又ハ文官(待遇職員ヲ含

- ム)ニ專任又ハ專補セラレタルトキ但シ第五條各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除ク
- 五 貴族院令第四條ノ規定ニ依リ貴族院議員ト爲リタルトキ
- 第十二條 現役將校現役年限年齢ニ達シタルトキハ豫備役ニ入ルモノトス
- 第十三條 豫備役將校豫備役滿期ト爲リタルトキハ退役トス
- 第十四條 現役又ハ豫備役ノ將校傷病疾病ノ爲永久服役ニ堪ヘザルトキハ之ニ退役ヲ命ズルコトヲ得
- 海軍將校分限令
- 第一條 海軍將校トハ大將中將少將大佐機關大佐中佐機關中佐少佐機關少佐大尉機關大尉中尉機關中尉少尉機關少尉ヲ云フ
- 第二條 將校ハ終身其官ヲ保有シ其制限ヲ著シ其官ニ對スル禮遇ヲ享ク之ヲ將校ノ分限トス
- 第三條 將校ハ左ニ掲クル事項ノ一ニ依ルニ非レハ其分限ヲ失フコトナシ

第一 本人ノ請願ヲ許容シ其官ヲ免セラレタルトキ

第二 日本人タルノ分限ヲ失ヒタルトキ

第三 刑ニ處セラレ其官ヲ失ヒタルトキ

第四 武官タルノ本分ニ背キ勅諭ニ依リ免官トナリタルトキ

第四條 本令ハ將校相當官、特務士官豫備將校及豫備特務士官ニ適用ス

陸軍武官進級令 (抄)

陸軍武官の進級は上級の官職に堪ふる人材を拔擢して其の官階を進むるを本旨とす。

陸軍武官は級を逐ひ之を歴進せしむ但し本令中別段の規定ある場合は此の限に在らず。

陸軍武官は進級に必要な實役停年を超えたる者に非ざれば之を拔擢することを得ず但し本令中別段の規定ある場合は此の限に在らず。

本令中現役武官に關する規定は豫備

役武官にして部隊に武官の職を奉ずるもの及召集中のものに之を準用す退役將校にして部隊に編入せられたるもの付亦同じ。

實役停年は其の官に於ける在職中の期間(陸軍將校分限令第六條第三項の規定に該當する者の待命中の期間を含む)及召集中の期間(勤務演習召集中の期間を除く)を通算す。

現役將校の進級に必要な各官の實役停年左の如し。

中將 四年

少將 三年

大佐 二年

中佐 二年

少佐 二年

大尉 四年

中尉 二年

少尉 二年

少尉 一年

待命、休職又は停職中の者は之を進級せしめざるものとす。

現役將校は尉官の階級に於て三年以

上隊附勤務に服したる者に非ざれば大尉より少佐に、佐官の階級に於て二年以上隊附勤務に服したる者に非ざれば大佐より少將に之を進級せしめざるを例とす但し戦時又は事變の際及其他の場合に於て補充上必要あるときは此の限に在らず。

中將より大將に進級せしむるには歴戦者又は樞要なる軍務の經歷を有する者にして功績特に顯著なるものの中より特旨を以て親任するものとす。

將官を進級せしめ及大佐を少將に進級せしむるは上旨に出づるものとす此の場合に於ては先づ内旨を陸軍大臣に諭すを例とす。

將校にして左の各號の一に該當するものは第三條本文及第九條の規定並に第十四條中拔擢進級候補決定名簿に關する規定に拘らず其の際特に之を進級せしむることを得。

一 軍事に關し拔群の功績ある者又は軍人の勳鑑として陸軍大臣之を陸軍全般に布告したる者

二 敵前に在りて殊勳を奏し首將之を全軍に布告したる者

三 公務に因る傷疾疾病の爲危篤に陥りたる者にして功績特に顯著なるもの

前項の規定に依り同項第一號又は第二號に該當する者を進級せしむる場合に於ては第二條本文の規定に拘らず特に二階級之を進級せしむることを得。

豫備役の中少尉にして二回以上の召集に應じ其の勤務の成績優秀なるものは特に選抜して進級の爲にする勤務演習に服せしめ技能を査閲したる後臨時拔擢して之を進級せしむることを得。

召集せられたる豫備役將校及部隊に編入せられたる退役將校の進級は必要に應じ召集又は編入解除の後之を行ふことを得。

前項の規定は召集解除に依り豫備役期間の延長解止と爲り退役に入りたる者の進級に之を準用す。

戦地に臨むの首將には特に進級せし

むるの權を假すことあるべし。

下士官の進級

現役下士官又は部隊編入中の豫備役下士官にして第二十四條に規定する實役停年を超え成績優秀なるものは第二十六條第一項の規定に拘らず陸軍大臣の定むる所に依り現役を退く際、召集解除の際又は解職の際特に之を進級せしむることを得。

海軍武官進級令(抄)

海軍武官の進級に必要な實役停年左の如し。

各料少將 三年

各料大佐 二年

各料中佐 二年

る勤務の種類は海軍大臣之を定む。
下士官は進級試験に合格したる者に非ざれば之を進級せしむることを得ず。戦時又は事變の際は前項の進級試験に依らず進級せしむることを得。本章の特殊進級とは定規に拘らざる進級を謂ふ。海軍武官にして左の各號の一に該当する者は其の際特に之を進級せしむることを得。

- 一 敵前に在りて殊勳を奏し首將之を全軍に布告したる者
 - 二 戦時又は事變の際殊勳を奏したる者又は勳功顯著なる者にして其の戦時又は事變中傷病又は疾病の爲危篤に陥りたるもの
 - 三 拔群なる勇敢の行爲あり功績顯著にして軍人の勳鑑として海軍大臣之を海軍全般に布告したる者
- 師範學校を卒業し小學校の教職に就く資格を有する三等下士官にして勤務の成績良好なる者は離休の際特に二等下士官に之を進級せしむることを得。

現役武官又は召集中の豫備役後備役武官にして殊勳を奏し若は勳功顯著なる者又は進級に必要な實役停年を有し功績顯著なる者は現役を退く際、召集中若は召集を解く際又は傷病若は疾病の爲危篤に陥りたる際特に之を進級せしむることを得。

陸軍將校分限令並陸軍武官進級令の改正説明

陸軍將校分限令改正の中心眼目は勅令全般に亘り現行人事の實際的運用に即する如く統合整理を行ひ、同時に編制、制度の改変、今次事變の教訓に基き必要なる増補、修正を行ひ、將校は一死奉公の精神をもつてその本分に邁進すると共に團結を強化し、軍規を益益振奮することが重點となつてゐる。

陸軍武官進級令の改正眼目は平戰兩時の區別を撤廢して眞の拔擢主義を採用したることであつて、今回の兩勅令改正の結果、兩者は眞に一體の關係に於て總力戰に對應すべき帝國陸軍の人事

行政の完璧なる運用が期待され、從來とかく劃一主義に流れ、學校成績眞能主義に墮した弊風が根本的に刷新され新進氣鋭の國軍幹部が相次で簇出することが強く待望される。

海軍任用進級改正説明

海軍では今回士官、下士官、兵の二段飛び任用進級の制度を新たに設け、御裁可を仰いだうへ十二月六日附發令八日の官報で公布せられた、この制度は敵前にあつて殊勳を奏し、首將之を全軍に布告した者、又は拔群なる勇敢の行爲あり、功績顯著にして軍人の勳鑑として海軍大臣之を海軍全般に布告した者に對しては一足跳びに二階級上級の官に任用又は進級せしめられるものである。

七、補 充

補充とは編成上の要員を充足するを謂ふ、従つて廣義に於ては一般の兵の徵集をも含むも通常狹義に於ては武官

及特種の長期志願兵の平時及戦時要員を充足するを謂ふ、而して前者即ち徵集に依る兵員の強制補充は、法律の範圍にて兵役法に規定せられ、後者は其の性質を異にし志願に基くものなるを以て、勅令たる補充令を以て規定せられてゐる。

其一、陸軍之部

現役將校の補充

兵科將校

兵科(憲兵を除く)現役將校は兵科士官候補生又は兵科(憲兵を除く)少尉候補者にして少尉に任ぜらるゝの資格を具ふる者を以て之を補充す。

兵科士官候補生は陸軍豫科士官學校生徒の課程を卒業したる者を以て之に充つ。

兵科士官候補生は各隊に之を配當し概ね八月(航空關係の者に在りては四月)間所屬隊に於て其の本務に必要な勤務及軍事學を習得せしむ。

兵科士官候補生は入營の後直に上等兵の階級を與へ概ね三月の後任長の階級に、概ね五月の後軍曹の階級に進む。

兵科士官候補生陸軍士官學校又は陸軍航空士官學校を卒業したるときは曹長の階級に進め見習士官を命じ概ね四月間所屬隊に於て其の本務に必要な勤務を習得せしむ。

見習士官を命ぜられたる兵科士官候補生を將校と爲すの可否は所屬隊の將校を以て組織する將校銓衡會議に於て之を決す。

前項の會議に於て可決せられたる者は兵科(憲兵を除く)の少尉に任ぜらるゝの資格を具ふるものとす。

兵科少尉候補者は年齢三十八年未満の現役の兵科准尉、同曹長及飛行機操縦術を習得したる兵科軍曹中より選抜す。

陸軍士官學校又は陸軍航空士官學校を卒業したる兵科少尉候補者は概ね二月間所屬部隊に於て將校の勤務を習得

せしむ。

現役軍兵將校は左に掲ぐる者を以て之を補充す。

- 一 兵科(憲兵を除く)尉官にして陸軍憲兵學校を卒業したる者
 - 二 憲兵少尉候補者にして少尉に任ぜらるゝの資格を具ふる者
- 陸軍憲兵學校に入學せしむべき尉官は兵科(憲兵を除く)現役尉官中の志願者より選抜す。

技術部將校

技術部現役將校は左に掲ぐる者を以て之を補充す。

- 一 技術部見習士官にして中尉又は少尉に任ぜらるゝの資格を具ふる者
- 二 技術部少尉候補者にして少尉に任ぜらるゝの資格を具ふる者

技術部見習士官は左の各號の一に該当する者の中より銓衡の上之を採用す。

- 一 陸軍技術部依託學生と爲り當該學部の學課を修め學士と稱するこ

とを得る者

- 二 陸軍技術部依託生徒と爲り當該學校の課程を卒業したる者
 - 三 前二號に掲ぐる者の外大學令に依る大學の工學部、理學部若は農學部の學課を修め學士と稱することを得る者（農學部の學課を修めたる者に在りては農藝化學を修めたる者に限る）又は主として工業に關する學科を教授する專門學校（研究科、選科等の別科を除く）を卒業したる者にして年齢三十年未滿の者
- 技術部見習士官を技術部將校と爲すの可否は所屬部隊の將校を以て組織する將校銓衡會議に於て之を決す前項の會議に於て可決せられたる者は前段の兵技中尉又は航技中尉に、其の他の者に在りては兵技少尉又は航技少尉に任ぜらるゝの資格を具ふるものとす。
- 經理部將校**
經理部現役將校は左に掲ぐる者を以て之を補充す。

一 經理部士官候補生にして少尉に任ぜらるゝの資格を具ふる者

- 二 經理部少尉候補者にして少尉に任ぜらるゝの資格を具ふる者
 - 三 經理部見習士官にして中尉に任ぜらるゝの資格を具ふる者
- 經理部士官候補生は陸軍經理學校豫科生徒の課程を卒業したる者を以て之に充つ。
- 經理部士官候補生は陸軍大臣之を命じ師團司令部所在地の歩兵聯隊に配當し概ね八月間所屬隊に於て兵科士官候補生に準ずる勤務及軍事學を習得せしむ。
- 經理部士官候補生第二十五條の二に規定する勤務及學術を習得したるときは陸軍大臣は陸軍經理學校に本科生徒として之を入學せしむ。
- 其他兵科將校と概ね同様なり。
- 經理部少尉候補者は年齢三十八年未滿の現役の兵科（憲兵を除く）准尉、同曹長及經理部准尉、同曹長中身體強健人格成績共に優秀且家庭堅實なる者に優り且家庭堅實なる者に之を定む。

して經理部將校を志願し聯隊長に於て選拔したるもの中より試験の上陸軍大臣之を定む但し曹長に在りては下士官としての實役停年四年以上の者に限る。

- 一 衛生部見習士官にして中尉又は少尉に任ぜらるゝの資格を具ふる者
 - 二 衛生部少尉候補者にして少尉にして經理部將校を志願し聯隊長に於て選拔したるもの中より試験の上陸軍大臣之を定む但し曹長に在りては下士官としての實役停年四年以上の者に限る。
- 陸軍大臣は經理部少尉候補者を陸軍經理學校に入學せしむ。
- 陸軍經理學校を卒業したる經理部少尉候補者は所屬部隊及當該師團又は軍の經理部に於て概ね二月間經理部將校の勤務を習得せしむ。
- 經理部見習士官は大學令に依る大學の法學部、經濟學部又は商學部の學課を修め學士と稱することを得る者にして年齢三十年未滿のものより銓衡の上之を採用す。
- 衛生部將校**
衛生部現役將校は左に掲ぐる者を以て之を補充す。

任ぜらるゝの資格を具ふる者

- 一 陸軍衛生部依託學生と爲り當該學部の學課を修め學士と稱することを得る者
 - 二 陸軍衛生部依託生徒と爲り當該學校の課程を卒業したる者
 - 三 衛生部幹部候補生
 - 四 前各號に掲ぐる者の外醫師法第一條第一項各號の一に該當する者
- 衛生部見習士官は左の各號の一に該當する者の中より銓衡の上之を採用す。
- 衛生部見習士官は陸軍大臣之を命じ便宜の歩兵聯隊に配當し概ね二月間所屬隊及陸軍病院に於て衛生部將校の勤務を習得せしむ。
- 衛生部少尉候補者は年齢三十八年未滿の現役の衛生部准尉、同曹長（下士官としての實役停年四年以上の者に限る）

○陸軍軍醫豫備員令摘要

- 一 豫備役又は後備役の下士官より採用したる者 十五日
 - 二 豫備兵若は後備兵又は軍隊に於て教育を受けたる第一補充兵より採用したる者 二十一日
 - 三 前二號以外の者 七十五日
- 軍醫豫備員候補者には前項第一號第一條第一項各號の一に該當する者又は齒科醫師法第一條各號の一に該當する者にして年齢三十二年未滿の者

二號の者に在りては入營の際衛生伍長の階級を、同第三號の者に在りては入營の際衛生上等兵に、爾後概ね十五日後に衛生伍長の階級に進ましむ。

- 一 軍醫豫備員候補者は在營期間の終に於て軍醫豫備員たる豫備役の衛生軍曹（志願の際の曹長の官等を有する者は衛生曹長）に任ず。其の豫備役期間は年齢四十五年に達する年の三月三十一日迄。
 - 二 軍醫豫備員たる豫備役衛生曹長、軍曹召集せられたるときは豫備役見習士官と爲し軍醫尉官の勤務に従事せしめらる。陸軍補充令の規定に依り豫備役の衛生部將校に任ぜられたる場合は軍醫豫備員を免ぜらる。
- 軍醫候補生（臨時特例）**
資格 醫師法第一條第一項各號の一に該當し年齢三十二年未滿の者にして軍醫候補生を志願するもの。但し禁錮以上の刑に處せられたる者、破産の宣告を受け復権を得ざる者は採用せず。

採用後の取置 軍醫候補生に採用せられたる者は概ね一月間便宜の歩兵隊に入營せらしめ必要なる勤務及軍事學を習得せしむ、其の身分は衛生軍曹の階級とし前記在營期間の終に於て衛生部見習士官を命ぜらる、見習士官は概ね一月衛生部將校の勤務を習得し次で衛生部尉官に任ぜらる。

服役期間 見習士官より衛生部尉官に任ぜられたる者の現役期間は任官の日より起算し二年とし其の現役期間に滿つる日の翌日より之を豫備役に服せしむる但し陸軍大臣の許可を受け引續き現役を志願することが出来る。

獸醫部現役將校は左に掲ぐる者を以て之を補充す。

- 一 獸醫部見習士官にして中尉又は少尉に任ぜらるるの資格を具ふる者
 - 二 獸醫部少尉候補者にして少尉に任ぜらるるの資格を具ふる者
- 獸醫部見習士官は左の各號の一に該

當する者の中より銓衡の上之を採用す。

- 一 陸軍獸醫部依託學生と爲り當該學部の學課を修め學士と稱することを得る者
 - 二 陸軍獸醫部依託生徒と爲り當該學校の課程を卒業したる者
 - 三 獸醫部幹部候補生
 - 四 前各號に掲ぐる者の外獸醫師法第一條第二項各號の一に該當する者にして年齢三十年未滿の者
- 其他衛生部將校と同じ。

軍樂部將校

軍樂部現役將校は現役の軍樂准尉にして軍樂准尉として三年以上服務し軍樂部將校たるに適する者を以て之を補充す

豫備役將校の補充

(幹部候補生)

豫備役將校は幹部候補生又は操縦候補生にして少尉に任ぜらるるの資格を具ふる者を以て之を補充す。

兵科幹部候補生 は左に掲ぐる資格

等の別科を除く)を卒業したる者。

る者
(ハ)配屬將校を附したる學校にして陸軍大臣に於て高等學校高等科と同等以上と認むるものの一學年の課程を修了したる者
(ニ)陸軍豫科士官學校生徒若は陸軍經理學校豫科生徒の第一學年の課程又は海軍兵學校、海軍機關學校若は海軍經理學校の第一學年の課程を修了したる者
(ホ)文部省直轄商船專門學校の席上課程を修了したる者

各部幹部候補生は前條に規定する資格の外尙左に掲ぐる資格を具へ幹部候補生たることを志願する者の中人格成績共に優秀且家庭堅實にして陸軍大臣の定むる銓衡に合格したる者を以て之に充つ。
一 技術部幹部候補生 大學令に依る大學の工學部若は理學部の學課を修め學士と稱することを得る者又は主として工業に關する學科を教授する專門學校(研究科、選科

を具へ幹部候補生たることを志願する者の中人格成績共に優秀且家庭堅實にして陸軍大臣の定むる銓衡に合格したる者を以て之に充つ

- 一 豫備役の將校又は下士官たるの希望を有する者
 - 二 兵として概ね四月以上在營(召集に依り部隊に在る場合を含む以下之に同じ)したる者
 - 三 左の各號の一に該當する者但し(イ)乃至(ハ)の各號の一に該當する者在りては當該學校の配屬將校(陸軍現役將校學校配屬令又は大正十四年勅令第二百四十六號に依り配屬したる將校を謂ふ以下之に同じ)の行ふ教練の檢定に合格したる者なることを要す
- (イ)配屬將校を附したる學校(研究科、選科等の別科を除く)を卒業したる者
(ロ)配屬將校を附したる高等學校高等科又は大學令に依る大學豫科の第一學年の課程を修了したる者。

る者。
前項第一號又は第二號の規定に依るの外技術部幹部候補生に在りては工業學校を卒業したる者を以て、經理部幹部候補生に在りては商業學校を卒業したる者又は工業學校若は農業學校を卒業し其在學中主として建築、土木、應用化學、染色、紡織若は農産製造に關する學科を修業したる者を以て各前項の規定に準じ之を補充することを

得。
前項に規定する學校は實業學校令に依る學校にして陸軍大臣の定むるものを謂ふ。
幹部候補生は採用後概ね三月の後左の如く區分す。

- 一 豫備役將校たるべき幹部候補生(甲種幹部候補生と稱す)
 - 二 豫備役下士官たるべき幹部候補生(乙種幹部候補生と稱す)
- 前項の區分に關し必要なる事項は陸軍大臣之を定む。
現役第一年次兵より採用せられたる

幹部候補生の修業期間は現役兵の入營期日より起算し二年に滿つる日迄とし其の他の兵より採用せられたる幹部候補生の修業期間は採用の日より起算し概ね一年八月とす。

幹部候補生に對しては採用の後直に一等兵の階級を與へ爾後概ね二月の後上等兵の階級に進む。

甲種幹部候補生に對しては第五十七條の規定に依る區分の後概ね一月の後伍長の階級に、爾後概ね三月の後軍曹の階級に進む。

乙種幹部候補生に對しては第五十七條の規定に依る區分の後概ね四月の後伍長の階級に進む。

兵科甲種幹部候補生（航空關係の者を除く）は教育總監之を陸軍豫備士官學校、陸軍戰車學校、陸軍騎兵學校、陸軍野戰砲兵學校、陸軍重砲兵學校、陸軍防空學校、陸軍工兵學校、陸軍通信學校、陸軍自動車學校若は陸軍習志野學校に入學せしめ又は陸軍大臣の定むる部隊に於て概ね十一月間教育す。

各部（技術部を除く）甲種幹部候補生は陸軍大臣の定むる所に依り之を陸軍經理學校、陸軍軍醫學校若は陸軍獸醫學校に入學せしめ又は陸軍大臣の定むる部隊に於て概ね十一月間教育す。

甲種幹部候補生前二項に規定する教育の課程を終りたるときは曹長の階級に進め見習士官を命じ概ね四月間所屬隊又は陸軍大臣の定むる部隊に於て其の本務に必要な勤務を習得せしむ。

航空關係の兵科幹部候補生は採用後概ね一月の後陸軍大臣の定むる部隊に之を分遣し技術部幹部候補生は採用後概ね一月の後陸軍大臣の定むる所に依り之を陸軍兵器廠、陸軍兵器學校又は航空技術關係の部隊に分遣し概ね一年間教育す但し乙種幹部候補生（飛行機操縦に従事すべき者を除く）に對する教育期間は概ね六月とす。

前項の規定に依る教育の課程を終りたる幹部候補生は陸軍大臣之を便宜の部隊に配當す。前項の規定に依り部隊に配當せられ

たる甲種幹部候補生は幹部候補生に採用後概ね一年三月の後曹長の階級に進め見習士官を命じ其の本務に必要な勤務を習得せしむ。

幹部候補生は前二條の規定に依るの外陸軍大臣の定むる所に依り軍隊、學校又は官衙に於て其の本務に必要な勤務及軍事學を修得せしむ。

見習士官を命ぜられたる甲種幹部候補生を將校と爲すの可否は所屬隊の將校を以て組織する將校銓衡會議に於て之を決す但し其の修業期間の終迄他の部隊に分遣せられたる者に付ては當該部隊の將校を以て組織する將校銓衡會議に於て之を決するものとす。

前項の會議に於て可決せられたる者は當該兵科部の少尉（衛生部幹部候補生に在りては其の有する免許證の種類に従ひ軍醫少尉、藥劑少尉又は齒科醫少尉とし獸醫部幹部候補生に在りては獸醫少尉とす）に任ぜらるるの資格を具ふるものとす。乙種幹部候補生は幹部候補生に採用

後概ね一年三月の後陸軍大臣の定むる所に依り試験を行ひ其の成績と平素に於ける勤務の成績とを參酌し下士官たるの適否を決定す。

前項に規定する成績優秀なる者は陸軍大臣の定むる所に依り之を軍曹の階級に進む。

操縦候補生は左に掲ぐる資格を具へ操縦候補生たることを志願する者の中人格成績共に優秀且家庭堅實にして陸軍大臣の定むる銓衡に合格したる者を以て之に充つ。

一 飛行機操縦に従事すべき豫備役の將校又は下士官たるの希望を有する者

二 派遣將校（昭和十年勅令第二百六十七號に依り派遣したる將校を謂ふ以下之に同じ）の行ふ飛行機操縦の檢定に合格したる者又は飛行機操縦士免狀を有する者

三 第五十三條第一項第三號の規定に該當する者

四 年齢二十八歳未滿の者

前項第四號に規定する年齢は採用する年の三月三十一日に於ける年齢とす。

飛行機操縦の檢定に關する事項は陸軍大臣之を定む。

操縦候補生の修業期間は其の入營期日より起算し一年に滿つる日迄とす。

操縦候補生に對しては入營後直に一等兵の階級を與へ概ね三月の後上等兵の階級に進め爾後概ね二月の後伍長の階級に、更に概ね二月の後軍曹の階級に、更に概ね二月の後曹長の階級に進め同時に見習士官を命ず。

操縦候補生は入營後概ね一月の後陸軍大臣の定むる所に依り之を岐阜陸軍飛行學校に入學せしめ概ね六月間教育す。

操縦候補生は前項の規定に依るの外陸軍大臣の定むる所に依り軍隊、學校又は官衙に於て其の本務に必要な勤務及軍事學を修得せしむ。見習士官を命ぜられたる操縦候補生を將校と爲すの可否は所屬隊の將校を

以て組織する將校銓衡會議に於て之を決す。

前項の會議に於て可決せられたる者は兵科の少尉に任ぜらるるの資格を具ふるものとす。

現役下士官の補充

現役憲兵下士官は左に掲ぐる者を以て之を補充す。

一 憲兵兵長中憲兵下士官を志願したる者にして概ね一年憲兵の職務に服し品行方正、志操堅實なる者

二 豫備役憲兵兵長にして憲兵下士官適任證書を有し現役滿期後二年以内に現役下士官を志願する者

三 豫備役の憲兵軍曹又は伍長中品行方正、志操堅實にして現役滿期後二年以内に現役を志願する者
兵科（憲兵を除く）現役下士官は兵科下士官候補者にして概ね二年在營し且左の各號の一に該當する者を以て之を補充す。

一 陸軍教導學校を卒業したる者

二 下士官候補者の課程を修了したる者

三 前二號に掲ぐる者の外陸軍大臣の定むる所に依り所屬部隊に於て下士官たるに必要な課程を修了したる者

前條の下士官候補者は兵科(憲兵を除く)の兵にして概ね三月以上在營し下士官を志願したる者の中より銓衡の上之を採用す(以下の兵科外下士官も同様とす)。

職事關係の現役兵科下士官は第六十四條に掲ぐる者の外陸軍職事學校生徒の課程を卒業し下士官候補者と定めたる者にして陸軍大臣の指定したる部隊に於て概ね一年在營したる者を以て之を補充す。

通信(航空通信を除く)關係の現役兵科下士官は第六十四條に掲ぐる者の外陸軍通信學校生徒の課程を卒業し下士官候補者と定めたる者にして陸軍大臣の指定したる部隊に於て概ね一年在營したる者を以て之を補充す。

前二條の下士官候補者に対しては兵長の階級を與ふ。

職事關係の現役兵科下士官は第六十四條に掲ぐる者の外少年飛行兵にして下士官を志願し概ね一年六月在營し下士官たるに適する者を以て之を補充す。

現役兵技下士官は左に掲ぐる者を以て之を補充す。

一 陸軍兵器學校生徒の課程を卒業したる者

二 兵技下士官候補者にして概ね二年在營し陸軍大臣の指定する部隊に於て兵技下士官たるに必要な學術を習得し兵技下士官たるに適する者

三 兵技下士官適任證書を有する兵技兵長にして歸休を命ぜられ又は現役期間満つる日迄在營して豫備役に入り退營後二年以内に現役兵技下士官を志願する者

四 豫備役兵技下士官にして現役滿期後二年以内に現役を志願する者

者

前條第二號の兵技下士官候補者は兵技兵にして概ね三月以上在營し兵技下士官を志願したる者の中より銓衡の上之を採用す。

陸軍大臣は前項の兵技下士官候補者を前條第二號に規定する部隊に分遣す。

現役航技下士官は左に掲ぐる者を以て之を補充す。

一 航技下士官候補者にして概ね二年在營し陸軍大臣の定むる所に依り所屬部隊に於て航技下士官たるに必要な學術を習得し航技下士官たるに適する者

二 航技下士官適任證書を有する航技兵長にして歸休を命ぜられ又は現役期間満つる日迄在營して豫備役に入り退營後二年以内に現役航技下士官を志願する者

三 豫備役航技下士官にして現役滿期後二年以内に現役を志願する者

四 少年飛行兵にして航技下士官を志願し概ね一年六月在營し航技下士官たるに適する者

前條第一號の航技下士官候補者は航技兵にして概ね三月以上在營し航技下士官を志願したる者の中より銓衡の上之を採用す。

現役主計下士官は左に掲ぐる者を以て之を補充す。

一 主計下士官候補者にして概ね二年在營し陸軍經理學校又は陸軍大臣の指定する部隊に於て主計下士官たるに必要な學術を習得し主計下士官たるに適する者

二 主計下士官適任證書を有する兵科(憲兵を除く)兵長にして歸休を命ぜられ又は現役期間満つる日迄在營して豫備役に入り退營後二年以内に現役主計下士官を志願したる者

三 豫備役の主計軍曹又は主計伍長にして現役滿期後二年以内に現役を志願する者

主計下士官候補者は兵科(憲兵を除く)の兵にして概ね八月以上在營し主計下士官を志願したる者の中より銓衡の上之を採用す。

現役縫、裝工下士官は左に掲ぐる者を以て之を補充す。

一 縫、裝工下士官候補者にして概ね二年在營し陸軍被服本廠又は陸軍大臣の指定する部隊に於て縫、裝工下士官たるに必要な學術を習得し縫、裝工下士官たるに適する者

二 縫、裝工下士官適任證書を有する兵科(憲兵を除く)兵長にして歸休を命ぜられ又は現役期間満つる日迄在營して豫備役に入り退營後二年以内に現役縫、裝工下士官を志願する者

三 豫備役縫、裝工下士官にして現役滿期後二年以内に現役を志願する者

衛生下士官 又は療工下士官の補充は左に掲ぐる者を以てす。

一 衛生下士官候補者又は療工下士官候補者にして概ね二年在營し陸軍大臣の指定する陸軍病院又は陸軍衛生材料廠に於て衛生下士官又は療工下士官たるに必要な學術を習得し衛生下士官又は療工下士官たるに適する者

二 衛生下士官適任證書又は療工下士官適任證書を有する衛生兵長にして歸休を命ぜられ又は現役期間満つる日迄在營して豫備役に入り退營後二年以内に現役の衛生下士官又は療工下士官を志願する者

三 豫備役の衛生軍曹又は衛生伍長又は療工軍曹又は療工伍長にして現役滿期後二年以内に現役を志願する者

現役獸醫部下士官は左に掲ぐる者を以て之を補充す。

一 獸醫部下士官候補者にして概ね二年在營し陸軍獸醫學校又は陸軍大臣の指定する部隊に於て獸醫部下士官候補者の課程を卒業したる者

- 者
- 二 獸醫部下士官適任證書を有する兵科(憲兵を除く)兵長にして歸休を命ぜられ又は現役期間満つる日迄在營して豫備役に入り退營後二年以内に現役獸醫部下士官を志願する者
- 三 豫備役獸醫部下士官にして現役満期後二年以内に現役を志願する者

現役軍樂部下士官は軍樂兵長にして下士官を志願し一年以上在營し軍樂部下士官たるの技能を有する者を以て之を補充す。

豫備役下士官の補充

- 豫備役下士官は左に掲ぐる者を以て之を補充す。
- 一 乙種幹部候補生にして其の修業を了りたる者
- 二 甲種幹部候補生又は操縦候補生にして銓衡會議に於て可決せられざりし者の中下士官たるに適すと認めたる者

- ぐる者を以て豫備役の見習士官と爲すことを得。
 - 一 下士官にして將校勤務適任證書を有する者
 - 二 前號に該當せざる現役下士官、兵にして醫師免許證、藥劑師免許證又は齒科醫師免許證を有する者
 - 三 第一號に該當せざる下士官、兵にして獸醫師免許證を有する者
 - 四 前各號に掲ぐる者の外獸醫師免許證を有する者
- 前項第四號に該當する者の採用の方法及時期は陸軍大臣之を定む。
- 下士官は左に掲ぐる者を以て之を補充することを得
- 一 現役、豫備役又は補充兵役の兵長
 - 二 縫、裝工下士官候補者にして概ね六月以上陸軍被服本廠に於て修業したる者
 - 三 獸醫部下士官候補者にして概ね六月以上陸軍獸醫學校に於て修業

- 三 下士官適任證書を有する者
- 四 派遣將校の行ふ飛行機操縦の檢定(第六十二條の七第一項第二號の檢定を謂ふ)に合格し又は飛行機操縦士免狀を有する年齢二十五未滿の者にして豫備役の航空關係の兵科下士官を志願し下士官たるに適すと認めたる者
- 五 豫備役兵長にして平時部隊に於て勤務し其の成績優秀なる者
- 六 銓衡會議に於て可決せられたる甲種幹部候補生又は操縦候補生にして豫備役將校に任ぜられざりし者の中下士官たるに適すと認めたる者

戰時又は事變の際に於ける特別補充
將校は左に掲ぐる者を以て之を補充することを得。

- 一 現役又は豫備役の見習士官
- 二 少尉候補者にして陸軍士官學校陸軍航空士官學校、陸軍兵器學校陸軍航空技術學校、陸軍經理學校陸軍軍醫學校又は陸軍獸醫學校を

- したる者。
 - 四 現役、豫備役又は補充兵役の兵長たる師範工兵にして獸醫部下士官たるの技能を有する者
 - 五 航空免狀を有する者
 - 六 陸軍戰車學校生徒又は陸軍通信學校生徒にして概ね一年以上當該學校に於て修業したる者
- 豫備役憲兵兵長は憲兵兵長たるに適する兵を以て之を補充することを得。
- 兵技下士官は左に掲ぐる者を以て之を補充することを得。
- 一 陸軍兵器學校生徒にして概ね一年以上同校の課程を修業したる者
 - 二 削除
 - 三 兵器器材等に關する技能を有する者にして砲、工兵技術下士官に必要なる學術を習得したる者
- 前項第三號の規定に依る補充の方法及時期は陸軍大臣之を定む。
- 主計下士官は兵科(憲兵を除く)の現役、豫備役又は補充兵役の兵にして隊

- 卒業したる者
- 三 現役又は豫備役の准士官にして曹長に任ぜられたる日より二年以上實務に服したる者
- 四 豫備役衛生部准士官にして衛生部將校勤務適任證書を有する者
- 五 豫備役獸醫部准士官にして獸醫部將校勤務適任證書を有する者

前項の規定に依る補充の時期及區分は陸軍大臣之を定む。

現役又は豫備役の准士官にして左の各號の一に該當する者は之を以て將校を補充することを得。

- 一 殊勳を奏したる者
 - 二 勳功顯著なる者にして危篤に陥りたる者
- 現役又は豫備役の曹長又は將校勤務適任證書を有する軍曹若しくは伍長にして敵前に在りて殊勳を奏し首將之を全軍に布告したる者は特に之を以て將校を補充することを得。
- 動員を行ひたる部隊に於ては左に掲

- 附經理部將校に附屬して主計下士官の勤務を習得したる者を以て之を補充することを得。
- 前項の規定に依る補充の方法及時期は陸軍大臣之を定む。
- 現役、豫備役又は補充兵役の上等兵にして敵前に在りて殊勳を奏し首將之を全軍に布告したる者は特に之を以て下士官を補充することを得。
- 見習士官、少尉候補者若しくは准士官又は兵長にして敵前に在りて殊勳を奏し首將之を全軍に布告したる者を以て將校又は下士官を補充する場合に於ける初任の官等は將校に在りては中尉、下士官に在りては軍曹と爲すことを得。
- 第九十二條乃至第九十三條の二の規定に依る任官は戰地に在りては陸軍武官進級令に依り進級せしむるの權を委任せられたる首將之を專行することを得。
- 平時に於ける特別補充**
現役若しくは豫備役の見習士官、少尉候補者、現役准士官又は部隊編入中の豫

備役准士官にして左の各號の一に該當する者は之を以て將校を補充することを得但し第二號に該當する者として將校を補充するは現役を退く際、召集解除の際、解職の際又は危篤に陥りたる際に限る。

- 一 軍事に關し拔群の功績ある者又は軍人の龜鑑として陸軍大臣之を陸軍全般に布告したる者
- 二 准士官として四年以上實務に服し功績顯著なる者

現役又は豫備役の曹長又は將校勤務適任證書を有する軍曹若は伍長にして軍事に關し拔群の功績ある者又は軍人の龜鑑として陸軍大臣之を陸軍全般に布告したる者は特に之を以て將校を補充することを得。

豫備役准士官(部隊編入中の者を除く)にして左の各號の一に該當する者は特に之を以て將校を補充することを得。

- 一 軍事に關し拔群の功績ある者又は軍人の龜鑑として陸軍大臣之を

する場合に於ける初任の官等は軍曹と爲すことを得。

其他

補充上特に必要ある場合に於ては憲兵將校、同准士官又は同下士官は兵科(憲兵を除く)の將校、准士官又は下士官より直に之を補充することを得。

主計下士官は兵科(憲兵を除く)の現役、豫備役又は補充兵役の兵にして隊附經理部將校に附屬して主計下士官の勤務を習得したる者を以て之を補充することを得。

現役、豫備役又は補充兵役の上等兵にして敵前に在りて殊勳を奏し首將之を全軍に布告したる者は特に之を以て下士官を補充することを得。

見習士官、少尉候補者若は准士官又は兵長にして敵前に在りて殊勳を奏し首將之を全軍に布告したる者を以て將校又は下士官を補充する場合に於ける初任の官等は將校に在りては中尉、下士官に在りては軍曹と爲すことを得。第九十二條乃至第九十三條の二の規

陸軍全般に布告したる者
二 軍人の龜鑑たり且將校たるの技倆を有すと認めたる者。

現役兵長又は部隊編入中の豫備役若は補充兵役の兵長にして左の各號の一に該當する者は之を以て下士官を補充することを得但し第二號に該當する者として下士官を補充するは退營の際、現役を離るる際、解職の際又は危篤に陥りたる際に限る。

- 一 軍事に關し拔群の功績ある者又は軍人の龜鑑として陸軍大臣之を陸軍全般に布告し若は師團長之を一般に布達したる者
- 二 功績顯著なる者

豫備役又は補充兵役の兵長(部隊編入中の者を除く)にして左の各號の一に該當する者は之を以て下士官を補充することを得。

- 一 軍事に關し拔群の功績ある者又は軍人の龜鑑として陸軍大臣之を陸軍全般に布告し若は師團長之を一般に布達したる者

定に依る任官は戰地に在りては陸軍武官進級令に依る進級權を委任せられたる首將之を專行することを得。

現役若は豫備役の見習士官、少尉候補者、現役准士官又は部隊編入中の豫備役准士官にして左の各號の一に該當する者は之を以て將校を補充することを得但し第二號に該當する者は現役を退く際、召集解除の際、解職の際又は危篤に陥りたる際に限る。

- 一 軍事に關し拔群の功績ある者又は軍人の龜鑑として陸軍大臣之を陸軍全般に布告したる者
- 二 准士官として四年以上實務に服し功績顯著なる者

現役又は豫備役の曹長又は將校勤務適任證書を有する軍曹若は伍長にして軍事に關し拔群の功績ある者又は軍人の龜鑑として陸軍大臣之を陸軍全般に布告したる者は特に之を以て將校を補充することを得。

豫備役准士官(部隊編入中の者を除く)にして左の各號に該當する者は特

二 軍人の龜鑑たり且下士官たるの技倆を有すと認めたる者

現役、豫備役又は補充兵役の上等兵にして左の各號の一に該當する者は特に之を以て下士官を補充することを得。

- 一 軍事に關し拔群の功績ある者又は軍人の龜鑑として陸軍大臣之を陸軍全般に布告し若は師團長之を一般に布達したる者
- 二 公務に因る傷痍疾病の爲危篤に陥りたる者にして功績特に顯著なる者

見習士官、少尉候補者又は准士官にして軍事に關し拔群の功績ある者又は軍人の龜鑑として陸軍大臣之を陸軍全般に布告したる者を以て將校を補充する場合に於ける初任の官等は中尉と爲すことを得。

兵長にして軍事に關し拔群の功績ある者又は軍人の龜鑑として陸軍大臣之を陸軍全般に布告し若は師團長之を一般に布達したる者を以て下士官を補充

に之を以て將校を補充することを得。

- 一 前記と同じ
- 二 軍人の龜鑑たり且將校たるの技倆を有すと認めたる者

現役又は豫備役若は補充兵役の兵長にして左の各號の一に該當する者は之を以て下士官を補充することを得但し第二號に該當する者は退營の際、現役を離るる際、解職の際又は危篤に陥りたる際に限る。

- 一 軍事に關し拔群の功績ある者又は軍人の龜鑑として陸軍大臣之を陸軍全般に布告し若は師團長之を一般に布達したる者
- 二 功績顯著なる者
- 三 軍人の龜鑑たり且下士官たるの技倆を有すと認めたる者

陸軍補充令改正説明

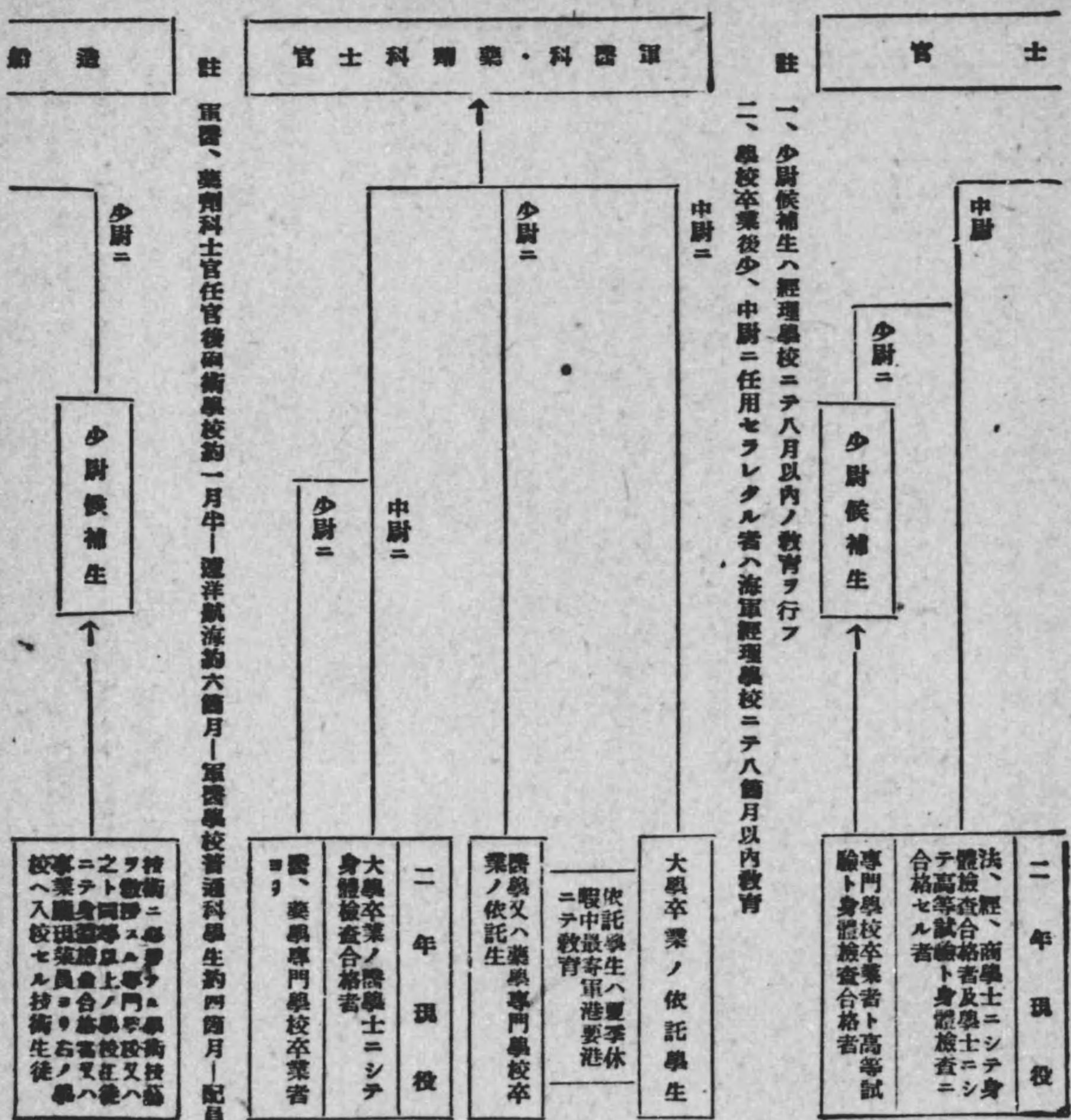
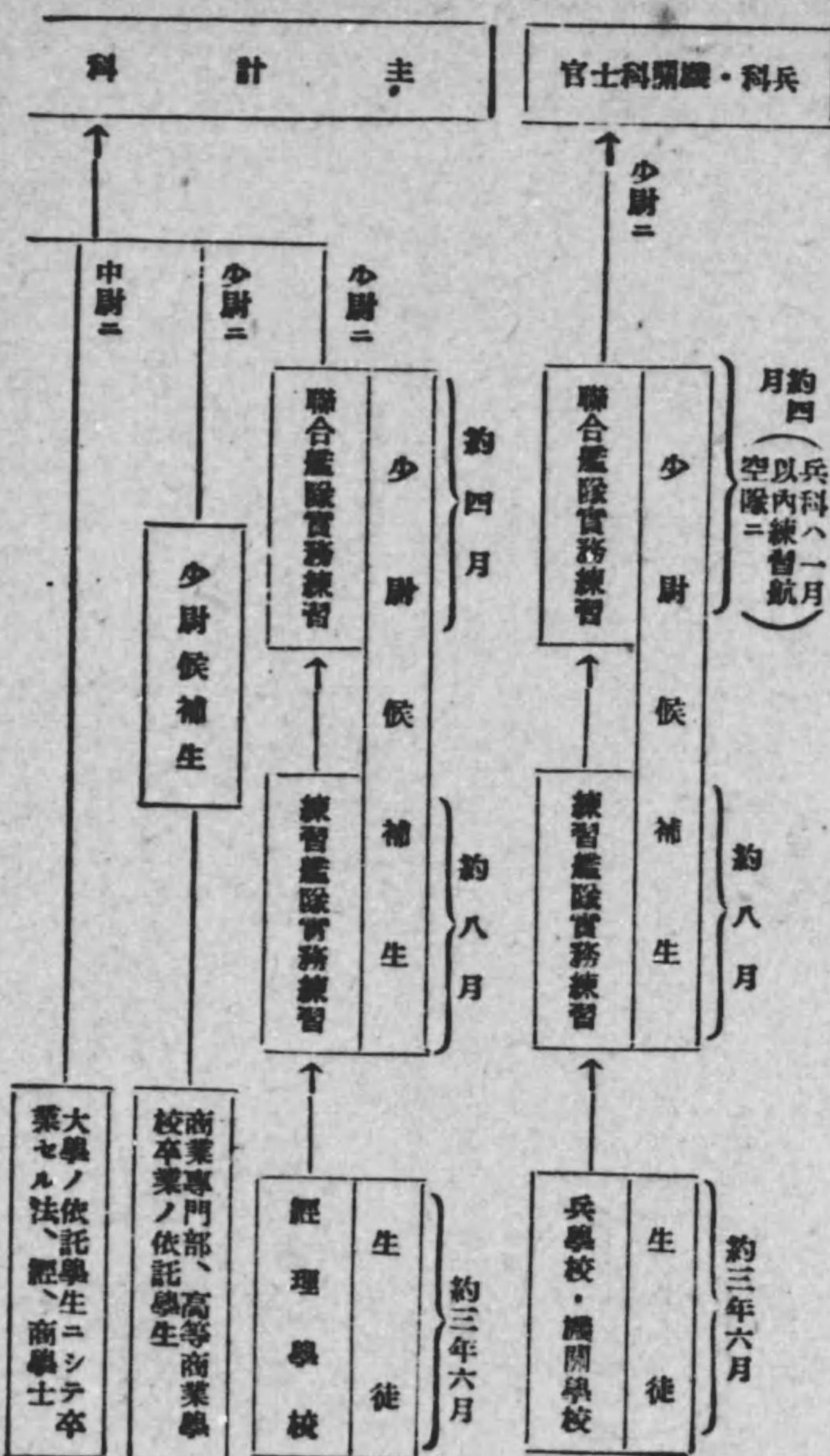
陸軍では曩に陸軍武官進級令の改正を斷行一足飛びに二階級進級する優遇の途を開いたが、今度は「補充」の場合にも卓拔な功績殊勳者に對しては二

階級飛躍補充の途を開いた。
 一 敵前で殊勲を奏し首將がこれを全軍に布告した者
 一 軍事に關し拔群の功績ある者又は軍人の勳鑑として陸軍大臣がこれを陸軍全般に布告した者

即ち右の場合曹長は少尉に、見習士官、少尉候補者、准尉は直ちに中尉に進級することが出来るわけである。

其二、海軍之部

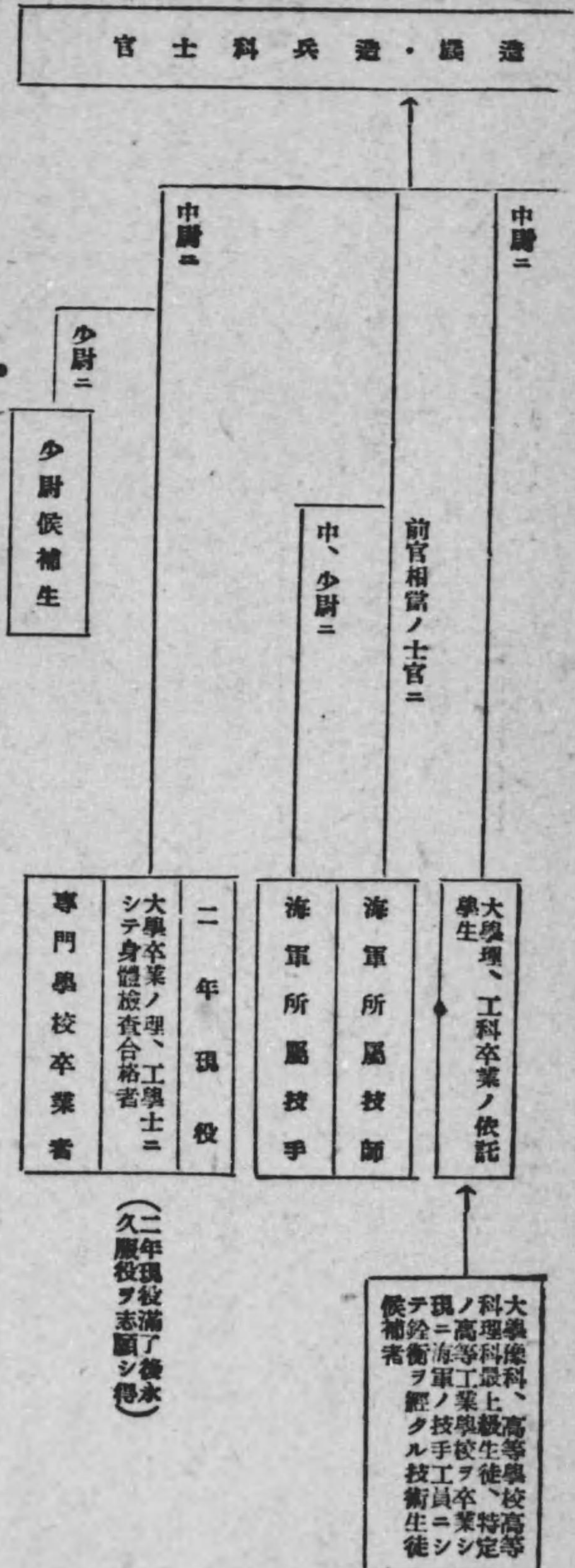
海軍士官補充系統



註 軍醫、藥劑科士官任官後兩術學校約一月半—連洋航海約六箇月—軍醫學校普通科學生約四箇月—配員

註 一、少尉候補生ハ經理學校ニテ八月以内ノ教育ヲ行フ
 二、學校卒業後少、中尉ニ任用セラレタル者ハ海軍經理學校ニテ八月以内ノ教育

(二年現役滿了後水)
 (久服役ヲ志願シ得)
 (軍醫科又ハ藥劑科士官ニ任セラレタル者ハ醫師免狀ヲ要ス)
 (一年現役滿了後水)
 (八服役ヲ志願シ得)



註 一、少尉候補生ハ海軍砲術學校ニテ約三箇月工作職ニテ約六箇月ノ實務教育ヲ行フ
 二、技術中尉任官ハ海軍砲術學校講習約三箇月—工作職實習約六箇月—乘艦實習約八箇月(第二回目乘艦實習ハ中尉ノ最終年)航空關係造兵事務ハ航空練習講習約四箇月—配員
 三、技術少尉任官ハ砲術學校約三箇月(工作職約六箇月工場實務ノ經驗ヲ有スル者ハ本期間乘艦ニ乗込マシムルコトアリ)—配員

特殊任用
 一、外國ノ學校ニ相當ノ課程ヲ修了シ武官任用委員ノ銜ヲ經タル者ヨリ候補生又ハ士官(二年現役)ニ採用スルコトアリ
 二、配員ノ必要アルトキニ限り勤務召集中ノ海軍豫備少尉、海軍豫備中尉少尉ニシテ志願スル者ヨリ銜ヲ經テ現役ニ服セシムルコトアリ



現役下士官 三等下士官は一等兵中より下士官を志望する者、海軍練習航空隊飛行科練習生又は飛行練習生若しくは同教程卒業の掌航空兵たる者にして一年二月の實役停年を有する者より採用。又右以外の者にして一年四月の實役停年を有する者の中より任用試験に合格したる者を抜擢により任用す。

特殊任用 候補生、准士官又は一等兵にして敵前に在りて殊勳を奏し首將之を全軍に布告せる者戦時又は事變の際殊勳を奏したる者又は勳功顯著なる者にして其の戦時又は事變中傷疾又は疾病の爲危篤に陥りたる者、抜群なる

勇政の行爲あり功績顯著にして軍人の勳鑑として海軍大臣が全般に布告した者は規定に拘らず進級せしめらる。

尙昭和十三年八月六日を以て召集中に非ざる豫備役又は後豫役の准士官又は一等兵にして、軍事に關し抜群の功績ある者は、任用令の規定に拘らず准士官を特務士官に、一等兵を下士官に任用されることになつた。

其他、其後時局の進展に伴ひ進級及補充の劃期的大改正を斷行したが其詳細は帝國海軍之部に掲げてある。

海軍豫備員は海軍豫備生徒、同豫備練習生、同航空豫備學生、同豫備補習生等より採用して豫備役に服せしめ、戦時又は事變に際し必要に應じ召集(充員召集)する外演習、勤務又は教育の爲召集し豫備役下士官兵に對し簡閱點呼を行ふ。

海軍豫備員は特に規定せられたる以外は服役年限年齢に滿つる日迄之に服し、其の兵籍は豫備士官は海軍省、豫備准士官以下は海軍大臣の定むる鎮守府に置く。

整備少尉 文部省直轄商船専門學校航海科卒業者又は水産講習所遠洋漁業

科卒業者及豫備兵曹長又は豫備航空兵曹長にして五年の實役停年を有する者より詮衡の上任用。

豫備機關少尉 文部省直轄商船專門學校機關科卒業者及豫備機關兵曹長又は豫備整備兵曹長にして五年の實役停年を有する者より詮衡に依り任用。

豫備一等兵曹及豫備一等機關兵曹に在りては海軍豫備練習生にして文部省直轄商船學校卒業者。

豫備三等水兵、同機關兵、同工作兵は海軍豫備補習生教程を修了した者。

航空科豫備少尉同機關少尉は海軍航空豫備學生教程を修了せる者。又は豫備航空兵曹長にして五年の實役停年を有する者。

豫備二等航空兵曹は航空術に関する海軍豫備練習生教程を修了した者。

豫備三等航空兵曹は航空術に関する海軍豫備練習生教程を修了した者、又は海軍練習航空隊にて航空術を修得し豫備武官を志願し身體検査に合格したる年齢二十五年未滿者。

豫備三等整備兵曹は航空術に関する海軍豫備練習生教程を卒業せる者。

右の外豫備武官は海軍大臣の定むる海技免狀又は航空免狀を有する者を任用す又豫備武官の進級は實役停年各科豫備少佐四年、同豫備大尉五年、同豫備中尉三年、同豫備少尉二年、同豫備一等下士官二年六月、同二等下士官二年同三等下士官二年を有する者より拔擢を以て歴進せしむ。但し豫備少佐、豫備機關中佐は特選によるの外召集中に非ざる豫備武官にして拔群の功績ある者召集中の豫備准士官又は豫備一等兵にして殊勳を奏し又は勳功顯著なる者及戰時事變に際しては特殊任用を行ふことあり。

豫備三等整備航空術に関する海軍豫備練習生の教程を修了したる者を進級せしむる途を設けらる。

海軍豫備員候補者

海軍豫備員の候補者として、必要なる教育を施す爲海軍航空豫備學生、海

に依り海軍練習航空隊にて約九月間の教育を受けるものとす。又整備科學生は横須賀海軍航空隊にて約一年間の軍事教育を受く、其の専修科若くは海軍大臣に於て之に準ずと認められた學校を卒業せる者。

海軍豫備生徒

豫備生徒は文部省直轄商船專門學校生徒、又は水産講習所遠洋漁業科學生を以て充て、航海科、機關科の二とし其の身分は海軍生徒に準ず。海軍豫備生徒は約六月間海軍砲術學校に於て軍事關係の教育を施すものとす。

海軍豫備練習生

海軍豫備練習生は航海科、機關科、航空科(甲種及乙種)整備科に分つ。

資格 文部省直轄商船學校生徒は入學の日より航海科又は機關科海軍豫備練習生となり、六月間海兵團にて教育を受く。

右の外法令の定むる航空機に関する免狀を有する者又は中學校若くは海軍大臣に於て之と同等以上と認めらる學校

軍豫備生徒、海軍豫備練習生、海軍豫備練習生を置かれてある。

海軍航空豫備學生

海軍航空豫備學生は飛行科、及整備科の二種とし志願者中身體検査及試験に合格したる者より採用す。

資格

飛行科學生は大學令に依る大學學部の卒業生にして採用の年の四月一日に年齢二十六年未滿者。大學令に依る大學の豫科、高等學校高等科、專門學校又は之と同等以上の學校卒業生にして採用の年の四月一日に年齢二十四年未滿者。整備科學生は大學令に依る大學の工學部卒業生にして採用の年の四月一日に於て年齢二十六年未滿の者。工業專門學校卒業生にて採用の年の四月一日に年齢二十四年未滿者。

志願 志願者は、志願書、履歷書、誓約書、戶籍謄本、身元證明書に寫眞を添へ海軍大臣に願出づべし。

其他 募集は其の都度官報に告示せらる。採用者は團ヶ浦航空隊にて約三月間軍事教育を受けたる後、専修別

卒業生にして海軍豫備員を志願する者より採用するも航空科甲種豫備員は當分採用せられず。乙種は採用後は團ヶ浦航空隊にて約二月間海軍練習航空隊に於て約十月間修業するものとす。整備科は横須賀海軍航空隊にて約一年間教育を受く。

航空科乙種豫備練習生は中學校又は之と同等以上の學校を卒業し採用の年四月一日に年齢二十五年未滿の志願者、整備科豫備練習生は工業學校又は之と同等以上の學校卒業生にして採用の四月一日に年齢二十年未滿の志願者より採用す。

志願

志願者(航海科、機關科豫備練習生を除く)は二月十五日迄に履歷書、誓約書、航空機操縦士免狀寫、學校長の卒業證明書、身元證明書、戶籍謄本を所管鎮守府司令長官に提出するものとす、詳細は召集の際官報に告示せらる。

海軍豫備練習生

海軍豫備補修生は兵科、機關科、工

作科の三種に分れ兵科及機關科豫備練習生は船員法の適用を受くる船員として一年以上の乗船履歷を有し採用の年の十一月三十日に年齢十六年以上二十一年未滿の者の志願者より。工作科豫備練習生は海軍工作處に技術從事者として引續き一年以上勤務の履歷を有し採用の年の十一月三十日に年齢十六年以上二十年未滿の者より採用す。

豫備補習生採用は其の都度官報に告示せらる。採用者は海軍四等兵に準ずる取扱を受け、海兵團に入團し、兵科及機關科豫備補習生は約六月、工作科豫備補習生は約一年の教育を受く。

海軍豫備學生規則

(昭和一六、一〇、二二日)

本規則は優秀なる豫備海軍士官養成の新制度で大學卒業生(二十六歳以下)專門學校卒業生(二十四歳以下)の志願者を兵科飛行科整備科及機關科に採用する海軍の幹部候補生とも稱すべく帝國海軍之項に詳細別記してある。



日本自動車タイヤ
飛行機
製造株式會社

東京市豊島區雜司ヶ谷町七ノ一、〇〇〇
電話牛込(34)六〇八〇五二四九番
接替東京一七四七二番

- ◎將校軍服、軍帽
- ◎指揮刀並ニ附屬品
- ◎青訓教練銃
- ◎青訓用品一式
- ◎在郷軍人用品
- ◎參謀本部地圖並ニ兵書
- ◎絶對他店の追隨を許さぬ安價にて
- 軍裝品一式謹製仕り候

東京市麴町區九段一ノ十二番地八
(九段靖國神社下)

萬屋 坂本商店

型錄進呈
電話九段 三〇八七番
接替東京三九八六八番

覽便者願志軍海陸

種別	人員	年齢	資格	出願日	官報月日
陸軍幼年學校		五三以上	中等學校一年程度	自六、七、一	同
陸軍兵器學校 (十二月採用)	約八〇〇	二〇六以上	國民學校程度	自六、四、一 自六、五、三	同
東京陸軍航空學校		七五以上	國民學校程度	自六、四、一 自六、五、三	同
陸軍通信學校	約三〇〇	八五以上	國民學校程度	自六、四、一 自六、五、三	同
陸軍戰車學校	約三〇〇	八五以上	同	同	同
陸軍戶山學校 軍樂生徒		二〇六以上	同	二六、二、末日	二五、三、二

備考 召募は毎年官報に告示せらる

陸軍諸學校生徒志願者便覽
昭和十七年度生徒召募

陸海軍 志願者便覽
諸學校、依託生
中少尉、見習士官
候補生、練習生
志願兵、練習生

陸軍幼年學校生徒

東京市牛込區戶山町
廣島市基町
仙臺市富澤
熊本市清水町
愛知縣東春日井郡篠岡村
大阪府南河內郡千代田村

志願者の資格
十三年以上十五年未満(入校年の三月三十一日の計算に依る)者で、學力は概ね中學校第一學年第二學期修業程度に於て採用試験が行はれるが學歴には制限がない。(破産の宣告を受けて復権を得ざる者、禁錮以上の刑に處せられたる者、素行修まらざる者は不採用)

願書用紙

志願票用紙は聯隊區司令部(朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國では兵事部又は同支部、支那に在りては軍司令部以下同じ)、教育總監部若しくは直接各幼年學校又は陸軍豫科士官學校に請求(郵税三錢切手封入)すること。
出願期日は十月卅一日だから(本年

は九月十五日)志願者は其の日迄に到着するやうに直接教育總監部内陸軍將校生徒試験常置委員宛に身上申告書は志願票の切斷線から切り離して直接本籍地の市區町村長宛に提出のこと。
採用検査

採用検査を分ちて身體検査及學科試験とし、學科試験は身體検査合格者に付之を行ふ。
身體検査期日、概ね一月上旬より同月二十日迄の間一日間(本年は入校前年の十一月十一日より同月三十日迄の間)に於て一日)

學科試験 概ね一月二十一日より概ね三日間。(本年は入校前年の十二月一日より三日間)

検査場

検査場所管長	身體検査場	學科試験場
東京師團長	東京、甲府	東京、横須賀、千葉、甲府
仙臺師團長	仙臺、若松、高田、新發田	仙臺、若松、高田、新發田
名古屋師團長	名古屋、静岡	名古屋、岐阜、静岡、豊橋
大阪師團長	大阪	大阪、和歌山
廣島師團長	廣島、山口、濱田	廣島、山口、福山、濱田
熊本師團長	熊本、鹿兒島、都城、大分、那覇	熊本、鹿兒島、都城、大分、那覇
旭川師團長	旭川、札幌、釧路、函館	旭川、札幌、函館、釧路
弘前師團長	弘前、山形、盛岡	弘前、山形、秋田、盛岡
金澤師團長	金澤、福井、富山	金澤、福井、富山
姫路師團長	姫路、松江	姫路、岡山、松江、鳥取

學科試験科目及其の範圍
國語：試験問題後記しあり
作文：同
歴史：國史の全部但し江戸幕府及其の以降は國民學校普通科にて修めたる程度
地理：日本地理但し樺太、北海道、奥

羽、關東及中部地方以外は國民學校普通科程度
外國地理(國民學校普通科に於て修めたる範圍及程度)
數學：算術(整數、小數、諸等數、分數、比、比例及歩合算)
代數(正數、負數、整式四則、

一元一次方程式)
理科：國民學校普通科にて修めたる範圍に於て中學校第一學年第二學期修業程度の一般理科、但し生理、衛生、物理、化學に關する事項は國民學校普通科に於て修めたる程度)

善通寺師團長	善通寺、高知、松山	善通寺、高知、松山、徳島
久留米師團長	久留米、小倉、佐賀	久留米、小倉、福岡、大村、鷓知、佐賀
宇都宮師團長	宇都宮、松本、	宇都宮、水戸、松本、高崎
京都師團長	京都、津	京都、津、奈良、福知山
羅南師團長	羅南、成興	羅南、成興
龍山師團長	京城、平壤	京城、大邱、平壤
臺灣軍司令官	臺北、臺南	臺北、臺南
關東軍司令官	大連、新京、奉天、哈爾濱、牡丹江、齊々哈爾	大連、新京、奉天、哈爾濱、牡丹江、齊々哈爾
北支最高指揮官	北京、太原、濟南、大同	北京、太原、濟南、大同
中支最高指揮官	漢口、南京、上海	漢口、南京、上海
南支最高指揮官	廣東	廣東

身體検査に不合格となすべき者
裸限の視力〇・八に満たざる者及辨色不全の者。

傷痕、疾病、畸形等にて陸軍軍人の職務に妨ある者。

身長、體重、胸圍、一定の標準に達せざる者。尙詳細は昭和三年三月二十六日陸軍省令第九號及昭和十四年三月十八日省令第十號に依る陸軍身體検査規則附録第四を参照するか又は陸軍關係者に就き承知すること。但し戦死又は公務に因り傷痕を受け若くは疾病に罹り之が爲死亡したる軍人又は文官の子に在りては、規定の身長に達せざるも士官候補生となる迄に一・五五米に達する見込確實なる者に限り之を合格と爲すことがある。

備考

生徒は毎月左の通納金する。

自費生 二十圓

半特待生 十圓

特待生 不要

特待生又は半特待生は左の各項に該

當し、資産の状況に依り納金の全額又は半額を免除せられる。

1 戦死又は公務に因り傷を受け若くは病氣に罹り、其の爲に死亡したる軍人又は武官の子。

2 恩給法に依り軍人又は準軍人としての普通恩給又は増加恩給を受ける権利を得た者の子。

3 現役陸海軍佐官以下の高等武官又は十一年以上軍務に精勵した陸軍准士官以下の軍人の子、十五年以上陸海軍部内に在つて軍務に精勵した奏任又は判任官の子。

4 前各項の適用については子は父と同一の戸籍内に在る者に限り、養子は前項に規定せる軍人又は文官の家督相続人に限る。入校期日は四月一日で修業年限概ね三年。卒業後は陸軍豫科士官學校へ進む。

陸軍豫科士官學校

生徒

色不全の者。

傷痕、疾病、畸形等にて陸軍軍人の職務に妨ある者。

身長、體重、胸圍一定の標準に達せざる者。

備考

幼年學校を卒業して本校に進む者、直接志願して入校を許可せられた者、入校期日は四月一日、修業年限概ね二年。入校旅費と手當毎月四圓を支給せられ、卒業後は士官候補生となり隊附を経て士官學校へ進む。但し航空兵科の者は卒業後直ちに航空士官學校に入校す。

陸軍經理學校豫科

生徒

學校所在地 東京市牛込區若松町

志願者の資格

陸軍部外よりの志願者は年齢十六年以上二十六年未満。現役下士官よりの志願者は二十六年未満。幹部候補生、操

所在地 埼玉縣北足立郡朝霞町

志願者の資格

一般よりの志願者は十六年以上二十六年未満。現役下士官よりの志願者は二十六年未満。幹部候補生、操縦候補生又は現役兵は二十五年未満(入校の年の三月卅一日計算とす)者で、學力は概ね中學校第四學年第一學期(本年は一學期)修業程度で、學歷には制限ない。但し左記該當者は採用しない。

妻ある者

破産の宣告を受け復権を得ざる者。禁錮以上の刑に處せられた者。素行修まらざる者。

願書

請求は略々幼年學校の部に述べた通りである。提出先も亦幼年學校に同じで。九月三十日(昭和十六年は六月十五日迄)に又陸軍部内者の出願期日は八月三十一日(昭和十六年は五月十五日)迄に所屬部隊長に提出する。

採用試験

採用試験を分ちて身體検査及學科試

驗とし、學科試験は身體検査合格者に付之を行ふ。検査場は幼年學校に同じ。

身體検査期日 十一月下旬より十二月三日(昭和十六年は八月下旬より九月二十四日迄)の間の一日間。

學科試験 十二月三日(昭和十六年は九月二十五日)より概ね三日間、其の科目及範圍は左の通り。

國語、漢文
作文

歴史：國史の全部

地理：外國地理中「アジア」洲のみ

理科：(乙表要目に準據す)物理(物性、熱、音、光、磁氣、靜電氣)化

學(非金屬、金屬)

數學：代數(整式、分數式、無理式、開方、方程式、不等式、比例、級數、函數)幾何及三角法(直線形、圓、面積、比例、相似形、軌跡、作圖題、銳角の三角函數)

身體検査に不合格となすべき者
裸限の視力〇・三に満たざる者及辨

縦候補生又は現役兵よりの志願者は二十五年未満(入校の年の三月卅一日計算に依る)者で、學力は中學校第四學年第二學期修業程度であるが、學歷には制限なし。併し豫科士官學校の部に述べた者と同様の者は採用されない。

願書

志願票は陸軍經理學校又は聯隊區司令部にあり、陸軍部外者は十月五日(昭和十六年度は六月十五日)迄に直接經理學校長宛に、陸軍部内者は五月十五日迄に到着する如く所屬部隊長に提出する。

採用検査

身體検査 概ね十一月下旬より十二月三日(昭和十六年は八月下旬より九月二十四日)迄の間一日間。

學科試験 概ね九月二十五日より三日間で其の科目及程度は豫科士官學校の試験科目及程度に同じ。

身體検査に不合格となる者

矯正視力〇・七に満たず且屈折機異

常の度五「チオフトリ」以上のもの
及辨色不全の者。
傷痍、疾病、畸形等にて陸軍軍人の
職務に妨ある者。
身長、體重、胸圍一定の標準に達せ
ざる者等が主なるものである。

現在の陸軍經理學校豫科生徒採用制
度は昭和十一年度に復活し、一般の者
以外陸軍部内者よりも召集することと
なつた。入校期日は四月一日で修業年
限概ね二年。入校旅費及毎月の手当額
は豫科士官學校生徒と同様で、卒業後
は隊附概ね八ヶ月の後經理學校本科へ
進む。

東京陸軍航空學校 生徒

學校所在地 東京府北多摩郡村山村
志願者資格
年齢十五年以上十七年未満者（入校
年の三月卅一日計算に依る）。學力は國
民學校普通科卒業程度で學歷に制限な
し。

志願票は陸軍航空本部、東京陸軍航
空學校、各聯隊區司令部（外地は兵事
部、同支部又は軍司令部）にあり志願
者は十月卅一日迄に到着する如く希望
身體検査地所管の聯隊區司令官（又は
兵事部長同支部長）に提出する。

試験は身體検査と學科試験とに分れ
る。
身體検査 一月二十四日より二月四
日迄の間で、十六歳未満の者でも身長
一・三〇米以上でなければならぬ。
學科試験 二月八日より概ね二日
間、科目は國語、數學、歴史、理科
（昭和十四年度は歴史を除かる）

本校に收容する者を陸軍少年飛行兵
とも稱し、在學中は手當毎月四圓を支
給される。入校期日は四月一日と十月
一日に分れ、概ね一年修業の後には夫々
航空通信學校、航空整備學校又は熊谷
飛行學校へ進む。

陸軍兵器學校生徒

學校所在地 神奈川県高座郡相模原町
志願者資格
一般の者は十六年以上十八年未満の
者。陸軍現役兵は二十三年未満者で、
學力は國民學校高等科卒業程度なるも
學歷に制限なし。（但し妻有る者、破産
の宣告を受け復権を得ざる者等を採用
せざることは他の諸學校等と同様であ
る）

志願票（用紙）は陸軍兵器學校又は各
聯隊區司令部にあり。陸軍部外志願者
は戶籍抄本を附し告示の日より五月三
十一日迄に希望身體検査所管の聯隊區
司令官に、陸軍部内者は六月十日迄に
到着する如く所屬部隊長に提出する。

身體検査 九月十五日より八月二十
四日迄の間に指定する日。
學科試験 概ね九月六日より概ね三

日間で其の科目は國語、作文、算術、
地理、歴史、理科とす。

本校の修業年限は概ね三年入校期日
十二月一日、卒業後は技術兵技下士官
となり、後には陸軍豫科士官學校生徒
を志願する資格を生ず。在校中は總て
官費で、毎月四圓の手當を支給せられ
る。

少年通信兵學校創立

下掲の通信及戰車學校生徒の教育は昭
和十六年十二月及昭和十七年四月創設
の右兩校にて行はれることとなつた
少年通信兵學校
東京府北多摩郡大和村
少年戰車兵學校
静岡県富士郡上井出村
但し新校舍完成迄は何れも下記の兩
校生徒隊内で行はれる。

陸軍通信學校生徒

學校所在地 神奈川県高座郡相模原町

志願者の資格
年齢十五年以上十八年未満（入校の
年の三月卅一日を以て計算す）者で、
國民學校高等科卒業程度の學力を有す
る者、學歷には制限なし。

志願票は教育總監部、陸軍通信學校
又は各聯隊區司令部にあり。志願者は
之に戶籍抄本を添へ告示の日より五月
卅一日迄に到着する如く希望身體検査
地所管の聯隊區司令官に提出する。

第一次試験 身體検査は八月十五日
より八月二十三日迄の間。學科試験は
八月二十四日より概ね二日間とし、其
の科目は國語、作文、地理、歴史、理
科とす。
第二次試験 十一月二十二日より概
ね九日間行はれる。

入校期日は十二月一日で、在校中毎

月手當四圓を支給せられる。修業年限
は概ね二年。卒業後概ね一年在營して
歩、工兵科（電信兵）下士官となる。

千葉陸軍戰車學校生徒

學校所在地 千葉県千葉市黒磯町
志願者資格
年齢十五年以上十八年未満（入校の
三月卅一日計算）學力は國民學校高等
科卒業の程度で學歷に制限なし。

志願票用紙は機甲本部、陸軍戰車學
校又は各聯隊區司令部にあり、志願者は
告示の日より五月三十一日迄に身體檢
査地所管の聯隊區司令官に提出する。

少年通信兵と同じ
備考
一、入校期は十二月一日で在校中毎月
手當四圓を支給せらる。修業年限は概
ね二年、卒業後概ね一年在營して下士
官となる。
二、本校及び陸軍通信學校生徒は、昭

和十六年度より一括に試験をするので
志願票所定欄に「第一志望陸軍通信學
校生徒第二志望千葉陸軍戰車學校生
徒」等と書くことになつた。

陸軍戸山學校軍樂

生徒

學校所在地 東京市牛込區戸山町

志願者の資格
年齢十六年以上二十年未満者（入校

年の三月卅一日を以て計算す）にて、
國民學校高等科卒業程度の學力を有す
る者但し學歴には制限なし。

試験

志願票は教育總監部、陸軍戸山學校
又は各聯隊區司令部にあり、志願者は
戸籍抄本を添附して三月末日迄に希
望身體検査地の聯隊區司令官に提出す
る。

身體検査 希望検査地の徴兵検査の

際同時に實施せらる。

學科試験 概ね九月、其の科目は國
語、作文、數學、地理、歴史、唱歌の
外に、音程判別並に音楽に關する素質
の程度を検査せらる。

備考

入學期日は十二月一日。修業年限は
概ね二年とし、在學中は毎月手當を支
給せられ、卒業後軍樂上等兵となり更
に軍樂部下士官に任用される。

陸軍依託學生、生徒便覽

昭和十七年度依託學生、生徒採用

種別	人員	年齢	資格	出願日	官報月日
醫	委託學生	二八年未滿	大學令ニヨル大 學學生	一六、四月末日	一六、二月中下旬
藥	委託學生	二八年未滿	同	同	同
刑	委託學生	二七年未滿	同	同	同
醫	委託學生	同	同	同	同
醫	委託學生	同	同	同	同

部	委託學生	生徒
技	右	同
術	同	右
部	同	同

衛生部依託學生、
同生徒

資格

出願の年の三月卅一日に年齢二十八
年未滿の者（衛生部生徒は二十七年未
滿）で、依託學生は大學令に依る大學
の醫學部醫學科又は藥劑科の學生。依
託生徒は官立、公立若しくは醫師法第一
條第一項第一號の規定に依り文部大臣
の指定した私立の醫學專門學校醫學科
の生徒、（但し修業年限五年制度の醫學
專門學校に在つては第一學年を除く）
又は官立若しくは公立の藥學專門學校、
醫科大學附屬藥學專門部、醫學專門學
校藥學科若しくは藥劑師法第二條第二項
第一號の規定に依り文部大臣の指定し
た學校の生徒。但し禁錮以上の刑に處
せられた者。破産の宣告を受け復権を

得ざる者。素行修まらざる者は採用さ
れない。

志願手續

毎年召募人員、期日其他必要な事
項は其の都度官報にて告示する外に大
學長、學部長、學校長に通知せられる
志願票は在學する學校の大學長、學部
長又は學校長の證印を受け志願の際交
附を受けた戸籍簿本を添へ、學校所在
地所管の師團長（千葉醫科大學、同附
屬藥學專門部、同臨時附屬醫學專門部
慶應義塾大學醫學部、東京醫學專門學
校、昭和醫學專門學校、東京藥學專門
學校、明治藥學專門學校、東京齒科醫
學專門學校又は日本齒科醫學專門學校
に於ける志願者は東部軍司令官、北海
道帝國大學醫學部、同臨時附屬醫學專
門部又は岩手藥學專門學校に於ける志
願者は北部軍司令官、臺灣、關東州又

は滿洲國內の學校在學者は最高軍司令
官に提出する。

検査

身體検査に於て不合格となる主なる
ものは、身長一・五〇米に滿たざる者。
視力障礙あるも屈折機異状で其の度五
「ディオプトリー」以上で且球面鏡、圓柱
鏡又は兩者併用に依る各眼の矯正視力
〇・七以下の者。全身畸形、筋肉、劣
弱、脂肪過多で歩行に妨ある者。慢性
神経系病、重き鼻腔、副鼻腔の慢性諸
病、齒牙の疾病、氣管支、肺、胸膜の
慢性病及其の貼後症、慢性腹内臟器疾、
扁平足にして歩行に妨ある者其の他で
ある。身體検査合格者には學力考査を
實施し然る後に採用する。

採用後の取扱

採用後は其の在學する學校所在地の
師團長の監督に服するもので、毎年學

校の夏季休暇中概ね三週間軍事教育を受ける。學生及生徒は事情に依り罷免せられることあるも、情願を以て之を辭することは出来ぬ。手當は月額學生は四十圓、生徒は三十五圓とし、當該學部の學課を修め學士と稱し得る者及學校の課程を卒業した者は衛生部見習士官に任用される。

獸醫部依託學生、同生徒

資格

出願の年の三月卅一月に年齢二十七年未滿者にて大學令に依る大學の學部に於て獸醫學を修むる學生。依託生徒は官立若しくは公立の專門學校又は獸醫師法第一條第二項第一號の規定に依り文部大臣の指定したる學校に於て獸醫學を修むる生徒。

志願手續、検査、採用後の取扱等は

衛生部依託學生、生徒と同様である。

技術部依託學生、同生徒

資格

出願の年の三月三十一日に年齢二十七年未滿の者で大學令に依る大學の工學部又は理學部の學生。又は農學部に於て農藝化學を修むる學生、生徒は主として工業に關する學科を教授する專門學校(研究科、選科等の別科を除く)の生徒にして航空工學、機械工學、金屬工業學、應用化學、造船工學、電氣工學、精密機械學、原動機械學、紡織學、冶金學、燃料學、土木工學又は建築工學等を修むる生徒、但し禁錮以上の刑に處せられたもの。破産の宣告を受け復権を得ざる者。素行修まらざる者は採用されない。

志願手續

海軍諸學校生徒志願者便覽

昭和十七年度生徒召集

種別	人員	年齢	資格	出願日	官報月日
海軍兵學校	一	九年以上	中等學校	一六、五、三一	一六、三、三一
海軍機關學校	右	同	同	同	同
海軍經理學校	二	一五年以上	同	同	同
備考	召集は毎年官報に告示せらる。				

海軍三校生徒志願者の資格

當分の間一般者は年齢滿十五年より滿十九年迄(經理學校生徒は十五年以上二十一年以下)

學歷 制限なし。

學力 中學校第四學年第一學期修了程度を標準とす。

不採用者

- 1 有妻の者
- 2 禁錮以上の刑に處せられたる者
- 3 復権を得ざる破産者
- 4 品行不正其の他の事情に依り將來海軍士官たるの體面を保つこと能はずと認むる者

志願校の選擇

志願者は三校の中一校を志願するも

のとす。

但し從來機關學校志願者に限り、別に兵學校か經理學校を轉志願し得る規定であつたが、昭和十三年五月五日改正の結果試験は三校同時に行はれ、其の身體検査の結果等に依り他の學校に志願を變更し得るやうになつた。但し三校志願者で初めて志願票を提出するときに未成年者は豫め親権を行ふ父、母又は後見人の承認を要し、志願者海軍下士官兵のときは右の外所轄長の承認を得ることが必要で、從つて受験後志願校を變更する者は再び前記の親権者か後見人又は海軍所轄長の承認を得なければならぬ。海軍生徒採用前は試験の前後を問はず、志願取消しが出來

衛生部依託學生、同生徒の場合と同様であるが志願票に兵技又は航技志願の旨を明記する。但し兵技(航技)志願の者でも航技(兵技)に採用されることがある。

備考
卒業後概ね六月間雇員(判任待遇)として服務したる後陸軍技師(判任)に任用され、更に陸軍技師に昇進し、優秀者は勅任技師に任ぜらる。

志願票用紙及志願者心得は學校所在地所管の師團司令部(臺灣、關東州又は滿洲國では軍司令部)陸軍技術本部陸軍航空本部又は當該學校に於て交付する。郵送希望者は三錢切手封入申込ること。

る、又志願票提出後も志願書提出期限迄は志願校を變更することを得。

志願書類

志願校の海軍生徒採用試験委員宛、五月三十一迄に書留等確實なる方法に依り、提出すること。

志願票

志願者戸籍謄本(志願年の二月以後に作製せるものとす) 一通

採用試験

採用試験は身體検査、學術試験及口頭試験に分れ、學術及口頭試験は身體検査合格者だけで行はれ、三校同時に實施す。

志願者止むを得ざる理由ありて受験地を變更せんとする場合には志願書提出期限迄は志願校の海軍生徒採用試験委員に許可を願出ることが出来る。

- 旭川、札幌、青森、盛岡、秋田、仙臺、山形、郡山、新潟、水戸、宇都宮、前橋、熊谷、千葉、東京、横須賀、甲府、長野、静岡、名古屋、岐阜、富山、金澤、福井、彦根、津、京都、奈良、大阪、和歌山、東舞鶴、姫路、岡山、鳥取、松江、呉、山口、徳島、高松、高知、松山、福岡、佐賀、佐世保、熊本、大分、宮崎、鹿児島

七月中旬之を行ふ。其の日期は六月二十五日迄に各學校の海軍生徒採用試験委員より志願者に豫告す(二校志願の者には海軍機關學校の試験委員のみより通知し又海軍下士官兵たる志願者は所轄長に豫告す)

- 1 身長一五二・〇(五尺)に達せざる者
- 2 體重四五(十二貫)(十七年未満の者に在りては四三・〇(一貫五百匁)に達せざる者

- 3 胸圍七七・〇(二尺五寸三分)(十七年未満の者に在りては七五・〇(二尺四寸八分)に達せざる者及胸圍擴張五・五(一寸八分)に達せざる者
- 4 身長、體重及胸圍規定に適合するも著しく其の交互の對照を失する者
- 5 活量三千立方厘米に達せざる者
- 6 視力兵學校各眼一・〇に達せざる者。機關學校各眼〇・八にて矯正視力双眼一・〇に達せざる者。海軍經理學校志願者に限り各眼視力〇・二に達せざる者及各眼視力〇・二以上なるも矯正視力一・〇に達せざる者
- 7 遺傳疾患の素因ある者及再發の虞ある疾患の既往症ある者

- 8 身體發育不全、體質薄弱、傷病に起因する全身衰弱
- 9 白痴、精神異常、著しき言語若くは知覺障礙又は運動麻痺、發作性神經系疾患
- 10 皮膚殊に頭皮の慢性疾患、著しき腋臭又は瘰癧
- 11 頭部顔面部の畸形、又は著しき醜形、頭蓋骨折又は陥凹、頭腺腫大
- 12 識色力異常、斜視其の他重き眼疾患
- 13 聴力異常、中耳内耳疾患其の他重き耳疾患
- 14 重き鼻腔、副鼻腔の疾患
- 15 重き口腔咽喉疾患、齒質不良又は畸數不足に因る高度の官能障礙下顎運動障礙

- 16 胸廓の齒形、扁平、胸膜胸部内臓疾患
- 17 「ヘルニア」、腹膜胸部内臓疾患
- 18 重き生殖器疾患
- 19 痔瘻、脱肛其の他重き肛門會陰疾患
- 20 四肢の畸形、傷病疾病に起因する歪形、筋力薄弱、間節運動障礙
- 21 背梁骨盤の畸形、傷病疾病に起因する歪形、運動障礙
- 22 前諸號の外急治の見込なき傷病

- 英語 英文和譯、和文英譯、國語、漢文、作文、及英文法、日本歴史
- 物理 物性、熱、磁、真空放電、放射、音、光、能、電波を除く、氣、電氣
- 化學 無機化學、有機化學、主なる非金屬元素及其の化合物、主なる金屬元素及其の化合物(銀、金、白金及稀産金屬元素及其の化合物を除く)、化學量論の諸定律、分子式、原子量、化學式及化學方程式、酸、鹽基及鹽、溶液、電解及電離

- 試験の成績著しく不良なるときは爾後の受験を停止せられる。
- 口頭試験 終了の翌日其の最終繼續者に就き同所に於て行ふ。
- 採用豫定者の決定發表及其の召集 海軍生徒を命ずるには先づ其の採用豫定者を、十一月月上旬電報にて示達し、且官報に告示し更に十一月下旬當該學校に召集し、身體の再検査を行つた後に於てす、入校期日は四月一日とす。又
- 受驗地への往復滞在旅費は自辨とす採用豫定者亦同じ。
- 摘要
 - (一) 生徒は入校の日より海軍兵籍に編入せられる。
 - (二) 生徒は入校の日より糧食被服其の他修學費用を官給せられる(手當一日十五錢支給)
 - (三) 生徒は情願を以て退校することはない。
 - (四) 左の各號の一に該當する生徒は退校せしめられる。
 - 一 海軍士官たるの器量に乏しき者
 - 二 品行不正又は怠惰にして訓戒を加ふるも改悛せざる者
 - 三 學業の成績不良にして卒業の目途なき者
 - 四 傷病を受け又は疾病に罹り前途役務に堪え難しと認むる者

る書類の提出其の他海軍生徒志願に關する一切の通信は左記各學校海軍生徒採用試験委員宛とす。

海軍兵學校生徒志願者：廣島縣江田島海軍兵學校

海軍豫備依託學生生徒志願兵便覽

昭和十七年度學生生徒召募表

海軍機關學校生徒志願者：京都府東舞鶴海軍機關學校
海軍經理學校生徒志願者：東京市京橋區小田原町三丁目海軍經理學校
各學校修業年限は約四ヶ年にして卒

業生は少尉候補生となり、練習艦及艦隊にて概ね一ヶ年間の實務教育を経て少尉に任用される。

種別	人員	年齢	資格	出願日	官報月日
海軍豫備學生 (飛行科)	二六	未滿	大學及專門學校卒業者	一六、一一、一〇	一六、一〇、二一
同(兵科)	二六	未滿	同	一六、一一、一五	一六、一〇、二五
同(整備科)	二六	未滿	同	一六、一二、三一	一六、一〇、二四
同(機關科)	二七	未滿	同	一、	一、
海軍軍醫學生	二七	未滿	大學及專門學校生徒	一、	一、

注意 藥劑學生、技術學生生徒ハ左記本文ヲ見ヨ。

軍醫學生、藥劑學生

資格 軍醫學生、藥劑學生は大學令に依る大學の醫學部學生、附屬藥學專

門部生徒、官立醫學專門學校生徒、醫師法に依り文部大臣の指定したる私立醫學專門學校生徒、官立藥學專門學校生徒又は藥劑師法に依り文部大臣の指定したる學校生徒で、身體検査に合格

し其の年齢滿十七年以上二十七年未滿者。又幹部候補生として服役すべき者で徵集延期中の者でも志願差支へなし但し禁錮以上の刑に處せられた者、復權を得ざる家資分散者又は破産者を除

く。

志願手續 大學總長、大學長若しくは専門部主事其の他の學校長を経て願書に最近撮影の寫眞、履歷書、戶籍謄本を添へて提出する。募集の詳細は毎年官報に告示される。

検査 身體検査及人物考査は官報で示される。身體検査に不合格となる者は身長一五二・〇浬、體重四五・〇匁、胸圍七七・〇浬、胸廓擴張五・五浬、活量三、〇〇〇立方浬に達せざる者。身長、體重、胸圍、及活量前號の規定に達するも著しく其の交互の對稱を失する物、身體發育不全、體質薄弱、傷疾疾病に起因する全身衰弱、現在の疾病、畸形、醜形者、視力一・〇に達せざる者、色盲、識力異常、但し各視力〇・二以上で矯正視力一・〇以上の者は合格となすことを得。齒質不良若しくは齒數不良に因る高度の官能障礙、各種の運動障礙者等が主である。

採用及身分 採用者は志願者中より銓衡の上決定する。採用者は事情によ

り罷免されることあるも情願を以て辭することは出來ぬ。學生には月額四十圓(専門學校生徒は三十五圓)の手當を給せられ、大學の醫學部を卒業し學士を稱し得る者は、軍醫又は藥劑中尉に其の他は少尉に任用せらる。

技術學生

志願者の資格 海軍造船、造機、造兵學生は、大學令による大學の工學部又は理學部の在學生に限る。(専門學校程度は工業學校出身で現に海軍技術又は職工も志願し得る)。

志願手續 毎年各大學に募集要件を通知の上志願者募集方を委託す。志願者は採用願に履歷書、戶籍謄本、寫眞、市區町村長の證明書、身體検査證を添へ、在學の總長を経て出願するものとす。但し左の各號の一に該當する者は學生たることを得ず。

- 一 禁錮以上の刑に處せられた者
- 二 復權を得ざる家資分散者又は破産者

試験 學術試験は東京市海軍技術研究所、其の他各地の海軍兵學校生徒採用試験場で行はれる。其の科目は造船造機學生は英文和譯、應用數學、専門學(造船學、造機學)作文。造兵學生は英文和譯(獨、伊文和譯)物理又は化學、作文。

身體検査に不合格となる主なる點 軍醫學生の部に述べたのと略々同様である。

採用後の身分其他 採用者には一ヶ月四十圓の手當が支給され軍屬として取扱ひを受ける。委託學生は事情により罷免されることあるも、情願により辭することは出來ない。學校を卒業して學士と稱し得れば夫々技術中尉に任用される。(技術生徒となり得る資格の學校を卒業し、現に海軍技術又は工員で二十五歳未滿者にして前記の學校に入學の上委託學生になり將來文官となる途もある)

技術生徒 資格 造船、造機、造兵の生徒は、

熊本、名古屋、米澤、横濱、廣島、仙臺、桐生、金澤、濱松、徳島、長岡、福井、山梨、神戸、京城、臺南の各高等工業學校及東京高等工業學校、秋田鑛山専門學校、明治専門學校、日本大學の在學生より募集す。又海軍事業廳で造船、造機、造兵技術に従事する現業員で三年以上勤続し、身體検査に合格し、許可を得て右の學校に入學した者は依託生徒に採用せられる。

志願手續 毎年當局より各學校に募集要件を通知されるから、志願者は採用願に履歴書、戸籍謄本、寫眞、市區町村長の證明書、身體検査證を添へ在學の學校長に提出する。

試験 學術試験は東京市目黒海軍技術研究所の外海軍兵學校生徒採用試験場と同様で其の受験科目は中學卒業程度とし、造船、造機生徒は英文和譯、數學、専門學、作文。造兵生徒は英文和譯、(獨、佛和譯)數學、物理又は化學(受験の専修科目に依る)、作文身體検査 (軍醫學生の部参照)

一般經理事務、和洋食調理。募集、志願書提出期日、受檢日等：各府縣毎に告示される。願書は地方長官宛なるも市(區)町村長に差出すものである。又徵募検査は身體検査及

志願者の年齢 (昭和十七年度)

水兵(一般水兵)	二十六年以上	自大正二十一年十二月三日	出生の者
整備兵(飛行豫科練習生を除く)	二十一年未滿	自大正十五年十二月二日	出生の者
機關、工作、看護、主計兵			
水兵(水中測的兵、電信兵)	十四年八月一日以上	自大正十二年十二月三日	出生の者
甲種飛行豫科練習生	二十六年以上	自昭和三年四月一日	出生の者
乙種飛行豫科練習生	十四年八月一日以上	自大正十一年十二月三日	出生の者
軍樂	二十六年以上	自大正十四年十二月二日	出生の者
	二十六年未滿	自昭和三年四月一日	出生の者
	二十六年未滿	自大正十一年十二月三日	出生の者
	二十六年未滿	自大正十五年十二月二日	出生の者

☆甲種飛行豫科練習生のみは毎年四月及十月入隊の分を前期後期に分けて二回採用する。此處に示せる年齢は昭和十七年度四月入隊のものである。

採用せられたる志願兵は海兵團に入團せしむ、但し飛行豫科練習生たることを志願する航空兵は土浦航空隊に、軍樂兵は横須賀海兵團に入隊又は入團

せしむ、以上の入團又は入隊期日は六月一日及九月一日の二回であるが、乙種飛行豫科練習生に限つて六月一日、十二月一日の二回に入隊する。

入團、入隊の旅費、附添官吏旅費は官給とし志願者の検査を受ける爲の検査所迄の旅費は自辨とす。

海軍志願兵の榮

志願兵の種別

海軍の兵は徵兵検査の結果徵集せられる者と、志願に依り現役に服する者がある。志願に依る即ち志願兵は戶籍法の適用を受くる者にして年齢十四年以上徵兵適齡未滿者にして、現役五年、豫備五年、後備役六年とし、現役志願兵は五年の現役期間滿つるも年齢三十五年迄は二年を一期として數次再現役を志願し得ることは、海軍志願兵に示されある通で其の兵科志願年齢等左の如し。

- 1 水兵には普通の水兵と電信兵と水中測的兵とがある。
水兵：大砲、水雷又は測的關係、艦艇の運用、信號等に従事。
電信兵：無線電信、電話の取扱。
水中測的兵：敵の潜水艦又は軍艦の所在測定。
- 2 飛行兵は左の三種に分れる。
甲種飛行豫科練習生 (航空機の操縦)
乙種飛行豫科練習生 (及機上諸作業) (少年飛行兵)
- 3 整備兵：航空機の機體發動機及兵器の整備取扱
※甲種飛行豫科練習生は文章に詳述する。
- 4 機關兵：汽缸、機械、電氣機械取扱、機關工業。
- 5 工作兵：金屬木具工業、潜水作業
- 6 軍樂兵：儀式禮式の爲、又は志氣を鼓舞する爲、其の他國際的交歓等の際に樂を奏する。
- 7 看護兵：傷病兵の看護、調劑、治療の助手。
- 8 主計兵：被服、糧食、需品其の他

國民學校高等科卒業程度の學力試験(別に定められたる者を除く)を行はる。志願者にして青年學校手帳、國民學校普通科四年以上の通信簿若くは之に準ずるもの又は學業其の他職

業に關する證書類を有する者は検査所に携行し徵募官の閱覽に供するものである。(學力試験問題別記しあり)

身體検査規格

1 各兵種（甲種飛行豫科練習生を除く）

考 備	視 力		握力左右各（斤）	活 量（立斤）	胸 廓 展 張（寸）	胸 圍（寸）	體 重（斤）	身 長（寸）	年 齢				
	各眼視力	視 力							十八年以上	十八年未滿	十七年未滿	十六年未滿	十五年未滿
考	各眼視力	一・〇	二八・〇	三・〇〇〇	六・〇	七九・〇	四九・〇	一五七・〇	十八年以上	十八年未滿	十七年未滿	十六年未滿	十五年未滿
									二六・〇	三・〇〇〇	五・五	七八・〇	四七・〇
備	各眼視力	一・〇	二四・〇	二・八〇〇	五・五	七七・〇	四五・〇	一五四・〇	十八年以上	十八年未滿	十七年未滿	十六年未滿	十五年未滿
									二二・〇	二・六〇〇	五・五	七四・〇	四一・〇

(一) 視力は左の範圍迄は合格する。
 (1) 電信兵、軍樂兵、看護兵、主計兵志願者は各眼視力〇・六以上矯正視力一・〇以上
 (2) 一般水兵、整備兵、機關兵、工作兵、は各眼視力〇・八以上、矯正視力一・〇以上で且裸眼の兩眼視力一・〇以上
 (二) 身長は水兵、整備兵、機關兵、工作兵、看護兵、主計兵は身體強健の場合に限り一五一・〇寸迄は合格する
 (三) 色盲や強度の「トラホリム」腋臭等は合格覺束ない
 (四) 本表の外に懸垂がある、これは吊した綱を片手で握り、身體をぶらさげ五秒間堪へられなければならない。

2 甲種飛行豫科練習生

視 力	各眼視力		握力左右各（斤）	肺 活 量（立斤）	胸 廓 展 張（寸）	胸 圍（寸）	體 重（斤）	身 長（寸）	年 齢				
	各眼視力	視 力							十八年以上	十八年未滿	十七年未滿	十六年未滿	十五年未滿
一・〇	二四	二・八〇〇	二八	三〇〇〇	六	七九	四九	一五七	十八年以上	十八年未滿	十七年未滿	十六年未滿	十五年未滿
									二二	三〇〇〇	五・五	七七	四五

學術試験等

科目 國語、數學（國民學校高等科卒業程度）尙電信兵、甲種飛行豫科練習生、乙種飛行豫科練習生、軍樂兵工作兵は此の外に適性検査が行はれる。

乙種飛行豫科練習生の第二次検査
 第一次試験に合格したる者を三月
 中、下旬に約三日間、各鎮守府所在地の海軍航空隊に集めて更に學術試

驗（讀書、數學）、適性検査及身體検査を行ひ、始めて採用者を決定する。

入隊期日

一般 兵種：五月一日及九月一日の二回。
 乙種飛行豫科練習生：六月一日、十二月一日の二回。
 甲種飛行豫科練習生：四月一日及十月一日の二回。

進級その他

海軍兵には四等兵から一等兵までの四階級あり、下士官には三等下士官から一等下士官迄三階級あつて一等下士官から准士官（判任官一等）に進み、准士官から特務士官（高等官）に任用せらる。特務士官には特務少尉、特務中尉、特務大尉の三階級があつて、兵科、飛行科、整備科、機關科、工作科、主計科の特務大尉は特選に依り少佐に進み

努力次第で更に上級に進むことが出来る。

入團すると最初は四等兵で、一般に各兵種共約五箇月間海兵團で教育を受け三等兵となつて軍艦に乗り、以後順次進級するのである。その間本人の志望に依り各學校の練習生に試験の上採用せられ夫々専門の學術及技術を修得するのであるが、その中信號兵となる水兵は海兵團の教育約四月の後三等兵となり海軍航海學校に入校し約八月の教育を終へ、艦船部隊に配員される。

以下一般兵種とその取扱を少しく異にする兵種に關し概説する。

水中測的兵及電信兵は海兵團で約三箇月教育を受け三等兵となつて水中測的兵となつて水中測的は海軍機雷學校に、電信兵は海軍通信學校に夫々入校し約一年専門の教育を経て艦船部隊に配員される。又乙種飛行豫科練習生志願の飛行兵は最初から土浦海軍航空隊に入り四等飛行兵となり乙種飛行豫科練習生を命ぜられ約二年半の同教程卒業迄に一等飛行兵に進み豫科卒業に引續き飛行練習生(操縦と偵察に別れる)を命ぜられるのであるが本練習生の教育期間は約一箇年で、卒業と同時に三等飛行兵曹に任用される。

又工作兵は海兵團で約三箇月の教育を受け三等兵となつて海軍工作學校に入校、約一年間専門の教育を終へて艦船部隊に配員される。尙看護兵は海兵團で約三月の教育を受けた後三等兵となり海軍病院で約五月の教育を終へてから艦船部隊に配員される。

甲種飛行豫科練習生志願者
海軍に於ては昭和四年飛行豫科練習生の制度を設け、少年飛行兵の養成に努めてゐるが、更に四團の状況に依り昭和十二年に甲種飛行豫科練習生の制度を設け、海軍航空機搭乗員幹部を急速に養成することとなつた。従つて従来の豫科練習生は之を乙種豫科と稱し、甲種と並進するものである。

甲種飛行豫科練習生志願者

土浦海軍航空隊に於ける教育は二年六ヶ月で、初めの一年六ヶ月は基礎教育即ち軍人精神の鍛錬と一般軍事學を教へ、後の一年は主眼とする航空幹部に必要な操縦術、偵察術等の技能及航空に關する高等學術を教授する。

入隊すると四等飛行兵を命ぜられ、六ヶ月後に一等航空兵に、後期の教程中に三等飛行兵曹に任官、同教程卒業後軍艦又は航空隊に配員、實地勤務に服したる後一等飛行兵曹に進み、更に練習航空隊選修學生として約一ヶ年専門的技能を修得し、本教程修了後間もなく飛行兵曹長に進級、此の間入隊以來約六年。

爾後累進して特務少尉、特務中尉、大尉となり累進して海軍少佐に任用せられ、更に上級に進む。

志願案内

- 1 年齢(入隊の十二月一日現在)十六年以上二十歳未満
- 2 志願手續 募集、志願書様式其の

他期日等は各府縣毎に告示。

3 検査 検査は年二回行はれ前期の分は概ね前年十二月後期は其の年の七月下旬の二回(昭和十七年前期入隊者は昭和十六年十二月に行はれる)

4 身體検査規格(前表)

5 學力及學科試験科目 中學第三學年修了程度

代數、幾何(平面)、英語(和譯、英譯)、國語漢文、作文、日本歴史、物理、化學(無機)、地理(日

本又外國)

6 試験順序

第一日 數學、國漢、理化學、作文

第二日 英語、地理、歴史

7 第二次検査(入隊者の検査) 身體検査、適性検査及口頭試問

陸海軍中少尉、候補生、見習士官、練習生等召募一覽

昭和十六、七年度

種別	年齢	資格	格
技術候補生(兵技及航技)	三二未滿	大學令ニヨル大學卒業生	
技術見習士官	三〇未滿	右	同
經理部見習士官	右	同	同
航空兵科豫備役下士官候補者			
軍醫候補生	三二未滿	大學令ニヨル大學卒業生	
衛生部藥劑見習士官	右	大學令ニヨル大學又ハ專門學校卒業生	
獸醫部見習士官	三〇未滿	右	同
軍醫中少尉	三二未滿	右	同
藥劑中少尉	右	官公立專門學校又ハ文部大臣指定學校卒業生	

海		軍				
主計中尉	右	同	大學令ニヨル大學卒業又ハ高試合格者			
主計少尉候補生	二八未滿	同	官公立專門學校卒業又ハ高試合格者			
造船中尉	三二未滿	右	大學令ニヨル大學卒業者			
造船中尉	右	右	同			
造船少尉候補生	二八未滿	右	專門學校令ニヨル相當科卒業者			
造船少尉候補生	右	右	同			
造兵中尉	右	同	同			
造兵少尉候補生	右	同	同			
豫備練習生	二〇未滿	右	甲種工業學校電氣、機械科卒業者			

注意 此の外に昭和十六年四月九日附官報陸軍技術特別研究學生、同年十月二十一日附官報海軍省令第三十七號に依る海軍豫備學生等の採用及び陸海軍豫備學生、候補生、見習士官、練習生等の召集採用に関する規定の改正等に關しては官報を参照する外、在學各學校の教務課又は學生課或は全國聯隊區司令官、陸軍技術本部、同航空本部等の關係官衙、海軍省人事局、横須賀、吳、佐世保、舞鶴海軍人事局、各海軍地方人事局等に照合せられたし、

陸海軍軍屬其他志願者便覧

陸軍法務官

陸軍の法務官は陸軍法務官試補より

任用す。之が爲法務官試補を志願する者は隨時履歷書、族籍年齢及兵役に關する證明書、司法官試補たり得る證明書、破産、家資分散の宣告を受け復權せざる者又は身代限の處分を受け債務辨償を終へざる者等に非ざること、禁錮以上の刑に處せられたることなき等の證明書を添へ陸軍大臣に出願し置け

東京市若くは其の附近在住の者たることを要すを保證人と爲し入學の際入學證書を差出すものとす。生徒には手當金月額三十四圓を給せられ通學とす。特別 戰時又は事變の際は二ノ一に該當しない陸軍軍人中からも採用せらる。

ば採用銓衡に入れられる。採用時期は一定せず、召集は其の都度帝大法學部長又は司法科志願合格者宛に通知される。而して法務官試補採用後は師團又は軍の軍法會議に於て概ね一年六月以上實務修得の後、實務修習試験に合格すれば法務官に採用される。特別の場合には判事、檢事の職にありたる者を採用することあり。又陸軍法務官試補と爲るべき依託學生を採用し東京及京都帝國大學の法學部に依託す。

陸地測量部修技所

生徒

(東京市麹町區永田町)

- 一 修技所生徒募集は其の年の一月募集人員を陸軍大臣告達す。
- 二 生徒は陸軍軍人中左の各號に該當する者より之を採用す。但し本人又は父若くは戸主家資分散又は破産の宣告を受け復權を得ざる者及本人禁錮以上の刑に處せられたる者に採用

- 1 現役各兵科准士官下士官兵にして募集の年に於て現役を離れ若くは歸休となる者又は豫備役後備役將校准士官下士官兵にして現役を離れたる年の十二月一日より起算し三年を経過せざる者。
- 2 年齢三十年(年齢の計算は募集年の十二月一日調べを以てす)未滿の者。
- 3 身體強壯、行狀方正、勤務勉勵の者。
- 4 試験に合格したる者。
- 5 出願期日 六月上旬頃迄。
- 6 試験科目並に程度左の如し。
 - 1 作文 漢字交り文書及書簡文
 - 2 數學 中學校第四學年修了程度
 - 3 物理 中學校第四學年修了程度
- 7 生徒の修學期間は概ね一年とし三角、地形及地圖の三科中其一を専修せしむ。
- 8 生徒を命ぜられたる者は一家を構ふる身元確實なる者二名(内一名は

陸軍監獄看守

- 一 陸軍監獄看守は陸軍兵科豫備役又は補充兵役の下士官兵及歸休兵より其の志願に依り之を採用す。
- 二 左に掲ぐる者は看守に採用せず。
 - 1 身體虛弱の者
 - 2 年齢四十以上の者
 - 3 禁錮以上の刑に處せられたる者但し陸軍刑法又は海軍刑法に依り一年未滿の禁錮に處せられたる者は此の限に在らず。
 - 4 破産の宣告を受け復權を得ざる者
- 三 下士官上等兵にして監獄看守を志

願する者は現役満期若くは歸休退營前一月以内又は退營後一年以内に願書に履歷書を添へ、其の退營前なるものは所屬部隊長、退營後なるものは聯隊區司令官を経て採用を希望する地の師團長に願出づるものとす。上等兵以外の兵より募集するときは身體検査及學科試験に合格したるものより採用す。

- 四、學科試験は左の科目に就き行はる。
- 1 讀書 假名交り文
- 2 作文 往復文
- 3 算術 四則 分數 比例
- 5 看守に關員を生じたるときは師團長(三)の志願者中身體検査に合格し品行方正學術優等の者より採用す。
- 六 試験に合格したるものには合格證書を付與す、但し合格證書の効力は一年限とす。

陸軍審査

一 陸軍審査の採用に關しては陸軍監

獄看守採用規則を準用される。

陸軍録事

- 一 録事は左の資格の一を有する者より任用される。
- 1 録事登用試験を経て其の合格證書を有する者
- 2 二箇年以上裁判所書記の職に在る者及在りたる者
- 3 警て二箇年以上録事の職に在りたる者
- 4 裁判所書記登用試験を経て其の及第證書を有する者
- 5 三箇年以上陸軍監獄看守長の職に在る者及在りたる者
- 二 陸軍准士官下士官にして試験を要せず判任文官たるの資格を有する者は之を録事に任用することを得

陸軍通譯

一 陸軍通譯は年齢二十年以上にして

身體強壯身元確實なる者に就き試験の上採用さる。

- 二 左の各號の一に該當する者は陸軍通譯に採用せず。
- 1 禁錮以上の刑に處せられたる者
- 2 破産の宣告を受け復権を得ざる者
- 3 素行修まらざる者
- 三 陸軍通譯を志願する者は願書に履歷書及戸籍抄本を添へ陸軍大臣に願出づるものとす。
- 四 試験は左の科目に就き行はる。
- 1 國語外語譯
- 2 外語國語譯
- 3 會話
- 五 試験後本人の履歷と試験の成績とを調査し其の採否待遇及俸給を定めらる。
- 六 陸軍通譯の俸給は月俸六拾圓以上

百五十圓以下とす。但し最高俸給を受け二年を超え事務熟練成績優秀なる者又は特別の必要ある者には定額以上を給することあり。

陸軍調教手

- 一 調教手は左に示す部隊に置き新馬の調教に任じ併せて其の手入及保育等の業務に服し待遇は傭人とす
- 朝鮮、臺灣、關東軍司令部
- 步兵、騎兵、工兵、鐵道、電信各聯隊
- 陸軍大學校、參謀本部
- 陸軍歩兵學校、教育總監部
- 陸軍騎兵學校、師團司令部
- 陸軍野戰砲兵學校、軍馬補充部本部
- 陸軍重砲兵學校、騎砲兵聯隊
- 陸軍工兵學校
- 陸軍士官學校
- 支那駐屯軍司令部
- 二 調教手は通勤するを本則とし、給料は別に定むる所に依り支給され被服は定制のものを貸與される。

三 調教手の採用及解備は所管長官に於て之を行ふ。

- 四 調教手は左に掲ぐる者にして一年以上調教手たることを志願するものの中身體強健技術優秀なるものを選びて採用するものとす。
- 1 騎、砲、輜重兵科の歸休兵
- 2 騎、砲、輜重兵科の豫備役下士官兵
- 五 左の各號の一に該當する者は採用されず。
- 1 家資分散又は破産の宣告を受け復権を得ざる者
- 2 禁錮以上の刑に處せられたる者
- 3 素行修まらざる者
- 六 調教手たらむとする者は十月十五日迄に志願書に履歷書を添へ採用希望部隊の所管長官に差出すべし。
- 在營下士官兵は除隊又は歸休前に於て所屬隊長を経て前項の手續を爲すことが出来る。
- 七 志願者中資格適當なる者は缺員に應じ採用される。志願書を出したる

陸軍軍犬手

翌年九月迄に採用せられざる者で志願を繼續せむとするものは更に前記に依る志願手續を爲すことを得。

- 一 軍犬手は陸軍歩兵學校軍犬育成所に置き軍犬の手入、保育及訓練の業務に服し待遇は傭人とす。
- 二 軍犬手は通勤するを本則とし、給料は別に定むる所に依り支給され被服は定例のものを貸與される。
- 三 軍犬手の採用及解備は陸軍歩兵學校長之を行ふ。
- 四 軍犬手は左に掲ぐる者にして三年以上軍犬手たることを志願するものの中身體強健、志操堅確且技術優秀なる者を選び採用される。
- 1 歸休兵、豫備役下士官兵にして軍犬の取扱に適する者。
- 2 前號以外の者にして犬の取扱に適するもの但し前號の者を以て所要人員を充足し得ざる場合に限り。

五 左の各號の一に該當する者は採用せられず。

1 禁錮以上の刑に處せられたる者。

2 破産の宣告を受け復権を得ざる者。

3 素行修まらざる者。

六 軍犬手たらむとする者は十月十五日迄に志願書に履歷書を添へ陸軍歩兵學校長に提出すること、在營下士官兵は除隊又は歸休前に於て所屬部隊を経て前記の手續を爲すことを得。

七 志願者中資格適當なる者は缺員に應じ採用す。志願書を出したる翌年九月迄に採用せられざる者にして志願を繼續せむとするものは更に前述の志願手續を爲すべし。

海軍法務官

海軍法務官は海軍軍法會議に於て一年六月以上實務を修得し、實務修習試験に合格せる海軍法務官試補より採用

される。但し採用の例外法を設けあるも近年は殆ど前記の法務官試補より採用される。而して法務官試補となるには、高等試験令に依る高等試験司法科の試験に合格せる司法官試補有資格者中より採用するを以て、法務官試補志願者は履歷書、司法官試補たり得る證明書、其の他必要の書類を海軍大臣に提出するものとす。又其の採用は隨時行はるるを以て願出では隨時提出して置けば銓衡の際考慮せらる。法務官試補は奏任官の待遇を受け、年俸千二百圓を給せらる、法務官試補は軍法會議に於て最短一年六ヶ月間實務修習に任じ、爾後實務修習試験を経て法務官に任用される。

海軍書記官並に同理事官

海軍書記官は海軍省大臣官房に配職される唯一の法律顧問であつて、必要の場合學校に依嘱して其の推薦により採用する。兼務官は海軍大學校の勅任

教授の職に在り、專任書記官も海軍大學校の教授を兼職す。海軍事務官は目下軍務局、經理局、官房に配員せられるも、何れも判任官より特別任用を受けたる者である。

海軍理事官は艦政本部に專任され、専ら法規關係に従事す。

海軍建築技師

海軍省の建築局又は鎮守府所屬海軍建築部に勤務する職員にして採用有資格者は大體專門學校程度以上の卒業者にして總て諸學校よりの推薦による。

海軍技手及技師

吳鎮守府にある海軍技手養成所は、海軍職工を再教育して造船、造兵、造機技手の資格を附與するもので、修學年限は三年の外に一年の補習科あり。入所したる職工を練習工と稱し卒業後は引續き十年間海軍の業務に従事する義務あるものとす。入所資格者は其の年十二月一日に滿二十年以上の者

で、海軍工員として引續き三年以上(見習工として入所した者は見習本科卒業後三年以上)服業したる者にして出願期日は別に定めらるるも練習志願者は願書、履歷書、戸籍謄本を所屬工場長に差出すものとす。

入學試験は中學校第三學年修了程度に依り左の科目に就行ふ。
國語、外國語(英語)、數學(代數、幾何)、

工員中專門學校以上の學歷を有する者は銓衡の結果業務囑託を命ぜられ、將來は技手、技師に昇進し得る途がある。

海軍警査及海軍監獄看守

一 海軍警査及海軍監獄看守志願者は品行方正、年齢二十五年以上四十五年未滿にして左の諸項に該當せざるものたることを要す。

(イ) 徴兵終決處分を受けざる者並に現役を終らざる軍人但し歸休の

海軍下士官兵は此の限に在らず。

(ロ) 禁錮以上の刑に處せられたる者但し刑の執行猶豫の言渡を受けたる者及禁錮に處せられ刑の執行を終り又は執行免除あたる日よと五年を経過したる者及復権を得たる者は此の限に在らず。

(ハ) 破産又は家資分散の宣告を受け未だ復権せざる者。

二 採用試験は身體検査に合格したる者に就之を行ふ。

三 採用試験の科目

(イ) 刑法、海軍刑法、海軍軍法會議法、海軍監獄令及海軍監獄令施行細則の概要。

(ロ) 普通往復文

(ハ) 算術(加減乗除)

四 左に掲ぐる者は試験を用ひず海軍警査及海軍監獄看守採用試験委員の銓衡を経て海軍警査及看守に採用することを得。

(イ) 現役を退きたる海陸軍准士官海陸軍下士官、歸休の海陸軍士官

及海陸軍下士官たりし者。

(ロ) 海軍警査又は海軍監獄看守の職に在りたる者。

(ハ) 三年以上警察に關する職務に従事したる者。

(ニ) 一年以上監獄看守又は陸軍監獄看守の職に在りたる者。

技術將校の登庸

十四年七月十四日志願に依る技術候補生採用令が公布即日實施した。

一、志願者は工學士、理學士又は工業關係の專門學校卒業者で教練檢定に合格、年齢三十歳未滿の者。

一、採用後四ヶ月間技術候補生(内二ヶ月は見習士官)として教育を受けた後學士は中尉、其他は少尉に任官引續き二年間現役將校として勤務する。

一、現役を終つたものは順次豫備役、後備役に服するが、志願すれば續いて現役に服することが出来る。

一、陸軍幼年學校生徒採用試験問題

國語科

國語 第一問題

(答解時間第壹) (通シ壹時間)

(一) 左ノ一ヲ引ケル語ノ讀ミカラ

答ノ所ニ書ケ。 全國民から獻納した石の燈籠を眺め

答	
獻納	燈籠
淨め	漱いで
眺いて	怪我
捧げ	畏く

ながら、神々しく茂つた杉林の中のよく掃き溜められた参道を進み、手を洗ひ口を漱いでから玉垣の鳥居を潜り、拜殿の前に跪いて、父の身に怪我のないやうにと、畏くも神靈に對して心からの祈願を捧げました。

(二) 左ノ語ノ讀ミカラ、ソノ語ノ下ノ欄内ニ書ケ。

開關	劇しい	邊鄙
彌生	縫る	埴輪
樓かに	敲つ	會釋
涸る		

國語 第二問題

(答解時間第壹) (通シ壹時間)

左ノ□ノ中ニ、適當ナル漢字ヲ正シク書ケ。

(一) 世界の進歩は誠に□である。

一日でも進歩を□する國は□する

る。少年も其の通り元氣□の期

間に□を忽せにする者は、□

の學友に取□されて、□日の

□を□くであらう。

(二) 我々は□になると、何時も

□に草鞋がけで□に出た。

□に□を満たし、時に□

するといふ□であつた。唯少し

でも體力を□り、□を廣く
するといふことを目的としたもので、
實に質素□であつた。

國語 第三問題

(答解時間第壹) (通シ壹時間)

左ノ文中、傍線ヲ引ケル箇所ノミ解

釋セヨ。
(一) 木の間がぐれに咲く一二本の櫻を

眺めるのはゆかしい限りである。

(二) その忠烈に誰か感ぜざらんや。

(三) あつばれな手柄をたてて、家門の

花を咲かせよ。

(四) 肅然と機を正して奉迎した。

(五) 戰場に於ける軍犬の功も亦没すべ

からず。

(六) 私淑する人物について語れ。

(七) 彼の態度には我等の範とするに足

(九) 「これはこれはとばかり花の吉野山」と詠ぜし古人の句、我をあざむかず。
(十) 熱心に研究するにつれて、種々の名案が浮んで来る。
國語 第四問題 (答解時間第壹) (通シ壹時間)
左ノ詩及ビ文ヲ分リ易ク解釋セヨ。
(一) 大神のみことのままに、神の御子よよのみかどのしろしめす我が日の本は、神と人らぎむつび、天と地とはにさちあり。
(二) 立身成功に妙法なし。唯努力あるのみ。これを知らずして他に求むればこれより難きことなかるべし。
國語 第五問題 (答解時間第壹) (通シ壹時間)
左ノ文中ニ、漢字及ビ假名ノ誤用アラバ正シ、且此ノ文ヲ熟讀シテ(二)ノ問ニ答ヘヨ。
(例、御稜威にそわん大使命。)
(答、御稜威にそはん大使命。)

(一) 此處は此の山第一の難所と聞へた峠の麓で、名物賣場を買つて居る。余はその茶店に休んだ。茶店の前に馬が一匹繫ひであつた。余は主人に迎つて、此の峠へ上るのであるが、馬はなからふかと訪ねると、ちやうどその店に休んでいた馬が歸り馬であるといふことであつた。その馬子はまだ十三四の子供であつたが、余はこれと斷断して峠の頂上までの駄賃を十錢ときめた。
(二) (イ) 此ノ文ノ作者ノ位置ハ何處カ
任ズルカ。
(ロ) 此ノ文ノ作者ハ何ヲセントスルカ。
(ハ) 「主人」トアルハ何處ノ主人カ。
(ニ) 「歸リ馬」トハ如何ナル意味カ。
(ホ) 「余はこれと」ノ「これ」ハ誰ヲ指スカ。

歴史科

歴史 第一問題

(答解時間第壹、貳、參問 題ヲ通シ壹時參拾分間)

- 一、推古天皇ノ御代ニ於ケル支那トノ 國交ニ就テ左ノ問ニ答ヘヨ。
イ、當時ノ支那ハ何トイフ國名デア ヲタカ。
ロ、天皇ヲオタスケシテ外交ニ當ラ レタノハドナタカ。
ハ、支那ニ對スル當時ノ我が外交ノ 態度ハドウデアツタカ。
二、奈良時代ニ於ケル國史ノ編纂ニ就 テ左ノ問ニ答ヘヨ。
イ、書名及其ノ編纂者ノ名ヲアゲ ヲ。

Table with 2 columns: 書名, 編纂者

ロ、國史ガ編纂セラレルヤウニナツ タノハ何故カ。

歴史 第貳問題

(答解時間第壹、貳、參問 題ヲ通シ壹時參拾分間)

- 一、鎌倉時代ノ新佛教ニ就テ左ノ問ニ 答ヘヨ。
イ、新佛教ニハドンナ宗派ガアツタ カ、ソシテソレラハ各々如何ナル 人々ノ間ニヒロマツタカ。
ロ、時代ノ影響ヲ受ケテ新佛教ニハ ドンナ特色ガアツタカ。
二、建武中興及吉野時代ニ於ケル菊地 氏ノ勳皇ニ就テ述ベヨ。

歴史 第參問題

(答解時間第壹、貳、參問 題ヲ通シ壹時參拾分間)

- 一、山陵志ニ就テ記セ。
二、ポーツマス條約ニ就テ左ノ問ニ答 ヘヨ。
イ、ドンナワケデドコノ國トノ間ニ 結ブレタカ。

ロ、我が國ノ全權委員ハ誰デアツタ カ。

ハ、ドンナコトヲ定メタカ。

地理科

地理 第壹問題

(答解時間第壹 貳問題ヲ通シ 壹時間)

- 一、左圖中ニ海峽(1)、湖沼(2、3)、 半島(4、5)、火山(6、7、8)、 河川(9、10、11)ノ名ヲソレソレ ()内ニ記ヨ。(圖省略)
二、左ニ就テ知ルトコロヲ記セ。
(イ)石狩炭田
(ロ)富山平野
(ハ)ナイル川
地理 第貳問題 (答解時間第壹 貳問題ヲ通シ 壹時間)
一、左ノ地方ガ我が國ト關係ノ深イ理 由ヲ記セ。
(イ)シベリヤノ太平洋方面ノ近海。
(ロ)オランダ領マレー諸島。
(ハ)アメリカ合衆國ノ太平洋岸。

理科

理科 第壹問題

(答解時間第壹 貳問題ヲ通シ 壹時間)

- (一)針金ニ電流ヲ通ズルトキハ、ドン ナコトガ起ルカ、電燈ノ球ト電信機 トヲ例トシテ述ベヨ。
(イ)電燈ノ球ノ場合ニ
(ロ)電信機ノ場合ニ
(二)アルコールト重油トニ就テ次ニ答 ヘヨ。

Table with 2 columns: 何カラ製スルカ, アルコー重油

理科 第貳問題

(答解時間第壹 貳問題ヲ通シ 壹時間)

- (一)松、稻、きうり、栗、たんぼぼ、 桑、つつじ、柿、大麥、はなしやうぶ ハソレゾレ下ニ書イタ植物ノイヅレ ニ屬スルカ、各ノ次ニ書キ入レ ヲ。
(イ)一ツノ花ニ雌蕊ト雄蕊トヲ有ス ル植物ニ
(ロ)雄花ト雌花トヲツケル植物ニ
(二)鳥類ト昆虫類トノ例ヲ一ツツツ擧 ゲ、且其ノ呼吸器ニ就テ述ベヨ。

Table with 2 columns: 鳥類, 昆虫類, 例, 呼吸器

數學科

數學(算術)第壹問題

(答解時間第壹、貳 問題ヲ通シ壹時間)

(イ)次ノ式ヲ計算セヨ。

7-2+(43/43-25/78)+3+5.25

(ロ)7時50分ニ時計ノ長針ト短針トノ 間ノ角ハ何度ナルカ。

(注意) 簡單ニ説明ヲセ記スベシ)

數學(算術)第貳問題

(答解時間第壹、貳 問題ヲ通シ壹時間)

或學校ノ入學試験ニ於テ受験者ノ總 數ハ2500名ニシテ、合格者ハ200名ナ リキ。而シテソノ成績ヲ見ルニ合格者 全部ノ平均點ハ不合格者全部ノ平均點 ノ1.5倍ニシテ又受験者全部ノ平均點 ハ不合格者全部ノ平均點ヨリモ2點多 カリキト云フ。合格者全ノ平均點ヲ求 メヨ。

(注意) 方程式ヲ用ヒテ解クヲ許サ ス。簡單ニ説明ヲセ記スベシ。

數學(算術)第參問題

(答解時間第參、四 問題ヲ通シ壹時)

(イ)或都市ノ人口、一年間ニ15%増

加シ、次ノ一年間ニハ前年度ノ人口ノ12%増加シ、317492トナレリトイフ。最初ノ人口何程ナリシカ。

(注意) 簡單ニ説明ヲモ記スベシ。

(ロ) 道路上ニ121本ノ樹ヲ3.5m置キニ植エシガ、今兩端ハソノソノ、ニシテ之ヲ4m置キニ改メソトス。植エ更ヘズシテ可ナルモノ幾本ナリヤ。(注意) 簡單ニ説明ヲモ記スベシ。

數學(算術)第四問題

(答解時間參、四) (問題ヲ通シ壹時間)

或部隊甲地ヨリ乙地ニ向ヒ、毎時4kmノ速サニテ行軍セシニ、途中甲地ヨリ10km隔リタル丙地ニ於テ甲地ニ傳令ヲ發シタリ。コノ傳令ハ自動車ニテ毎時12kmノ速サニテ行キ、甲地ニ到着後5分ニシテ引返シタルニ、部隊ト同時ニ乙地ニ到着シタリトイフ。甲乙兩地間ノ距離如何。但シ部隊ハ丙地ニ於テ15分間ノ休憩ヲナセルモノトス。(注意) 方程式ヲ用ヒテ解クヲ許サ

又簡單ニ説明ヲモ記スベシ。

數學(代數)第五問題

(答解時間第五、六) (問題ヲ通シ壹時間)

(イ) $9x^4 - x^2 + 2x - 20$ ヲ $3x^2 - 5x + 4$ ニテ割リタルトキノ商及ビ剰餘ヲ求メヨ。(注意) 運算ヲ明記スベシ。
(ロ) $A = x^2 - 2x^2 - x + 4$, $B = 5 - x - 4x^2 - 2x^3$, $C = 3x^2 - x + 7$ ナルトキ $6A - 3B - 4C$ ヲ計算セヨ。

數學(代數)第六問題

II 英圖中區兵制條案利用問題

Table with 2 columns: 數 (Number), 點 (Points). 數: 12日, 15時, 26分. 點: 16, 19.

(注意) 代數ヲ解イテモ宜シイ、答ヘノミデハイケナイ。此ノ用紙ニ計算ヲ書キナサイ)

第一部

(1) 次ノ式ヲ計算セヨ。

(イ) $10.77 - 7 \times \frac{4}{5}$

(ロ) $4 - \{6 \times (-3) + (-12)\} = (-3)$

(イ) $10.79 - 6 \times \frac{3}{5}$

(ロ) $5 \{7 \times (-2) + (-10)\} - (-12)$

(4) 幾人カノ水兵ニ小銃彈ヲ5箇ゾツ分配シタラ10箇餘ツタノデ7箇ゾツ分配シヨウトシタラ2箇不足シタ。水兵ハ幾人デ小銃彈幾箇カ。
(5) 或ル町ニ於ケル昨年初メノ人口ハ12600人デ、同年末ニ至ルニ同年中ノ人口増加ノ割合ハ15%デアツタトイフ、昨年末ノ人口ハ幾人デアツタカ。

Table with 2 columns: 題 (Problem), 點 (Points). 題: 全點各二十分. 點: 百二十分.

第一部

一、左ノ漢字ニ讀假名ヲツケヨ。規模、遺物、派遣、後、啓發、突破、修羅場、機密、援將、脅威
二、次ノ文中片假名ノ部ヲ漢字ニ改メ

(1) 次ノ式ヲ計算セヨ。

(イ) $2352 + 2664 - 2780$

(ロ) $\frac{2}{3} - \frac{1}{5}$
(2) 次ノ計算ヲナセ。
(イ) $135 \times 2.4 + 6$

(答解時間第五、六) (問題ヲ通シ壹時間)

(イ) 次ノ方程式ヲ解ケ。
 $12x - (4x - 10) - \{3 - 8x + (3x - 2)\} = 22$

(ロ) 毎時ノ速サ60kmノ列車ガ甲驛ヲ發シテ乙驛ニ向ヒタルニ、出發後50km進ミタルトキ故障ノタメ10分間停車シ、其ノ後ハ前ヨリ毎時ノ速サヲ10km増シテ進ミタルタメ丁度豫定ノ時刻ニ乙驛ニ到着セリトイフ甲乙兩驛間ヲ求メヨ。(注意) 方程式ヲ用ヒテ解ケ。

(イ) $2431 + 4591 - 3290$

(ロ) $\frac{3}{4} - \frac{1}{3}$

(2) 次ノ計算ヲナセ。

(イ) $165 \times 2.4 + 6$

(ロ) $\frac{13日}{8} \frac{12時}{13} \frac{24分}{19}$

(3) 次ノ式ヲ計算セヨ。

m. 軍心ニシテノ勇氣をタシメント。馬子ノホシクワイニ之に過をたせるものなり。
向か不慮のロシアヤが起つたのでおどろ。

三、次ノ語句ヲ漢字ヲ書ケ。
(イ) 兵隊の心算
(ロ) 運算
(ハ) 壯快且麗に親し愛
(ニ) 報復願作
(キ) 素直

四、左ノ語句ノ中ヨリ適當ナルモノヲ選ビテ、次ノ文中ノ [] ニアテルベシ。
前鋒、軍人、迫、したのだ、一絲、しないが、かうも、せしかば、を以て、營。

(1) 我は急に其の [] をさへぎりて攻撃 [] の敵諸將皆多大の損害を受く。
(2) 我が爆撃編隊群は [] 亂れぬ

隊形□□□刻々目録に□る。

第二部

- 一、左ノ漢字ニ讀假名ヲツケヨ。
莊嚴、發刺、捕獲、前兆、認識、頑敵、遮斷、荒鷲、遺言、克服。
- 二、次ノ文中片假名ノ部分ヲ漢字ニ改メヨ。

骨をウツむる豈たゞフンボの地のみならんや。
御多用中御メイワクとは存候へども。

フハイのもともなるのはビサイな生物である。

一命は寸刻の間にセマツた。

三、次ノ語句ヲ解釋セヨ。

- (イ) 終始一貫。
- (ロ) 回顧。
- (ハ) 白壁の民家其の間に離在す。
- (ニ) 未曾有。
- (ホ) 素養。
- 四、左ノ語句ノ中ヨリ適當ナルモノヲ選ビテ次ノ文中ノ□□□ニアテハ

メヨ。

熟練、出、兵隊、爆弾、最も、飛び出す、落、飛行、打出す、ゆだねる
(1) 沈着にして□□なる我が砲員の□□砲弾は、よく敵艦に命中す。

(2) 腹一ぱい□□をかへた愛機に身を□□□□と、やがて出發信號の下に滑り出す。

三、陸軍兵器學校 生徒問題

理科

解答時間四問題を通じて二時間

【第一問題】

圖に示した様に組合せられた滑車が ある。(國省略)

(1) (イ)の部分に何程の力を加へる時荷物(ロ)は吊上げられるか。其の理由はどうか。

(2) (イ)の部分下方に十米引き下げた時になした仕事はどれだけか。

【第二問題】

飲料水として不適當とせられる水は通常何を含んであるか。又之を飲料に適するやうにするにはどんな方法があるか。

【第三問題】

太陽光線は大體どんな色の光を含むか。又此等の種々の色の光が混り合つてゐることはどうしてわかるか。

【第四問題】

次に掲げた物はどんな名稱の鑛石から製出されるか。

- (イ) 鐵
- (ロ) アルミニウム
- (ハ) 銅
- (ニ) 錫
- (ホ) 亜鉛

帝國在郷軍人會

勅語

朕時勢ノ推移ト國防ノ整備トニ鑑ミ茲ニ帝國在郷軍人會ノ組織ヲ確立セシム汝在郷軍人克ク先朝ノ聖諭ヲ體シ其ノ本分ニ顧ミ戮力奮勵以テ朕カ倚信ニ副ハムコトヲ期セヨ
昭和十一年十一月三日

奉答文

昭和十一年十一月三日
帝國在郷軍人會ノ組織確立ニ當リ特ニ優渥ナル勅語ヲ賜フ觀感深遠恐

在郷軍人心得

附財團法人軍人會館

懷感激ノ至リニ堪ヘス臣等益々奮勵各々其ノ本文ヲ盡シ以テ 聖旨ニ對
奉ランコトヲ期ス

治、軍

必任義務兵役の法實施以來、在郷軍人を主眼とする尙武團體各地に興り日清日露の戰役を経て愈々其の數を加へ全國市區町村殆ど其の設立を見ざる所なきに至れり。然れども其の設立及經營は各郷毎に箇々のものにして之を統一して指導振作するの機關なし。加之將來軍の編成は在郷軍人の精銳を必要とすること益々切實なるを以て明治三十九年より之が調査に着手し、同四十二年取敢ず陸軍軍人のみを以て帝國在郷軍人會を創立することにし時の陸軍

篇末記事

海軍彙報

(昭和十五年十一月)

三十週年紀念式典外四件

大臣寺内正毅大將が主として其の任に當られ、明治天皇の御恩召を仰ぎ、伏見宮貞愛親王殿下を總裁に戴き、時の時天長の佳節十一月三日を卜して東京發會式を挙げたり。超えて大正三年十月に至り時局に鑑み陸海協同提携することとなり同會組織の大要は整つたのである。爾來會勢の伸展に努めつつ十年餘を経て大正十四年に至り時勢の推移と内外の情勢は本會の内容充實改善を要するに至り、規約の一大改正を斷行し聯合支部を新に設け又評議會並に議員の選出等に関する改正、審議會の新設、表彰として有功章の制定等勢に應じた制度を確立せり。其の後に此の規約に依つて十一箇年間(昭和八

年一部規約の改正を行ふ) 活動を續け
來りしが、世界情勢の變化、殊に滿洲
事變以來軍人會の強化發展が愈々切實
となつたのに鑑み多年の懸案であつた
公的團體として軍人會を認めらるるこ
ととなり、昭和十一年九月勅令を以て
律せらるるに至れり。茲に於て從來一
箇の私設團體であつた帝國在郷軍人會
は、勅令團體となり其の地位を上され
たと共に其の統制強化を圖らるること
となり同年十一月三日優渥なる 勅語
を賜はり且陸海軍省令の規程に基いて
軍人會組織の確立、會則の新制定等
を行ひ、茲に全く一新紀元を劃した譯で
ある。

帝國在郷軍人會令

本令は昭和十一年九月二十四日勅令
第三六五號を以て發令せらる。

目的 軍人精神を鍛練し軍事能力を
増進するを本旨とし、兼ねて社會の公
益を圖り風教を振作し、恒に國家の干
城となり國民の中堅たるの實を擧ぐる

を以て目的とする。

組織 帝國在郷軍人會の組織、會員
の資格、加入及脱退其の他必要な事
項は陸軍大臣及海軍大臣に於て定めら
る。

帝國在郷軍人會を組織せんとする
ときは陸軍大臣及海軍大臣の認可を受け
ねばならぬ。

監督 帝國在郷軍人會は陸軍大臣及
海軍大臣の監督を受ける。

陸軍大臣及海軍大臣は陸海軍部隊の
長をして監督せしむる。此の場合同部
隊の長は帝國在郷軍人會に對し會務に
關する報告を徴し會務執行又は會計の
狀況を検査し其の他監督上必要な處
分を爲すことを得る。

補助 政府は帝國在郷軍人會に對し
豫算の範圍内で補助金の交付をする。

會旗及會員徽章 帝國在郷軍人會は
附圖に定むる會旗を使用し、會員は附
圖に定むる會員徽章を佩用する(附圖
略す)
會旗の使用、會員徽章の佩用に關し

ては陸軍大臣及海軍大臣之を定むる。

政治干與 帝國在郷軍人會は政治に
干與すべからず。

協力 陸軍大臣及海軍大臣は帝國在
郷軍人會に對して徵募、召集、徵發、
防禦等に關して協力を求むることを得
る。

附則 本會は昭和十一年十月十一日
より之を施行せられ、本會施行の際に
現に陸軍大臣及海軍大臣の監督を受く
る帝國在郷軍人會は本令施行の日より
一月以内に會則を具して陸軍大臣及海
軍大臣に届出で本會に依る帝國在郷軍
人會と爲すことを得る。

帝國在郷軍人會規

程摘要

(昭和一一、九、二五)
陸海軍省令一)

組織 本部、聯合支部、支部、聯合
分會及分會より成る。

聯合支部は各師管の區域内に在る支
部を以て組織す但し臺灣に在りては全

島内、關東州及滿洲國又は北支那に在
りては軍司令官の定むる區域内に在る
支部を以て組織す。
支部は各聯隊區の區域内に在る聯合
分會を以て組織す但し朝鮮及臺灣に在
りては各兵事區内、關東州及滿洲國又
は北支那に在りては軍司令官の定むる
區域内、南洋群島に在りては全島内、
其の他の地に在りては適宜に定むる區
域内に在る聯合分會を以て組織す。又
特別の事情に依り聯合分會を組織し得
ざる分會あるときは之を當該支部の組
織に編入す。

聯合分會及分會の組織並に本部に關
する規程は帝國在郷軍人會會則にて之
を定む。

名稱 聯合支部は内地に在りては師
管の番號、朝鮮に在りては師團司令部
所在地の地名、臺灣に在りては該名稱
關東州及滿洲國又は北支に在りては、
軍司令官の定むる地名等を冠稱す。

支部は内地に在りては聯隊區の名稱
を冠稱す、其の他の地に在りては其の

區域内に在る著名なる土地又は其の事
務所在地の地名を冠稱す。

會員 帝國在郷軍人會の會員たる
資格を有する者は豫備役、又は退役の
將校、各部將校、特務士官、准士官、
豫備役の下士官、歸休兵、豫備兵、
補充兵、海軍豫備員、豫備役幹部候補
生、豫備役操縦候補生及第一國民兵
役に在る者とす、其の他の者を以て會
員と爲すに付ては會則を以て之を定
む。

前項に規定する者にして帝國在郷軍
人會の會員たらんとするものは其の屬
せんとする團體の長に届出で其の承認
を受けるものとす、會員にして退會せ
んとする者は理由を具し所屬團體の承
認を受けるものとす、會員は會員たる
資格を喪失、死亡又は除名の事由に因
り退會す、除名の事由は會則を以て之
を定む。

監督 軍司令官(朝鮮軍司令官を除
く)、師團長及鎮守府司令長官(朝鮮に
在りては要塞部司令官)は管内に在る

聯合支部、支部、聯合分會及分會を監
督す。

聯隊區司令官又は兵事部長、海軍人
事部長又は地方海軍人事部長は管内に
在る聯合分會及分會を監督す。

軍司令官(朝鮮軍司令官を除く)は其
の定むる者をして臺灣、關東州及滿洲
國又は北支那に在る支部、聯合分會及
分會を監督せしむることを得。

會旗及會員徽章 會旗は分會毎に一
旗を備へ團體を表示する場合に之を使
用するものとす。

會員徽章は會員たるの身分を表示す
る場合に之を佩用し軍服に在りては右
胸部上衣概ね第二鈕(海軍兵に在りて
は概ね襟飾の結目)と同等の高さに裝
著し其の他の洋服に在りては軍服に準
じ和服に在りては前記の例に依る但し
羽織の場合は其の見返しに裝著するも
のとす。

帝國在郷軍人會本部

所在地 東京市麹町區九段一ノ五軍

人會館内

在郷軍人の精神を鍛錬し軍事能力を増進し兼ねて社會の公益を圖り風教を振作し國家の干城國民の中堅たるの實を擧ぐるを以て目的とする。

- 一 皇室尊崇觀念の涵養
二 思想の善導
三 軍事能力の増進、體育の奨励
四 戦病死者の祭典、遺族並に傷病兵の優遇
五 應召の準備、召集、簡閱點呼、徴兵検査の援助及未入營者の軍事教育
六 青少年團、青年學校への協力
七 社會公益事業の補助、公安の維持及非常防備救護事業の援助並に會員の相互扶助
八 雜誌圖書の發行及會員必需品の紹介

財團 法人在郷軍人會財團

設立目的 帝國在郷軍人會の事業を補助し同會の發達を助長するにある。

補助し同會の發達を助長するにある。事業 帝國在郷軍人會の經費を補助し、其の財産を委託に依り保管し、且之を後授し事業を助成する。

財團 法入軍人會館

設立の経緯 今上陛下 御即位の大典を行はせ給ふや、帝國在郷軍人會は此の御一代の盛儀を永遠に記念せんが爲、陸海現役軍人と相協力して軍人會館を建設し、而して鞏固なる團結を形而下に表現し且全會員一致の核心たらんことを冀求した。然るに此の計畫が世間に傳はるや、幸にも社會各方面の後援が漸次濃厚となり、昭和七年二月起工し同九年三月竣工を告ぐるに至つた。總工費二六〇萬圓、地上四階地下二階、房室二七三、延坪四六三〇坪、高さ九十尺餘、西洋建築の中に日本精神を表徴せしめた創造的大建築を成してある。

神作興、國防思想の普及、傷病軍人並に戦病死者遺家族等に對しても寄與貢獻するものである。而して帝國在郷軍人會と軍人會館は密接なる連絡を保持し、前者の常務參事は後者の理事として兩者は全く同心一體のものである。會館の組織 本會館は理事長全股の業務を統轄し、且本部と會館との連繫を密接ならしむる爲理事長は重要事項に關しては特に帝國在郷軍人會々長の承認を受くる規程となつてある。理事長の下に庶務、調査、經營、圖書、事業、會計の二課四部が置かれ、經營部は更に講堂、宴會、宿泊、の三課に、事業部は酒保、工場の二課に圖書部は出版、編輯に區分され合計二百九十餘名の人員が業務に従事しつゝある。

- 一 庶務課 一般庶務
二 經營部

1 大講堂の貸付 大講堂座席は一階より四階に互り一、五〇〇乃至一、七〇〇名を收容し、音曲、演

藝、能樂、映寫等有ゆる大集會に供する。
2 宴會、集會、食堂、小は二十人内外より大は五百人迄大小各室の用意があり、和、洋、支食何れも

低廉に使用提供してある。
3 神前結婚式 館内に特に式場を設け嚴肅に舉行される。其の外寫眞部や美容室の設けもある。
4 宿泊掛 一階より四階に互り、

和洋室多數あり、常時二百四十名必要に應じては四百名、非常の場合には八百名迄の宿泊設備を整へてある。

Table with columns for '區分' (District/Division), '座席' (Seating), and '定員' (Capacity). It details seating arrangements for different times of day (e.g., 自午後一時至午後五時) and days of the week (平日, 土、日、祭). The table lists capacities for various sections like '場料類を徴する場合' and '入場料類を徴せざる場合'.

備考

- 一、夏季及冬季の使用には一割を減額す
二、特に午前御使用の場合には別に相談す
三、右の講堂使用料其他については直接其係につき照會せられたし

宿泊室料金表

洋	和											區分	料 金	特別料金 普通料金	注 意																								
	階一			階二			階三			階四																													
	合宿		專用		合宿		專用		合宿		專用																												
	大	中	小	外	内	大	中	小	外	内	大					中	小	外	内																				
二人用																二六〇	二九〇	三二〇	二六〇	二九〇	三二〇	二六〇	二九〇	三二〇	二六〇	二九〇	三二〇	二六〇	二九〇	三二〇	二六〇	二九〇	三二〇	二六〇	二九〇	三二〇	二六〇	二九〇	三二〇

一、二人以上にて一室専用の場合一名は上記の料金にて他の方は一名毎に當該料金の五割を頂きます
 二、客室区分中「内」は内庭に面せるもの「外」は外部に面せるもの又特別室「大」は一、二、三階の第六、七號室「中」は同階第十二號乃至第十四號室「小」は同階第一號室、第十一號室及四階第一號室の略稱であります。
 三、一階第五號室、四階第八號室は一、二階普通室(内)料金と又三階第八號室第十七號室は一、二階普通室(外)料金と同額を頂きます。
 四、計算の際厘位以下は切り上げます。
 五、監督官廳の指定に依る外國人及其の關係者の室料は本表普通料金の倍額を頂きます。
 六、別館の使用は家族連れの宿泊者に限ります。

洋	和											區分	料 金	特別料金 普通料金	注 意																							
	階一			階二			階三			階四																												
	合宿		專用		合宿		專用		合宿		專用																											
	大	中	小	外	内	大	中	小	外	内	大					中	小	外	内																			
二人用															二六〇	二九〇	三二〇	二六〇	二九〇	三二〇	二六〇	二九〇	三二〇	二六〇	二九〇	三二〇	二六〇	二九〇	三二〇	二六〇	二九〇	三二〇	二六〇	二九〇	三二〇	二六〇	二九〇	三二〇

七、集會、休憩等の爲め宿泊室御使用の場合の料金は別に規定がありますから宿泊事務所に御問合せ下さい。

(昭和十六年九月現在)

- 1 國防思想普及、時局關係の認識 其の他一般の軍事参考書並に在郷軍人關係圖書の編纂、印刷、發行。
- 2 學校教練教科書並に青年訓練、教練參考書類の印刷發行。
- 3 防空關係圖書の印刷發行。
- 4 時局用地圖の編纂發行。
- 5 雜誌「皇權」「訓練」の編輯印刷發行。
- 6 軍事新聞「つはもの」工場新聞「國の力」の印刷發行。
- 7 陸地測量部地圖の大更刻。

8 其の他一般印刷、圖書の取次發行引受等。

國、事業部、酒保課、工場課 軍裝品、分會用品、教練用品其の他日用品を簡易低廉に紹介取次してゐる。工場課では主として銃劍術用防具を製造、配給してゐる。

其の他屋上には本會館の守護神として護國神社を祀り、貴賓室、記念室、満蒙室、練武室、娛樂室、理髮室の設備があり、本會會員の殿堂として萬遺憾なきを期してゐる。

- 帝國在郷軍人會本部同財團
及軍人會館役員並に職員
- 常務參事
- | | |
|------|------------|
| 會長 | 陸、大將 井上幾太郎 |
| 副會長 | 海、中將 中野直枝 |
| 同兼總務 | 陸、中將 小泉六一 |
| 顧問 | 海、大將 竹下勇 |
| | 陸、中將 和田龜治 |

軍の機密は動もすれば不用意なる個人の言動により暴露する場合多きを以て左の諸件に注意するを要す。(一)軍事上の機密事項は業務上關係なき者に對しては縦ひ知己其の如何なる關係にある者と雖も絶対に洩さざること。(二)寄席、酒場、列車中等其の他公衆の面前にて、召集又は到着部隊號、出勤先、其の他機密事項を口外し或は電話等に依り傳達するが如きことを慎むこと。(三)應召に際し所屬部隊號を記せる幟小旗等を携行し又は部隊の編成、裝備、動員、行動其の他荷も機密に互る事項を私信中に記載し又は封筒に部隊號等を明記せざること。(四)私信、慰問品中等に思想上注意を要する宣傳文等を發見せば直ちに上司に提出すること。(五)機密書類の取扱、運搬等に方りては身を以て其の責に任じ周到なる注意の下に萬全を期すること。(六)紙屑反古の取扱に注意し荷も機密事項を記載せるものは散逸せしめざること等に

して、右の中(一)乃至(四)項迄は家庭等にも十分承知せしめ置くを肝要とす。

充員召集心得

令狀交付を受けたる者は令狀に添附してある受領證に受領の年月日時を記入し捺印(本人に代つて受領したるものは記名捺印)して直ちに返付すべきである。正當の事由なくして此の規定に背く者は拘留又は料料に處せらるるのである。

本人に代つて召集令狀を受領した者は直ちに確實迅速なる方法で召集部隊、到着地、及到着日時を(到着遅延の虞ある場合其の他必要の場合には電信等を以て)本人に通報し且召集令狀を速に本人に交付するの手續をなすべきである。正當の事由なくして此の規定に背く者は拘留又は料料に處せらるるのである。

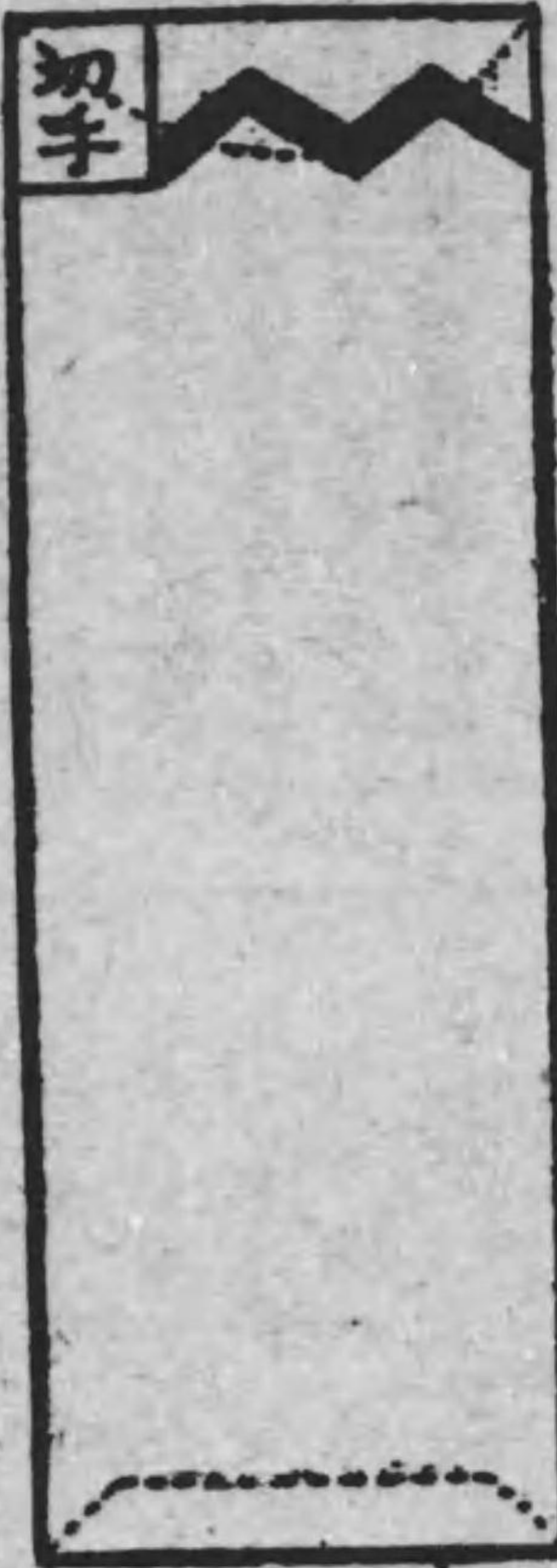
左の如く標示を記入し一般郵便物との區別を明瞭にすべきである。本人召集令狀を受領したるときは之を携へ其の令狀に定められたる日時に所命の地に到着し召集事務所又は到着官廳に届出づべきである。

召集通報人より召集通報を受けたる者令狀の交付を待たんが爲却て到着遅延の虞ある場合には令狀の到着を待たず直ちに應召するのをよしとする。

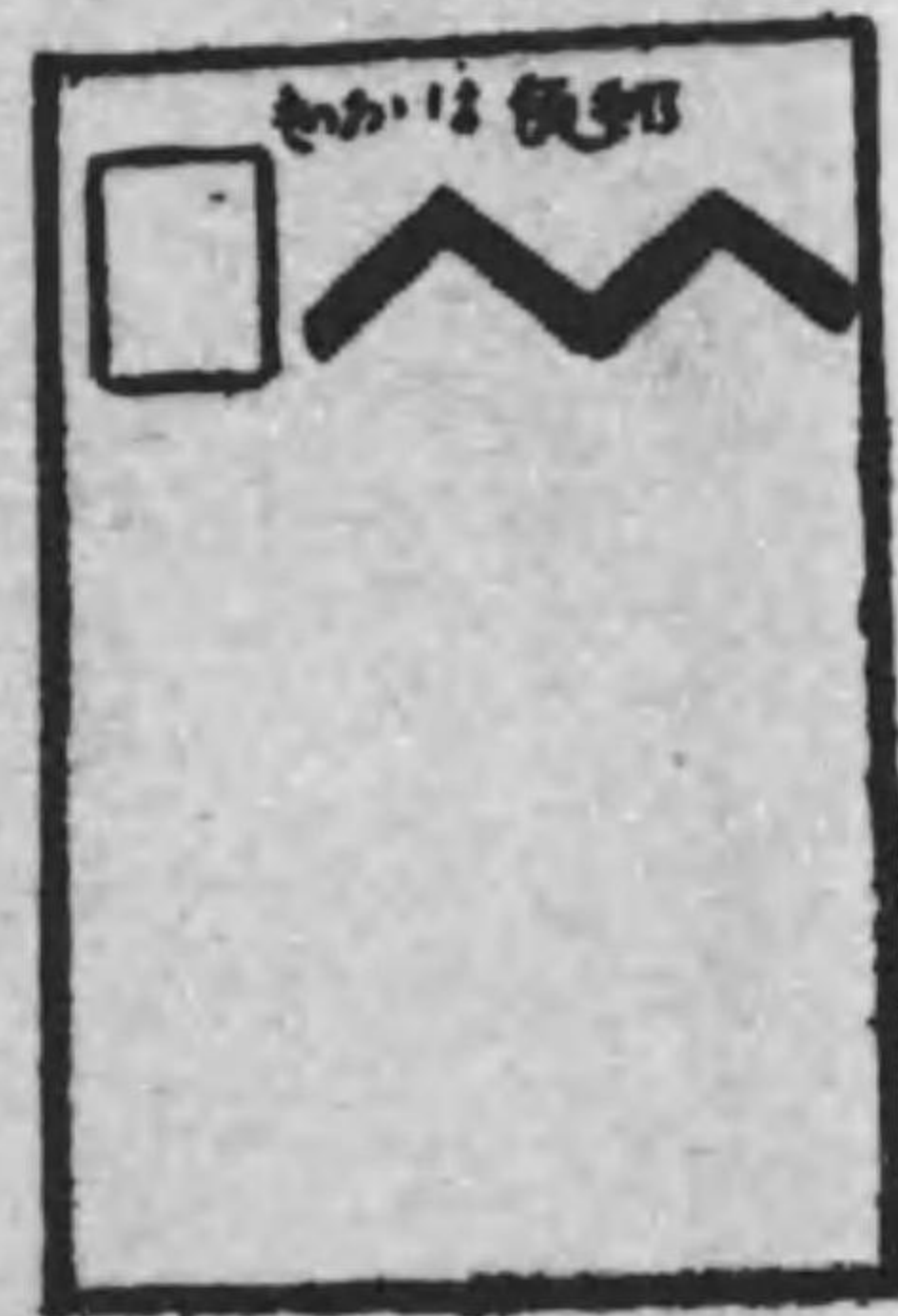
令狀又は召集の通報を受けたる日時の關係上指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は所在地の憲兵又は警察官吏に就て令狀又は通報を受けたる日時及出發日時の證明書を受け到着の上召集事務所(海軍は到着官廳の長)に届出づべきである。此の規定に違反した者は拘留又は料料に處せらるるのである。

前項の場合に於て召集事務所閉鎖後なるとき又は集合場に集合すべきときは直ちに召集部隊に到着すべきである。

封筒表面



端書表面



備考 Mは一見明瞭なる太さとし着色を適宜とす、海軍は二條の山形Mとす。一召集に關する關係物すべき物は概ね左の通である。

- 一 召集令狀
一 軍隊手帳(履歴表)
一 適任證書
一 勳章記章(略)
一 印形
一 風呂敷又は油紙其の他必要の物

召集員傷病療養の爲、指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は聯隊區司令官に宛てたる下記様式の届書に醫師の診断書を添へて直ちに本籍地市町村長(用役後ならんときは同)に差出すべきである。

應召員傳染病預防の爲、交通遮断、隔

其の一 何々ノ爲到着遅延届

Form for '何々ノ爲到着遅延届' (Reason for late arrival) with fields for name, date, location, and official details.

離又は停留を命ぜられ其の他止むを得ざる事故に因り指定の日に到着地に到ることの出来ぬ者は...

犯罪又は所在不明の爲、指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者あるときは令状を受領したる者より...

右の届出を爲さざる者は拘留又は科料に處せられる。

諸種の事故(非常事變にて交通断絶の場合を除く)に依り到着地に到ることの出来ぬ旨を届出たる者其の事故の止みたるときは直に左記様式に依つて本籍地市町村長に届出で直に應召し...

其二

到着遅延届 到着日時 何年何月何日午前(後)何時 到着地 何々々 召集部隊 何兵第何聯隊 本籍地 府縣郡市區町村字番地

其三

到着遅延届 到着日時 何年何月何日午前(後)何時 到着地 何々々 召集部隊 何兵第何聯隊 本籍地 府縣郡市區町村字番地

到着の上召集事務所へ届出づべきである。但し召集事務所閉鎖後なるときは召集部隊に到着すべきである。非常事變に因り交通断絶し到着地に到着することが出来ぬ場合には其の旨を最寄諸部隊(支隊、連隊、中隊、小隊、班、隊、分隊、班、隊、分隊、班、隊、分隊)に届出で指揮を受くべきである此の規程に違背する者は拘留又は科料に處せられるのである。

演習召集願届

召集免除者 在郷軍人にして文官となり特別の職務を奉ずる者、市町村長、助役、収入役其の他之に準ずべき職に在る者、帝國議會、府縣市區町村會其の他之に準ずべきもの職員(但し其の議會開會中に限る)帝國外の地、(關東州及滿洲國を除く)に旅行又は居留する者及帝國外の地を往復する帝國船舶の船員は演習召集を免除せられる。

應召員中直系尊屬妻子の死去又は重傷、同一戸籍内に在る者死亡し他に後

(用紙適宜)

(用紙適宜)

(用紙適宜)

(用紙適宜)

始末する者なきとき、本人住家の火災
流失又は倒壊其の他之に準ずる災害の
爲及同一戸籍内に在る者重態にして本
人に依るに非ざれば他に看護を爲す者
なきため到着期日の延期を願はむとす
る者は聯隊區司令官に宛てたる願書を
本籍地市町村長 寄留地に於て召集に際すべき
寄留地聯隊區司令官及び市町村長に差出すべきである
海軍 在りては士官は海軍大臣、
特務士官准士官は在籍留守府司令長
官、下士官兵は市長又は町村長を經由
し。在籍留守府司令長官に差出すべ
し。

但し直系尊屬妻子又は同一戸籍内に
在る者重態の場合は醫師の診断書を、
其の他の場合は市町村長警察官吏又は
憲兵の證明書を添付すべきである。
到着期日の延期を願出でたる者でも
別に指令がなければ指定の日時に召集
に應ずべきものである。
應召員事故の爲指定の日時に到着地
に到着する出来ぬ者の手續は左の通り
である。

1 傷病、疾病の者は醫師の診断書を
添へて直に市町村長 寄留地勤務演習召集
長を経て聯隊區司令官に届出づべき
である。

2 傳染病豫防の爲交通遮断隔離又は
停留を命ぜられ其の他止むを得ざる
事故に因る者、犯罪又は所在不明等
の爲本人に代つて令状を受領したる
者並に非常事變に因り交通遮断した
るときは其の地の市町村長、憲兵、
警察官吏、船長又は隊長の證明書を
添へて聯隊區司令官(留守府司令長
官)に届出づべきである。
3 應召員出發後事故發生して前項の
届出を爲す場合には召集部隊長に宛
て届出づべきである。

前三號の届書の様式は充員召集の部
其の一、其の二、其の四、其の五に掲
載したるものに準ずる。又右届出を爲
したる後尙事故止まず期日以内に在りて
は召集期日数五日、後着に到着地に到るこ
との出來ぬ者は令状を返附すべきであ
る。

到着遅延事故止届
到着日時 何年何月何日午前(後)何時
到着地 何々々
召集部隊 何兵第何聯隊
本籍地 府縣郡市區町村字香地
徵集年 役種 官等級 氏名
右召集ノ命令ヲ受ケ何々ノ事故ニ因リ未ダ應召致サズ候處今般事故止
ニ候ニ付届出候也
昭和 年 月 日
何市(町)(村)長殿 右 氏 名
註 海軍ニ在リテハ事故止應召届トシ出發日時、出發地、本籍地
(現住地)ヲ記入シ人事局長又ハ人事部長宛ニ

演習召集到着期日延期願
到着日時 何年何月何日午前(後)何時
到着地 何々々
召集部隊 何兵第何聯隊
延期ノ事由 父某死亡(母某危篤等)
本籍地 府縣郡市區町村字香地
徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏名
右演習召集ヲ命ゼラレ候處何々ニ依リ到着期日ヲ延期相成度別紙證明書
ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ此段及願出候也
昭和 年 月 日 右 氏 名

演習召集延期願
到着日時 年月日午前(後)何時
到着地 何々々
本籍地(寄留地) 何々々 役種 官等級 氏名
右何々ノ理由ニ依リ何年月日ヨリ何年月日ニ亘ル間演習召集ノ延期許
可相成度別紙市町村長(何々長)ノ證明書相添へ此段願出候也
年 月 日 右 氏 名
何留守府司令官殿 (用紙適宜)

寄留地演習召集應召願
寄留地 府縣郡市區町村字香地
寄留年月日 何年何月何日
本籍地 何々々 役種 官等級 氏名
徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏名
右何年度寄留地ニ於テ演習召集ニ應召致度候ニ付許可相成度願出候也

以上に掲ぐるものを除く外演習召集に就ての心得は充員召集の場合に於ける心得に準ずるのであるから、参照熟讀すべきである。

本籍地以外の聯隊區に寄留する者は願に依り寄留地師管内の軍隊にて演習召集を受けることが出来るのである。

前項の願出を爲す者は左記様式の願書を其の前年の十一月三十日迄に寄留地市町村長及警察署長を経て寄留地所管の聯隊區司令官に呈出し許可を受くべきである。

前項の願出期日後に寄留し寄留地に於て演習召集を受けむとするものは情を具し市町村長より寄留に關する證明を受け寄留の日より十四日以内に出願することが出来る。其の願出手續は前項と同様である。但し此の願は許可せられないことがある。

前二項の許可を得たる者本籍地に復歸し又は寄留地を爲したる爲、其の許可の取消を受けむとするものは新居住地所管の聯隊區司令官に宛て新居住地

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

右 氏

名

(用紙適宜)

寄留地演習召集應召許可取消願

寄留地 府縣郡市區町村字香地

本籍地 何

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏 名

取消ノ事由 寄留換(本籍地復歸)

右寄留地ニ於ケル何年度演習召集應召許可取消相成度及願出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

右 氏

名

の市町村警察署長を経て右の様式に依り願出づることが出来る。此の場合には本籍地の演習召集に應召せしめ得る者に限り許可せらるることがある。寄留地に於て演習召集を受くる許可を得たる者は本籍地に復歸し又は寄留換を爲すも許可の取消を許されたる場

合を除くの外其の許可を受けたる地に於て演習召集を受くべきである。避くべからざる事故の爲演習召集の延期を願はむとする者は其の事實を記し本籍市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に願出で許可を受くべきである。

但し其の願書には本籍地市町村長又は關係ある官公署の長(船員は船長)の證明書を添付する必要がある。其の様式は下記の通である。

海外居住者の召集

在郷軍人(國民兵を除く)にして朝鮮臺灣關東州又は滿洲國に在留する者は其の地に於て充員召集及演習召集を行ふのである。其の願届に關する心得は本籍地に於けると同様である。

演習の爲召集すべき者にて所管區域内に召集する部隊なきものに對しては當分の内演習召集を行はない。又僻地の地に居住するものに對しては演習召集を行はないことがある。

海外在留者の在留、在留地變更、旅行滞在、在留地復歸に關する願届に要する召集通報人は其の地在留者を以て定むべきで總て十四日以内に届出を必要とする。

演習召集に關し内地に於ける聯隊區司令官の事務を執る者は、朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に在りては兵事部長

演習召集延期願

本籍地 府縣郡市區町村字香地

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏 名

右何年度演習召集ニ召集セラルベキ處(演習召集ヲ命ゼラレ候處)別紙(左記)理由ニ依リ何年 月 日ヨリ 年 月 日ニ至ル間

召集ノ延期許可相成度別紙市町村長(何々長)ノ證明書相添へ此段及願出候也

昭和 年 月 日

右 氏

名

何聯隊區司令官殿

注 意

- 一 召集令狀受領後ナルトキハ召集部隊(必要アルトキハ到着地ヲモ)到着日時ヲ示スベシ
- 二 寄留地應召許可セラレタル者ナルトキハ其ノ旨ヲ明示シ且本籍地市町村長ニ代ヘ寄留地市町村長ノ證明書ヲ添付スベシ

教育召集及歸休兵召集

教育召集は第一補充兵にして歩兵、戰車兵、野(山)砲兵、野戰重砲兵、重砲兵、高射砲兵、氣球兵、工兵、鐵道兵、電信兵、輜重兵又は衛生兵中の人

以上に掲ぐるものを除く外演習召集に就ての心得は充員召集の場合に於ける心得に準ずるのであるから、参照願すべきである。

本籍地以外の聯隊區に寄留する者は願に依り寄留地師管内の軍隊にて演習召集を受けることが出来るのである。

前項の願出を爲す者は左記様式の願書を其の前年の十一月三十日迄に寄留地市町村長及警察署長を経て寄留地所管の聯隊區司令官に呈出し許可を受くべきである。

前項の願出期日後に寄留し寄留地に於て演習召集を受けむとするものは情を具し市町村長より寄留に關する證明を受け寄留の日より十四日以内に出願することが出来る。其の願出手續は前項と同様である。但し此の願は許可せられないことがある。

前二項の許可を得たる者本籍地に復歸し又は寄留地を爲したる爲、其の許可の取消を受けむとするものは新居住地所管の聯隊區司令官に宛て新居住地

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

右 氏

名

(用紙適宜)

寄留地演習召集應召許可取消願

寄留地 府縣那市區町村字番地

本籍地 何

徵集年(下士官以上ニ在リ)

テハ役種編入年)

取消ノ事由 寄留換(本籍地復歸)

右寄留地ニ於ケル何年度演習召集應召許可取消相成度及願出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

右 氏

名

の市町村警察署長を経て右の様式に依り願出づることが出来る。此の場合には本籍地の演習召集に應召せしめ得る者に限り許可せらるることがある。寄留地に於て演習召集を受くる許可を得たる者は本籍地に復歸し又は寄留換を爲すも許可の取消を許されたる場

合を除くの外其の許可を受けたる地に於て演習召集を受くべきである。避くべからざる事故の爲演習召集の延期を願はむとする者は其の事實を記し本籍市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に願出で許可を受くべきである。

但し其の願書には本籍地市町村長又は關係ある官公署の長(船員は船長)の證明書を添付する必要がある。其の様式は下記の通である。

海外居住者の召集

在郷軍人(國民兵を除く)にして朝鮮臺灣關東州又は滿洲國に在留する者は其の地に於て充員召集及演習召集を行ふのである。其の願届に關する心得は本籍地に於けると同様である。

演習の爲召集すべき者にて所管區域内に召集する部隊なきものに對しては當分の内演習召集を行はない。又僻地の地に居住するものに對しては演習召集を行はないことがある。

海外在留者の在留、在留地變更、旅行滞在、在留地復歸に關する願届に要する召集通報人は其の地在留者を以て定むべきで總て十四日以内に届出を必要とする。

演習召集に關し内地に於ける聯隊區司令官の事務を執る者は、朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に在りては兵事部長

演習召集延期願

本籍地 府縣那市區町村字番地

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏 名

右何年度演習召集ニ召集セラルベキ處(演習召集ヲ命ゼラレ候處)別紙

(左記)理由ニ依リ何年 月 日ヨリ 年 月 日ニ至ル間

召集ノ延期許可相成度別紙市町村長(何々長)ノ證明書相添へ此段及願

出候也

昭和 年 月 日

右 氏

名

何聯隊區司令官殿

注 意

一 召集令狀受領後ナルトキハ召集部隊(必要アルトキハ到着地ヲモ)

到着日時ヲ示スベシ

二 寄留地應召ヲ許可セラレタル者ナルトキハ其ノ旨ヲ明示シ且本籍

地市町村長ニ代へ寄留地市町村長ノ證明書ヲ添付スベシ

教育召集及歸休兵召集

教育召集は第一補充兵にして歩兵、戰車兵、野(山)砲兵、野戰重砲兵、重砲兵、高射砲兵、氣球兵、工兵、鐵道兵、電信兵、輜重兵又は衛生兵中の人

である。又内地の市町村長に相當する者は朝鮮に在りては警察署長、臺灣に在りては郡守、市尹及支廳長、關東州にありては警察署長、滿洲國に在りては大使官兵事員である。

員を限り服役間一回(通常徴集年の翌年)九十日間之を召集するを謂ふのである。第一補充兵にて所要の人員に充たざるときは第二補充兵を充用す。

歩兵にして青年學校若くは之と同等以上の課程に付陸軍大臣の定むる檢定に合格したる者又は成績特に優秀者は召集日數七十五日とす。

歸休兵召集とは平時に於て在營兵の補闕其の他必要あるとき歸休兵を召集するを謂ふのである。

教育召集及歸休兵召集に關する心得は充員召集に關する心得に準ずるのである。但し應召集員中事故に依り歸郷を命ぜられたる者又は召集解除を命ぜられたる者及事故の爲到着地に到ることの出來ぬ者に就いては演習召集の場合の手續に準ずるものである。

簡閱點呼

簡閱點呼の目的

簡閱點呼は國家有事の際に處する在郷軍人の用意如何を點檢査閱し、所要

の教導を爲し以て、動員の遂行を遺憾なからしむるを主眼として執行せらるるものである。故に簡閱點呼執行官は特に在郷軍人參集の状態、心身の健全、軍事能力保持及軍事思想普及の程度、服役上に於ける義務履行の確否等を點檢査閱し、且勸諭勸語の趣旨の徹底に努め、在郷軍人の國家に對する責務を熟知せしめ、其の本分を全うする如く指導せらるるのである。

參會年次

點呼に參會すべき回数及年次は別段の規定ある場合を除く外は左の區分に依るのである。

- 1、豫備役下士官(志願に依らずして部候補生出身)に在りては任官年の翌年より起算し、十二年に滿つる間通常一年置きに之を行はる。
- 2、幹部候補生出身の下士官及志願に依らずして下士官に任官したる者に在りては、徴集年の翌年より起算して十二年に滿つる間通常一年置きに之を行はる。

他の點呼場に參會を命ぜらるることがある。

- ニ 簡閱點呼執行官の意圖命令に違反し若くは上官に禮を失したときは陸(海)軍刑法又は陸(海)軍懲罰令に依つて處分せらるることがある。
- ホ 參會の爲往復途中及點呼場に於ては服裝の何たるを問はず上官に對し

(用紙適宜)

簡閱點呼に參會するものは左の諸點に注意すべきである。

イ 令狀、軍隊手帳、履歴表(海軍)、補充兵證書(未入營補充兵手帳)及奉公袋を携ふること。

ロ 軍服所持者は成るべく之を着用すること。其の他の者に在りては質素にして且端正を害せざる程度に於て敏活なる動作に便利なる服裝を爲すこと特に靴其の他運動に便なる履物を穿つが宜しい。

ハ 定められたる時刻より若干時前に參集すること。遅刻したときは更に

- 3、軍醫豫備員たる豫備役の衛生曹長軍曹は其の服役期間を通じ四回とし任官の翌年より起算して通常四年置きに行はる。
- 4、豫備兵及補充兵(未だ教育せざらざる者を除く)に在りては其の服役間を通じ徴集年の翌年を第一年次として通常一年置きに五回である。
- 5、未だ教育を受けざる補充兵に在りては其の服役間を通じ四回とし徴集年の翌年を第一年次として通常二年置きとする。
- 6、充員召集、臨時召集又は歸休兵召集の解除(應召集日の、歸休、現役又は就職滿期等に依り歸郷したる者、演習召集及教育召集に召集せらるべき者は其の年の簡閱點呼に參會したるものと看做されるのである)。
- 7、疾病其の他の事故に因り簡閱點呼に參會しない者(免除せられたる者を除く)は規定回数範圍内で適宜の年に參會せしめらるるのである。

て敬禮をなすべきである。

寄留地に於て簡閱點呼を受けむとする者は寄留地に於て演習召集を受くる場合に準じ毎年三月三十一日迄に寄留地所管の聯隊區司令官に願出許可を受くべきである。其の願書の様式は左の通である。

寄留地簡閱點呼參會願

寄留地 府縣郡市町村字番地

本籍地 何々

徵集年(下士官ニ在リテ) 役種 官等級 氏名

右本年寄留地ニ於テ簡閱點呼ニ參會致度候間御許可相成度及願出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

右 氏 名

(用紙適宜)

寄留地ニ於テ簡閱點呼參會願(願)

寄留地 何々

本籍地 何々

前項の願出期日後に寄留地に於て簡閱點呼を受けんとするものは情を具して本籍地及寄留地の點呼執行期日の各二十日(本籍地及寄留地内にて受けん)前迄に願出づることが出来る。但し此の願は許可せられないことがある。

遺棄重傷子の死亡重態又は同一戸籍内の死亡及天災に依る不参の願出は演習召集到着期日延期の願出と同じである。其の様式は下記の通である。

避くべからざる事故に依り参會期日の變更を願出づる者は情を具し且参會期日及希望する變更期日を明記し市町村長を経て聯隊區司令官(海軍人事部長)に願出づるのである。其の様式は左記の通りである。

正當の事由なくして點呼に参會せざる者は五十圓以下の罰金又は拘留若く

は料りに處せらるるのである。

此の外、寄留地に於ける總ての心得は寄留地にて召集を受くる者の心得に準ずるのである。

朝鮮臺灣關東州に在留する者の簡閱點呼に就ての心得は演習召集に於ける海外在留者と同じである。

服役上の願届

昭和一三、九、一日より第二補充兵(昭和五年以前徵集者には及ぼさず)と雖も在郷間服役に關する諸届出を行ふ如く兵役法施行規則の一部改正せらる。又第二補充兵にして、昭和一三、九、一日以前に朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國に在留する者は十四日以内に、船舶國籍證書を有する者は三十日以内に、醫師法第一條第一項各號の一に該當するに至りし者、藥劑師又は獸醫師免許證を下附せられし者は三十日以内に、所在不明者は十四日以内に届出づること。

身上異動 在郷軍人の身上異動に付

離現役年月日
(事情何々)
役種 官等級 氏 名
右寄留地ニ於テ簡閱點呼ニ参會致度及届出(願出)候也
年 月 日
何海軍人事部長殿
(註、四月一日以後ハ願トスルコト、事情ヲ註細ニ附記スルコト)

簡閱點呼不参願
参會日時 何年何月何日午前何時
點呼場所 何々
不参ノ事由 父某死亡(母某危篤等)
本籍地 府縣郡市區町村字番地
役種 兵種 官等級 氏 名
右簡閱點呼ヲ命ゼラレ候處何々ニ依リ不参許可相成度別紙醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添ヘ此段及願出候也
昭和 年 月 日
何聯隊區司令官殿
(用紙適宜)

簡閱點呼参會期日變更願
本籍地(寄留地) 府縣郡市區町村字番地
参會ヲ命ゼラレタル點呼場所 何々
月 日
希望スル参會點呼場所 何々
月 日
役種 兵種 官等級 氏 名
右簡閱點呼参會ヲ命ゼラレ候處別紙(左記)理由ニ依リ右記希望ノ如ク参會期日ノ變更許可相成度此段及願出候也
昭和 年 月 日
何聯隊區司令官殿
右 氏 名
注意 一希望スル参會日次及點呼場所ニ數種アルトキハ之ヲ列記スルモ妨ゲナシ
(用紙適宜)

ては、戶籍法寄留法の届出を其の權利用することにして、別に届出を要せざることになつてゐる。
在郷軍人が戶籍法や寄留法に依つて爲すべき届出、即ち出生、死亡、養子縁組、離縁、失踪、轉籍、廢家、廢絶家再興、分家、氏名族稱變更、國籍の得喪、戶籍の訂正、寄留、寄留換、本籍地復歸等の届出を怠ると、召集其の他の事務に非常な蹉跌を生ずるものであるから、是非共是等の届出を確實にせなければならぬ。
旅行滞在その他 歸休兵、補充兵、(除、海軍の第一補充を終りたる者)及

豫備役、後備役の下士官兵は旅行滞在
其の他本籍地の市町村を離れる場合には常に其の行先其の他必要なる事項を同一世帯の家族(戸主を含む)中家事を擔當する者に詳知させて軍衙の命を遂行せずして受領し得る如くして置かなければならぬ。

世帯が本籍地市町村に在る場合に其の世帯の在る市町村を離れる場合にも同様に家事擔當者に自分の行先等を詳知させて置かなければならぬ。

若し單身戸主の如き者で自分の行先を知らして置くべき家族がない者は軍衙の命あるとき之を傳達すべき者(成年の者に限る)を本籍地市區町村内に於て定め豫め連署を以て本籍地の市町村長に届出で置き且つ其の者に自分の居所を常に詳知させて置かなければならぬ。又朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に在留する者其の在留地を離るときは前に述べたと同様の手續を爲さねばならぬ。但し市町村長は其の地の之に該當するものである。

出でなければならぬ。

帝國外地の移動 歸休兵、補充兵、及豫備役又は後備役の下士官兵にして内地又は帝國外地(關東州及滿洲國を除く)より朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に到り當該地域に在留する者は在留地到着後十四日以内、朝鮮に在りては警察署長、間島に在りては領事官、臺灣に在りては郡守市尹又は支廳長、關東州に在りては警察署長、滿洲に在りては大使館兵事員を経て在留地の兵事部長に届出でなければならぬ。其の届書の様式は外國に在留届に準ずる、又右の者が朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲に在留し當該地域内で在留地を變更したとき又は他の地域若くは内地に到るときも同様届出を要する、若し其の在留地から外國に行くときは前に掲げた帝國外(旅行)在留届を出すのである。

所在不明者 歸休兵、補充兵、及豫備役、後備役の下士官兵にして所在不明の者あるときは憲兵又は警察官吏の

- 外國旅行(在留)届
- 一本 籍地 府縣郡市區町村字番地
 - 二 現住地 何々
 - 三 徵集年、役種、兵種、等級、氏名
 - 四 行先 何々地
 - 五 目的(何々官廳ノ命ニ依ルモノハ其ノ官廳名ヲ記入スベシ)
 - 六 出發豫定期日及發航地 何年何月何日何地
 - 七 歸朝豫定期 何年何月何日(不明)
- 右ノ通帝國外ノ地ニ旅行在留致スベク候ニ付及届出候也
- 昭和 年 月 日
- 何縣區司令官殿
- 本人 氏名

(用紙適宜)

帝國外地の旅行在留 歸休兵、補充兵、及豫備役、後備役の下士官兵にして内地より帝國外地(關東州、滿洲國を除く)に旅行又は在留せんとする者は出發前に右記の様式に依り書面を以て本籍地の市町村長を経て本籍地の縣區司令官に届出なければならぬ。

右の届出を爲したる者出發豫定期日後十四日以内に出發せざるとき又は歸朝したるときは其の後十四日以内に其の旨を本籍地の縣區司令官に届出なければならぬ。又右に掲げた在郷軍人は本籍地から旅行日數七日以上を要する帝國内地又は航海に七日以上を要する水域に赴かうとするときも同様届

(用紙適宜)

在郷軍人所在不明届(分明届)

- 一本 籍地 府縣郡市區町村字番地
- 二 現住地 何々
- 三 役種、兵種、徵集年、等級、氏名
- 四 所在不明(分明)トナリタル年月日 何年何月何日
- 五 所在不明ノ者ニアリテハ其ノ事實ノ要旨 出漁遺難(何々)

右所在不明(分明)ニ付届出候也

本籍地 府縣郡市區町村字番地

現住地 何々

昭和 年 月 日

何市區町村長殿

戸主 氏名

證明書を添へて其の戸主(本人戸主なれば家族中家事を擔當する者)より十四日以内に本籍市町村長に届出づべきである。所在不明の者歸郷若くは所在分明したるときも亦同様である。但し證明書は要しない。其の届書の様式は左の如くである。但し此の届は口頭でも差支はない。

する在郷軍人に就ては右の届出は朝鮮に在りては警察署長、臺灣に在りては郡守、市尹、支廳長、關東州に在りては警察署長、滿洲に在りては大使館兵事員を経て兵事部長に差出すのである。

教入役又は之に準ずるもの又は帝國議會府縣會市町村會其の他之に準ずるもの職員となつた者は演習召集簡點呼を免ぜらるるのであるから、之に就きたるときは其の日より十四日以内に本籍地市長又は町村長及警察署長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。其の職を退きたるときも亦同様である。

又此等の者は願に依りて演習召集簡點呼を受けることが出来るが其の場合の願書の差出先經由等は右に同じ。

服役免除 在郷軍人在郷中傷病疾病の爲永久服役に堪へないときは在職陸軍醫官の診断書若しくは地方醫師の病況書を添へて本籍地市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。

船員 歸休兵、豫備兵、又は補充兵にして船舶國籍證書を有する船舶の船員たる者は其の就職又は雇入の日より十四日以内に左記様式の届書を管海官廳又は該官廳の事務を行ふ市町村長若

くは之に準ずる者(外國に在り)の證明を受け其の旨を本籍市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。其の退職し又は雇止したるときも亦同様である。

前項の證明書は海員に在つては船長

(用紙適宜)

の證明書で代へることが出来る外届出の際證明書の代りに單に船員手帳を市町村長(之に準ずるもの)に示せば宜しいのである。又帝國外に往復する船舶の船員は前項の船員就職届を爲せば外國旅行届を

船員就職(雇入)届

一、本籍地 府縣郡市區町村番地

二、現住地 何々々

三、徵集年、役種、兵種、等級 氏名

四、就職(雇入)年月日

五、職名 (船長、一等運轉手、二等運轉手、機關長、一等機關士、事務長、水夫長、水夫、無線電信技術員、舵夫、火夫長、火夫、油差、賄方等)

六、海技免狀ヲ有スル者及船舶職員試驗規程ニ依リ通信大臣ノ認定シタル學校又ハ水産講習所ヲ卒業シタル者ニ在リテハ其ノ旨

七、乗組船舶ガ帝國外ノ地ヲ往復スルモノナルヤ否

右及届出候也

年 月 日

何聯隊區司令官殿 本人 氏 名

出さずともよい。

青年學校卒業者 服役第一年次の第一補充兵にして青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程を修得したる者は第五十二條の規定に依る證明書(學校長の證明書、又は配屬將校の證明書をいふ)を添へ其の旨本籍地の市町村長を経て四月三十日迄に到着する如く本籍地の聯隊區司令官に届出づるのである。但し醫師法第一條第一項各號の一に該當する者又は教育召集に應ずることを志願したる者に付ては此の限に在らず。

醫師法證書者 歸休兵、豫備兵、後備兵又は補充兵にして醫師法第一條第一項各號の一に該當する者は該當するに至りたる日より十四日以内に學校卒業證明書、合格證書又は醫師法第一條第一項第三號に該當する事實を證明するに足る書類を添へ其の旨本籍地市町村長を経て本籍地の聯隊區司令官に届出ねばならぬ。

免許證 歸休兵、豫備兵、後備兵又

藥劑師(獸醫師)(自動車運轉)免許證下附(醫師法第一條第一項第何號該當者)届

一、本籍地 府縣郡市區町村字番地

二、現住地 何々々

三、徵集年、役種、兵種、等級

右及届出候也

年 月 日

何聯隊區司令官殿 本人 氏 名

青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程修得ノ件届

一、本籍地 府縣郡市區町村字番地

二、現住地 何々々

三、兵種 何々々

右及届出候也

年 月 日

何聯隊區司令官殿 本人 氏 名

は補充兵にして藥劑師免許證、獸醫師免許證又は自動車運轉免許證を下附せられたる者は免許證の下附を受けたる日より十四日以内に免許證の寫を添へ其の旨本籍地の市町村長を経て本籍地の聯隊區司令官に届出づるを要す(朝

鮮、臺灣、滿洲在留者は市町村長該當者を経て、在留地兵事部長に届出づべし。
所謂 在郷軍人正當の事由なく本章に規定する届出(永久服役免除を除く)を怠りたるときは拘留又は科料、五十圓以下の罰金に處せらるるのである。
又自己の居所を家事擔當者に詳知せしめざる爲、軍衛の命令を通報するこ

陸軍在郷軍人職業申告規則

(昭一五、九、三〇、陸省令四〇)

第一條 本令に於て在郷軍人と稱するは豫備役、後備役の將校(將官を除く)、准士官、下士官又は歸休兵、豫備兵、後備兵、補充兵たる陸軍軍人を謂ふ。
第二條 在郷軍人にして毎年五月三十一日に於て引續き一年以上別に指定する職業に従事するものは内地に居住する者に在りては本籍地の聯隊區司令官、禪太に居住する者に在りて

とを得ざるに至らしめたとときも亦同様である。
家事擔當者又は本人に代りて令狀を受けたる者正當の事由なく召集の命令を確實迅速に本人に通報(到着遅延の虞ある場合其の他必要の場合には電信等にて)せず、又は令狀を交付するの處置を怠りたるときは拘留又は科料に處せらる。
(以下申告原票と稱す)に依り爾後毎年行ふべき申告(以下年度申告と稱す)は別紙第二様式在郷軍人職業年度申告票(以下年度申告票と稱す)に依り之を爲すべし
申告原票は最寄の聯隊區司令部又は兵事部に之を請求すべし
第四條 第二條の規定に依り申告を爲したる者一月以上職業を離れ又は職業の異動に依り要申告者たらざるに至りたるときは十四日以内に在郷軍人職業異動届(以下職業異動届と稱す)を第二條に規定する聯隊區司令官又は兵事部長に提出すべし
前項の職業異動届の様式は別紙第二様式に準ず
第五條 國民職業能力申告令の規定に依り職業能力に関する事項の申告を爲すべき在郷軍人の申告原票又は年度申告票は現に従事する職業及職業能力に関する経歴資格に関する記載事項に付申告すべき職業紹介所長(朝鮮に在りては府尹、郡守又は島

司、臺灣に在りては市尹又は郡守、禪太に在りては禪太支廳長)の證明を受くることを要す但し四月三十日に於て五十人以上の在郷軍人を使用する工場又は事業場に勤務する者に在りては當該工場又は事業場の長の證明を以て之に代ふることを得
工場又は事業場の長前項但書の證明を爲さんとするときは別紙第三様式(略)に依り在郷軍人現員表を五月二十日迄に陸軍大臣に差出すべし
關東軍司令官は關東州又は滿洲國に在留する在郷軍人の申告原票又は年度申告票中現に従事する職業及職業能力に関する経歴資格に関する記載事項の證明に付別段の規定を爲すことを得
第六條 前條第一項の規定に依る證明は官廳に勤務する者に在りては當該官廳に勤務する在郷軍人の數に拘らず當該官廳の長の證明を以て之に代ふることを得但し此の場合に於ては同條第二項の規定は之を適用せず

同條第二項の規定は之を適用せず

(表) 在郷軍人職業申告票

Table with columns for personal information (name, birth date, residence), military service (rank, branch), and employment details (current job, skills, education). Includes a section for '昭和 年 月 日 申告' and '氏名 印'.

第七條 正當の事由なくして第二條の規定に依る申告又は第四條の規定に依る職業異動届を爲さざる者は五十別紙第一様式
圓以下の罰金又は拘留若は科料に處す(下略)

(表)

- 記載上の注意
- 一 「氏名及出生」は戸籍に符合せしめ氏名の下に捺印すること
 - 二 「本籍地」又は「現住地」は番地に至る迄記載すること
 - 三 「服役關係」は左の如く記載すること
 - 「兵種」は下士官以上に在りて最も關係深き服務部隊を例へば「電信隊」、「自動車隊」の如く記載す
 - 「役種」は該當事項に「○」を附す
 - 「任官年、徵集年」は下士官以上は任官年を、兵(志願)に依らずして下士官に任ぜられたる者を含むは徵集年を記載し「任官年、徵集年」の中該當するものに「○」を附す
 - 四 「現に従事する職業」は國民職業能力申告令の規定(關東州又は滿洲國に於ては之に準ずるもの以下同じ)に依り申告すべき者は職業能力申告票(關東州又は滿洲國に於ては之に準ずるもの以下同じ)の記載に準じ、其の他の者に在りては左の如く記載すること但し職業の区分は前者に在りては厚生大臣指定の職業(關東州又は滿洲國に於ては之に準ずるもの)に依り、後者に在りては昭和十五年國勢調査に於ける職名(昭和十五年八月二十三日官報彙報参照)を用ふることを得
 - 「職業名」は小分類に依り例へば「農業技術者」、「伐木夫」、「仲仕」等の如く記載す
 - 「作業内容」は作業の具體的内容を例へば「農耕作業者に在りては主なる作物の種類、耕地面積、勞力、畜力の狀況又は特異なる作業法等の如きものを記載す
 - 「職業上の身分地位」は例へば「農耕作業者に在りては自、小作の区分、指導者なりや從屬者なりやの区分の如きものを記載す
 - 「技能程度」、「経験年月」等にして記載し難きものは便宜の欄に其の意味を記載し已むを得ざれば之を省略することを得
 - 五 「職業能力に關する經歷資格」は職業に關係ある學歷、資格、經驗等を簡明に記載すること(國民職業能力申告令の規定に依り申告すべき者は職業能力申告票の記載に準ず)
 - 六 「充員又は臨時召集」は之に應召したる期間を例へば「自昭一五、三、二〇(充員)の如く記載すること
 - 七 「從業の状態」は勤務の状態、健康度等を記載し休務中の者は其の旨及事由を明記すること
 - 八 其の他記載要領にして不明なる事項は最寄の聯隊區司令部(兵事部)又は職業紹介所等に付之が教示を受くること

別紙第二様式 用紙官製葉書大

在郷軍人職業年度申告票

昭和 年 月 日 印

氏 名

本 籍 地

現 住 地

服 役 關 係

兵 種、官 等 級

從 業 ノ 狀 態

任 官 年 (徵 集 年)

其ノ他ノ事項中異動アリタル事項

證 明 者

職 氏 名 印

- 記載上の注意
- 一 氏名、本籍地、現住地、服役關係は異動の有無に拘らず申告原票の記載に準じ從業の状態と共に之を記載し氏名の下に捺印すべし
 - 二 異動ありたる事項(氏名、本籍地、現住地、服役關係を含む)は前申告と註記し各該當事項を併記す例へば左の如し
- 技能程度
- 前申告 二級
- 現在申告 一級
- 職業上の身分地位
- 前申告 普通
- 現在申告 長工

- 三 職業異動届に在りては表題を「在郷軍人職業異動届」に、「其の他の事項中異動ありたる事項」を「職業の異動」に改め其の他に付ては第一號に準じ記載すべし
- 四 第五條の規定に依る證明は現に従事する職業又は職業能力に關する經歷資格の有無に拘らず之を必要とし職業異動届に付ては之を要せざるものとす

陸軍在郷軍人職業申告規則第二條の依る指定の職業

- 陸軍在郷軍人職業申告規則第二條の規定に依る指定の職業左の如し
- 註 職業の区分は昭和十四年一月十日厚生省告示第五號(國民職業能力申告令第二條第一號の規定に依り厚生大臣の指定せるもの)に依る
- 一、 鑛山技術者
 - 探炭、選炭、探鑛、選鑛、採油又は

- 二、 冶金技術者
 - 金屬の製鍊、合金、熱處理又は其の他の冶金に關する技術に従事し又は其の指導監督に従事するを業とするもの

- 三、 電氣技術者
 - 電動機、發電機、變壓器等の電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若は電纜の製作、取附、修繕若は取扱又は發電機若は送配電に關する技術に従事し又は其の監督指導に従事するを業とするもの

- 四、 電氣通信技術者
 - 有線電信電話機、無線電信電話機(放送用を含む)、電報裝置、電寫裝置、電氣信號機等の電氣通信用機械器具の製作、取附、修繕又は取扱に關する技術に従事し又は其の指導監督に従事するを業とするもの

- 五、 機械技術者
 - 陸、船及航空機用の原動機、工作機

- 械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械兵器、車輛、自動車、起重機若は其の他の機械器具の製作修繕若は取扱鑛塔、橋梁等の構造物の製作若は修繕又は金屬の壓延、鑄造、鍛造等の加工に關する技術に従事し又は其の指導監督に従事するを業とするもの
- 六、航空機技術者
航空機の機體又はプロペラの製作に關する技術に従事し又は其の指導監督に従事するを業とするもの（航空機用原動機製作に従事するものを除く）
- 七、造船技術者
造船に關する技術に従事し又は其の指導監督に従事するを業とするもの
- 八、化學技術者
有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等の化學に關する技術に従事し又は其の指導監督に従事するを業とするもの
- 九、農業技術者

- セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又は其の他の窯業に關する技術に従事し又は其の指導監督に従事するを業とするもの
- 一〇、木工技術者
製材、木工品の製造又は機械類の木部の製造若は修繕に關する技術に従事し又は其の指導監督に従事するを業とするもの
- 一一、土木技術者
道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又は其の他の土木に關する技術に従事し又は其の指導監督に従事するを業とするもの
- 一二、建築技術者
建築に關する技術に従事し又は其の指導監督に従事するを業とするもの
- 一三、氣象技術者
氣象觀測又は其の他の氣象業務に關する技術に従事し又は其の指導監督に従事するを業とするもの
- 一四、航空機搭乗員

- 航空士、航空機操縦士、航空機關士を業とするもの
- 一五、金屬試驗工
金属材料の物理的試驗作業に従事するを業とするもの
- 一六、實驗工
物理的又は化學的の實驗作業に従事するを業とするもの
- 一七、機械検査工
陸、船及航空機用の原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其の他の機械器具、電氣機械器具又は鐵塔、橋梁等の構造物の部品、半製品、又は製品の検査作業に従事するを業とするもの
- 一八、レンズ検査工
レンズ、プリズム、レベル等の光學ガラスの検査作業に従事するを業とするもの
- 一九、試運轉工

- 原動機、機關、ポンプ又は其の他の機械の試運轉作業に従事するを業とするもの
- 二〇、分析工
化學分析作業に従事するを業とするもの
- 二一、採炭夫
石炭又は亞炭の採掘又は探鑛の作業に従事するを業とするもの（手掘夫、發破係夫及堅岩夫を含む）
- 二二、坑内運炭夫
炭坑坑内に於て主として石炭又は亞炭の運搬作業に従事するを業とするもの（坑内の軌道夫を含み坑外の運炭のみに従事するものを除く）
- 二三、炭坑支柱夫
炭坑坑内に於て支柱作業に従事するを業とするもの
- 二四、機械運炭夫
炭坑又は亞炭坑に於て機械に依る石炭の選別作業に従事するを業とするもの
- 二五、採鑛夫

- 鑛物の採掘又は探鑛の作業に従事するを業とするもの（手掘夫、發破係夫及堅岩夫を含む）
- 二六、鑛山支柱夫
鑛山坑内に於て支柱作業に従事するを業とするもの
- 二七、坑内運鑛夫
鑛山坑内に於て主として鑛物の運搬作業に従事するを業とするもの（坑内の軌道夫を含み坑外の運鑛のみに従事するものを除く）
- 二八、機械運鑛夫
鑛山に於て機械に依る鑛物の選別作業に従事するを業とするもの（大割夫を含む）
- 二九、石油鑛夫
石油山に於て鑿井又は汲油の作業に従事するを業とするもの
- 三〇、製鐵工
銑鐵又はフェロアロイの製鍊作業（熱風爐操作を含む）に従事するを業とするもの
- 三一、製鋼工

- 鋼の製鍊作滯（造塊及焙燒の作業を含む）に従事するを業とするもの
- 三二、非鐵金屬製鍊工
非鐵金屬の濕式製鍊、乾式製鍊又は電氣精鍊の作業（造塊作業を含む）に従事するを業とするもの
- 三三、金屬熔融工
鑄物用又は合金用の金屬熔融作業に従事するを業とするもの
- 三四、煉爐工
金屬加熱爐の操作に従事するを業とするもの
- 三五、壓延伸張工
金屬の箔、線、棒、管、條、板又はダイヤの製造の爲機械に依る金屬の壓延、伸張、引拔、押出等の加工作業に従事するを業とするもの
- 三六、鑄物工
鐵、鋼又は其の他の金屬の鑄造作業（ダイカスト鑄造作業を含む）に従事するを業とするもの
- 三七、鍛工
鍛冶又は鍛冶の作業（プレスに依る

火造作業を含み且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶又及物製造鍛冶を除く）に従事するを業とするもの

三八、焼煉理工

金属の焼入、焼鈍、焼戻、焼準、滲炭、窒化等の熱処理作業に従事するを業とするもの

三九、現圖工

現圖展開作業又は型板取（現圖木型作）作業に従事するを業とするもの

四一、鉄打工

鋸焼、當盤、鋸打等の鋸鉄作業に従事するを業とするもの

四三、熔接工

電気又はガスに依る金属の熔接又は焼切の作業に従事するを業とするもの

四四、製鋼工

汽罐、水槽、煙突、復水器等の鋼板類製品の加工組立作業に従事するを業とするもの

五二、野書工

金属加工の爲野書及心出の作業に従事するを業とするもの

事するを業とするもの

五三、旋盤工

普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多数バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、壓旋盤、専門旋盤等の旋盤に依る金属加工作業に従事するを業とするもの

五四、タレット工

タレット旋盤、自動旋盤又は半自動旋盤に依る金属加工作業に従事するを業とするもの

五五、中グリ工

中グリ盤に依る金属加工作業に従事するを業とするもの

五六、研磨工

研磨盤、ラップ盤、艶出盤又は砥上盤に依る金属加工作業に従事するを業とするもの

六〇、フライス工

フライス盤に依る金属加工作業に従事するを業とするもの

六一、齒切工

齒切盤に依る金属加工作業に従事するを業とするもの

るを業とするもの

六三、工具仕上工

切削工具、剪断工具、セリダシ工具、ゲージ、シグ、金型、計測器類（度量衡法に依らざるもの）、ネジ切削用補助工具、其の他の工具、鋸、鋸又は刀物の仕上、調整又は修繕の作業に従事するを業とするもの

六四、仕上工

主として鋸、タガネ等の手道具に依る金属品の仕上作業（簡単な部分品の組立作業を含む）に従事するを業とするもの

六五、電機組立工

電動機、其の他の電気機械器具又は電気計器の仕上、組立、調整、据附又は修繕の作業に従事するを業とするもの

六六、電氣通信機組立工

電氣通信用機械器具の仕上、組立、調整、据附又は修繕の作業に従事するを業とするもの

六七、精密組立工

八九、アルミニウム製造工

アルミニウム及アルミニウムの製造の化学工程（水晶石製造作業を含む）に従事するを業とするもの

九〇、石炭乾溜工

石炭乾溜に依る石炭ガス、コークス又はタールの製造作業（石炭の低温乾溜作業を含む）に従事するを業とするもの

九四、人造石油工

人造石油製造の化学工程に従事するを業とするもの

九五、石油工

石油の蒸溜、分解、精製又は洗滌の作業に従事するを業とするもの

九七、ゴム工

ゴム原料の配合、混合等の精練作業（再生ゴム製造作業を含む）又はタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋若はゴム引防水布の製造作業に従事するを業とするもの

一〇四、電極工

炭素電極の製造作業に従事するを業とするもの

度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器（時計を含む）、兵器、光學機械器具又は其の他の精密機械器具の仕上、組立、調整、据付又は修繕の作業に従事するを業とするもの

六八、機械組立工

原動機、工作機械又は其の他の機械器具の仕上、組立、調整、据附又は修繕の作業に従事するを業とするもの

六九、航空機組立工

航空機の仕上、組立、機装、調整又は修繕の作業に従事するを業とするもの

七〇、自動車工

自動車の仕上、組立、機装、調整、又は修繕の作業に従事するを業とするもの

七一、艦艇工

艦艇の機装に従事するを業とするもの

七二、電機被覆工

電線又は電線の被覆、絶装又は被鉛

の作業に従事するを業とするもの

七三、漆工

金属の漆線又は合線の製造作業（鋼索製造作業を含む）に従事するを業とするもの

七四、巻線工

電線コイルの巻線作業（手巻作業を含む）に従事するを業とするもの

七五、絶縁工

電氣装置及器具の絶縁被覆作業に従事するを業とするもの

七六、目盛工

手作業、機械作業又は化学作用に依る目盛作業（文字書作業を含む）に従事するを業とするもの

七九、木型工

鑄物用木型の製造作業に従事するを業とするもの

八〇、木工

艦船、航空機、車輛又は其の他の機械器具の木部の製造作業（墨附作業を含む）に従事するを業とするもの（家具職、建具職及指物職を除く）

とするもの

一〇五、電池工
蓄電池、濕電池又は乾電池の製造又は修繕の作業に従事するを業とするもの（光電池製造作業に従事するものを除く）

一〇八、特殊ガラス工

光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルムター、安全ガラス等の特殊ガラスの製造作業（ガラスの熱處理作業を含む）に従事するを業とするもの

一一〇、蒸気機関車運転手

蒸気機関車の運転に従事するを業とするもの（助手を含む）

一一一、内燃機関車運転手

内燃機関車（ディーゼル動車及ガソリン動車を含む）の運転に従事するを業とするもの（助手を含む）

一一四、航空機整備員

飛行場に於て航空機及其の附屬品の點檢、分解、調整、補修、手入、裝備、試運転、格納、飛行準備、滑走

の補助等の地上勤務作業に従事するを業とするもの

一一五、有線電信通信士

有線電信の發受信操作に従事するを業とするもの

一一六、無線電信通信士

無線電信の發受信操作に従事するを業とするもの

一一八、製圖手

製圖又は寫圖の技術的作業（設計の補助作業を含む）に従事するを業とするもの

一二〇、通信電路工

電氣通信線路（空中線を含む）の建設、保繕又は屋内配線工事の作業に従事するを業とするもの

一二一、通信電機工

電氣通信用機械器具の設備又は保繕作業に従事するを業とするもの

一二三、電力電路工

電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又は送配電の作業に従事するを業とするもの

一二三、電力電機工

電氣機械の据附又は運轉に従事するを業とするもの

一二四、汽機士

汽罐の維持又は取扱の作業に従事するを業とするもの

一二三、氣象手

氣象觀測又は其の他の氣象業務に従事するを業とするもの

雜則

服裝及勳章記章佩用の件

一、在郷下士官兵の制服（帶劍を除く）を著用し得る場合は左の通りである。

イ、滿期歸郷のとき

ロ、召集若くは簡閱點呼のとき

ハ、演習又は觀兵式參觀のとき

ニ、賀儀葬祭のとき

ホ、以上掲げたるもの、外在郷軍人の資格を表するとき

二、在郷下士官以下の服裝は在營者の單獨の軍裝に準ずる、但し刀（銃劍）

佩用を許可せられたる外國勳章、同記章

射擊徽章

褒章（藍綬章の類）

憲法發布記念章

銀婚式記念章

韓國併合記念章

大禮記念章

職捷記念章

國勢調査記念章

勳功章

赤十字社員章、同有功章

ハ、勳章、記章類を佩用する位置及順序については夫々の規定を守らねばならぬが、大體に於て勳章、記章、外國勳章の順とし等級の高いものを上位とし、記章類の佩用順序は概ね授賜年月の順により赤十字記章の如きは最後の部位に佩用するのである

ニ、勳章記章を紛失した者には再下賜せられぬから必要なものは勳記其他の證據書類を以て直接勳章製

を除き乘馬兵種の者は長袴式の袴を用ひてもよろしい。

三、軍服着用の場合左の諸點に注意すべきである。

イ、衣袴は同一制式のもの揃へて着用し異制式ものを混用するとは宜しくない

ロ、出來得る限り季節に伴ふ時服を著用すること

ハ、行幸、行啓、奉迎等の場合は軍服と他の服と混用することは禁ぜられて居るが、其他の場合と雖も軍服の上にインペネスを著用する如きはなるべく避けたいがよい。但し酷寒、雨天等の場合止むを得ざれば外套、マント等の混用は差支ない

ニ、帶刀本分に非るものが軍刀又は日本刀を帶ぶることは禁ぜられて居る

但し青年學校指導員等が教練實施の爲め學校備付の刀を佩用するは差支ない

ホ、軍服以外の任意の服裝に陸海軍制式の帽を併用することは禁ぜられて居る

ヘ、軍服の一部を着用し日傘、雨傘の類を穿し或は草履、下駄等を穿つが如き又は普通の帽子を冠むるが如きは宜しくない

ト、軍服を着用し大なる風呂敷包を背負ふが如きは之れ亦適當でない

四、

イ、勳章、記章を佩用するは陸、海軍制服、大禮服、通常禮服、其の他官にて定められたる制服着用時に限る。但し功四級、勳四等以下の勳章及記章及褒章は時宜に依り通常服（「フロックコート」又は「モーニングコート」）又は紋付羽織袴着用の節衣服の左肋に佩用することが出来る

ロ、勳章記章等にて公然佩用し得るものは概ね左の通りである

勳章

從軍記章

造人より購入する方法があるのみである。其詳細の手續等は賞勳局又は各官廳につき問合はすべきである
ホ、勳章を賜はりたる者左の事項の一に該るときは十四日以内に賞勳局へ届出づべきである
任官轉官又は位階に叙せられ若くは之を奪はれたるとき
轉籍又は族稱を變更したるとき
氏名變更のとき
死亡のとき(遺族又は親戚より)

在郷軍人職業輔導部

一、輔導部の設置に就て 昭和八年四月陸軍省内に在郷軍人職業輔導部を創設し、崇高なる兵役義務に服したる兵士や、永年軍務に従事したる武官に、除隊後は退職後失業の憂を懐かしめない様にと勉めて來たが、支那事變の勃發と共に愈々之を強化し陸海軍省と、厚生省及傷兵保護院が互にしつかり手を握り、特に職業紹介機關(道府縣、職業紹介所、市町

村)の活動と相俟つて、財團法人義濟會、恩賜財團軍人援護會の委託をも受け、之等諸機關の密接不離の關係裡に、在郷軍人、傷兵軍人及其の遺家族に對し各其の希望に従ひ職業輔導をなし着々其の實績を擧げてゐる。

二、事業の概要 大體左の如き業務を實施して居る。

- (一) 退營者及將校以下の在郷軍人に對する職業輔導
- (二) 傷兵軍人の實情調査及職業輔導
- (三) 戰死病死者遺族、出征應召軍人等の家族の實情調査及職業輔導
- (四) 軍の要求する履傭の補給
- (五) 退職武官講習會の計畫實施

三、組織と職員に就て 輔導部は陸軍省人事局長を部長とし、陸、海軍、厚生三省の主任官を幹事とし、更に退職將校中の奉仕適任者を以て主事とし、左の如く其の體系を整へ、獻身的努力を繼續し、求人求職兩者の

利便を計つて居る。

- 本部
- 部長 陸軍省人事局長
- 幹事長 陸軍省人事局恩賞課長
- 幹事 陸軍省人事局課員
- 海軍省人事局々員
- 厚生省職業部厚生理事官

主事在勤部隊

- 全國各師團司令部
- 全國各聯隊區司令部
- 關東軍司令部及奉天、哈爾濱、牡丹江駐屯部隊
- 臺灣軍司令部
- 北京、張家口、太原、濟南、南京漢口、各最高部隊司令部
- 海軍入事部(横須賀、吳、佐世保、松江、熊本、新潟、秋田)

第七款 在郷軍人に陸軍刑法及懲罰令の適用

在郷軍人は左の場合に陸軍刑法陸軍懲罰令の適用を受くるのである。

- イ、召集中
- ロ、召集に依らず部隊に在りて陸軍

軍人の勤務に服するとき
ハ、陸軍の制服着用中又は現に服役上の義務履行中(服役上の義務履行中とは簡閱點呼參會等の場合である)
ニ、志願に依り國民軍隊に編入せられ其の服務中
第八款 勳章賞詞奉呈手續
有位、有勳者は新年、紀元節、天長節明治節には宮中及大宮御所に參入して參賀することが出来る。地方在住者等でそれが出来ぬ者は左の賀表を宮内省式部職に書留郵便を以て差出すべきである。
(所用料紙は大廣奉書又は美濃紙薄葉積二ツ折)

○在郷軍人諸願届一覽表(陸軍)

(願届其他の詳細については陸軍省兵備課監修「陸軍在郷軍人須知」を見よ)

(軍人會館圖書部發行送料共十八錢)

願届名稱	將校 下士 官兵	提出期日	宛 名	提出先	備 考
外國旅行 (在留) 届	○ ○	出 發 前	本籍地 市町村長	外國中には關東州及滿洲國を除く以下	
本籍地 市町村長	同	同	同	同	

折目

折目	折目	折目
謹ミテ 新年(紀元節、 天長節、明治節)ヲ賀シ奉ル	年月日	位、勳、功、爵氏 名

注意

氏名ノ處ニハ官等階級ハ記スルニ及バズ單ニ左ノ如ク書クノデアアル
勳八等功七級何 某

備考	退役願	兵役免除願	下運免醫藥各醫の之の青年異職職在(船員)	轉許師劑號師課と年動業業軍郷止退)	附免證、師、該法一、同學校動業軍郷止退)	附免證、師、該法一、同學校動業軍郷止退)	附免證、師、該法一、同學校動業軍郷止退)	附免證、師、該法一、同學校動業軍郷止退)	附免證、師、該法一、同學校動業軍郷止退)	附免證、師、該法一、同學校動業軍郷止退)	附免證、師、該法一、同學校動業軍郷止退)
一、諸届出は昭和六年以後徴集の第二補充兵(海軍の第一補充兵役を終りたる者を除く)にも適用す	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二、朝鮮、臺灣、滿洲國に在りては聯隊區司令官を兵事部長に、市町村長を市町村長に準ずる者に適用す	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三、本表中市長は東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市、神戸市に於ては區長に適用す	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○在郷軍人諸願届一覽表(海軍)

(詳細は左記の外海軍省人事局監修「海軍在郷軍人須知」を見よ)

(軍人會館圖書部發行送料共十三錢)

願届名	士准士	官下士	兵兵	提	出	先	備	考
死亡不明届	○			士官は海軍大臣、特士、准士は在籍鎮守府司令長官			戸主より届出づるものなるも家族なきときは本籍地市区町村長より	
疾病届	○			本籍市区町村長を経て在籍鎮守府司令長官へ			疾病に堪えざる時は精神の異状により其の服役又は兵役に堪えざる時は軍醫又は醫師の診断書又は病状書を添へ届出を要す	
現住地届	○			士官は海軍省人事局長、特士准士は在籍鎮守府人事部長			現役より離職後又は後備役に入りたる時及び以後は現住地變更都度	
戸籍異動届	○			同右士官は在籍鎮守府人事部長、特士准士は在籍鎮守府人事部長			戸籍に異動を生じたる都度、第一國民兵役の者を含む	
旅行、滞在、在留(船乗下)届	○			士官は海軍省人事局長、特士准士は在籍鎮守府人事部長、由海軍人事部長へ			准士以上は十四日以上の旅行又は船舶乗組となりしときは命令傳達者を定め連署届出を要す行先變更、歸宅、轉船、下船、傳達者變更亦同じ、下士官以下朝鮮、臺灣、帝國外の地に旅行、滞在、船舶乗組、下轉船又は豫定期日後十四日以内に出発(乗船)せざる時は又又は歸者(下船)等のとき届出を要す	
服役免除願	○			市町村長經由在籍鎮守府司令長官へ			疾病その他身體又は精神異状にて服役又は兵役に堪えざる場合	
歸郷届	○			市町村長を経て在籍鎮守府の人事部長へ			退團して本籍地歸郷後直ちに、退團後二十日以内に歸郷し得ざる者は其の旨歸郷不能届を要す	
召集通報人届	○			本籍地市区町村長宛			家事擔當者を定め難き場合、十四日以上旅行、船舶乗組等の場合、連署にて届出を要す、通報人變更の場合亦同じ	
就(退)職届	○			本籍地市区町村長經由人事部長へ			市町村長、助役、収入役、之に準ずる職、帝國議會、縣會議員、市町村會議員等其の他に之に準ずる職に就き又は退きたる場合	
海軍生徒又は陸軍生徒採用届	○			本籍地市区町村長を経て人事部長へ			海軍三校生徒又は陸軍補充令第一一五條第一項第二號の生徒に採用せられたる場合	
家事故障の爲召集免除願	○			市長又は町村長及警察署長經由在籍鎮守府司令長官へ			應召に依り家族が生活を爲す能はざる場合、市町村長又は憲兵、警察官吏の證明を要す	

簡閱點呼不參屆	簡閱點呼延期願	寄留地簡閱點呼參會	到著延期願	演習召集延期願	事故止應召屆	應召遲延屆
○	○	○	○	○	○	○
總呼執行官宛の届を市町村長經由(寄留者は寄留地の)にて	市長經由又は町村長及警察署長經由の市町村長及警察署長經由	寄留地市長を經由し又は町村長及警察署長を經由し又は町村長及警察署長經由	市長經由又は町村長及警察署長經由の市町村長及警察署長經由	市長又は町村長及警察署長經由の市町村長及警察署長經由	市長又は町村長及警察署長經由の市町村長及警察署長經由	下士官は本籍地市町村長經由在籍鎮守府人事部長
家庭内、住家等に重大なる事故ありし場合診断書又は證明書添附	止むを得ざる事故の爲	寄留地にて參會せんとする者は毎年三月三十一日迄に到著する如く	診斷書又は證明書添附を要す	止むを得ざる事故の場合にして市町村長又は關係官衙、公署の證明書添附	右の事故止みたる場合	疾病は電報後診断書を添へ、交通遮斷其の他の事證明書を添へ

在籍軍人諸願届一覽表(海軍豫備員)

船員法適用届	死亡、所在不明届	願届名	備考
○	○	以上下士官兵	戸主より届出づ 所在分明のとき亦同じ 兵科及機關兵、船員としての勤務日數二年に達せるとき管海官廳の證明書添附届出
○	○	兵	
○	○	提 出 先	
○	○	在籍鎮守府司令長官	

豫備員現状届	進級、任用届	退役、免役願	召集通報人届
○	○	○	○
豫備士官は海軍人事局長、准士官以下在籍鎮守府司令長官	士官人事局長、准士官領司長	士官海軍大臣、准士官以下領司長官	士官人事局長、准士官以下人事部長
毎年十一月一日現在に就き十二月末日迄に但し官衙、學校、會社等より進級適任届を出したる者を除く	各科豫備少佐、同豫備少尉、同三等下士官に任用せられたるとき、寫眞一葉を差出す	傷疾疾病にて身體又は精神異常ある場合、醫師診断書を要す	事故にて命令を本人直接受領し得ざる場合通報人變更の場合、通報人の住所變更の場合亦同じ

帝國在郷軍人會々歌

一、建國二千有餘年 神聖比なき皇國の 思ひは一ついつとても
 世界に負へる大使命 果すは誰の任務ぞや 吾等が胸に燃ゆるなり
 二、朝日輝く旗風に 迷妄の雲拂ひ去り 降したまへる勅語の
 正義の利劍人類を 救ひ匡すはいつの日ぞ 心ゆるめず鍛へばや
 三、郷に入りては忠良の 民とし勵み事あらば 日本男子の輝ける
 出で、御國に捧ぐべき 我等が此身此命 誓たふとみいざやいざ 雄々しく共に進まばや

郷軍集報

(昭和十五年十一月十六日)

目次

- 郷軍三十周年記念式典
- 御沙汰書寫
- 令旨及奉答
- 紀元二千六百年奉祝第十一回
- 明治神宮國民體育大會(郷軍關係)

帝國在郷軍人會創立三十周年記念式典

(昭和十五年十一月十三日)

帝國在郷軍人會は創立三十周年に當り、之が式典を紀元二千六百年奉祝々典に引續いて十一月十二、十三の兩日東京九段下軍人會館に於て舉行され

た。參列者は全國の聯合分會長並に三十年勤續團體長並に各聯合支部、支部の副長其の他在京役員等一千有餘名で、第一日の十二日午前九時三十分一同軍人會館の大講堂に集合を終り、井上會長の挨拶に續いて小泉總務より會務上の指示があり終つて會長招待の小宴に

臨み、記念品を受け、午後一時より大講堂に於て牧陸軍中佐の新體制問題に關する前後三時間に亙る講演を聽講して此の日の行事を終つた。

十三日記念式典當日參列者一同に對し列立奉拜を賜はる旨仰付され、此の光榮に浴する一同は坂下門より宮城に參入午前十一時三十分御車寄前に隊列を整へ、總裁殿下を初め奉り、陛下の出御を待ち奉れば、大元帥陛下には親しく玉歩を段上に運ばせ給ひ、今までの當り天顏に咫尺し奉り唯々感激に充ち

在郷軍人會員の陸軍病院受療の件

總裁殿下小田原御別邸増築奉

獻の件

盟邦在郷軍人會との交信文書

た一同の最敬禮を受けさせ給ひ、茲に列立奉拜の儀を滞りなく終つて、陛下には一旦入御の御後特に總裁閣院宮殿下を召させ給ひ、別記の如き優渥なる御沙汰を下し賜はり、殿下には之を御車寄前に待ち奉りし一同に御傳へあらせられた。

參列會員は恐懼感激、宮城を退下した。尙列立奉拜の後一同は御紋菓を拜受して軍人會館に引上げ午後式典に移つた。

式典は午後二時より總裁閣院宮殿下の臺臨を仰ぎて軍人會館にいと莊嚴裡に舉行された。午前列立奉拜の光榮に浴したる井上

御沙汰

帝國在郷軍人會ノ愈々隆昌ナルヲ憚フ尙深ク世局ノ推移ニ鑑ミ益々奮勵努力シ以テ其ノ本分ヲ完クスル様一同ニ傳ヘヨ

令旨

茲ニ帝國在郷軍人會創立三十周年記念式典ヲ舉グルニ方リ天皇陛下辱クモ親臨アラセラレ參列會員ニ謁ヲ賜フ洵ニ感激ニ堪ヘザルナリ
本會ハ朝野ノ後援ト會員ノ努力トニ依リ逐年會運ノ向上ヲ致シ今ヤ名實備ハレル團體ト

會長以下參列者一同定刻二時式場に參集を終れば、來賓として首相代理村瀬法制局長官、陸相代理野田陸軍省人事局長、海相代理伊藤海軍省人事局長、林(銑)、阿部、寺内、奈良、河合、菱刈、小磯の各陸軍大將、山本(英)海軍大將、岡村、稻葉兩陸軍中將等二百餘名式場に參列、先づ中井式典委員長の開會の辭、宮城遙拜、默禱、国歌齊唱に次で井上會長謹んで明治十五年軍人へ賜はりたる勅諭並に大正三年及び昭和十三年在郷軍人に賜りたる勅語を捧讀終つて諸員一同御待ち申上ぐるうちに總裁宮殿下には二時四十分會館御著、直に貴賓室に於て有資格者に謁を賜はつた後、同五十分式場に臺臨、會長式辭朗讀の後、殿下には別項の如き令旨を賜ひ會長恭しく奉答文を奏し奉つて後首相並に陸海軍大臣の各祝辭があり終つて本會創立以來三十年勤續團體長六十五名に對し畏くも殿下より親しく表彰狀並に記念品目録を總代山口唯次郎軍醫少佐に授與遊ばされ、次で陸海

紀元二千六百年奉祝第十一回明治神宮國民體育大會(郷軍關係の分)

十月三十日 銃劍道部
同 三十一日 劍道部
十一月二日 射撃部
本會選士は各前日本部に集合し指導部長中井少將の本大會の目的精神並選

シテ其ノ制度ヲ確立シ儼然國
家擁護ノ重キニ任ズ
今ヤ中外ノ情勢ハ益々多事ニ
シテ且ツ複雑ヲ極ム諸子深ク
思フ時勢ノ推移ニ致シ廣ク眼
ヲ宇内ノ大局ニ注ギ協心戮力
各々其ノ本分ニ邁進シ以テ
聖旨ニ對ヘ奉ランコトヲ期セ
ヨ

奉答支

帝國在郷軍人會創立三十周年記
念式典ニ當リ優旨ヲ拜シ感激ノ
至リニ堪ヘズ會員一同感々操守
ヲ堅クシ謹ミテ令旨ヲ奉シ協力
一致本分ヲ完ウセンコトヲ期ス
昭和十五年十一月十三日
帝國在郷軍人會々長
井上幾太郎

士の心構に付、又部員より試合當日に
關する注意を聴き且つ銃劍道及劍道に
ありては防具の検査を受く。

久留米支部(園田)―福岡支部(姫野)
熊本支部(緒方)―堺支部(鈴木)
決勝戦

銃劍道は從來劍道部の一部として其
の中に包含せられありしも本年より獨
立して一部となり戸山學校之を擔任
し、現役、在郷軍人、青年學校、青年團
等の外本年よりは中等學校も参加し戸
山學校に於て行はれたり。

久留米支部(園田)(1)―
熊本支部(緒方)(2)
第三位決定戦
勝 負
堺支部(鈴木)(3)―
福岡支部(姫野)

本會選士は規定により未入營補充兵
のみより選出せり、其の技倆は本夏糧
原神宮大會の時と同様氣勢充實相當の
能力を有しあるを認め得たり。

本會選士は規定により下士官以下
(未入營補充兵を除く)より選出せられ
之亦氣勢充實技倆亦相當の程度にある
ものと認む。

久留米支部(園田)―札幌支部(深谷)
福岡支部(姫野)―牡丹江支部(鳥取)
堺支部(鈴木)―大阪支部(千田)
熊本支部(緒方)―敦賀支部(熊谷)
準決勝戦

大村支部(北村)―青森支部(加藤)
本郷支部(小林)―鳥取支部(新)
福山支部(池田)―久留米支部(原)

岐阜支部(泉川)―姫路支部(谷川)
準決勝戦
勝 負
本郷支部(小林)―
大村支部(北村)(3)
岐阜支部(泉川)―
福山支部(池田)(3)
決勝戦
勝 負
岐阜支部(泉川)(1)―
本郷支部(小林)(2)
三、射撃
本會選士は規定により下士官以下
(未補を除く)にして三百米五發連續一
分限秒射撃を行ふ。
射場に於ける軍紀は厳正にして他の
團體に比し目立ちたるは當然とは云ひ
乍ら眞に在郷軍人たるの面目を保ちた
るものと認む。
當日の成績は射場に慣れざると試射
を許さざりし等の爲不良なりしも本來
の技能は何れも良好なりしものと思惟
す。

成績左の如し。
第一位 卅一點津 (軍) 上村重雄
第二位 卅一點山口(兵長) 木谷慶式
第三位 廿八點 廣島(上) 山田 正
以上受賞
第四位 廿八點 秋田(兵長) 佐藤角治
三〇點以上 二
二〇點―二九點 一三
一〇點―一九點 三一
一點―九點 二〇
平均點 七
一三弱
(昨年は第一位三八點、第二位三四
點、第三位三一點、第四位三一點)
四、各部共終了當日指導部長より本會
會長の賞品を授與し且一場の挨拶あり
終つて参加記念章及明治神宮御守を受
領解散せり。
五、將來に關する注意
1、本部より送附せる規定等書類を受
領しあらざる選士あり、變更等の爲
行違を生じたるものあるべきも選士
に必要な書類は必ず交付する様注

意を望む。
2、選士中受領書類の内容を讀みあら
ざるものあり幹部に於て注意を望
む。
3、銃劍術防具は逐次改善せられつゝ
あるを認むるも尙劍道用の面を用ひ
或は裏布團の無きもの若くは甚小に
して薄きもの木銃の細く輕量のもの
(此の如きは勝敗に専念し實踐的觀
念を缺くものなり)等あり將來検査
を勵行し改善に努むるを要す。
4、下著は本夏糧原神宮大會の際戸山
學校教官よりも注意せられたる處に
して神前奉仕の精神より特に清淨な
るものを用ふる様注意を要す。本回
選士の着用下著は概ね可なり。
5、試合開始並終了の際の動作教範の
示す如くならざるものあり、平素の
教育に於て注意を望む。
6、集合時刻に遅るゝものあり、又規
定を讀まざる結果前日の集合を知ら
ず之を知れるも規定に示せる携行品
を所持せざるものあり、集合時刻に

就ては將來一層の勵行を望む。
7、軍服を着用しあらざるものあり、
(特に未補に多し)又未補にして既教育者の階級を附しある軍服を其儘借用しあるものあり嚴に注意を望む。

帝國在郷軍人會會員ノ

陸軍病院ニ收容又ハ治

療ニ關スル件連(陸軍第

四二〇五號、陸軍一般)

帝國在郷軍人會會員ノ陸軍病院ニ收容又ハ治療ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十六年六月六日

陸軍大臣 東條 英機

第一條 帝國在郷軍人會會員(以下單ニ會員ト稱ス)ニシテ帝國在郷軍人會ノ主催スル軍事教育ニ参加中ニ起因シ爲ニ傷病ヲ受ケタル者ハ本人ノ願出ニ依リ陸軍病院ニ於テ收容又ハ治療スルコトヲ得

第二條 會員入院治療ヲ願出デントス

ルトキハ帝國在郷軍人會支部長(之ニ準ズル者ヲ含ミ以下單ニ支部長ト

稱ス)ヲ經由シ最寄又ハ希望ノ陸軍病院ニ願書(附録様式)ヲ差出スベシ

支部長ハ前項ノ願書ヲ審査シ該傷病ニシテ教育ニ起因スト認メタルモノハ之ヲ證明シ陸軍病院長ニ送付シ協議スルモノトス

第三條 陸軍病院長ハ前條ノ協議ニ依

リ入院治療ヲ要セズト認ムル場合ノ外陸軍病院令第二條、昭和十五年勅令第二百六十六號(軍人軍屬公務ニ起因シタル傷病疾病治療ノ後再發シタル者治療ノ件)及大正五年勅令第二百三十六號(陸海軍下士兵卒服役免除者ヲ衛戍病院又ハ海軍病院ニ收容スル件)ニ定ムル患者ノ收容又ハ治療ニ妨ゲナキ限リ其ノ入院ヲ許可スベシ

第四條 陸軍病院長ハ左ノ場合ニ通院

治療ヲ許可スルコトヲ得
一 入院治療ヲ願出デタル患者ニシテ入院治療ヲ要セザルモ通院治療ヲ要スト認ムルトキ

二 入院患者ニシテ本人ノ都合ニ依リ通院治療ヲ願出デ病症上支障ナシト認ムルトキ

三 輕症患者ニシテ通院治療ヲ願出デタルトキ

前項第三號ノ規定ニ依リ願出ヅル場合ノ願書ノ様式ハ第二條ノ様式ニ準ズ

第五條 入院患者左ノ各項ノ一ニ該當

スルトキハ陸軍病院長ハ之ニ退院ヲ命ズルモノトス但シ病況上退院ヲ許サザル者ハ一時在院セシムルコトヲ得

一 陸軍病院長ニ於テ退院セシムルヲ適當ナリト認メタルトキ

二 本人ニ於テ退院ヲ希望スルトキ

三 軍紀風紀ノ保持上有害ナリト認メタルトキ

第六條 本達ニ依リ入院又ハ通院治療

中ノ患者ハ陸軍部隊ノ入院又ハ通院治療患者ニ準ジ取扱フモノトス

第七條 本達ニ依リ入院中ノ患者病症

増進シ危篤ニ陥リ又ハ死亡シタルト

年月日

役種官等級 氏 名

何陸軍病院院長

右審査シタル處帝國在郷軍人會ノ主催スル教育ニ起因スト認ム

年月日

帝國在郷軍人會何支部長 氏名

總裁殿下小田原御別邸

増築奉獻の件

總裁殿下本年喜壽を迎へさせられたるに付、三月二十五日會長井上大將は小田原御別邸に參入し 殿下に拜謁の上本會々員一同の奉祝の心より成れる小田原御別邸の増築奉獻を御受納あらせらるゝ様謹みて言上したるに對し殿下は左の如き御言葉を賜はりたり。仍て會長は有難き御詔を拜し恐懼に堪へず思召の次第は會員一同に傳達すべき旨奉答せり。尙工事計畫も決定し地鎮祭は同日莊嚴裡に執行せられ 殿下親しく玉串を奉奠あらせられ無事終了せり。

總裁殿下御言葉

予が此の度喜壽を迎へたるに就き帝國在郷軍人會全國會員一同が其の祝として當別邸を増築せらるゝは予の深く謝する所である建築完成の上は永く記念として保存し且つ快く之を利用する考へである、尙此の機會に帝國在郷軍人會の益々隆昌ならんことを望む

盟邦在郷軍人會との文

信文書

我帝國在郷軍人會とナチス獨逸國在郷軍人會との間に親善關係を深めつゝあることは、屢々傳へられたが、這回またナチス獨逸國在郷軍人會々長ラインハルト歩兵大將より、同會々長宛の左記書簡及び記念徽章を送られ來つた。大將閣下に啓上仕候。日本帝國の外務大臣が獨逸に於いて親しく會商を行はれたる、此の偉大なる世界史的事件に際會して、閣下に對し小官の歡びの辭を申送り度存候。即ち此の

附録様式
入院
何年何月何日何ノ際何傷ヲ受ケ候ニ付陸軍病院ニ入院治療相受度此段願出候也

帝國在郷軍人會何支部分會
本籍地 府(縣)郡(市)町(村)番地
居住地 府(縣)郡(市)町(村)番地

事件に依り、日獨の交友關係は愈々
密接に、且親密に相成りしものに有
之候。茲に於てか、大將閣下と小官
とに在りても、日獨兩在郷軍人會の
間の交友關係並びに戰友關係をして
益々その深交の度を高からしむる事
と相成候。依りて希くは、本書と共に
呈上仕候「ナチス獨逸國在郷軍人
會記念徽章」を御受納下され度く、
機會に臨んで御佩用を賜はらば幸甚
に存候。

閣下が小官の寫眞を御希望せらるゝ
御趣小官に傳達せられ、衷心より欣
びて承諾仕候。既に駐獨大日本帝國
大使館附武官坂西中將の手を経て、
小官の筆蹟入の寫眞を一葉、閣下に
呈上仕候間、左様御承知被下度候。
希くは、閣下に於かれても御筆蹟入
にて御寫眞を小官に御惠與下さるま
じく候や。御贈許を賜はらば小官に
とりて大なる欣びに有之、御寫眞は
本會に於て鄭重に保存可仕候。
日に鞏固の度を加ふる眞實の交誼を

感じつゝ、閣下に固き握手を御送り
申上げ、併せて小官並びに獨逸の戰
友の心からなる御挨拶を言上仕候。
一九四一年三月二十七日
敬具。

步兵大將 ラインハルト
大日本帝國在郷軍人會々長
陸軍大將 井上幾太郎閣下
越へて本年九月二十六日日獨伊三國同
盟成立一周年記念に當り帝國在郷軍人
會長井上大將は左記祝言を獨逸在郷軍
人會長に發した。

日獨伊三國同盟成立後早くも一年を
過ぐ此の間貴我の盟約は愈々堅く兩
國共に世界新秩序の建設を分擔し東
西相呼應し國の總力を擧げて建設の
妨碍を排撃するに猛進し偉大なる功
績を擧げたり殊に貴國近來の赫々た
る大戦果は當に世界の驚異にして本
會員の賞讃措かざる所なり
我が全會員は此の千載一遇の好機を
捉へ貴會員と益々同盟の誼を厚くし
同心協力相携へて聖戰の大目的を完

遂し其の名譽を共にせんことを期す
茲に明日の記念日を迎へんとするに
方り慶祝の意を表し貴會の意、謹昌
ならんことを祈る

在郷軍人に體力手帳

大阪府では高度國防國家建設の理想
の一表現として他府縣に率先して、在
郷軍人體力手帳を作製十六年以後毎年
簡便點呼をうける佐官以下に體力検査
を行ひ、既往症、結核、花柳病その他
を診斷して同手帳に記入、手帳は必ず
奉公袋に重要品として加へられること
にし、十六年は五月八日から六月廿一
日にかけて検査を實施した。

時局に對慮する
全國郷軍態勢

日米會談を繞つて内外の情勢は正に一
觸即發の念迫感に緊張せる時郷軍は不
動如林の威力を示すと共に眞實なる講
演會街頭行進等を行ひ輿論指導に見え
ざる役目を果しつゝある(以上十二月
三日記)

恩給、救恤

恩給

我が國の恩給は明治八年初めて其の
制度を設けられたもので軍人恩給法、
官吏遺族扶助法其の他諸種の恩給法に
分類せられありしを大正十二年整理統
一せられ、數次の改正を経て現行に至
つたのである。而して昭和十三年度改
正要點は(一)恩給金庫より金融の途を
啓きたること (二)増加恩給、傷病年
金及公務に因る傷病の爲死亡し又は増
加恩給を併給せられて死亡せる者の遺
族扶助料を増額し出征軍人及遺族救済
に資したること。(三)現行恩給制定前
の爲扶助料を受け得ざりし軍人の寡婦
等に扶助料を給する途を啓かれたること
等が主なるものである。
從來動もすれば證書を繞り諸種の弊
害を生じ、爲に恩給給與の目的に反す

るもの多しとせず。政府は之が對策と
して今回新に恩給金庫の制度を設け
重なる國家監督の下に官民合同事業の
形式にて廣く資金を集め恩給、年金證
書を擔保にして低利、簡便に金融を圖
り且は傷病者老幼者等の受給者救済を
行ふこととなつた。

恩給の種類 普通恩給、増加恩給、
傷病年金、傷病賜金、一時恩給、扶助
料、一時扶助料とし「普通恩給」は准
士官以上は十三年、下士官以下は十二
年以上在職して退職したる軍人に、「増
加恩給」は公務の爲傷病を受け又は疾
病に罹り、不具廢疾となり退職せる軍
人、准軍人(陸軍の見習士官、海軍候
補生勅令にて指定する陸海軍の學生、
生徒)等に給せられ、在職年數に關せ
ず普通恩給を併給せらる。「傷病年金」
は公務の爲永續性の傷病を受け又は疾
病に罹り、不具廢疾に至らざるも勅令
の定むる程度に達し、且之が爲其の職
に堪へず三年内に退職した者、又は下
士官以下退職後三年内に之が爲一種以

上の兵役を免ぜられたとき給せられ、
一時恩給の併給を認められる。「傷病賜
金」は下士官以下公傷、病にて傷病賜金
を受くる程度に非ざるも、之が爲退職
し又は退職後一年内に之が爲一種以上
の兵役を免ぜられた者に給せられ、普
通恩給又は一時恩給と併給を認められ
る(一時恩給)は准士官以上が三年以上
在職し、未だ普通恩給を受くる年限に
達せざるに退職せる者に、「扶助料」「一
時扶助料」は後段に記載す。

恩給裁定制 軍人及准軍人並に其の
遺族恩給は、國庫負擔にて内閣恩給局
長之を裁定す。
恩給權の消滅 恩給を受くる事由の
生じたる日より七年間請求せざると
き、恩給を受くる者が死亡せる場合、死
刑又は無期若しくは二年を超ゆる懲役若
しくは禁錮の刑に處せられたとき、國籍
を失つた場合、在職中の職務に關する
犯罪(除過失犯)に因り禁錮以上の刑
(陸軍刑法の一年未滿禁錮を含まず)に
處罰せられたとき、但し犯罪が普通恩

給を受けた後に行はれた場合には後に生じた権利のみ消滅する。
未給與恩給 受給権者が死亡したとき其の生存中の恩給として未だ給與せられざる分は裁定前と後とを問はず、其の遺族（遺族なきときは死亡者の相続人）に給せられる。

恩給の處分停止 恩給は國稅徵收法又は國稅徵集の例に依る場合の外は差押を禁止し又恩給を受くる権利は之を讓渡し又は擔保に供することを禁止され、此の規定に反するときは支給を差止めらる。但し恩給金庫に擔保に供するは此の限りでない。

在職年 就職の月より起算し退職又は死亡の月を以て終る。又退職後再就職せる場合は前後の在職年月數は合算せられる。（一時恩給及一時扶助料の場合を除く）。但し陸軍以外の公職に就た場合の軍人は准士官以上は十三年に達する迄、下士官以下は十二年に達する迄は軍人以外の公務員としての在職年數は其の十分の七に相當する年月數を

以て計算する。又休職、待命、歸休、停職等の在職年は一月以上に互るものは半減して計算す。準軍人が職務、或嚴地境内の勤務又は外國領内に服した年月數は在職年として計算する。

加算 加算は在職年に合算されるもので加算の基礎は（一）從軍加算（戰地に在て職務に服せる者は從軍期間一月に付三月戰地外は一月に付一月半）とし戰爭開始後戰地に到りたる者は、内地港灣を離れたる月より、戰地よりの歸還者は内地港灣到着月迄、動員部隊編入者は編入の月より加算す。而して支那事變は、昭和十二年七月七日以後支那及其の沿岸に在りて從軍したる者は前者の加算を、右地域外にて直接出動部隊に關する勤務に従事せる者は、後者を加算す。（二）外國交戰擾亂地域内勤務加算（一月に付二月）、（三）戒嚴地域内勤務加算（一月に付二月）、（四）外國領内加算（一月に付一月半）、（五）航空加算（一月に付二月以内）、（六）潜水艦加算（一月に付一月）、（七）邊陲又

は不健康地域在勤加算及不健康業務加算（一ヶ年以上在勤せるとき其の期間一月に付一月以内）、（八）遠洋航海加算及艦隊準戰訓練加算（一月に付三分一月）、（九）殖民地加算（當分の間一月に付半月）、（十）國境警備又は理蕃地加算（當分の間一月に付一月半）とす。

恩給額の算出法 〔普通恩給〕退職前一年内の俸給の總額を基礎として計算す。而して准士官以上は十三年、十四年未滿者は退職前の恩給額の百五十分の五十相當額、在職十四年以上の者は在職一年を増す毎に其の一年に對し退職前の俸給額の百五十分の一相當額を増加し下士官以下は在職十二年、十三年未滿は、退職前の俸給年額百五十分の五十相當額とし、在職十三年以上の者は在職一年を増す毎に、其の一年に對し下士官七圓兵は五圓を増加す。〔増加恩給〕退職當時の階級、傷病原因、不具癡疾程度に依り別表第二號表の金額とす。〔傷病年金〕同上別表第三號表に依る。〔傷病賜金〕同上別表第

四號表に依る。〔一時恩給〕退職前の俸給月額に在職年を乘じたる額。〔扶助料〕後段に示す。

恩給の停止 普通恩給を有する者公職又は官内職員に再就職せる場合（除實在職期間一月未滿）、二年以下の懲役又は禁錮に處せられた場合（除執行猶豫）には支給を停止せられる。その他普通恩給を受くる者滿三十五歳に達する月迄は普通恩給の六分の一、三十五歳以上四十歳迄は八分の一を停止される。但し増加恩給又は傷病年金と併給されてる普通恩給は停止されず。又恩給年額千圓以上にして恩給外の所得年額五千圓を超ゆるときは、恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が六千圓を超ゆる額の二割に相當する金額を停止される但し恩給の支給年額千圓を下らしむることなく、且其の停止年額は恩給額の二割を超ゆることなし。

恩給の改定 普通恩給は再就職後在職一年以上にて退職せる場合（加算年を含む）、再就職後公務の爲に傷痍を受

け又は疾病に罹り不具癡疾となり退職せるとき。同上の理由にて退職後五年以内之が爲に不具癡疾となり又は其の程度増進し其の期間に請求するとき改定される（五年を経過せる後の請求は恩給審査會に附される）。此の場合増加恩給は前後の傷痍又は疾病を合したもので不具癡疾程度を定められる。傷病年金も同様である。

恩給の請求 恩給は請求に依つて裁定下附されるものである。請求に要する書類は〔普通恩給〕請求書に在職中の履歷書に戸籍抄本添附。〔増加恩給〕請求書に履歷書、戸籍抄本、現認證明書、又は事實證明書等、症狀經過を記載せる書類、請求當時に於ける診斷書改定の場合には舊恩給證書を附す。〔傷病年金〕増加恩給の場合に同じ。〔傷病賜金〕同上。〔一時恩給〕請求書に履歷書添附。〔扶助料〕在職中に死亡せる爲初めて扶助料を請求する場合は請求書、在職中の履歷書、請求者の戸籍謄本。〔死亡時以後の請求者の身分關係を明

かにし得るもの）、公務に因る傷病に起因するときは現認證明書又は事實證明書症狀經過を記載せる書類、死亡診斷書又は死體檢案書を要す。既に普通恩給を受けある者死亡せる場合の請求には請求書の外、恩給證書、戸籍謄本其の他公務傷病に起因する死亡の場合には前記の添附書類を要する。恩給請求書提出先及手續等は所屬部隊、聯隊區司令部等に就き承知するを可とす。

手續上の注意 内閣恩給局にては請求書を受領せば努めて迅速に處理するも滿洲事變に引續き支那事變の爲業務繁劇を加へ爲に裁定に時日を要することもあるが、中には提出書類の不備にして追究の爲照復に日時を徒費し之が爲甚だしく遷延する場合も尠くないから、書類提出の當初に於て十分に注意を拂ふことが必要であつて、不備と認むる若干の例を示せば左の様なものである。

一 請求書及履歷書記載の姓名字體が戸籍抄本と一致せざるもの

- 二 請求書記載の本籍地が戸籍抄本と一致せざるもの
- 三 請求書に現住所の番地及寄留先等の明確を缺くもの
- 四 請求書に記載の氏名に振假名を附せざるもの
- 五 履歴書中氏名下に捺印漏れのもの
- 六 履歴書記載の生年月日が戸籍抄本と一致せざるもの
- 七 退職前作成の戸籍抄本を添附しあざるもの

註 待命は恩給法上は在職中であるから豫備役發令後作成せられたるものを要する次第である。

扶助料權の發生 年金扶助料は普通恩給年限に達した者が在職中死亡した場合と、普通恩給を給せられてる者が死亡した場合及先順位者が扶助料權を失ひ次の者が之を取得するときの三つの場合で、一時扶助料は普通恩給を受けてる者又は普通恩給年限に達し、在職中死亡した場合、遺族が兄弟姉妹のみで其の兄弟姉妹が未成年であるか、

不具廢疾で生活の資を得る途が無く、且扶養する者無き場合と、准士官以上在職三年以上十三年未満、下士官にて在職三年以上十二年未満で在職中死亡せる場合に給與される。

遺族の順位 扶助料を受ける順位は妻、未成年の子、夫、父、母、成年の子、祖父母で遺族が兄弟姉妹のみにて一時扶助料を給與される場合は其の中の一人を總代とする。父母は養父母を先とし養父母を後とする。祖父母亦養祖父母を先とする。

以上は軍人、準軍人の死亡當時之と同一戸籍内に在ることが必要である。軍人、準軍人死亡當時の胎兒は同一戸籍内にあるものと認められる。

扶助料權の失格その他 子が婚姻し其の家を去りしとき、(父の屬した家より分家し、又は公務員若くは之に準ずべき者の妻若くは子にして、分家する者に伴ひ其の家に入りたるときは此の限りでない) 父、母、祖父母其の家を去りたるときは扶助料を受ける資格を失ふ。又扶助料を受くる者遺後、禁錮に處せられ又は所在不明になれば、其の期間だけ支給を停止される。但し此の場合次順位者があれば停止期間中だけ之に轉給される。遺族が其の家を去りしとき(但し妻が夫の屬したる家より分家し、又は遺族たる子にして分家する者に伴ひ、其の家に入りたるとき、及び子が父の屬したる家より分家し、又は公務員若くは之に準ずる者の妻若くは子にして、分家する者に伴ひ、其の家に入りたるときは此の限に在らず)。不具廢疾にして生活資料を得る途なく且之を扶養する者なき成年の子、其の事情止みたるとき、未成年の子が成年に達したときには受給權が無くなる。

扶助料の金額 (イ)年金扶助料は(ロ)(ハ)(ニ)の場合以外は普通恩給の十分の五相當額。(ロ)戰闘又は準戰闘の公務に因る傷、病にて死亡せる場合には普通恩給の半額に退職當時の階級により定めた第五表率を乗せる金額。(ハ)普通公務に因り傷、病にて死亡の

ときは普通恩給半額に第六表率を乗せる金額、(ニ)普通恩給と増加恩給を併給される者原因公務に非ずして死亡のときは普通恩給半額に第七表率を乗せる金額但し(イ)を除きたる場合同一戸籍内に扶助料を受くる資格者受給者を併せ三人以上あるときは右に依り算出せる額に第八表率の率を乗せる金額を加給される。「一時扶助料」額は遺族が兄弟姉妹のみときは扶助料年額の一年乃至五年分又公務員が在職年數規定に達せず死亡せる場合は死亡前の俸給月額に其の在職年數を乗せる金額とす。

も、細部に就ては所屬隊又は聯隊區司令部等に就て承知するを可とす。恩給受給權調査 受給者の身分關係の變動の有無、遺族の員數に就て行ふものである。故に受給者は附表様式の調査票に軍人又は準軍人は戸籍抄本、扶助料受給者は戸籍謄本(成年の子にして不具廢疾の爲生活資料を得る途なき理由にて給與される者は診斷書及居住地の市町村長又は之に準ずる者の證明書)を陸軍軍人、同準軍人は昭和の偶數年の一月、同上遺族の受給者は昭和の偶數年の七月、海軍關係の者は昭和の奇數年の七月に内閣恩給局に提出を要する。若し之を怠るときは支給を一時差止められる。

受給者心得 年金恩給を受けある者其の他は二通を要す。國籍を失ひ、死亡し又は遺族で受給權利を失ひたるものは本人、遺族又は縁故者より届出づること。受給者本籍地又は現住地變更のときは速かに届出づること。受給權調査及扶助料を受くる爲に提出する抄本、謄本及證明書等は提出月又は其の前月現在に於ける受恩給者の身分關係を明瞭にしたものなるを要す。受給者死亡又は權利を失ひたる時恩給を受くる順位者なきときは證書を返還すべし。恩給證書又は裁定通知書亡失毀損せるときは其の事由及證據書類を附し内閣恩給局へ再交附申請が出来る。受給者氏名變更のときは恩給證書に戸籍謄本を附し裁定廳へ提出すべし。恩給請求書類履歴書は三通

階等	將官及相等官		佐尉官		及相等官	
	親任	高等官	同	同	同	同
假定俸給年額	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円
	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円

第四號表

高等官及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ判任一等ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一二相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス	乙				甲				傷病原因	階	症狀差等	階	給恩
	普通公務	第一項	第二項	第三項	第四項	第一項	第二項	第三項					
	第一項	第二項	第三項	第四項	第一項	第二項	第三項	第四項	一	判任	等	一	一、〇二四
									二	判任	等	二	八〇〇
									三	判任	等	三	六〇〇
									四	判任	等	四	四〇〇
									五	判任	等	五	二〇〇
									六	判任	等	六	一〇〇
									七	判任	等	七	五〇
									八	判任	等	八	二五
									九	判任	等	九	一〇
									十	判任	等	十	五

第三號表

特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ノ金額ヲ加ヘタルモノトス

號	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項
	一、〇二四	七六八	六〇〇	四八〇	三二〇	二四六	一八四
	八〇〇	六一四	四七〇	三六八	二二一	一六五	一〇〇
	六〇〇	五五二	四二二	三三二	二二一	一六五	一〇〇
	四〇〇	三五二	二二三	一三二	一〇三	七三	五二
	二〇〇	一五二	一〇三	七三	五二	三二	二〇
	一〇〇	七六	五二	三二	二〇	一〇	五

第二號表

假定俸給年額	階		階	給恩
	判任官	准士官		
一、一〇〇	一	准士官	同	同
八五〇	二	下士官	同	同
六〇〇	三	同	同	同
四〇〇	四	同	同	同
二〇〇	五	同	同	同
一〇〇	六	同	同	同
五〇	七	同	同	同
二五	八	同	同	同
一〇	九	同	同	同
五	十	同	同	同

乙	甲				傷病原因	階	症狀差等	階	給恩
	普通公務	特別項	第一項	第二項					
第一項	第一項	第二項	第三項	第四項	一	判任	等	一	一、〇二四
					二	判任	等	二	八〇〇
					三	判任	等	三	六〇〇
					四	判任	等	四	四〇〇
					五	判任	等	五	二〇〇
					六	判任	等	六	一〇〇
					七	判任	等	七	五〇
					八	判任	等	八	二五
					九	判任	等	九	一〇
					十	判任	等	十	五

第五號表

甲				乙			
號	第	第	第	號	第	第	第
一	二	三	四	一	二	三	四
第一目	第二目	第三目	第四目	第一目	第二目	第三目	第四目
六六〇	四九五	三三〇	一六五	五二八	三九六	二六四	一三二
六〇〇	四五〇	三〇〇	一五〇	四八〇	三六〇	二四〇	一二〇
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵

第六號表

階	等	功	勳	勳	勳	勳	勳
將	佐	美	至	美	至	美	至
官	官	任	五	任	五	任	五
判	判	判	判	判	判	判	判
一	一	一	一	一	一	一	一
等	等	等	等	等	等	等	等
三	三	三	三	三	三	三	三
等	等	等	等	等	等	等	等
四	四	四	四	四	四	四	四
等	等	等	等	等	等	等	等
海	海	海	海	海	海	海	海
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
一	一	一	一	一	一	一	一
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
上	上	上	上	上	上	上	上
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
海	海	海	海	海	海	海	海
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
二	二	二	二	二	二	二	二
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
一	一	一	一	一	一	一	一
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
海	海	海	海	海	海	海	海
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
三	三	三	三	三	三	三	三
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
二	二	二	二	二	二	二	二
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
海	海	海	海	海	海	海	海
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
四	四	四	四	四	四	四	四
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵

第七號表

階	等	功	勳	勳	勳	勳	勳
將	佐	美	至	美	至	美	至
官	官	任	五	任	五	任	五
判	判	判	判	判	判	判	判
一	一	一	一	一	一	一	一
等	等	等	等	等	等	等	等
三	三	三	三	三	三	三	三
等	等	等	等	等	等	等	等
四	四	四	四	四	四	四	四
等	等	等	等	等	等	等	等
海	海	海	海	海	海	海	海
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
一	一	一	一	一	一	一	一
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
上	上	上	上	上	上	上	上
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
海	海	海	海	海	海	海	海
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
二	二	二	二	二	二	二	二
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
一	一	一	一	一	一	一	一
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
海	海	海	海	海	海	海	海
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
三	三	三	三	三	三	三	三
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
二	二	二	二	二	二	二	二
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵

第八號表

階	等	功	勳	勳	勳	勳	勳
將	佐	美	至	美	至	美	至
官	官	任	五	任	五	任	五
判	判	判	判	判	判	判	判
一	一	一	一	一	一	一	一
等	等	等	等	等	等	等	等
三	三	三	三	三	三	三	三
等	等	等	等	等	等	等	等
四	四	四	四	四	四	四	四
等	等	等	等	等	等	等	等
海	海	海	海	海	海	海	海
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
一	一	一	一	一	一	一	一
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
上	上	上	上	上	上	上	上
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
海	海	海	海	海	海	海	海
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
二	二	二	二	二	二	二	二
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
一	一	一	一	一	一	一	一
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
海	海	海	海	海	海	海	海
軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍	軍
三	三	三	三	三	三	三	三
等	等	等	等	等	等	等	等
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵

普通恩給請求書

何年何月何日〇〇〇〇(官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

一時恩給請求書

何年何月何日〇〇〇〇(官職)ヲ退職致候ニ付一時恩給

給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名

内閣恩給局長氏名殿

支給郵便局〇〇郵便局

普通恩給請求書

増加恩給

何年何月何日(官職)ヲ退職致候ニ付普通恩給及増加恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日
 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

增加恩給請求書
 何年何月何日(官職)ヲ退職致候處在職中ノ傷
 疾(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付增加恩給ヲ
 相成度證據書類相添ヘ請求候也
 退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日
 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

傷病年金請求書

再診査請求書
 何年何月何日退職ニ因リ傷病年金ヲ給セラレ候處
 未タ傷疾(疾病)回復セサルヲ以テ再審査相成度
 證據書類相添ヘ請求候也
 退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日
 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

死亡届
 一給與金種類 陸軍恩給
 一證書記號番號 第二……號
 一給與年額 金……圓
 一受給者氏名 何 某
 右何年何月何日死亡候ニ付別紙戸籍謄本相添ヘ此
 段及御届候也
 年 月 日

何年何月何日(官職)ヲ退職候ニ付傷病年金ヲ給
 與相成度證據書類相添ヘ請求候也
 退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日
 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

傷病年金請求書
 何年何月何日(官職)ヲ退職候處在職中ノ傷疾(疾
 病)爾後重症ニ赴キ候ニ付傷病年金
 據書類相添ヘ請求候也
 退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日
 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

貯金局御中
 何縣何郡何町何番地
 右遺族 何 某

從來支給を受けありたる以外の郵便局に於て未受領の給
 與金を受領せんとする場合に在りては本屆警宛名の次へ
 左記の通附記すべきものとす。
 追テ未受領ノ給與金ハ〇〇郵便局ニ於テ交付方御取計
 相成度申添候

扶助料請求書
 公務員又ハ
 普通恩給權者 氏 名
 右者何年何月何日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度
 證據書類相添ヘ請求候也
 本籍地
 現住所
 年 月 日
 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

一時扶助料請求書
 公務員又ハ普通恩給權者ノ退職當時ノ官職名 氏 名
 右者 年 月 日死亡候ニ付恩給法第八十一條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也
 公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係
 本籍地
 現住地
 年 月 日 氏 名

年 月 日 氏 名

恩給法施行前ノ爲恩給未受領ノ者

即ち恩給法施行前戦闘又は之に準ずべき公務の爲傷病疾病に罹り死亡し、又は此の種公務の爲増加恩給(之に準ずるものを含む)を受けた軍人の寡婦、父母、祖父母で軍人死亡當時軍人と同一戸籍内に在りたるも軍人現役中兵籍に登録せざる等の特別事由で扶助料を受ける資格なき者は昭和十三年四月一日より扶助料を給與せられる。但し軍人死亡當時前項の事由以外の事由により

扶助料を受くる資格なきもの又は其の後に失權事由ありし者には給與されず。扶助料の請求は請求書(昭和十三年法第六條に依る扶助料請求書と原記)に在職中の履歷書(本籍地聯隊區司令官作成)。傷病事實を證する軍部の證明。(軍人が退職當時増加恩給又は賑恤金若くは之に準ずるものを受け又は軍人死亡の際により扶助料を受けたる遺族ありたる場合は要せず)現在地の遺族が扶助料を受けあらざる旨の請求者の申立書。軍人死亡時以後請

扶助料を受くる資格なきもの又は其の後に失權事由ありし者には給與されず。扶助料の請求は請求書(昭和十三年法第六條に依る扶助料請求書と原記)に在職中の履歷書(本籍地聯隊區司令官作成)。傷病事實を證する軍部の證明。(軍人が退職當時増加恩給又は賑恤金若くは之に準ずるものを受け又は軍人死亡の際により扶助料を受けたる遺族ありたる場合は要せず)現在地の遺族が扶助料を受けあらざる旨の請求者の申立書。軍人死亡時以後請

内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局
 (用紙半紙四つ切大又は半切大)

恩給受給權調査票
 一 恩給證書記號番號
 一 受給者住所氏名
 一 受給權調査期日
 昭和 年 月

本用紙は郵便局にあり。

求者の身分關係を明かにせる戸籍謄本
 其他軍人退職後公傷病の爲死亡當時扶助料受給遺族なき爲請求を爲さざりし者は右の書類の外死亡診斷書を添付し本籍地聯隊區司令官に提出すべし。

轉免役賜金令

本令は昭和十三年七月制定せられ同年四月一日以後轉免役若くは免役と爲りたる者又は死亡したる者に適用せらる。

轉免役賜金を受くる者

陸軍兵(憲兵上等及軍樂上等兵を除く)及海軍兵にして在營期間(應召期間を含む)中に故意又は自己の重大なる過失に因るに非ずして服務に關聯して傷病を受け又は病氣に罹り之が爲陸海軍に於て治療中一種以上の兵役を免ぜられたる者又は死亡したるときは別表の轉免役賜金を給せらる。但し一種以上の兵役を免ぜられ引續き陸海軍に於て官費治療を受くる者には治療を受けざるに至りたる時又は死亡したるときに給せらる。幹部候補生、操縦候補生、下士官候補者及志願に依らずして兵より陸軍又は海軍の下士官に任ぜられたる者にして兵に引續き在營期間中又は在營期間より引續き陸海軍に於て官費治療中の者も本令を準用せらる。

死亡者に給する賜金

死亡したる兵に給すべき賜金は之を其の遺族に給せらる。其の賜金を受くべき遺族の順位は兵の妻子、父、母、祖父、祖母、兄弟及姉妹の順序にして男

は女に、長は幼に先とし死亡當時より引續き之と同一戸籍内に在るものに限る。但し兵死亡後に分家したる遺族又は分家したる遺族に伴ひ其の家に入りたる遺族は引續き兵と同一戸籍内に在るものと看做す。又兵死亡當時胎兒たる子出生したるときは兵死亡當時之と同一戸籍内に在りたるものと看做す。

遺族なき場合は兵死亡當時實家又は本家に在る實父母、兵の家督相続人、兵死亡當時の戸主の順位に依り遺族に給すべき金額の二分の一を給せらる。賜金を給せられざる場合
 左に掲ぐる場合は賜金は給されない。

- 一 恩給法に依り増加恩給、傷病年金、傷病賜金又は扶助料を給せらるべきとき
- 二 在營期間一月未滿に於て發生したる疾病に因り轉免役又は免役と爲りたるとき
- 三 在營期間中又は在營期間より引續き陸海軍に於て官費治療中陸軍刑法

若くは海軍刑法に依り死刑、懲役若くは一年以上の禁錮の刑に處せられ、其他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられ又は懲罰に依り免官と爲りたるとき

- 四 陸軍給與令の規定に依る退營賜金又は海軍給與令の規定に依る傷病手当を受くべき者但し本令賜金額退營賜金又は傷病手当の額より多きときは其の差額を給せらる
- 遺族の賜金受給權失格
 賜金を受くべき遺族左に掲ぐる場合は之を給せられずして其の次位の遺族に給せらる。
- 一 死亡したるとき
- 二 所在不明なるとき
- 三 同一戸籍内に在らざるに至りたるとき(分家の場合を除く)
- 四 死刑又は無期若くは六年以上の懲役若くは禁錮の刑に處せられたるとき
- 五 六年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられ刑の執行を終り又は執行に受

くることなきに至る迄るとき
 手続
 轉免役賜金を受けんとする者は請求書（第一號若しくは第二號様式）を受傷若しくは罹病又は死亡當時の所屬部隊長を経て陸軍大臣に差出さねばならぬ（海軍に在りては海軍大臣宛に當時の所轄長へ）。
 傷痍を受け又は疾病に罹りたる者より請求する場合は在營中の履歴書、受

傷又は罹病證明書及診斷書を添ゆること。
 遺族より請求する場合は在營中の履歴書、受傷又は罹病證明書、死亡診斷書又は死體檢案書（死體を收容し能はざるときは死亡認定の理由を詳記したる死亡事由證明書）及戶籍謄本（本人の死亡事項を記したる）を添ゆること。
 前項の受傷若しくは罹病證明書、死亡事由證明書は所屬部隊長に於て、診斷

書は陸軍病院長に於て調製する。
 賜金請求書提出後に請求者死亡するか所在不明となり又は六年以上の懲役（禁錮）の刑に處せられたるときは賜金受給の順位者より請求書（第三號様式）戶籍謄本及市區町村長の事實證明書（兵の死亡又は本請求者の正當順位者たることを證明し得るもの）を添へ當時の所屬部隊長を経て陸（海）軍大臣に差出すのである。

備考	一、〇〇〇圓	七〇〇〇圓	四、五〇〇圓	三、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	六、五〇〇圓	二、〇〇〇圓
恩給法施行令第二十四條特別項症ノ者至第四項症程度ノ者							
同條第五項症ノ者至第七項症程度ノ者							
同令第二十四條ノ第一款症又ハ第二款症程度ノ者							
同令第三十一條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第三十三條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第三十四條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第三十五條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第三十六條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第三十七條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第三十八條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第三十九條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第四十條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第四十一條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第四十二條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第四十三條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第四十四條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第四十五條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第四十六條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第四十七條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第四十八條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第四十九條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第五十條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第五十一條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第五十二條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第五十三條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第五十四條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第五十五條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第五十六條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第五十七條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第五十八條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第五十九條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第六十條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第六十一條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第六十二條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第六十三條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第六十四條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第六十五條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第六十六條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第六十七條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第六十八條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第六十九條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第七十條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第七十一條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第七十二條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第七十三條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第七十四條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第七十五條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第七十六條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第七十七條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第七十八條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第七十九條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第八十條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第八十一條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第八十二條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第八十三條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第八十四條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第八十五條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第八十六條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第八十七條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第八十八條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第八十九條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第九十條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第九十一條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第九十二條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第九十三條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第九十四條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第九十五條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第九十六條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第九十七條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第九十八條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第九十九條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							
同令第一百條ノ第一目症又ハ第二目症程度ノ者							

支那事變に係る死傷者特別賜金
 陸軍軍人、軍屬、囑託員及工具にして昭和十二年七月七日以後に、(一)戦死又は戦傷の原因にて三年以内に死没せるとき。(二)事變地又は事變地以外の地にて戦傷以外の傷痍

を受け三年以内に死没し又は疾病に罹り、二年以内に死没せるときに其の遺族にして之と同一戸籍内に在る者、遺族なきときは死没者の家督相続人、本人死没當時に於ける戸主の順に特別賜金を給せらる。

軍事扶助法

現役兵の入營、下士官兵の應召傷痍死亡、傷病兵の死亡の爲に生活に困難なる家族若しくは遺族を扶助する法令で大正七年一月一日より施行せらる。
 救護の種類 生活扶助、醫療、助産及生業扶助にして救護の程度及方法に關し必要なる事項は地方長官に於て定む但し救護は生活に必要な限度を越ゆることを得ない。

生活扶助 生活扶助は金錢又は物品を給與せらる、居宅扶助(扶助を受ける者の居宅に於て行ふ扶助以下同じ)の場合に於て生活扶助の爲支出する費用は一人一日三十五錢以内である一世帯に於て扶助を受ける者二人以上あるときは前記金額を減額することを得。
 醫療及生業扶助 醫療及生業扶助の爲支出する費用の限度は地方長官の定むる所に依る。
 助産 居宅扶助の場合に於て助産の爲支出する費用は十二圓以内である。

埋葬 救護を受ける者死亡したる場合は埋葬を行ふ者に對し埋葬費を給せらる埋葬を行ふ者なきときは地方長官に於て埋葬する。埋葬の爲支出する費用は十二圓以内である。

災害 災害に因り必要な場合は地方長官は一世帯總額三十圓を限り金錢又は物品を臨時に給與することを得。

扶助繼續期間 (一)下士官兵の家族に對する扶助は必要ある場合は現役兵の退營又は下士官兵の召集解除後より二十日以内(二)下士官兵又は傷病兵の死亡後より三月内繼續することを得此の場合扶助を受ける者に對しては其の間下士官兵又は傷病兵の遺族としての扶助を爲さず(三)下士官兵の傷病兵となりたる後より三月内此の場合扶助を受ける者に對しては其の間傷病兵の家族としての扶助は行はれず。

扶助の停止又は廢止 (一)下士官兵にして逃亡し又は陸軍教化隊に收容せられたる者に付ては其の逃亡又は收容の間其の家族に對し扶助を爲さず(二)

傷病兵六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者なる場合は其の者並に其の家族及遺族に對し扶助を爲さず(三)下士官兵又は傷病兵六年未滿の懲役又は禁錮に處せられたる者なる場合は其の刑に對し扶助を爲さず(四)下士官兵又は傷病兵に對し扶助を受けることなきに至る迄の間扶助を爲さず(五)下士官兵又は傷病兵にして怠惰又は素行不良なる者に對し扶助を爲さず(六)下士官兵又は傷病兵にして怠惰又は素行不良なる者に付ては其の傷病兵並に其の下士官兵又は傷病兵の家族及遺族に對し情狀に因り扶助を爲さず又は扶助の程度を減少することあり、家族又は遺族にして怠惰又は素行不良なる者に對しても同様である(五)傷病兵にして日本國籍を失ひたる者に對しては扶助

を爲さず。
手續 扶助を受けんとする者又は其の住所の市區町村長より其の地方長官に申請する。

軍事扶助者別 (昭和十年度)

傷病兵(家族ある者) (を含まず)	一六八	一四、五五七
傷病兵及其の家族	六、三二七	二二四、七二二
下士官兵の家族	一〇二、九五二	二、五七〇、九三六
傷病兵の遺族	九五一	四〇、八八一
下士官兵の遺族	一、一三五	四六、五六九

軍事扶助種類別 (括弧内は二種以上の扶助)

生活扶助(現金給與)	一一一、四二二	二、八二五、一九〇
醫料救護	(一、二五二) 一〇二	六八、二〇八
其他	(四四三) 九	四、三四八

入營者職業保障法

入營者の義務 雇傭者は入營を命ぜられたる被傭者を解雇したるとき又は

被傭者が退營したる通知を爲さず

入營者職業保障法 施行規則

被傭者より通知を要する場合

(一) 遅滞なく書面を以て雇傭者に通知するを要する場合(イ)入營すべき期日及部隊定まりたる時(ロ)入營の日より陸軍に在りては二年、海軍に在りては三年を越ゆる期間服役を志願し採用せられたるとき(ハ)傷病疾病其の他の事由に因り退營後再び雇傭せらるること又は復職することを希望せざるとき

(二) 退營豫定期日前三月より退營後

二十日以内に書面を以て雇傭者に通知するを要する事項(イ)退營豫定期日又は退營したる日(ロ)退營後再び勤務に就き得べき豫定期日(ハ)退營後の受信場所(ニ)以上の事項通知後に退營豫定期日其の他の期日場所を變更したるとき

(三) 雇傭者より勤務に就くべき旨を指定せられたる日より二十日以内に勞

又は雇傭者より勤務に就くべき旨を指定したる日より故なく二十日以内に勤務に就かざるとき

三 被傭者が疾病又は傷疾に因り勤務に堪へざるとき

四 被傭者が著しく其の職務を怠りたる時

五 被傭者に著しき不良行爲ありたる時

六 雇傭者の目的たる事業の廢止、終了又は著しき整理縮少其の他に準ずる事由あるとき

職業紹介の取置 職業紹介事業を行ふ行政廳は退營者にして原職なきもの又は原職に復歸すること困難なりと認むるものの職業紹介に付ては被傭者を求めんとする者に對し其の被傭者たるに適すと認むる退營者を優先して雇傭することを懸望することを得但し退營者が退營したる日より三月を経過したる場合には適用せず。

被備者を再雇備若くは復職せしめ得ざるときは遅滞なく其の事由の要旨を書面を以て被備者に通知するを要す。

恩給金庫法

恩給金庫法は昭和十三年法律第五十七號を以て制定せられた法人であつて資本金(三千萬圓)は政府と民間の共同出資に依り其の事業は内閣總理大臣及大藏大臣の監督を受け關係官廳と連絡して最も公正に行はるる非營利の公益的の事業である要するに受恩給者を保護し福利の増進を圖り、社會に貢獻するを目的とす。

恩給金庫の仕事 (一)恩給、扶助料又は勳章年金を擔保とする貸付、(二)恩給及年金を本人に代りて受領し竝に

受領したる金銭の寄託、(三)恩給年金扶助料に就ての相談。

貸付

一 恩給、扶助料(恩給法以外の法令に依る恩給扶助料、例へば宮内省、府縣市町村等の恩給扶助料、官業共済組合の年金を含む)勳章年金を擔保に、給與年額の五年分以内、一萬圓迄の範圍にて年利六分の現價計算の金額とす。

現價計算とは貸付後、支給期毎に金庫が給與金を受取り其の中から貸付後支給期迄の経過月に對する利子を差引き残額を元金の返済に充て漸次斯くして契約の年限が來れば元利共完済となる如く豫め計算した金高を貸付元金とする方法である、従つて利子は天引にせず。

二 恩給、扶助料等の請求中で、其の證書未だ下附せられざる以前に於ても、給與せられること確實なる場合(最終經由處の推定額證明を要す)は證書下附後に貸付得る金高の二分の

一の範圍内を貸付る。

三 一期分以内の給與金を擔保に短期の小額貸付をも爲す、此の場合の利子は百圓に付日歩一錢七厘である。

申込其の他

借入申込の用紙は本店、支店又は出張所に準備しあり。申込は直接か又は手紙にても可なり、代人は親族の者に限り取扱ふ。

申込に要する書類

一 恩給、扶助料又は年金證書
生命保險證券に限り副擔保の取扱を爲す、其の希望者は該證書を出すこと但し契約後普通生命保險は一年、簡易生命保險は一年六月を経過せしものに限る。

二 借入申込書

用紙は本店、出張所に準備しあり。

三 扶助料の場合は申込前一月以内に作成したる戸籍謄本(扶助料以外の場合に於ても成るべく戸籍の抄本又

は謄本)。

四 申込前二十日以内に作成された本人の印鑑證明書(保險を副擔保とする場合は保險會社一箇につき一枚宛)。

五 申込者が妻又は準禁治産者のときは戸籍謄本と夫又は補佐人の同意書。

未成年者又は禁治産のときは戸籍謄本と母が親權を行ふ場合及後見人の場合は、裁判所の親族會議招集決定謄本と親族會の同意書。

六 支給應の支給状態證明書又は回答書。

七 書面を以て申込の場合には、醫師の診断書と戸籍謄本、親族を代人とする場合は委任状。

所在地

恩給金庫(本店) 東京市京橋區新川一丁目五番地(市電新川一丁目停留所前) 電話京橋三八〇一、三八〇二

同 支 店

大阪支店	大阪市東區南玉造町七
名古屋支店	名古屋市中區新榮町陸田ビル内
廣島支店	廣島市袋町明治生命ビル内
福岡支店	福岡市下土居町博多ビル内
仙臺支店	仙臺市國分町富國館
京城支店	京城府竹添町一丁目九〇
臺北支店	臺北市明石町二丁目一
大連支店	大連市西公園一七九
同 出張所	東東市四谷區傳馬町二丁目二六
四谷出張所	橫濱市中區本町通五丁目日本町ビル内
橫横出張所	金澤市尾張町石黒ビル内
金澤出張所	小倉市大字大坂町八
小倉出張所	

軍事扶助法を滿洲國に準用

(昭一六、二、三) 勅令第一一七抄
第一條 滿洲國ニ在ル傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又ハ下士官兵ノ家族者ハ遺族ニ關スル扶助ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
第二條 軍事扶助法各條ノ規定ハ前條ノ扶助ニ之ヲ準用ス
第三條 前條ニ於テ準用スル各條ノ規定ニ依ル地方長官ノ職權ハ軍事保護院總裁之ヲ行フ
軍事保護院總裁ハ前項ノ職權ノ一部ヲ滿洲國駐劄特命全權大使ニ委任スルコトヲ得

丁目一〇四

鹿兒島出張所 鹿兒島市金生町九

小樽出張所 小樽市色内町七丁目

拓殖銀行ビル内

臺南出張所 臺南市清水町三丁目

一

大義

杉本五郎中佐 遺稿
B 6判八十錢 千九錢

汝我を見んと要せば 尊皇に生きよ！
尊皇精神ある處常に我在り！

これぞ中佐が決死の直前子孫の爲めに書き遺した遺訓である。中佐は禪に参じ劍に達して劍禪一如の境地を體得し、言行違はず交友部下みな神の如く敬慕した。聖戦に参加するや各地に轉戦して偉勳を樹て、遂に山西省蔚縣開山の激戦中自ら陣頭に肉弾以て敵陣に突入勇戦奮闘遂に大陸の華と散つた、中佐は尊皇絶對を信奉し楠公精神を鼓吹し、出征前「大義の章」遺稿の悲願を起し、出征前稿を成す十六章、出陣して兵馬控徳の間なほ稿を續け、不幸中途絶後した。本書二十章は即ちその遺稿である。透徹せる誠忠の大信念、澄み切つた生死一如の心境が全章に躍動する。正にこれ血と肉とを以て綴れる大文章である。敬讀を請る。

東 京 日 本 橋 吳 服 三
平 凡 社
振 替 九 二 六 三 九 番

クボタの營業課目

ディーゼル機關、農工並に船舶用石油、發動機、制水機、消火栓及附屬品、各種合金鑄物、給炭機、節炭機、製鐵並に造船用諸機械、水壓機、空氣壓縮機、工作機械、其他一般機械、各種衡器、工業用特殊衡器、高級鑄鐵管、大型鑄物、旋盤鑄物、異形管、インゴットケース、定盤、耐酸鑄物、耐アルカリ鑄物、耐熱鑄物、特殊高級鑄鐵品

株式 久保田鐵工所

大阪本店 大阪市浪速區船出町二丁目二十二番地
工場 船出町工場・堺工場・橋本工場・市北工場
尼ヶ崎工場・恩加高工場・武庫川工場
東京支店 東京市麹町區有樂町一丁目
(東日會館五階)
電話 丸ノ内(23) 5261番—(5)

軍 事 援 護

附録、軍人援護讀本

傷兵保護 軍事保護院
醫務保護 軍人援護會
職業保護 統後奉公會
傷兵保護 傷兵軍人會

軍事援護の組織は厚生省外局の軍事保護院が中樞機關となつて、援護事務を全面的に管掌し、地方廳では道府縣の學務部、更にその下の機關としては市區町村がこの事務に當つてゐるのである。しかし軍人援護事業の完璧を期するためには、これらの公の機構だけでは不十分で強力な民間團體が必要である。そこで創立されたのが恩賜財團軍人援護會、統後奉公會、大日本傷兵軍人會の三團體であつて、政府機關と相俟つて活動してゐる。

これらの機關によつて實施されてゐる援護事業の内容は非常に廣範圍に渉るが、大別すると五つに分けることができる。

第一が教化指導でこれは、傷兵軍人

遺族、家族の精神指導と統後國民に軍人援護思想の普及徹底を期する國民の教化との二つに分けられ、文藝、映畫、展覽會等各種の方法で實施されてゐる。

第二は一般軍人援護で、兵役に服したため生活困難になつた下士官兵の家族、遺族、傷病兵、その家族、遺族の生活扶助から醫療、助産、埋葬、生業扶助を行ふ軍事扶助法の施行、軍事扶助法に準じて援護を必要とする者や、小商工業者、小農漁業者等の家業經營困難となつた者その他軍事扶助法の及ばないものに對する援護を道府縣に助成して行はせる軍人援護事業の助成、それに家族、遺族の家業の維持經營、紛議の調停その他身上、家事等一切の

軍事援護標語

援護の光に輝く更生
讀へよ功績忘るな援護
起てよ報國ぬかるな援護
統後の護りは東亞の鎖め
忠義の楯には援護が宿る
備へよ長期戦護れよ統後
護れ傷兵援けよ遺族
統持つ心で統後に盡くせ
統後は輝く恩賜の援護
固い統後に強い將兵

(軍人援護會選)

相談指導を行ふ軍事援護相談所の三つの仕事が行はれてゐる。

第三は遺族の援護で、遺児の育英、遺族の職業補導、戦死者妻の教員養成の三つで、遺児の學費補助や、未亡人や遺児その他遺族一般に裁縫、手藝等から製圖、機械製作等の職業補導を行つたり、中等教員養成所一、國民學校教員養成所六、保姆養成所一を特設して教員を養成する等の仕事を行ひ、その特典優遇に甘へることなく、進んで自立する途を講ずるやうに導かれてゐる。再起して教壇に立つた未亡人達のを、新しい姿はすでに新聞紙上に報ぜられ、この仕事の成果は深く國民に印象づけられてゐるところである。

第四は傷痍軍人の援護で、医療の保護、職業の保護、優遇とその他の種々の事業が實施されてゐる。医療保護として傷痍軍人療養所、国立結核療養所、温泉療養所、精神療養所を設け、その他公私立病院への委託療養等がある。職業の保護は相談指導、就職後の補導

斡旋、国立職業補導所三ヶ所の設置、作業療法、補助具の製作配受、中等、國民學校教員養成、失明傷痍軍人教育所の設置、自營業者への資金貸付等が行はれてゐる。その他軍人傷痍記章の授與や身上相談所の設置、手押車、補聴器等介護用具の支給等である。

軍事保護院

第五は傷痍軍人の援護で、これは農山漁業者や中商工業者が生業に復歸するに必要な器具資料、小額資本、就職準備費を給與して生業に復歸するまでの期間の生活費を補助するなど、生業復歸の援護を行つてゐるのである。

軍事保護院

軍事保護院は厚生大臣の管理に屬し(一)軍人又は之に準ずべき者として戦闘其の他の公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹りたる者の療養職業保護其の他の援護、(二)軍人又は之に準ずべき者として戦闘其の他の公務に従事し爲に死歿したる者、遺族の援護、(三)軍人又は之に準ずべき者として戦闘其の

他の公務に従事する者の家族の援護、(四)其の他軍人援護事務を掌る。軍事保護院は總裁官房及援護局、業務局の二局に分れ總裁官房に於ては人事、文書、會計事務其の他主管に屬せざる事務を、援護局は軍事扶助法の施行、軍人遺族及軍人家族の援護並に業務局主管に屬せざる軍人援護事務を、業務局に於ては傷痍軍人の療養及職業保護並に工營事務を掌る。

總裁は名譽官とし保護院に顧問、參與等の外専門委員を置き専門の事項を調査せしむ。

傷痍軍人保護對策審議會

厚生大臣監督下に於て傷痍を受け又は疾病に罹りたる軍人の保護對策に關する重要事項を調査審議するものにして會長は厚生大臣とす。

傷痍軍人醫療委員會

厚生大臣監督下に醫療委員會を設け

其の諮問に應じ結核性疾患に罹れる傷痍軍人の軍事保護院療養所に於ける醫療に關する重要事項を調査審議す會長は軍事保護院總裁とす。

醫療保護

軍事保護院療養所

軍人として恩給法の規定に依る公務傷病の爲退職したる者にして其の退職原因と爲りたる傷痍疾病又は其の傷痍疾病に基因する疾病の爲(一)結核性疾患(胸膜炎を含む)、(二)温泉療養、(三)精神障の療養を必要とする者或は軍人として故意又は自己の重大なる過失に因るに非ずして職務に關聯し結核性疾患(胸膜炎を含む)に罹り又は精神障を受け之が爲退職したる者にして其の退職の原因と爲りたる傷痍疾病又は其の傷痍疾病に基因する疾病の爲(一)又は(二)の療養を必要とする者の爲に左の療養所を設けらる。

傷痍軍人千葉療養所(千葉縣千葉郡千城村)

- 傷痍軍人愛知療養所(愛知縣知多郡大府町)
- 傷痍軍人岡山療養所(岡山縣都窪郡早島町)
- 傷痍軍人福岡療養所(福岡縣糟屋郡古賀町)
- 傷痍軍人京都療養所(京都府綴喜郡青谷村)
- 傷痍軍人新潟療養所(新潟縣刈羽郡柏崎町)
- 傷痍軍人長野療養所(長野縣上水内郡若槻村)
- 傷痍軍人宮城療養所(宮城縣亶理郡山下村)
- 傷痍軍人石川療養所(石川縣江沼郡篠原村)
- 傷痍軍人廣島療養所(廣島縣賀茂郡寺西村)
- 傷痍軍人東京療養所(東京府北多摩郡清瀬村)
- 傷痍軍人大阪療養所(大阪府泉南郡貝塚村)
- 傷痍軍人兵庫療養所(兵庫縣有馬郡三輪町)

- 傷痍軍人三重療養所(三重縣河島郡大里村)
- 傷痍軍人愛媛療養所(愛媛縣溫泉郡北吉井村)
- 傷痍軍人佐賀療養所(佐賀縣三養基郡中原村)
- 傷痍軍人宮崎療養所(宮崎縣宮崎郡赤江町)
- 傷痍軍人神奈川療養所(神奈川縣中郡東秦野村)
- 傷痍軍人德島療養所(德島縣麻植郡西尾村)
- 傷痍軍人鹿兒島療養所(鹿兒島縣揖宿郡指宿町)
- 傷痍軍人小濱溫泉療養所(長崎縣南高來郡小濱町)
- 傷痍軍人白濱溫泉療養所(和歌山縣西牟婁郡瀬戸鉛山村)
- 傷痍軍人湯田溫泉療養所(島口縣山口市)
- 傷痍軍人鹽原溫泉療養所(栃木縣鹽谷郡鹽原町)

傷病軍人伊東温泉療養所（静岡縣田方郡伊東町）
 傷病軍人三朝温泉療養所（鳥取縣東伯郡三朝村）
 傷病軍人別府温泉療養所（大分縣別府市）
 傷病軍人登別温泉療養所（北海道札幌郡幌別村）
 傷病軍人花巻温泉療養所（岩手縣鷹巣郡湯本村）
 傷病軍人宇奈月温泉療養所（富山縣下新川郡内山村）
 傷病軍人北海道療養所（北海道釧路郡七飯村）
 傷病軍人青森療養所（青森縣東津軽郡西平内村）
 傷病軍人秋田療養所（秋田縣由利郡本莊町）
 傷病軍人島根療養所（島根縣八束郡乃木村）
 傷病軍人武蔵療養所（東京府小平村）
 傷病軍人箱根療養所（神奈川縣大磯村）
 國立結核療養所（村松晴嵐莊及天龍莊）

莊

入所手續 陸軍病院入院中にして入所資格を有し且移送に堪ふる者は本人の希望に依り療養所に移送せらるる其の他の者は入所區域の療養所長に入所申請書に（イ）増加恩給、傷病年金又は傷病賜金受給權確定者は恩給證書又は恩給裁定通知書其の他の者は最後に治療を受けたる陸軍病院の院長又は海軍人事部長の發給せる入所資格者の退職者なることの證明書、（ロ）醫師の診断書を添へ居住地の地方長官を経て療養所長に提出すること但し陸海軍病院在院中の者退院後引續き療養所に入所せんとするときは當該病院長を経由して提出することを得又精神病者に在りては其の監護義務者より申請するものとす。入所許可は療養所長より本人へ通知せらる。尙入所區域の變更は事情に依り許可せらるることあり。患者入退所に要する旅費及特に附添を要する場合の附添旅費は此等實費を支給せらる。

傷病軍人の委託（居宅）療養

療養施設完成する迄の間に於て陸海軍軍人（將校、准士官を含む）又は之に準ずる者にして戦闘又は公務に因り傷病を受け又は疾病に罹り増加恩給、傷病年金、傷病賜金を受け又は受くる見込確實なる者にして其の醫療を受くべき場合は除役の原因となりたる傷病繼續し若くは再發し又は其の傷病に基いて發したる疾病に罹りたる時及現役中若くは應召中故意又は自己の重大なる過失に因るに非ずして服務に關聯して傷病を受け又は結核性疾患（胸膜炎を含む）等に罹り之が爲一種以上の兵役を免ぜられ若くは召集解除せられたる者にして兵役免除若くは召集解除の原因となりたる傷病繼續し若くは其の傷病再發又は其の傷病に基いて發したる疾病に罹り特に温泉療養を要する者は療養所、病院、温泉療養所、旅館其の他適當なる施設に委託し居宅に於て療養を受けることを得。

手續 地方長官宛の委託療養願（居宅療養願）に恩給證書寫、裁定通知書寫又は最後に治療を受けたる陸軍病院長（海軍は離現役又は召集解除當時の所轄長）の作成せる恩給受給見込證明書寫又は兵役免除若くは召集解除の原因となりたる傷病名及現役中又は應召中故意又は自己の重大過失に因るに非ずして服務に關聯し傷病を受け又は疾病に罹りたることの證明書寫を添附し地方長官に願出づるものとす。

軍人軍屬公務に起因したる傷病疾病治療の後再發したる者の官費治療

軍人軍屬にして戦闘及戦時平時に拘らず公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り治療の後該傷病疾病再發したる者入院治療を受けむとする場合は最寄者又は希望陸軍病院長（海軍關係者に在つては願書に海軍軍醫科士官又は地方醫師の診断書を添へ最寄海軍病院又は要港部の病院へ）へ差出せば支障なき

限り許可せらる、入院中の諸費は官費とす。

恩賜の義眼又は義肢、官給義齒、義眼、コルセット、上下肢支持装置又は義肢の故障に因る治療補修を要する場合も亦右に同じ。作業用義肢の支給を願出づれば交付せらる。

陸海軍下士官兵服役免除者陸軍病院又は海軍病院に收容

陸軍下士官兵にして部隊編入中傷病疾病に罹り之が爲準備役、後備役又は第一國民兵役に編入せられ若くは兵役を免除されたる者、海軍下士官兵にして第一種又は第二種病に罹り之が爲第一國民兵役に編入せられ又は兵役を免除せられたる者及海軍下士官兵にて豫備役、後備役召集中傷病の爲該召集中（召集解除後現に海軍病院入院中を含む）第一國民兵役に編入され又は兵役を免除されし者陸軍病院にて入院治療を受けんとする者は一家を爲せる身元

確實なる者を保證人とし軍隊手帳（海軍は履歴表）を添へ陸軍病院長に願出づれば病院に收容治療の餘裕ある場合は許可せらる但し急性傳染病、同疑似症、癩、結核、精神病患者は入院せしめず。入院料は治療費一日金四十六錢被服費一日四錢糧食費中米麥代は指定相場、賄料は收容病院の定額を自辨するものとす。

海軍病院に入院希望者（陸軍軍人を含む）は一家を爲し身元確實なる者を保證人とし本人及保證人居住地市町村長の奥書證明と醫師の診断書を添へ最寄海軍病院に願出づれば病院の收容力に應じ許可せらる其の治療費、衣糧費一日右金參拾錢自辨とす。

公務基因の陸海軍下士官兵の服役免除者にして日本赤十字本社病院又は支部病院に治療を希望する者は服役免除となりたることを證明するに足る書類

(口頭にても可)を以て本人の原籍又は現住地府縣内に在る病院を有する支部(東京にては本社病院)に申出づれば病院の経費、收容力の許す限り通療又は入院を許可せらる。

公務起因の「マラリ」再發患者にして陸軍病院に入院治療を出願せる軍人軍屬(出願のとき軍人軍屬に非ざる者を含む)にして(一)遠隔地に居住し又は交通其の他の關係上陸軍病院に入院(通院)を不便とし其の地の地方病院又は地方醫師の治療を希望する

公務起因の「マラリ」再發患者の取扱

公務に起因したる「マラリ」再發患者にして陸軍病院に入院治療を出願せる軍人軍屬(出願のとき軍人軍屬に非ざる者を含む)にして(一)遠隔地に居住し又は交通其の他の關係上陸軍病院に入院(通院)を不便とし其の地の地方病院又は地方醫師の治療を希望する

とき。(三)陸軍病院に於て患者收療に餘力なきときは之を地方病院又は地方醫師に實費支辨を以て治療を依託せらる。

国立結核療養所及其他の施設に於ける療養

結核又は胸膜炎療養の爲陸海軍病院に入院中の下士官兵にして一種以上の兵役を免ぜられ尙療養を要する場合(除役後引き続き入院中の者亦同じ)軍事扶助法に依り收容扶助せらるる者は陸海軍病院より国立結核療養所又は公私立病院に移送入院又は入院せしむ。

国立結核療養所(村松晴風莊、茨城縣那珂郡村松村)に入所せる者にして軍事扶助法適用者は官費治療とし入所後軍事扶助法の適用を受くる資格なしと認むる者も當分の間入所料を全免せられ下士官兵にして自費入所を希望する場合は許可せらる入所料は一日一圓四十錢とし特別の事情ありと認むるときは減免せらるることあり。

職業保護

傷痍軍人に對する職業保護は職業指導、就職斡旋、就職後の輔導を目的とするものにして傷痍軍人職業顧問、師團司令部、海軍人事部、在郷軍人職業輔導部、陸海軍病院、職業再教育施設其の他と緊密なる連繫の下に萬全を期してゐる。

職業指導方針は勤勞報國の意義を理解せしめ職業智識を與へ求職意思發現を助長すること。成るべく入營又は應召前の原職に復歸せしむること、原職復歸困難なる者は原職類似の職業を選定從事せしむること、新規に職を求むる者又は新規の職業に轉ずる者は志望、適性、家族關係、居住地等を考慮して適職を選定すること、職業再教育を要する者は遅滞なく再教育を受けしむること。

就職斡旋は道府縣廳に主要職業紹介所長、在郷軍人職業輔導部主事を加へたる傷痍軍人就職斡旋組織を設け傷痍

兵を收容する病院所在地所轄職業紹介所に専任の係員を設け事業主側との協議會、懇談會又は委員會に依り傷痍軍人の復職又は優先的雇傭等に付理解、協力、實行を求む。

職業顧問と指導事務員

職業指導の爲職業紹介に經驗ある者及傷痍の状況に適應せる職業並に傷痍と作業補助具の關係に精通せる専門家等を以て職業顧問と爲し地方廳の申出でに應じ隨時出張して職業指導、職業再教育、就職斡旋、就職後の輔導等に關する地方廳の事業を専門的立場より援助するの外道府縣には職業指導事務職員を置き職業機關と相協力して就職斡旋、就職後の輔導等に任ず。

軍事保護院職業輔導所

輔導所は軍人として恩給法の規定に依る公務傷病の爲退職したる者に對し職業の再教育並に作業義肢若くは作業補助具の製作配給又は修繕を爲すもの

にして輔導所内に於ける職業再教育科目は洋服科、洋裁科、家具工藝科、工場經理科、製圖科、精密機械科、旋盤科、仕上科、フライス科、銲接科の十科とするも右科目以外を希望する者あれば公私の施設に委託して教育を行ふことあり。

職業再教育を受けんとする者は職業再教育願に恩給證書寫又は裁定通知書寫若くは最後に治療を受けたる陸軍病院長又は海軍人事部長の發したる退職證明書寫、誓約書、身元引受書、戶籍抄本、健康診斷書等を居住地(入院中の者は退院後居住豫定地)の地方長官を経て厚生大臣に願出づるものとす又作業義肢又は作業補助具の配給若くは修繕を受けんとする者は作業義肢(作業補助具)配給(修繕)願に前記の書類を添附し願出づるものとす。

軍事保護院職業輔導所左の如し。

傷痍軍人大阪職業輔導所 大阪府堺市 神石村 福岡職業輔導所 福岡縣小倉

市

財團法人啓成社 東京市豊島區巢鴨六丁目二〇ノ一

傷痍軍人職業再教育の爲にする學費給與

(一) 職闘又は公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹り之が爲増加恩給、傷病年金、傷病賜金を受け又は受くる見込確實なる者(將校及准士官を含む)、(二) 工業、農業、商業其の他傷痍軍人職業再教育に適當なる科目を有する大學、專門學校、實業學校其の他各種の學校に入學したる者、(三) 品行方正、意思鞏固且思想穩健にして將來成業の見込確實なる者にして專門學校程度以上の者には一人年六百圓以内中等學校程度の者に對しては一人年三百圓以内の學費を給與せらる。學費給與を受けんとする者は給與願に履歴書、戶籍謄本、傷痍軍人たることを證する書面、健康診斷書、在學證明書、最近の學業成績證明書を添へ居住地地方長官を経て保護院に提出するものとす。

傷病軍人職業再教育の爲にする入學志願者取扱

傷病軍人の入學志願者に對しては左の便宜を與へられあり。

體格検査には戰傷に依る身體風狀を原因として不合格と爲さず。

入學者の年齢制限は之を免除するこ

と。

本科に入學困難なる者は選科、別科等に出來得る限り入學せしむ。

傷病の爲學科を繼續し得ざる者は學修上支障なき限り轉科せしめ得。

體操、教練、武道其の他學修困難科目は免除又は卒業成績より除去す。

傷病軍人國民學校訓練及

准訓練養成所

傷病軍人にして教育者たるに適當する者に對し必要なる教育を施し小學校教員たらしめ再び奉公の誠を致さしめる爲に設けられたる制度にして其の施設は各府縣師範學校内に傷病軍人養成所を置き尋常小學校本科正教員養成を目的とし教育期間一ヶ年である。

尙傷病軍人國民學校初等科准訓練養成所が福島、石川、和歌山、島根、大分の各縣師範學校に設けられて居る。

入所資格者は戰傷又は公務に因り傷病を受け又は疾病に罹り増加恩給、傷病年金若くは傷病賜金を受け又は受くる見込確實なる者、中學校卒業者及之と同以上の學力を有するもの（陸海軍の相當學校を含む）。品行方正、意志堅固、思想穩健にして小學校教育に適當する者。小學校令施行規則第四百條に該當せざる者にして國語及數學の平易なる試験、人物考査、身體検査等に依り入所を決定す。

入所希望者は教員養成所長宛入所願、卒業（修業）成績證明書又は試験檢定合格證明書、履歷書、傷病軍人たることを證する書面、戶籍謄本を居住

地地方長官を経由して提出するものとす。

採用者は寮舎に收容し授業料等は徴收せず家庭の状況其の他經濟上の事情

一種以上の兵役を免除せられたる軍人（將校准士官及現に在院中にして將來傷病軍人となるべき陸海軍病院長の見込證明書ある者を含む）の子又は之に準ずべき者（傷病軍人に依り扶養を受くべき弟妹）にして中等學校程度の學校に在學中の者にして本人卒業迄毎年一人二百圓内の範圍内に於て修學に必要な金額を給與又は貸與す。

職公傷病死者、公務従軍者及下士官以下軍人の公務傷病死者等の子弟に對する授業料等の減免 市町村立小學校に於ては上記の子及弟妹は授業料を減免し右以外の小學校及公立中學校に於ても授業料は勿論入學考査料、入學金等を免除又は減額して遺家族の養育に關し力めて負擔の軽減を圖ることとなり。

公式の式典、會同等に於ける傷病軍人及戰歿軍人の遺族優遇 道府縣又は公共團體に於て定時、或は隨時實施する公式の式典、會同等の場合に傷病軍人又は遺族席を設定し參列の便宜を與

を斟酌し年三百圓以内の修學手當を支給す教育修了者は一年間教職に従事する義務を有す。

失明傷病軍人保護施設

傷病軍人の生活訓練並に一般的教育を行ふ爲東京市小石川區大塚窪町二三番地に失明傷病軍人寮を設け失明傷病軍人を收容し講習講話、體育、讀書娛樂、見學、其の他必要と認むる事項の訓育指導を行ふ。

本施設を利用せんとする者は厚生大臣宛の願書に履歷書、戶籍抄本、失明軍人たることを證する書面、健康診斷書を添附し居住地地方長官を経て保護院に願出づるものとす。

寮に入所を許可せられたる者は衣類、身廻品の外特に寢具、食器等を要せず。

東京市小石川區雜司ヶ谷一二〇番地東京盲學校内に失明軍人傷病軍人教育所を設け失明軍人の教養を高め再び國家社會に貢獻せしむるに必要な學術

ふること。

傷病軍人國有鐵道無賃乘車 傷病軍人記章及傷病軍人證を有せる者は（一）恩給法別表第二號表特別項第一項乃至第四項毎年十二回以内、（二）同第二號表第五項乃至第七項毎年五回以内、（三）同第三號表第一款乃至第四款毎年三回以内通用期間各十五日以内國有鐵道無賃乘車證を請求することを得、右の内特別項、第一項又は第二項に該當する者、其の他の者にして特別項、第一項又は第二項と同等の機能障害を貼し單獨旅行不可能の者は附添人一名を限り無賃同伴することを得。

新たに乘車證の交付を受けむとする者は國有鐵道無賃乘車請求書及市區町村長（外地に在りては之に相當する者、傷兵院入院中の者は院長）の印鑑證明書を鐵道大臣官房文書課に差出すものとす。豫め發行箇所を指定を受けむとする者は乘車證發行箇所指定願に前記印鑑證明書を鐵道大臣文書課に提出するものとす。又附添人を要する者

を酌し年三百圓以内の修學手當を支給す教育修了者は一年間教職に従事する義務を有す。

失明傷病軍人保護施設

傷病軍人の生活訓練並に一般的教育を行ふ爲東京市小石川區大塚窪町二三番地に失明傷病軍人寮を設け失明傷病軍人を收容し講習講話、體育、讀書娛樂、見學、其の他必要と認むる事項の訓育指導を行ふ。

本施設を利用せんとする者は厚生大臣宛の願書に履歷書、戶籍抄本、失明軍人たることを證する書面、健康診斷書を添附し居住地地方長官を経て保護院に願出づるものとす。

寮に入所を許可せられたる者は衣類、身廻品の外特に寢具、食器等を要せず。

東京市小石川區雜司ヶ谷一二〇番地東京盲學校内に失明軍人傷病軍人教育所を設け失明軍人の教養を高め再び國家社會に貢獻せしむるに必要な學術

ふること。

傷病軍人國有鐵道無賃乘車 傷病軍人記章及傷病軍人證を有せる者は（一）恩給法別表第二號表特別項第一項乃至第四項毎年十二回以内、（二）同第二號表第五項乃至第七項毎年五回以内、（三）同第三號表第一款乃至第四款毎年三回以内通用期間各十五日以内國有鐵道無賃乘車證を請求することを得、右の内特別項、第一項又は第二項に該當する者、其の他の者にして特別項、第一項又は第二項と同等の機能障害を貼し單獨旅行不可能の者は附添人一名を限り無賃同伴することを得。

新たに乘車證の交付を受けむとする者は國有鐵道無賃乘車請求書及市區町村長（外地に在りては之に相當する者、傷兵院入院中の者は院長）の印鑑證明書を鐵道大臣官房文書課に差出すものとす。豫め發行箇所を指定を受けむとする者は乘車證發行箇所指定願に前記印鑑證明書を鐵道大臣文書課に提出するものとす。又附添人を要する者

其の他

技藝を授く。失明傷病軍人教育所に中等部及師範部を置き中等部の學科目は修身科、公民科、歴史地理、國語、點字科、體操及音樂、養生、科外講座とし實習は希望に依り簡易工作科、速記科、防諷聽音科、點字印刷科、筆曲科、尺八科、鍼灸マッサージ科、農業科、商業科を選択せしめ修業年限二年とす。師範部の學科目は修身、公民教育及心理、歴史、地理、國語、體操、音樂、演習、教育實習とし修業年限二年とす。中等部に入所を許可すべき者の資格は尋常小學校卒業者又は之と同等以上の者師範部入所資格者は中等學校卒業者又は之と同等以上の者又は本教育所中等部卒業者とす。

育英事業

昭和十三年度に於て傷病軍人保護事業の一部に育英事業を加へ學資補助を行ふこととせられたり其の助成範圍は支那事變又は將來の戰闘又は公務に因り傷病を受け又は疾病に罹

は陸海軍軍醫又は鐵道醫の現認證明書を要す。

傷痕記章を有する者及其の附添人並に傷兵院入院若くは退院の准士官以上及其の附添人は特定の私設鐵道に無賃乗車することを得又前記の者日本郵船會社又は大阪商船會社の汽船に乗船する者は内國諸港間に限り五割引にて乗船し得右の手續は國有鐵道無賃乗車手續に同じ。

傷病賜金受給旅客運賃割引 傷病

賜金受給者に對し旅客運賃割引證(一人一年四枚)を發行す。割引を受けんとする者は請求書に市(區)町村長の奥書證明を受け居住地所管の聯隊區副官(朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國居住者は各軍副官)に提出する者とする。郵便にて割引證の送附を受けんとする者は送附に要する郵便切手封入を要す。支那事變其の他に因る戰傷陸海軍人の出迎等の場合の旅客運賃割引 割引資格者は支那事變及張鼓峰事件に因る戰傷陸海軍軍人の同一戸籍に在る

直系尊族、直系卑族、配偶者及兄弟姉妹にして戰傷病軍人の内地歸還出迎、陸海軍病院に入院中の戰傷病軍人の見舞又は看護にて旅行する場合には鐵道省所管の鐵道、航路及自動車は昭和十四年十二月三十一日迄は五割引とす。其の手續は陸海軍省にて發行する旅客運賃割引證の外出迎に在りては戰傷病軍人家族身分證明書(本籍地又は寄留地の市町村長其の他之に準ずる者の發行)及戰傷病軍人歸還證明書(陸海軍にて發行)見舞又は看護旅行には家族身分證明書及戰傷病軍人の入院せる陸海軍病院にて發行する戰傷病軍人入院證明書を要す。

煙草賣捌規則 地方專賣局長煙草小

賣人を指定する際公務の爲傷痕を受け若くは疾病に罹り法律に依り恩給を受けたる者又は之を受くる者、公務の爲死亡したる者の遺族にして法律により扶助料を受くる者は優先權を與へらる。之が出願は申請書(要すれば恩給、扶助料の寫、戸籍謄本)を地方專賣局長に提出するものとす。

傷 兵 院

所在地 神奈川縣足柄下郡大窪村宇風

沿 革

日露戰役に傷つき不具廢疾となれるもの一萬七千餘人を算し、此等を收容し國費を以て直接扶養する爲、明治三十九年四月七日法律第二十九號を以て

に進達する。此の場合道府縣廳に於ては市町村長をして必要な調査を爲さしめるから、出願者は願書を市區町村役場に提出し、市區町村長から道府縣廳へ進達の手續を執るを便宜とする。(入院願書様式)

傷兵院入院願

私 儀

傷兵院ニ入院致度候ニ付御許可被成下度恩給證書寫、醫師診斷書及戸籍謄本相添へ此段及御願候也

年 月 日

本籍地.....

現住所.....

元兵種官等級 氏 名

厚生大臣 殿

(注意) 醫師診斷書ハ身體又ハ精神ノ

障礙ノ程度ヲ詳細ニ記載スル

コト

役 員

院 長 原 田 武

院 醫 渡 邊 司 法

嚴兵院法を公布し九月一日より實施することとなつた。即ち同日より陸軍省内に於て事務を開始し、東京豫備病院澁谷分院(現稱)の一部を以て翌四十年二月十五日より傷兵の收容を開始した。次で豊島區巢鴨に新築成り四十一年六月一日移轉した。爾來十五年著々其の實績を擧げつつあつたが、十二年四月に至り陸軍省より内務省に移管し、愈々國家的救護事業となつた。そして昭和九年六月傷兵院と改稱した。然るに大東京の發展に伴ひ從來の敷地は保健其の他に不適當となつた關係上、昭和十一年六月小田原近郊の勝地に移轉した。收容者は時に増減があつたが現在約四十名である。

入院者の資格

本院に入院せしめる者は戰鬪若くは戰鬪に準ずべき公務又は普通公務の爲傷痕を受け又は疾病に罹り軍人又は準軍人として恩給法に依り増加恩給を受けてゐる者で、精神又は身體に著しい障礙があり收容保護を要する者であつ

て、其の障礙の程度が恩給法施行令第二十四條第一項の特別項症乃至第三項症の症狀に相當し且家族、資産、其の他の狀況からして適當な介護を受けることの出来ない者に限られてゐる。而して特に注意を要することは第四項症乃至第六項症の増加恩給を受けてゐる者でも現在の症狀が第三項症以上に相當するものであれば審査の上入院を許可せらるること及准士官將校にても入院することが出来ること、又準軍人即ち陸軍の見習士官及海軍の候補生並に特に指定せられたる陸海軍の學生、生徒にても入院することが出来ることである。

出願の手續

出願の手續は傷兵院法施行規則第二條に規定する厚生大臣宛の入院願書(様式別記参照)に恩給證書寫、身體又は精神の障礙の程度を證する醫師の診斷書及戸籍謄本を添へ居住地の地方長官を経由して提出するものであつて、地方長官は必要な調査を遂げ厚生大臣

軍人援護讀本

軍事保護院

目次

- 一 軍人援護の意義
- (一) 軍人援護の重要性
- (二) 軍人援護の精神
- 二 皇室の御仁慈
- 三 軍人援護の機構
- 四 一般の軍人援護
- 五 遺族の援護
- 六 傷病軍人の保護
- 七 歸郷軍人の援護
- 八 結語

一 軍人援護の意義

(一) 軍人援護の重要性

紀元二千六百年を迎へて、支那事變は、一段と、新なる段階に進展してゐる。即ち昨秋日獨伊三國同盟の成立に當り、長くも大詔を拜して帝國の嚮ふ所が益々明かになり更に中華民國との間に善隣友好の條約が成立し、茲に日滿

支相携へて東亞の新しい秩序の建設に邁進することとなつた。

併しながら歐洲戰爭の擴大に伴つて國際關係は愈々緊迫し、今や世界を擧げて鬭争の渦中に喘いでゐる。

今次の戰爭は、東亞に於けるものも、歐洲に於けるものも、新に正しき秩序を建設せんとするものであり、世界の再建と云ふ未曾有の大業を完成せんとするものである。即ち支那事變は、世界再建の一環をなすものであり、その解決の前途には幾多の難關が横つてゐることを覺悟しなければならぬ。吾々國民は此の有史以來未曾有の非常時局に臨み、吾々の祖先が常に御稜威の下に大なる覺悟を以て、國難を克服し來つたことを想ひ起しつゝ、若き日本の伸び行く姿を正しく認識し、ひたぶるに感激と純情とを捧げて東亞共榮圈を確立すべき大道に邁進しなければならぬ。

凡そ戰爭は、武力の戦であると同時に國家の總力を擧げての戦である。従つて戰爭に勝利を占むるためには、第一練將兵の奮闘と相俟つて、統後にある國民が「一つの魂」となつて一億一心の協力體制を整へ、戰爭の目的を達成す

ならぬ。

凡そ吾が國の臣民たる以上は上御一人の御馬前に死し、私を捨て、皇國に生き、夫孱無窮の皇運を扶翼し奉ることを臣民として最高の感激とし、これがために何等求むるところはないのである。

海ゆかば水漬く屍 山行かば草むす屍

大君のへにこそ死なめかへりみはせじ

と云ふ古歌は、この感激を歌つたものである。而して傷痍軍人、軍人の遺族家族亦その盡すべきを盡したるを名譽とし些かも國家に對して訴ふるところはない。況んや報酬を求め賠償を要求するが如きは、到底考へられないのみならず、國民の一員として、生のあらん限り各々その分に應じ皇誼を實踐し奉らなければならぬ。

併しながら統後の國民としては、これら傷痍軍人、並に軍人の遺族、家族に對して深き感謝を捧げ、これらの人々をして愈々國民たるの本分を完うせしむるやうあらゆる支援協力をなさなければならぬ。これこそ明治元年畏くも明治天皇が五箇條の御誓文と同日に賜はりたる御宸翰の中に「天下億兆一人も其の處を得ざる時は皆朕が罪なれば」と仰せられて居る厚き大御心に副ひ奉り、吾が國體の本義に則する所以である。即ち吾が國軍人援護の根本精神は傷痍軍人、軍人の遺族、家族等をして、吾が國體の本義に徹し、皇恩の深きを念ひ、自奮自勵、愈々奉公の誠を效さし

るためあらゆる努力を捧げなければならぬ。

而して統後の國民の務めは此處に一々枚擧するに違はないが、兵役の大任に服する軍人並にその家族、遺族に對して、出來得る限りの支援と協力とを贈り、第一線に立つ將兵の士氣を鼓舞し、何等後顧の憂なく一意専心軍務に精勵し、兵火の中において敢然として盡忠報國、その働きを全うせしめんとする軍人援護の活動こそ、統後國民の責務の中最も大切なものである。殊に事變が長期に亘るに従ひ、統後の務は臆に銘記しながらも知らず識らずの裡に戰爭當初の援護の熱意は薄らぎ易いものであるから、常に相戒めて終始渝らず援護の實を擧ぐるやう務めなければならぬ。

(二) 軍人援護の精神

吾が國は建國以來三千年、萬世一系の皇統連綿として歴代天皇の御徳高く、下臣民の忠節能くこれに應へ奉り、萬邦無比なる國體の精華を益々發揮し昂揚して來つたのである。

顧みるに、遠くは文永、弘安の役を初めとし、近くは日清、日露の戦役に於て、吾々の祖先は或は戰場に立つて陛下の御楯となり、或は統後を護つて戦線の將兵に後顧の憂なからしめ、かくして以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉つたのである。従つて軍人援護の精神は、吾々の祖先より世々相傳へられたものであつて、我々も更にこれを子孫に傳へるのが日本國民としての無上の誇りであると謂はなければ

むるやう支援協力に努むる點にあるのであつてこれがためには國民は政府の施設のみに依頼するやうなことなく、吾が國古來の淳風美俗たる隣保相扶の精神を基調とし、進んでこれが援護に當るの意氣を堅持し、援護を要する者の境遇心情に思を致して、その自立に協力しなければならぬ。而して傷痍軍人、軍人の遺族、家族等が國民の眞心に對し感謝の念を以て奉公の誠を效すとともに、國民も亦これらの人に對し感謝と理解とを以て心からの支援協力を捧げ、この感謝と感謝の交流するところに、軍人援護の實が結ばれるのである。

二 皇室の御仁慈

歴代天皇に於かせられては、軍人援護について、數々の有難き御仁慈を垂れさせ給ふことは、國民の齊しく恐懼感激するところである。

明治天皇の御製に

出征軍人のために

ものゝふの野邊のかりふしいかにぞと

思ひやらるゝよはの霜かな

傷痍軍人のために

いたでおふ人のみとり心せよ

にはかに風の寒くなりぬる

出征將兵の遺族、家族のために

子等は皆軍人には出でては、

翁やひとり山田もるらむ

國の爲たふれし人を惜むにも

思ふはおやのころなりけり

と厚き思召を拜し、また靖國神社を創建し戦歿者の英靈を祭神として合祀仰出され、しかも爾來陛下の御親拜を仰ぎまつることは、日本臣民として無上の光榮である。更に宮城内御府には、明治以來戦役に斃れたこれら勇士の寫眞、遺品を御保存遊ばされ、その忠烈を永久に偲ばせられてゐる。

明治天皇の御製に

國のため命をすてしますらをの

姿をつねにかよけてぞみる

と仰せられてゐるのは、御府に對する大御心を拜し奉り誰か感泣しない者があらう。

今次事變の勃發するや、皇室に於かせられては、戰場に力奮闘する將兵の上に、統後にある遺族家族の上に、或は傷痍軍人の上に、一入有難き思召を垂れさせ給ふことは洵に恐懼感激に堪へないところである。

昭和十三年十月三日には軍人援護に關する優渥なる勅語を下し賜ひ、その中に「朕カ忠實ナル臣民統後ニ在リテ相率キ公ニ奉シ出征ノ將兵ヲシテ後顧ノ憂ナカラシム朕深ク之ヲ嘉尚ス」と仰せられ、更に將來の事業については、「宜

シクカヲ軍人援護ノ事ニ効シ遺憾ナカラシムヘシ」と仰せられ、巨額の御内帑金を御下賜あらせられた。財團軍人援護會は實にこの聖旨を奉體して設立せられたのである。

昭和十五年十二月二十六日 天皇、皇后兩陛下に於かせられては、傷痍軍人の修養團體たる大日本傷痍軍人會の事業を開召され、御獎勵の思召を以て御内帑金を御下賜遊ばされ、また今次事變に際し尊き護國の神と化したる戦歿勇士に對し祭料を御下賜あらせられた。

この有難き思召は、皇后陛下の御歌の中にも數々拜せられ

昭和十二年九月二十一日には出動將兵の遺族、家族を慰め給ひて

なぐさめむことの葉もがなたゝかひの

にはをしのびてすぐすやからを

とのいとも有難き御歌を拜し奉り、昭和十二年十一月三十日には戦歿勇士の英靈を弔慰あらせ給ひ

やすらかにねむれとぞおもふ君のため

いのちさゝげしますすらをのとも

との添けなき御歌を拜し奉り、更に昭和十三年十月三日には傷痍を受けまたは疾病に罹れる將兵に對し

あめつちの神もりませいたつきに

いたでになやむますらをの身を

との畏き御歌を拜し奉つた。なほ繙帶、義肢、義眼、御

菓子等を屢々御下賜あらせられ、昭和十二年十一月には横須賀海軍病院、東京第一陸軍病院、陸軍軍醫學校等に、同十六年四月臨時東京第三陸軍病院並に横須賀海軍病院に行啓遊ばされ親しく傷病兵を御慰問あらせられ、また各宮妃殿下を全國各地の陸海軍病院に御差遣になつて、傷病兵を御見舞はさせられ、併せて各道府縣廳に於て、その地方に於ける軍人援護の状況を御聽取せしめさせられ、昭和十五年十二月三日には東京女子高等師範學校内にある東京特設中等教員養成所へ行啓遊ばされた。

皇太后陛下に於かせられては、屢々戦場の勇士に御菓子賜うてその勞を犒はせ給ひ、また昭和十五年十二月十八日には支那事變其の他に於て失明せる傷痍軍人の身を思はせ給ひ、全國のこれらの人々に對し失明者用懐中時計を御下賜遊ばされた。

以上は皇室の御仁慈の一端を示したに過ぎないが、かくの如く深き御仁慈に對し唯々感泣するの外はない。

皇室の軍人援護に關するこの思召を體し傷痍軍人、軍人の遺族、家族はもとより、全國民亦心を一にして、奉公の道に努め、統後の護を完うして、戦陣の將兵に後顧の憂なからしむることは、眞に皇室の御仁慈に應へ奉る所以であり、統後國民として聖業を翼賛し奉る途であると謂はねばならない。

三 軍人援護の機構

政府に於ける軍人援護の中樞機關は軍事保護院である。軍人援護の仕事は前には内務省の外局たる社會局で取扱つてゐたが、厚生省の新設されるに及び厚生省臨時軍事援護部の所管となり、更に支那事變の擴大するに伴ひ、軍人援護事業のうち傷痍軍人保護の充實強化を圖るため厚生省の外局として傷兵保護院の設置を見、その結果厚生省臨時軍事援護部と傷兵保護院とに於て軍人援護の全體を管掌することとなつた。その後援護事務の機構を一元的に統制するの必要に迫られ、昭和十四年七月新に厚生省の外局として軍事保護院が設けられ、傷痍軍人の援護は勿論、軍人の遺族、家族、歸郷軍人其の他の軍人援護についてこれを全面的に主管することになつた。

地方廳に於ける軍人援護の事務は道府縣學務部に於て取扱はれ、更にその下部機關として市區町村がこれに當つてゐる。

併しながら軍人援護事業の完璧を期するためには、これら中央及び地方に於ける公の機構と相俟つて、強力な民間の軍人援護團體の存立が必要である。こゝに於て昭和十三年十一月財團法^{財團}軍人援護會が創立せられ、畏くも朝香宮鳩彦王殿下を總裁に奉戴し、民間軍人援護團體の中核として、政府の施設と緊密の連絡をとり援護の事業に寸分の遺漏な

きことを期してゐる。この團體は道府縣及び外地にその支部を置き、各般に亘つて援護の實施に當つてゐる。

市區町村には、從來軍人援護に關する諸種の團體が設立せられたが、昭和十四年一月これらを統合し市區町村を區域として統後奉公會が設置せられた。本團體は區域内の居住民全部を會員として國民皆兵の本義と隣保相扶の道義とに基づき、平戰兩時を通じて、兵役履行の準備を整ふるともに軍人援護の實施に當り、實質上財團法^{財團}軍人援護會の市區町村分會としての機能を果してゐる。

右の外、大日本傷痍軍人會は、傷痍軍人相互の修養及親睦を目的として、昭和十三年九月設立せられ、相談所を全國に配置して傷痍軍人の身上相談に應じ、その再起奉公を期してゐる。

四 一般の軍人援護

曩に述べた方針に基づき傷痍軍人、軍人の遺族、家族及び歸郷軍人等に對しては各般の援護が實施されてゐるが、この廣汎な軍人援護事業の根幹をなしてゐるのは軍事扶助法である。

本法は兵役に服したために生活困難となれる者を扶助し軍人に後顧の憂を抱かしめないことを目的としてゐる。而して同法により扶助される者は

- (1) 傷病兵及びその家族、遺族

- (2) 現役兵または應召中の下士官兵の家族

- (3) 戦死並に傷病死下士官兵の遺族

で、その生活の困難な場合に必要な扶助を行ひ、生活の安定を得せしむるものであつて、扶助の種類には、生活扶助を初め、醫療、助産、生業扶助、葬式の執行またはその費用の支給等がある。生活扶助は、實際上は一人一日六大都市は七十錢、人口五萬以上の市は五十錢、人口五萬未満の市は四十錢、町村は四十三錢の範圍内に於て地方の實情により實施されてゐるが、その世帯に收入のあるときは給與額からこれを控除してその差額が支給せられる。醫療費は普通地方長官から醫師または病院に直接支拂はれるのである。また生業扶助は資金、器具、資料を給貸與しまたは技能を授くるものであるが、これは其の活用によりて勤勞精神を涵養し、自立自營の途を講ぜしむることを主眼としてゐる。なほこれらの扶助は原則として本人または住所都市町村長の申請により地方長官が行つてゐる。

次に軍事扶助法には該當しないが、實際上扶助を要する實情にある者、例へば(イ)現役兵または應召下士官兵の内縁の妻、私生子、伯叔父母、甥姪等(ロ)傷痍軍人保護事業により援護を受くる者の家族で軍事扶助法に該當しない者(ハ)志願によらない現役下士官の家族(ニ)陸海軍病院に入院または再入院した者の家族で軍事扶助法に該當しない者(ホ)その他軍屬の家族遺族等に對しては軍人援護事業助成

費をもつて道府縣をして軍事扶助法に準じ援護せしめてゐる。なほ小商工業者、小農山漁家等にしてその家業經營の困難となる虞ある者その他實際に援護を要する者に對しても、この事業でそれぞれ援護の途を講じてゐるのであるが、この他應召せる中小商工業者の遺族、家族等の營業を援護するため産業奉仕委員の制度が設けられてゐる。

更に、道府縣、市區町村には軍事援護相談所を設け、統後家庭の相談相手として、家業の維持經營その他身上家事等あらゆる相談指導を行つてゐる。

五 遺族の援護

遺族は、その多くが一家の中心を失ひ精神的にも經濟的にも大きな衝撃を受けてゐるのであるが、遺族をしてこれに屈せず永く家門の譽を保持し益々これを顯揚せしむるを以て援護の大眼目としてゐる。

そのためには先づ遺族が自ら日常生活に於て修養實踐に努むべきは申す迄もないが、その要目として「遺族の誓」が定められてゐる。即ち

- 一 私共遺族は皇恩の忝なさを肝に銘じ愈々御奉公に勵みませう
- 一 私共遺族は常に修養を怠らず感謝の氣持で世に處しませう
- 一 私共遺族は家門の譽を念ひ私心を捨て、一家の和合ませう

を圖りませう

- 一 私共遺族は子供を立派に育て上げ父兄の遺志を承け繼がせませう
- 一 私共遺族は徒に他に頼らず勤勞を旨として生活の基を固めませう

而してこれを徹底せしむるため修養會、懇談會等の開催を始め、善行者の表彰、「はまれの家」、「軍國の母の姿」等の修養冊子の發行を行ひ一般的指導に努むるとともに、遺族の年齢、職業、境遇等それぞれの實情に應じて適切な個別的の指導をも行つてゐる。

遺族に對しては特別賜金を始め各種の賜金、恩給法に依る扶助料、軍人遺族記章その他種々の特典優遇が與へられてゐるが、遺族をしてこれらの恩典のみに依存せず進んで自立自營の途を講ぜしむるため次の施設を行つてゐる。

(一) 婦人指導囑託の設置

中央並に道府縣に婦人指導囑託を配置するとともに、市區町村に婦人相談員を設け家庭訪問等により遺族の身上家事などすべてのことに關して親身の相談相手としての指導に當らしめてゐる。

(二) 職業の保護

(イ) 職業補導 遺族が將來一定の職業に就くために必要な職業的技能を修得せしむる事業であつて、國庫の助成を得て道府縣その他の團體が和洋裁縫、手藝、産

婆、看護婦、美容術、調髪、生花、茶の湯、製圖、機械製作等の種目に亘り實施してゐる。

- (ロ) 教員及び幼稚園保母養成 戦没者寡婦に對して教員または保母としての必要な教養を施し就職に就かせるため、特設中等教員養成所を東京女子高等師範學校内に、幼稚園保母養成所を奈良女子高等師範學校内に、また特設國民學校訓導養成所(初等科訓導)を東京、宮城、岐阜、兵庫、廣島、熊本の六府縣の女子師範學校内に開設してゐる。修業年限は特設中等教員養成所は二ヶ年、他は一ヶ年で、修學手當を支給してゐる。なほ岐阜、熊本に於ては特設國民學校訓導養成所卒業生に對して更に一年間の教養を行ひ國民學校本科訓導の資格を與へることになつてゐる。而して各養成所には寄宿舎を附設し、子女を同伴するも差支ないやう設備されてゐる。
- (ハ) 生業資金の貸付 なほ財團軍人援護會に於ては、生業のため運轉資金、設備資金を必要とする遺族に對し、五百圓を限度として無利子をもつて資金を融通し補導員を附して生業の指導をなさしめてゐる。

(三) 戦没者遺児の保育教育

中等學校または國民學校に就學する遺児にして學資の乏しい者に對し學資を給與する事業であつて、その補給額は中等學校は年額貳百圓、國民學校は年額參拾八圓を標

準として家庭の資力その他の事情を考慮してその不足額を補給してゐる。また戦没者遺児の中孤兒その他適當な保護者の無い者に對しては教育家、特志家等に依頼して保育教育の途を講じてゐる。

なほ財團軍人援護會に於ては、大學、高等專門學校在學中の遺児(男子)に對する學資給與、小學校五、六年に在學中の遺児の靖國神社參拜、遺族母子寮の設置、遺児の保健施設等を行ひ、遺族の援護に遺憾なきを期してゐる。

六 傷痍軍人の保護

軍事保護院では陸海軍病院に於て治療を受けつゝある所謂白衣の勇士の中、戦國その他公務によつて傷痍を受けたは疾病に罹りたるために退職した者をば傷痍軍人として援護してゐる。

傷痍軍人の保護事業は、傷痍軍人が入營又は應召前の社會生活に復歸し、再起奉公の實を擧ぐるを以て目標としてゐる。

このためには、傷痍軍人が戰場に於て硝煙彈雨の間に磨き上げた尊き軍人精神を基礎として、傷痍に屈せず、自主的更生を圖るやう左の「傷痍軍人五訓」が定められてゐる。

- 一 傷痍軍人は精神を錬磨し身體の障礙を克服すべし
- 一 傷痍軍人は自力を基とし再起奉公の誠を致すべし

一 傷痍軍人は品位を尙び謙讓の美德を發揮すべし

一 傷痍軍人は操守を固くし處世の方途に慎重なるべし

一 傷痍軍人は一身の名譽に鑑み世人の儀表たるべし

而して精神指導の全きを期するため、修養會の開催、精神指導講師の派遣、修養冊子「みくにの華」(傷痍軍人讀本)の發行その他各般の方途を講じ、また傷痍軍人療養所には特に指導官を設置し、精神指導、身上相談等に當つてゐる。

次に傷痍軍人に對する援護として

(一) 醫療保護

傷痍軍人が陸海軍病院より退院したのちなほ傷痍疾病が繼續し、または傷病が再發した場合に醫療保護を行ふのである。この施設として全國に結核性疾患者のための療養所を二十五ヶ所、温泉療養所を十ヶ所、精神障者、頭部戦傷者、脊椎損傷者のための療養所各々一ヶ所を設置してゐるが、この外に國立結核療養所(村松晴嵐莊及び天龍莊)に於ても醫療を行つてゐる。更に結核性疾患者のための療養所に於ては積極的に作業療法を施し其の體力の増強を圖るとともに退所後速に就職に堪へ得るやう途を講じてゐる。なほ目下結核性疾患者のための療養所の増設が進捗中である。

療養所が満員その他の事情または本人の症狀等の關係により、右の療養所に入所困難な場合には、公私立の病院

療養所等に委託して入院療養せしめ、または居宅にて醫師の診療を受けしめる等國費を以て療養せしめる途を講じてゐる。右の外、軍人として自己の重大なる過失に因らず服務に關聯して結核性疾患に罹りまたは精神障礙を受けこれがため一種以上の兵役を免ぜられまたは召集を解除せられた者に對しても、同様の醫療保護が行はれてゐる。なほ歸郷中の傷痍軍人に對しては健康診斷を實施し、健康保持と疾病の再發防止に努めてゐる。また傷病程度の重い傷痍軍人で家族資産の状況により適當な介護を受けることの出来ない者は神奈川縣小田原市にある傷兵院に收容してゐる。

以上の外、項症またはこれに準ずる症状に相當する者で特に必要を認めたる者には、介護器具（寢臺、手押車、補聴器、便器等）を支給する。

(二) 職業保護

傷痍軍人をしてその殘存能力を完全に發揮し得るやうな職業に就かせ、自力を以て社會生活への復歸をなさしめるために職業保護を行ふのである。傷痍軍人は原則として原職へ復歸せしめることを方針としてゐるが、傷痍の種類程度等により原職復歸の困難なものその他特に必要ある者には新しい職業への就職を斡旋しまた職業再教育を施してゐる。

(イ) 職業の指導斡旋 道府縣に傷痍軍人指導事務職員

を配置し、職業指導機關その他關係機關と協力の下に傷痍軍人の職業の相談指導、就職斡旋並に就職後の輔導をなさしめ、また道府縣に傷痍軍人雇傭委員會を設置し、雇傭主の自發的協力を求めて、雇傭の促進並にその確保を圖つてゐる。

(ロ) 職業再教育 比較的軽度の傷痍者に對しや、長期且つ高度の職業再教育を實施するために國立の職業輔導所を大阪（堺市）及び福岡（小倉市）の二ヶ所に設置し、また東京に於ては財團法人啓成社をしてこれを行はしめてゐる。その教育科目は洋服科、洋裁科、家具工藝科、工場經理科、製圖科、精密機械科、旋盤工科、仕上科、フライス工科、熔接科等であつて、修業年限は大體一年乃至二年である。また比較的軽度の傷痍者に對しては道府縣に於て地方の特殊性に即し農業工業、商業その他事務方面諸般に亘り短期の職業再教育を實施してゐる。

(ハ) 學資給與 農業、工業、商業その他職業再教育に適當な科目を有する學校に入學せる者に對しては、專門學校以上は年六百圓以内、中等學校程度の學校では年三百圓以内で、各人の資産、生活の状況に應じ學資の給與を行つてゐる。なほ特別に必要ありと認めらるゝものに對しては銓衡の上財團軍人授護會で更にその後の進學に對し學資の補助をなすこととしてゐる。

(ニ) 學校教員の養成 將來教育者たらんとする希望を

有する者のために、東京高等師範學校内に傷痍軍人中等學校教員養成所を、東京（大泉）、京都、宮城、岡山福岡（小倉）の各府縣師範學校内に傷痍軍人國民學校訓導養成所（初等科、本科）を、また福島、石川、和歌山島根、大分の各縣師範學校内に傷痍軍人國民學校初等科科訓導養成所を設置し、修業年限を中等教員養成所は三ヶ年、その他は各一ヶ年とし、修學手當を支給してゐる。

(ホ) 失明傷痍軍人の再教育 失明傷痍軍人に對してはその生活の更新、心身の鍊成を圖るとともに職業教育を施すため失明傷痍軍人寮を設け、また東京盲學校内に失明傷痍軍人教育所を置き、師範部及び中等部に分ち將來盲教育に従事し或は社會の中堅人物として活動するに必要な教育を施し、傍ら鍼灸、マッサージ、タイプライター、簡易工作等の職業的科目についても教育を實施してゐる。

(ヘ) 作業義肢及び作業補助具の製作並に支給肢體の自由な傷痍軍人に對しては、軍に於て義肢の支給をなしつゝあるが實際職業に就き特に必要なる作業義肢または作業補助具を必要とする者に對しては、國立職業輔導所及び財團法人啓成社で無償にて製作支給及び修繕を行ひ、なほ簡易な修繕は各道府縣廳でも行ふこと

となつてゐる。

(ト) 生業資金の貸付 自營上生業資金を必要とする者には財團軍人授護會を通じて五百圓を限度として無利子を以て融通し、輔導員をして生業上の指導に當らしめてゐる。

(三) 其他

傷痍軍人の子女の教育のためには、中等學校程度の學校に修學中の子女で學資の困難な者に對しては、一人年二百圓を標準として補給しまた專門學校以上の學校に進まんとする男子の子弟に對しては財團軍人授護會で學資補給の途を講じてゐる。

以上の外、軍人傷痍記章の授與、傷病恩給の支給、鐵道の無賃または割引乗車券の交付、煙草、鹽、收入印紙賣捌許可に關する優先的取扱、ラジオ聴取料の免除等幾多の優遇の途を講じてゐる。

七 歸郷軍人の授護

歸郷軍人に對する授護は、歸郷軍人をしてその矜持を保ちつゝ戦線に於ての尊い體驗を日常生活の上で活かし、一日も速かに生業に復歸して生活の安定を得せしめ、眞に良兵良民たるの實を擧げ、銃後の奉公に邁進せしめることをその眼目としてゐる。

これがため入營者職業保障法により職業保障の途を講ず

るともに國民職業指導所その他の機關に於て就職の斡旋職業の指導を行ひ、更に生業に復歸するため援護の必要がある者に對しては道府縣をして生業費、生活費及び醫療費の給與を爲すのほか、生業資金の貸付を行ふ等各種の援護を實施せしめてゐる。生業費は召集解除または除隊後三ヶ月以内の者及び本事業により醫療を受けこれを終りたる後三ヶ月以内の歸郷軍人に對し、生業に必要な器具資料の購入費、少額の資金、就職準備金等を給與し、生活費は召集解除後三ヶ月以内の者で未だ生業に復歸せざる場合または本事業により醫療を受けてゐる場合、本人及びその家族に對し軍事扶助法による生活扶助に準じこれを支給する。また醫療費は召集解除または除隊後六ヶ月以内に本人またはその家族に醫療の必要があつて願出を爲した場合、本人が生業に復歸するまでの間軍事扶助法による醫療に準じて給與し、生業資金は中小商工業者で資金の必要ある者に對し財團軍人援護會道府縣支部をして低利で資金の貸付を行はしめてゐる。尙醫療の徹底を期するため新に歸郷軍人の健康診断を實施することとなつた。

右の外、除隊または召集解除後結核性疾患に罹りまたは精神障礙を受けその原因が服務に關するものと認めらるるときは、歸郷後六ヶ月以内に療養の申請があつた場合に限り、前述の傷痍軍人と同じく醫療保護を受け得るのである。

八 結 語

軍人援護事業がその實效を擧ぐるためには、一億國民が軍人援護の根本精神を理解し、これに協力することが必要である。すなはち國民は戰歿軍人、傷痍軍人、出征軍人及び歸郷軍人に對する深い感謝の念と、傷痍軍人、軍人の遺族、家族に對する正しい理解とを基調として、その日常生活を通じ援護に努め、これらの人々をして至誠奉公日本國民としての本分を完うする上に、心からの支援協力をなさねばならない。この國民の支援協力と相俟つて、傷痍軍人軍人の遺族、家族、歸郷軍人がその榮譽を誇らず恩遇に堪ふことなく、國體の本義に徹し皇恩の深きを念ひ、益々發奮再起奉公の誠を效すことにより、援護の完備を期することが出来るのである。

幸ひ今事變勃發以來、津々浦々に至るまで、國民は隣保相扶の精神に則り、統後援に力強い支援協力を捧げ、傷痍軍人、軍人の遺族、家族も亦學國的援護に感激し、自力更生再起奉公を誓ひ、眞に學國一致和協一心の實を擧げよく統後の護りを固めて聖戰の目的達成のために邁進しつゝあることは實に喜ばしい次第である。

尙將來は物的方面と共に精神的方面に一層の力を注ぎ、官兵一致その強化に努力しなければならぬことを痛感するのである。

軍 事 刑 罰

刑 法 令

刑罰、懲罰

刑罰は犯罪行為に對し科する所の法益剝奪の處分にして、犯罪者を懲懲し社會共同生活の危害を豫防する目的を以て設けたる制裁なり。之が爲刑法其他の刑罰法令あり、就中刑法は其の主たるものにして他の刑罰法令の基礎を爲し汎く之を適用し、特に其の一般原則は特別の規定あるもの外他の刑罰法令に適用す。懲罰は紀律違反の犯行に對し科する所の軍事上の制裁にして行政の處分に屬する紀律罰の一種なり。陸海軍軍人、軍屬は一般臣民として普通刑法の制裁を受くる外、陸海軍刑法及陸海軍懲罰令の支配を受くるものとす。

陸海軍刑法

軍の鞏固なる成立は軍紀の嚴肅を以て其の最大要件と爲し、軍紀の嚴肅は軍人に課するに特別な服従義務を以てせざるべからず。従つて常に峻嚴なる紀律の下に立たしむるの要ある軍人に對しては、普通の刑罰法の外更に軍刑法を制定せらる。即ち常人に在つては刑と爲らざる行為も軍人に在つては特に之を刑と爲し、又等しく罰と爲るべき行為も軍人に對しては更に之を嚴にせざるを得ざるものあり。陸海軍刑法は此の必要に基ける刑法にして、普通刑法に對し特別法たる關係を有するものとす。軍刑法は軍の害を爲すものを懲するものなるを以て軍人、陸海軍所屬の學生、生徒、軍屬及陸海軍の勤務に服する海陸軍軍人に適用するは勿

論、此等の者の身分が構成要件たるべき犯罪行為に共犯したる場合（逃亡、抗命の如き犯罪に加擔せる等）及特種の事項（哨兵に對する暴行、軍用物の損壞、戰地に於ける掠奪、召集の遅刻等）に關しては常人にも亦之を適用するものとす。

刑は主として罪の種類に依り其の輕重を定むるものにして主刑（懲役、禁錮）及附加刑（沒收）とし、叛亂、擅權、辱職の罪の如きは概ね死刑に處し、其の他の罪と雖も敵前に於ては殊に重くして多くは死刑に處するものとす。

死刑は陸軍法衛を管轄する長官の定むる場所に於て銃殺し、懲役は無期及有期とし監獄に拘留し定役に服せしむ。禁錮は無期及有期とし監獄に拘留し、沒收は犯罪行為を組成したる物又は該行為に供せんとしたる物又は該行為より生じ又は之に因り得たる物を官に沒收す。多衆共同の暴行を鎮壓する爲又は敵

前に在る部隊の急迫に臨み軍紀を保持する爲止むことを得ざるに出でたる行爲は之を罰せず。但し其の必要の程度を超えたる行爲は性狀に因り其の刑を軽減又は免除することあり。

普通刑法又は他の法令の罪となるべき行爲に就ても亦然り。

陸軍刑法の罪は行爲の性質に應じ之を叛亂、擅權、辱職、抗命、暴行、脅迫、侮辱、逃亡、軍用物損壞、掠奪、違令及俘虜に關する罪の十一に分つ。海軍刑法に於ても其の罪名陸軍刑法と同じく十一より成る。

憲 罰

陸軍懲罰令の所謂懲罰とは陸軍軍人の爲したる犯行に對し、統帥權に基き科する所の制裁なり。従つて懲罰は國家の司法權に基き犯罪に科する制裁たる刑罰と其の性質を異にす。懲罰令に所謂犯行とは陸軍軍人たるの本旨に背き又は軍事の定則に違ひ其の他軍紀を害し風紀を紊る行爲にして陸軍刑法の罪

に該らざるものを謂ふ。而して懲罰と刑罰とは其の性質を異にするを以て同一の行爲に對して二種の制裁を併科するを妨ぐと雖も、此の兩者は共に軍秩保持の必要上科せらるる制裁なるが故に、陸軍刑法の刑に處せられたる陸軍軍人に對しては懲罰を併科するを許さず、之に反し陸軍刑法以外の法令の刑に處せられたる陸軍軍人に對しては軍事の必要に依りては更に懲罰を科することを得るものなり。

陸海軍軍事司法

司法權は 天皇の總攬し給ふ所にして陸軍に在りては憲法第六十條に據る特別裁判所即ち軍法會議 天皇に代りて之を行ふ。

抑々軍人軍屬の犯罪を檢察審判するは常人と其の趣を異にするものなかるべからず蓋し軍人軍屬の國家に對する義務は一般臣民の國家に對する義務權利と同日の論に在らずして森嚴なる軍紀

を維持するは軍隊成立上最も緊要なればなり。是即ち軍の特質に適合する軍法會議法を制定せられある所以なり。

軍法會議

軍法會議の意義及特色

軍法會議は主として軍人軍屬等に關する刑事裁判を取扱ふ特別裁判所なり。軍法會議は軍法會議法に依り其の犯罪陸軍刑法の罪たる普通刑法の罪たるを問はず之を審判す。即ち刑法は犯罪の成立を規定する法律にして軍法會議法は犯罪審判の權限を規定する法律なり。

軍法會議設置の目的は軍の特質に適合せしむる爲、軍の内容に通曉せる裁判官により最も迅速に判決を與へ、以て軍の要求に應ぜんとするに在り。従つて左の特色を有す。

- 一 軍隊指揮權と軍の裁判權とを事情の許す限り一致せしむる爲軍隊指揮官を軍法會議の長官とす。
- 二 平常常設する軍法會議と戰時特設

五 臨時軍法會議

軍法會議の職員 軍法會議に判士、陸軍法務官、陸軍録事及陸軍警査を置く。判士は陸軍將校を以て之に充て將官を以て判士と爲すときは陸軍大臣の奏請により之を命じ、佐官以下の將校を以て判士と爲すときは長官之を命ず。高等軍法會議以外の軍法會議に於ては判士四人及法務官一人を以て裁判官とす。

前項の判士は左の區別に従ふ。

- 一 被告人下士官又は兵なるときは佐官一人尉官三人又は佐官二人尉官二人。
 - 二 被告人尉官又は准士官なるときは佐官二人尉官二人。
 - 三 被告人佐官なるときは將官一人佐官三人又は將官二人佐官二人。
 - 四 被告人將官なるときは將官四人
- 前項の判士は其の官等被告人より下ることを得ず。
- 交通斷絶したる地に在る軍法會議に於ては被告人と同等以上の判士を以て裁

する軍法會議との間に訴訟手續の差別を設け以て軍事の必要に應ぜしむ。

三 軍法會議の裁判官は大部分將校を以て任命し軍事上の必要と人權の尊重との一致調節を圖り、以て軍紀の確保と軍事上の利益保護とを適切ならしむ。

四 判士は被告人の身分に應じて區別し常に被告人と同等以上の官等の者たることを要す。

軍法會議の裁判權

軍人、軍屬、陸軍用船の船員、俘虜等の犯罪及戰時事變に際しては常人の特定の犯罪を審判す。其の概要左の如し。

- 一 陸軍の現役に在る者(未入營者及歸休兵を除く)召集中の在郷軍人、召集に依らず部隊に在りて現役軍人を以て充つべき勤務に服する在郷軍人、現に服役上の義務履行中の在郷軍人、志願に依り國民軍隊に編入せられ服務中の者、陸軍所屬の學生、生徒(各部依託學生生徒を除く)陸軍

軍法會議の種類 陸軍軍法會議は左の如くで、概して長官指揮官の部下若くは監督を受くる者に對する被告事件を管轄す。

- 一 高等軍法會議
- 二 軍法會議
- 三 師團軍法會議
- 四 合團地軍法會議

判官と爲すことを得

- 一 高等軍法會議判士は左の區別に従ふ。
 - 二 被告人下士官又は兵なるときは佐官二人尉官一人
 - 三 被告人尉官又は准士官なるときは佐官三人又は將官一人佐官二人
 - 四 被告人佐官なるときは將官二人佐官一人又は將官三人
 - 五 被告人將官なるときは將官三人
- 前項の判士は其の官等被告人より下ることを得ず。
- 檢察官は陸軍司法檢察官又は司法警察官をして捜査の輔佐をなさしむることを得、憲兵の將校、准士官又は下士官は陸軍司法警察官として捜査を爲す。中隊以上の軍隊及之に準ずべき軍隊、官衙、學校、特務機關及戰時に於ける特設機關の長は其の部下に屬する者及監督を受くる者の犯罪に付陸軍司法警察官をして捜査を行ふ。

察官の職務を行ふ。

審査又は憲兵は檢察官又は陸軍司法警察官の命令を受け、陸軍司法警察吏として捜査の補助を爲す。

豫審及豫審官 豫審は豫審官（法務官中より長官之を命ず）之を行ふ。審判は裁判官五人（高等軍法會議は判士三、法務官二、其の他は判士四、法務官一）を以て構成したる會議に於て之を爲し、其の上席判士を以て裁判長と爲す。

訴訟手續

- 一 始末
 - イ 捜査 告訴、告發ありたるとき又は苟も犯罪ありたることを知りたるときは捜査を爲す。犯人の自首も亦捜査の端緒たり。捜査を爲したるときは書類及證據物に意見を添へ長官に捜査の報告を爲す。長官捜査の報告を受けたるときは檢察官に對し公訴提起の命令又は豫審請求事件送致の命令を爲す。

口 豫審

豫審官取調を終了したるときは書類及證據物を檢察官に送付す、檢察官は之に意見書を添へ長官に豫審終了の報告を爲す。長官は報告を受けたるときは檢察官に對し公訴提起又は不起訴處分の命令を爲す。

ハ 公判 公訴の提起は公訴狀により之を爲し被告人に犯罪事實及罪名を示す。

ニ 公訴 公訴提起ありたるときは裁判長は公判期日を定め期日には被告人、辯護人（公訴の提起ありたる後陸軍將校、陸軍高等文官又は同試補陸軍大臣の指定したる辯護士中より之を選出することを得）及其の他の關係人を召喚す。被告人の訊問及證據調は裁判長又は其の命を受けたる一名の裁判官之を爲す。

辯論は之を公開す。但し安寧秩序若くは風俗を害し又は軍事上の利益を害する虞あるときは辯論の公

開を停むることを得。而して軍法會議は審判を爲すに付他の干渉を受くることなし。裁判は定數の裁判官評議して之を爲し、其の評議は之を公開せず。判決は別段の規定あるものの外口頭辯論に基き之を爲し其の宣告は公開して之を爲す。

ホ 辯護及輔佐 被告人は公訴の提起ありたる後何時にても辯護人を選任することを得。

被告人の法定代理人、保佐人又は夫は獨立して辯護人を選任することを得

辯護人は左に記載したる者より之を選任すべし。

- 一 陸軍の將校
- 二 陸軍高等文官又は同試補
- 三 陸軍大臣の指定したる辯護士
- 四 上告 檢察官又は被告人（被告法定代理人、輔佐人、夫及辯護人）は師團軍法會議及朝鮮、臺灣、關東軍各軍法會議の判決に對して法令違反

を理由とするときに限り上告を爲すことを得。高等軍法會議上告の理由ありたるときは原判決を破棄し更に審判を爲さしむ。

三

非常上告 軍法會議の判決確定後其の判決法律に於て罰せざる所爲に對し刑を言渡し又は相當の刑より重き刑を言渡したるものなることを發見したるときは高等軍法會議の長官は檢察官をして高等軍法會議に非常上告を爲さしむることを得。

四

再審 管轄軍法會議の檢察官及刑の言渡を受けたるものは刑の言渡又は無罪、免訴、若くは公訴棄却の言渡を爲したる確定判決に對し事實の認定に瑕瑾あることを理由とし、刑の言渡を受けたる者又は被告人たりし者の利益若くは不利益の爲再審の請求を爲すことを得、管轄軍法會議再審の理由ありとするときは再審開始の決定を爲し其の事件の審判に從ひ更に審判を爲す。

五

裁判の執行 裁判は確定したる後

之を執行す。

裁判の執行は其の裁判を爲したる軍法會議の檢察官又は其の裁判を爲したる豫審會の屬する軍法會議の檢察官之を指揮す。但し其の性質上軍法會議裁判長、受命裁判官又は豫審官の爲すべきものは此の限に在らず。

海軍軍法會議法

陸軍と略々同じ。

軍法會議の種類

- 一 高等軍法會議 海軍大臣を以て長官とす。
- 二 東京軍法會議 同右。
- 三 鎮守府軍法會議 鎮守府司令長官を以て長官とす。
- 四 要港部軍法會議 要港部司令官を以て長官とす。
- 五 艦隊軍法會議 必要に依り艦隊司令長官、獨立艦隊司令官若くは分遣艦隊司令官の率ゐる艦隊又は外國派遣の軍艦に之を特設す。
- 六 合團地軍法會議 戒嚴の宣告あり

たる合圍地境に之を特設す。
七 臨時軍法會議 戰時事變に際し必要に因り海軍の部隊に之を特設す。軍法會議に判士、海軍法務官、海軍録事及海軍審査を置く。判士は海軍の將校を以て之に充つ。

陸軍懲罰令罰目

- 一、將校
 - 重 謹 愼
 - 輕 謹 愼
 - 免 愼 愼
- 二、下士
 - 重 愼 愼
 - 輕 愼 愼
 - 免 愼 愼
- 三、兵卒
 - 重 愼 愼
 - 輕 愼 愼
 - 免 愼 愼

在郷軍人に對する罰目左の如し。
一、將校

禮遇停止、誹責

一、下士官

免官、誹責

一、兵卒

降等、誹責

海軍懲罰令罰目

- 一、謹 愼(准士官以上)
- 二、拘 禁
- 三、禁 足

陸軍軍人軍屬等犯罪即

決法(昭一六、法律八四號)

- 第一條 陸軍軍法會議第一條に記載したる者の犯したる拘留又は料料の刑に該るべき罪は違警罪即決例に依り憲兵隊長(分隊長及分遣隊長を含む以下之に同じ)に於て其處分を爲す可し。
- 第二條 憲兵隊長被告人を留置したるときは直ちに其所屬の部隊の長に通知す可し。
- 第三條 即決の言渡に對しては管轄軍

法會議に正式の裁判を請求することを得

第四條 正式の裁判を請求する者は違警罪即決例第五條に記載したる期限内に其理由を記したる書面を即決の言渡を爲したる憲兵隊長に差出す可し。

第五條 前條の書面を受領したるときは二十四時間内に訴訟に關する書類及證據物を管轄軍法會議の檢察官に送致す可し。

關係機關

- 陸軍刑務所
 - 陸軍拘禁所
 - 海軍監獄
 - 陸軍教化隊
- 陸軍兵卒にして屢々刑罰に觸れ改悛の狀無き者を收容にする處で姫路市にある、此隊には海軍教化兵も收容される。

國 防 國 家 篇

(國家總動員と學生青年訓練)

第一部 國家總動員

國家總動員の意義、國家總動員法、總動員法發動狀況、軍關係總動員法令(陸軍及海軍)、企畫院及同審議會、國家總動員審議會、國民徵用令、總動員試驗研究令、同施行規則、總力戰研究所
附、國土、人口、食糧對策
國土計畫設定要綱、人口政策要綱
昭和十七年緊急食糧對策

追加、國民動員協助力令

第二部 學生青年訓練

陸軍現役將校學校配屬に關する訓令
陸軍現役將校學校配屬令
海軍現役武官商船學校等配屬令
學校教練其後の改正及強化
青年學校令、同課程、同訓練科目要旨、教練科目要目
附、昭和十五年國勢調査人口確定數

國家總動員

國家總動員の意義 國家總動員とは有事に際し國家を戰爭遂行に適する態勢に移し舉國一致國軍の需要を完全に充足するに努むると共に一面國家の存立及國民の生活を保障し以て戰爭を有利に遂行する爲國家の利用し得べき人

馬、物件、有形無形一切の資源を最有利に統制運用する事業を謂ふ。

國家總動員の由來 現代國防の要は國防の骨幹として精銳なる國軍を擁すると共に一旦緩急に當り國家國民の全能力を擧げて國防に當るに存す。即ち有事に際しては一面國軍の巨大なる需要を完全に充足し他面國家の存立、國

民の生活を保障し以て戰爭を有利に遂行する爲國家の利用し得べき一切の人的及物的資源を最も有効に統制按排し以て最大の國防能力を發揮する所謂國家總動員の實施に待たざるべからず。國家總動員なる語は世界大戰に於て列國が右の目的を以て舉國一致國家の全智能を盡くして戰爭能力の維持増

強に努めたる事實に發したるものなるも此等各國の施設は多く戦争の推移に伴ひ必要に迫られて逐次に實施せる應急彌縫の窮策なるを以て其の事實は直ちに國家總動員の範例と認め難きものありと雖も將來の戦争の爲準備し且實行せざるべからざる國家總動員は頗る廣汎にして複雑なる内容を有するに至れるは容易に觀察し得るものとす。

彼の世界大戰に於て苦き經驗を滿喫せる歐洲諸國が戦後の復舊に汲々日も猶足らざるのときに於て尙且此の種施設に専念し著々此の種法制の整備に努力し中には既に總動員法を制定せる國もあるは寔に故ある所なり。

我が國に於ける國家總動員に關する主なる法制は、大正七年歐洲戦争中の制定に繋る軍需工業動員法を有するに過ぎず。而して支那事變勃發後政府は軍需工業動員に配するに、資金調整法輸出品臨時措置法、船舶管理法の臨時非常時立法を以てせり。元來軍需工業動員法は其の範圍工業動員に局限せら

れ工業以外の産業、資金の動員等に就ては何等の規定なく、又國民精神動員醫療衛生、科學等に關する動員其の他近代戦に隨伴する國家總動員の基本的事項に就ては、幾多の補足を要し、臨時非常時立法は、直接軍需の充足といふことよりも、間接的軍需充足手段を規定し、又は軍需充足に關聯して一般經濟交通等の運行を調整する見地より制定せられた法律と觀ることが出来るのであるが、過去半歳事變の經驗は此等特別法を以てしては戦時經濟の體制化に對し尙一層強力なる立法の必要なるに鑑み、今次事變に對處するのみならず、明日の國力戦に備ふる爲の用意として政府は第七十三回帝國議會に、國家總動員法を提出し其の協賛を経て昭和十三年三月三十日之を公布するに至り。

當時公布せられし總動員法は、從來の軍需工業動員法を始め、資金調整法輸出入品臨時措置法、船舶管理法其の他凡ゆる法規を包含せるものにて、總

である。

人的資源の統制運用

戦時に發動される規定の眞先に掲げられてゐるのは人的資源の統制運用の規定である。

要綱第四は戦時において國家總動員の爲必要あるときは「帝國臣民を徵用」して總動員業務に従事せしめ得ることを規定してゐるが、從來の軍需工業動員法では軍需工場及設備の動員に際し單に從業員を供用する途と兵役にあるものを軍事輸送機關及軍需工場等の業務に徵集し得るに止まつたのに比較すると、總動員では一般臣民の徵用を可能ならしめてゐる。

又要綱第四は之に關聯して、一般臣民と相並んで法人其の他の團體に對して總動員業務に協力せしめ得ることを規定してゐる。

勞働力の充實乃至補給の問題が、戦時において特に重要性を加へることは今次の事變で明かにせられたが、重要性の増大と共に勞働に對する統制も強化するのは必然である。要綱第六にお

動員法が公布されても其の内容全部が直ちに發動されるものに非ず、恰も軍需工業動員法が大正七年公布施行されたまふ、初めて昭和十三年九月に至り工場事業場管理令が公布せられて活動を開始せるが如し。只法の施行と同時に發動するものは、軍需工業動員法に相當する條項と、平時に於ける總動員規定のみにて、他の戦時動員條件は勅令を待つて始めて發動するものとす。又總動員法の實施は忠君愛國の精神に基く國民各自の自發的協力を基調とすべきものにして、従つて本法の諸規定は前述の如く其の場合に於ける必要の限度に於てのみ發動するものとす。

總動員法の體裁

要綱第一に其の定義が掲げられ、第二及第三にはいはゞ國家總動員の對象たる總動員物資及總動員業務が示されてゐる。更に第四乃至第二十二の十九條には本法の骨子ともいふべき戦時における國家總動員が規定され、第二十三から第二十八迄は平時における總動員が規定されてゐ

いて「他の法令の規定に拘らず從業者の使用雇入若くは解雇、又は賃銀其の他の勞働條件につき」必要なる命令をなし得ることを規定したのは、戦時勞働管理を實施するものである。

要綱第七は勞働爭議抑制を規定してゐる。戦時における勞働爭議が軍需品生産の停頓等に悪影響を齎らすことはいふ迄もなく、今次の事變下に於ても既に總同盟以下幾多の勞働團體は自發的に爭議を惹起しないやうに努めてゐるが、それは要するに自治統制であり、戦時には此の點についても強權的統制を必要とする。茲に爭議の豫防解決、禁止の權限が定められたのである。

物資の動員

要綱第十の總動員物資の徵發と第十三以下の工業動員條項との二は物資動員の根幹規定をなしてゐる。要綱第十三は現在の軍需工業動員法の中樞的な規定を移したものである。更に使用又は收用は物資又は業務のみに止らず、無形の權利に迄及び、

る。残りは補償に關する規定であり、其の運用は殆ど全く勅令に委ねられ、高度の委任立法である點を注目せねばならない。

總動員の對象 國家總動員の對象として示されてゐるのは總動員物資と總動員業務である。

從來の工業動員法が動員對象を物資工場設備等に限つたのに對し、總動員物資は飛躍的に増加してゐる。要綱第二は九號に分ちて物資を列挙してゐるが、其の中で目に付くのは現在に船舶管理法による船舶及其の他の交通機關通信用具、燃料、電力等である。

要綱第三に規定する總動員業務の内容は、運輸及通信、金融、衛生救護、試験研究、情報宣傳、警備に關する各業務と總動員物資の生産、修理、配給輸出、輸入又は保管の直接關係業務である。

即ち國家總動員法は總動員物資と總動員業務とを双翼として、最廣義に於ける國防要素の全部を包含してゐるの

第十三第二項による特許權、第十四による鑛業權、砂糖權、水の使用に関する權利、著作權、出版權に迄及んでゐる。

工業動員規定の中で注目すべきは要綱第十六である。即ち工場及設備の新設、擴張、又は改良を命令し及之を制限又は禁止することが可能となつてゐる。

勿論製鐵、人造石油、自動車、産金等の各種別業法には設備擴張等の強制規定があつたが、斯かる一般的な規定は從來何れにも見られなかつた。従つて今次の支那事變では軍需生産力擴充の爲に、平和産業に屬する工場設備の制限は資金調整法によつて押へ、増産は輸出入品法で生産命令だけを發したに止まつた。其の増産も今まで唯一の増産命令の出た硝酸の場合の如く既存設備による生産力維持を命令しただけであつた。かく工場設備の擴張を強制し得なかつた缺陷を是正する爲に此の新條項が挿入せられたのである。

貿易・船舶統制 支那事變下に貿易統制並に夫れに伴ふ需給の混亂を調整すべく登場した輸出入品臨時措置法は要綱第八及第九に壓縮されてゐる。即ち輸出入品は第一條に輸出入の制限禁止の權限を規定し、第二條には輸出入の制限禁止を蒙つた物品につき、製造に關する命令及制限と、配給、讓渡、使用又は消費の命令とを規定してゐるが、十三年來の實施の結果は第二條が個々の業者を對象とする爲、國內物資統制の遺憾の點があり、それを是正すべき需給調整を強制し得る改正案が提出せられてゐる。

先づ輸出入品法第一條は要綱第九の前段に明確に規定され、第二條は「總動員物資の生産、修理、配給、讓渡、其の他の處分、使用、消費、所得又は移動に關し必要な命令を發し、又は處分をなすことを得」るものとなつて、修理、所得及移動に關する命令と處分とが追加されてゐる。尙要綱第九の後段は多年大藏省當局

が希望してゐた伸縮關稅制度の創設である。更に要綱第八に船舶が總動員物資中に含まれてゐることを想起すれば本條は船舶管理法全二十三條の集約とも觀られ得るのである。

金融統制 輸出入品法、船舶管理法と共に戰時經濟三立法の一として出現した資金調整法全二十一條は、要綱第十一及第十二の二條中に溶け込み更に強められてゐる。

次に第十二に於て、社債の募集又は資本の増加につき商法第二百十條の除外例たる株金全額拂込前と雖も増資し得ることは資金調整法と同様だが、本條は更に商法第二百條の制限を超えて拂込金額を超える社債を募集し得ることとなし、此の點は資金調整法よりも生産力擴充に對する保護を厚くしてゐる。

價格統制 戰時に際して價格統制の必要なことは、豫算遂行の建前より又國民生活安定の見地からみても、素より當然であるが、今次事變下において

昭和十六年の總動員法
大改正及同年末迄の強化

其後日に月に急迫を加へ來れる内外時局は相續いで幾多の法令となつて現はれ來れること實に別記の如くである。

更に昭和十六年に到り全般的に強化改正加除をなしたるもの即ち現行の國家總動員法にして其要綱は次に掲ぐる通りである。

國家總動員法

(昭一六、一一、法律第一九號)

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同シ)ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル標人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ
第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 國家總動員上必要ナル通信用物資
- 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
- 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力
- 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

は暴利取締令が發動され、更に輸入物資について最高價格公定制度が實施されてゐる。價格統制法としての暴利取締法の對象は不當なる利益であつて、思惑による場合にしか效果なく、原價が昂騰した場合には手を束ねて傍觀せねばならないのである。又最高價格公定の場合には、それが棉花、羊毛等の原料品の場合には問題は少いが、綿絲や綿織物となりそれがステープル・ファイバー等の代用纖維の強制混用が行はれる場合には價格の公定の爲には價格構成の總ての點について検討しなければならぬ。事變勃發以來商工當局が實施しつつある價格公定は業者の協定を待つて始めて可能なわけである。

要綱第十九は物價運賃、保管料、保険料、賃賃料、加工賃其の他の價格に對し、必要な命令をなし得ることとし、價格統制の運用は總て勅令に委任してゐる。

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左

- ニ掲グルモノヲ謂フ
- 一 總動員物資ノ生産、修理、配給
- 輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務
- 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
- 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
- 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
- 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
- 六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務
- 七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務
- 八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、從業者ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働爭議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ勞働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員

上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ

爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社

- 其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メノ社債ノ募集又ハ資本ノ増加ニ付商法第二百條又ハ第二百十條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
- 第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

明若ハ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地若ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ特許發明及登錄實用新案ヲ實施セシメ若ハ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用セシムルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ政府ノ收用シタルモノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下グルトキ又ハ第十三條第三項ノ規定ニ依リ總動員業務ヲ行フ者ノ收用シタルモノ收用シタル時ヨリ十年内ニ不用ニ歸シタルトキハ勅令ノ定ム

ル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十六條ノ二 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條ノ三 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更、合併若ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所

ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主
間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協
定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ
受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若
ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者
若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業
主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコ
トヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動
員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所
ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主
又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制
又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トス
ル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコト
ヲ得

前項ノ命令ニ依リ設立セラル團體ハ
法人トス
第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレ
タル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政
府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必
要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
第一項ノ團體成立シタルトキハ政府
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該團體ノ

構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其
ノ團體ノ構成員タラシムルコトヲ得
政府ハ第一項ノ團體ニ對シ其ノ構
員(其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下
之ニ同シ)ノ事業ニ關スル統制規程
ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受
ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ
命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル
資格ヲ有スル者ニ對シ團體ノ統制規
程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ
得

第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナ
ル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十八條ノ二 第十六條ノ二ノ規定ニ
依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資ヲ
命ジ又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依リ
事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テ讓
渡者又ハ出資者ノ負擔スル債務ノ承
繼及其ノ擔保ノ處理ニ關シ必要ナル
事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條ノ三 第十六條ノ二ノ規定ニ
依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資、
第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ讓
渡者ハ法人ノ合併又ハ第十八條第一
項若ハ第三項ノ規定ニ依リ設立セラ
ル團體若ハ會社ニ付テハ勅令ノ定
ムル所ニ依リ課稅標準ノ計算ニ關ス
ル特例ヲ設ケ又ハ租稅ノ減免ヲ爲ス
コトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動
員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所
ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險
料、貸貸料、加工賃、修繕料其ノ他
ノ財産的給付ニ關シ必要ナル命令ヲ
爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動
員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所
ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載
ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シ
タル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國
家總動員上支障アルモノノ發賣及頒
布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得此
ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差
押フルコトヲ得

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要

アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝
國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用ス
ル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關
スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民
ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得
第二十二條 政府ハ國家總動員上必要
アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學
校、養成所、工場、事業場其ノ他技
能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又
ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ
國家總動員上必要ナル技能者ノ養成
ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ
得

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要
アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總
動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業
トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原
料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシム
ルコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要
アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總
動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時
ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ

者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ
總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシ
メ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練
ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要
アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總
動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル
者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ
利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スル
コトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ
者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理
ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナ
ル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十六條 政府ハ國家總動員上必要
アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總
動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル
者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ
利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スル
コトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ
者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理
ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナ
ル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ
依リ第八條、第十條、第十三條、第
十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依
ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若
ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依

ル資金ノ融通、有價證券ノ應募、引
受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ
保證ノ命令、第十六條ノ規定ニ依ル
設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令又
ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ
委託、讓渡、廢止若ハ休止若ハ法人
ノ目的變更若ハ解散ノ命令ニ因リ生
ジタル損失ヲ補償ス但シ第二項ノ場
合ハ此ノ限ニ在ラズ

總動員業務ヲ行フ者ハ第十條、第十
三條第三項又ハ第十四條ノ規定ニ依
リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ
於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因
リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二
十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ
命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ
補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償
ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル買受
ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經
テ政府之ヲ定ム

總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十一條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
二 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者
二 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者
三 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者
四 第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理、使用者ハ收用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事セザル者
二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
二 第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者
三 第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試驗研究ヲ爲サザル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ團體又ハ會社ノ設立ヲ爲サザル者
二 第十八條第六項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
四 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同シ
第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ
第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

ノ罰金ニ處ス

一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者
二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者
三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
四 第十六條ノ三ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
五 第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

六 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者
七 第二十六條ノ規定ニ違反シ生産修理又ハ設備ヲ爲サザル者
第三十五條 前四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條 總動員業務ニ從事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セ

ラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員若ハ使用人又ハ其ノ職ニ在リタル者其ノ業務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキ亦前項ニ同シ

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其他ノ團體ノ役員又ハ使用人其ノ擔當スル統制事務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

ル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得
第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十一條ノ二乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス
第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同シ
本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪

ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス
第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲メ國家總動員審議會ヲ置ク
國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

總動員法發動狀況

企畫院では十一月末日現在の同法の發動狀況を發表した、右によれば既に發動せる勅令は昭和十三年四月の總動員法公布以來實に五十一に達しその範圍は勞務、生産力擴充、物資の統制動員、電力、運輸交通、貿易、資金、企業統制、價格等全分野に及んでゐる。そのうち勞務關係の勅令が十八におよんでゐることは勞務動員の重大性を如實に示唆してゐる、このほか現在發動準備中のものに勞務調整令、農業生産統制令、物資統制令等の重要勅令が八つあるが、更に事態の進展に對應して一層の發動を見ることは當然豫想され

今後の總動員法の運用は戰時體制の基幹として頗る注目される、發表された發動情況は次の通りである(數字は發動年月、括弧内は準備中のもの)

勞務關係 【法第六條】從業者移動防止令(十五・十一) 青少年雇入制限令(十五・二) 船員使用統制令(十五・十) 一) 學校卒業者使用制限令(十三・八) 工場就業時間制限令(十四・三) 賃金統制令(十五・十) 賃金臨時措置令(十四・十) 船員給與統制令(十五・十) 勞務調整令(重要事業場勞務管理監督令) 【法第五條】國民勤勞報國協力令(十六・十一) 【法第四條】國民徵用令(十四・七) 船員徵用令(十五・十) (醫療關係者徵用令、獸醫師徵用令) 【法第二十一條】國民職業能力申告令(十四・一) 船員職業能力申告令(十四・一) 醫療關係者職業能力申告令(十三・八) 獸醫師等職業能力申告令(十四・二) 【法第二十二條】學校技能者養成令(一四・三) 工場事業場技能者養成令(一四・三) 船舶運航技能者養成令(一四・三) 船舶運航技

能者養成令(一四・一) 農業生産力擴充關係 【法第八條】農業水利臨時調整令(十五・八) (農業生産統制令) 【法第十三條】工場事業場管理令(十三・五) 工場事業場使用收用令(十四・十二) 土地工作物管理使用令(十四・十二) 臨時農地等管理令(十六・二) 【法第十六條】總動員業務事業設備令(十四・七) 物資の統制動員關係 【法第八條】米穀摺摺等制限令(十四・十一) 生活必需品物資統制令(十六・三) 金屬類回收令(十六・八) 製鐵用輸入原料配給等統制令(十五・七) (物資統制令) 【法第十條】總動員物資使用收用令(十四・十二) 電力關係 【法第八條】電力調整令(十四・十) 【法第十八條】配電統制令(十六・八) 日發と東北振興電力との合併勅令(十六・九) 運輸交通關係 【法第八條】陸運統制令(十五・二) 海運統制令(十五・二) 【法第十八條】港灣運送業統制令(十

六・九) 貿易關係 【法第九條】貿易統制令(十六・五) 資金關係 【法第十一條】會社經理統制令(五・十) 銀行等資金運用令(十五・十) 株式評價臨時措置令(十六・八) 【法第十九條】株式價格統制令(十六・八) 重要企業統制關係 【法第十八條】重要産業團體令(十六・八) (馬事團體令) 價格關係 【法第十九條】價格等統制令(十四・十) 宅地建物等價格統制令(十五・十一) 臨時農地價格統制令(十六・一) 軍需品工場事業場檢査令(十四・七) 地代家賃統制令(十五・十) 小作料統制令(十四・十二) (森林等價格統制令) その他 【法第三條】總動員業務指定令(十四・七) 【法第二十條】新聞紙等掲載制限令(十六・一) 【法第二十四條】總動員業務事業主計畫令(十四・七) 【法第二十五條】總動員試驗研究令(十四・八)

軍關係總動員法令目次

一、陸軍關係

- 國家總動員法
- 國家總動員法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件
- 南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件
- 關東州國家總動員令
- 總動員業務指定令
- 國家總動員法ノ施行ノ統轄ニ關スル件
- 陸軍徵用規則
- 陸海軍總動員物資使用收用令施行規則
- 陸海軍土地工作物管理使用收用令施行規則
- 規程
- 陸軍土地工作物管理使用收用規程
- 工場事業場管理令
- 陸海軍工場事業場管理令施行規則
- 陸海軍工場事業場使用收用令施行規則
- 資源調査法
- 資源調査法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件
- 關東州及南洋群島ニ於ケル資源調査ニ

關スル件

- 資源調査令別表中調査報告擔任應ノ件
- 資源調査法第一條ノ規定ニ依ル特種技術者調査ニ關スル件
- 資源調査法第一條ノ規定ニ依ル工作機械等登錄規則
- 陸軍軍需品ノ生産能力調査ニ關スル件
- 軍用自動車補助法
- 軍用自動車補助法施行期日ノ件
- 軍用自動車補助法施行細則
- 保護自動車検査規程
- 軍用自動車機關ノ測定又ハ試験ニ關スル件
- 自動車取締令ニ依ル技術證明書ノ發行者ノ件
- 陸軍自動車運轉手ニ關スル件
- 保護自動車資格檢定證書下附ノ告示
- 同件
- 保護自動車製造業務承繼ノ件
- 自動車會社商號變更ノ件
- 保護自動車資格檢定證書ノ有効期限及自動車ノ型式變更ニ關スル件

保護自動車資格檢定證書ノ有効期間ニ關スル件

保護自動車資格檢定證書下付ノ告示

保護自動車資格檢定證書ノ有効期限ニ關スル件

保護自動車資格檢定證書下付ノ告示

保護自動車製造業務承繼ノ件

同件

保護自動車ノ製造業タル東京自動車工業株式會社商號變更ノ件

航空機製造事業法

航空機製造事業法ノ一部ヲ朝鮮ニ施行スルノ件

航空機製造事業法施行令

航空機製造事業法施行ニ關スル件

二、海軍關係

國家總動員法

關東州國家總動員令

南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件

國家總動員法等ノ施行ノ統轄ニ關スル件

ハ企畫院ハ關係各廳ニ對シ資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

國家總動員會議官制抄

(昭和二三、五、四) 勅令三一、九

- 工場事業場管理令
- 軍需品工場事業場検査令
- 工場事業場使用收用令
- 土地工作物管理使用收用令
- 總動員業務事業設備令
- 總動員業務指定令
- 總動員業務事業主計畫令
- 總動員試驗研究令
- 總動員物資使用收用令
- 價格等統制令ニ規定スル事項ニ付海軍大臣ノ許可ヲ受クベキモノノ件
- 軍用自動車検査法
- 軍用自動車検査法施行令
- 國民職業能力申告令第十四條ニ依ル官應被用者ノ申告ノ特例ニ關スル件
- 國民職業能力申告令第十四條ノ官應指定ノ件
- 海軍官應被用者職業能力申告事務取扱規程
- 國民徵用令
- 新聞紙等掲載制限令
- 資源調査法
- 資源調査令

關係法令

企畫院官制抄

(昭和二三、一〇、二三) 勅令六、〇〇、二五

- 第一條 企畫院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘテ内閣總理大臣ニ上申スルコト
 - 二 各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル案件ニシテ平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ重要ナルモノノ大綱ヲ審查シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト
 - 三 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ重要事項ノ豫算ノ統制ニ關シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト
 - 四 國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル各廳事務ノ調整統一ヲ圖ルコト
- 前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキ

國民徵用令

(第二項)

國家總動員法第四條の規定に基く國

民徵用令が發布せられ昭和十四年七月十五日より施行せらるることとなつた。本徵用及其の解除は厚生大臣の命に依り之を施行し徵用は特別の事由ある場合の外職業紹介所の職業紹介其の他の募集の方法に依り所要の人員を得られざる場合に限る。被徵用者は國民職業能力申告令の要申告者に限定せらる。但し現役陸海軍人、陸海軍學生生徒、陸海軍軍屬、其の他職業能力申告令により申告を爲すべき醫療關係者、獸醫師及船員法の船員は其の中から除外される。

尙國民徵用令は朝鮮、樺太及南洋群島等も適用されるが其の施行期は昭和十四年十月一日である。

國民徵用令抄

(昭和十四、七、七) 勅令四五一

第一條 國家總動員法第四條ノ規定ニ基テ帝國臣民ノ徵用ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル第二條 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ

外職業紹介所ノ職業紹介其ノ他募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラレザル場合ニ限リ之ヲ行フモノトス

第三條 徵用ハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者(以下要申告者ト稱ス)ニ限リ之ヲ行フ但シ徵用申告者タラザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 本令ニ依リ徵用スル者ハ國ノ行フ總動員業務ニ從事セシムルモノトス

第五條 徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス

第七條 厚生大臣前條ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ居住地(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ其ノ者ノ就業地)ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

地方長官徵用令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用令書ヲ發シ徵用セラル

ベキ者ニ之ヲ交付スベシ

第八條 徵用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

- 一 徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍、居住ノ場所(國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業ニ從事スル者ニ付テハ就業ノ場所)
- 二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙ノ名稱及所在地
- 三 従事スベキ總動員業務、職業及場所
- 四 徵用ノ期間
- 五 出頭スベキ日時及場所
- 六 其ノ他必要ト認ムル事項

第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコ

第十九條 徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合、被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ニ於テハ旅費ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ徵用セズ

ト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依リ届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若クハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セズト認ムルトキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第十四條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣被徵用者ガ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ從事スルニ適セズト認ムルトキ又ハ其ノ者ヲシテ總動員業務ニ從事セシムル必要ナキニ至リタルトキハ厚生大臣ニ徵用ノ解除ヲ請求スベシ

被徵用者疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ從事シ難キ場合ニ於テハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣ニ其ノ旨ヲ申出ヅルコトヲ得

第十六條 厚生大臣徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ徵用變更命

令又ハ徵用解除命令ヲ發シ命令ノ定ムル所ニ依リ被徵用者ノ就業地ヲ管轄スル地方長官、徵用令書ヲ發シタル地方長官又ハ第八條第五號ノ出頭ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

被徵用者本令施行地外ノ場所ニ於テ就業スル場合ニ於テ徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

第十八條 被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ技能程度、従事スル業務及場所等ニ應ジ且従前ノ給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ之ヲ支給ス被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定

- 一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ
(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム)
- 二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)
- 三 陸海軍軍屬(被徵用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタルモノヲ除ク)
- 四 醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
- 五 獸醫師職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者
- 六 船員法ノ船員、朝鮮船員令ノ船員及關東州船員令ノ船員
- 七 法令ニ依リ拘禁中ノ者

三 總動員業務ニ従事スル者ニシテ餘人ヲ以テ代フベカラザルモノ
附 則
本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民需用令施行規則
(昭和十四年七月十五日ヨリ施行)
(厚生省令一七)

第一條 厚生大臣ノ發スル徵用命令、徵用變更命令又徵用解除命令ハ文書ニ依リ之ヲ通達ス但シ緊急ニシテ之ニ依リ難キ場合ハ電信(至急官報)ニ依ル

第二條 地方長官徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリト認ムルトキハ職業紹介所長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得

第三條 地方長官又ハ職業紹介所長徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別表様式第一號ニ依ル出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第四條 徵用セラルベキ者出頭要求書ノ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

第五條 徵用命令書、出頭變更命令書、徵用取消命令書、徵用變更命令書及徵用解除命令書ハ別表様式第二號ニ依ル

第六條 徵用命令書、出頭變更命令書及徵用取消命令書ハ職業紹介所長又ハ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋以下之ニ同シ)若クハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシムベシ

第七條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用命令書、出頭變更命令書又ハ徵用取消命令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該命令書ニ添付シタル受領書ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第八條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用命令書又ハ出頭變更命令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ徵用命令書又ハ出頭

變更命令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

第九條 國民徵用令(以下令ト稱ス)第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添附シ徵用命令書ヲ發シタル地方長官ニ遲滞ナク之ヲ爲スベシ

- 一 傷病疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(止ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)
- 二 天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長若クハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官吏、船長若クハ驛長ノ證明書

第十條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者ハ指定ノ場所ニ出頭スル前ニ在リテハ徵用命令書ヲ發シタル地方長官、被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ在リテハ出頭地ヲ管轄スル地方長官、被

徵用者ガ總動員業務ニ従事スル場合ニ在リテハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

第十一條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ發スル徵用變更命令書又ハ徵用解除命令書ハ被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第十二條 前條ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ於テ徵用變更命令書又ハ徵用解除命令書ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 被徵用者徵用變更命令書又ハ徵用解除命令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該命令書ニ添付シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ送付スベシ

第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ職業紹介所長之ヲ徵スルコトヲ得

第十五條 當該官吏令第二十條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帶スベシ

附 則
本令ハ昭和十四年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス

注意 本章末に追加の「國民勤勞報國協力令」を見よ

總動員試驗研究令
(昭和十四年八月三十一日勅 第六百二十三號)

第一條 國家總動員法第二十五條ノ規定に依り總動員物資ノ生産若クは修理を業とする者(以下事業主と稱す)又は試驗研究機關の管理者に對し總動員物資に關する事項其ノ他國家總動員上必要なる事項の試驗研究を命ずるは本令の定むる所に依る

第二條 主務大臣は事業主又は試驗研

究機關の管理者に對し試験研究の項目、方法、規模其の他に關し必要な事項を定め試験研究を命ずることを得

第三條 主務大臣試験研究を命ぜんとするときは内閣總理大臣に協議すべし

第四條 試験研究を命ぜられたる者は試験研究の實施計畫の概要を主務大臣に提出すべし之を變更せんとするときは亦同じ

主務大臣必要ありと認むるときは前項の實施計畫の概要の變更を命ずることを得

第五條 試験研究を命ぜられたる者其の試験研究を終了したるときは遅滞なく國家總動員法第三十一條の規定に基き試験研究成績を主務大臣に報告すべし

命ぜられたる試験研究に關し爲されたる證明又は考案に付特許出願又は實用新案の登録出願を爲したる者は遅滞なく國家總動員法第三十一條の

規定に基き其の旨を主務大臣に報告すべし

第六條 主務大臣試験研究成績の報告を受けたるときは内閣總理大臣に報告すべし

第七條 主務大臣必要ありと認むるときは試験研究に關し國家總動員法第三十一條に基き報告を徴することを

得 主務大臣必要ありと認むるときは試験研究に關し國家總動員法第三十一條に基き當該官吏をして當該試験研究を爲し又は爲すべき場所其の他必要なる場所に臨檢し試験研究其の他業務の狀況又は帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得此の場合に於ては當該官吏をして身分を示す

第八條 命令の定むる所に依り主務大臣は本令に依り試験研究を爲す者に對し豫算の範圍内に於て補助金を交付す

主務大臣は本令に依る試験研究に因

り損失を生じたる場合に於ては通常生ずべき損失を補償す

損失の補償を請求せんとする者は試験研究の終了後命令の定むる所に依り之を請求すべし但し命令の定むる所に依り別段の時期に之を請求することを

得 第九條 軍機保護上其の他軍事上特に必要ある試験研究に關する場合を除くの外第二條、第四條、第五條、第七條及前條の規定の施行に關し必要な事項は閣令を以て之を定め前條中命令とあるは閣令とす

第十條 本令中主務大臣とあるは軍機保護上其の他軍事上特に必要ある試験研究に關しては陸軍大臣又は海軍大臣とす

前項の場合を除くの外本令中主務大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官とす

前條中閣令とあるは朝鮮又は臺灣に在りては總督府令、樺太又は南洋群

島に在りては廳令とす

附則

本令は昭和十四年九月五日より之を施行す

〔參照〕

昭和十三年四月一法律第五十五號國家總動員法抄

錄

第二十五條 政府は國家總動員上必要あるときは總動員物資の生産若くは修理を業とする者又は試験研究機關の管理者に對し試験研究を命ずることを得

第三十一條 政府は國家總動員上必要あるときは命令の定むる所に依り報告を徴し又は當該官吏をして必要な場所に臨檢し業務の狀況若くは帳簿書類其の他の物件を検査せしむることを得

陸海軍總動員試験研究令

施行規則

（昭和十四年九月五日）
閣令第十一號

第一條 總動員試験研究令（以下令と稱す）第二條の規定に依る試験研究の命令は當該試験研究の項目、方法主たる擔當者、軍事上の秘密保護の必要あるものに付ては其の旨及秘密の爲必要なる措置並に其の他必要なる事項を記載したる試験研究命令書を總動員物資の生産若くは修理を業とする者（以下事業主と稱す）又は試験研究機關の管理者に交付して之を爲すものとす

前項の場合に於て必要あるときは試験研究命令書の寫を主たる擔當者に交付することあるべし

第二條 令第二條の規定に依る命令に依り試験研究を爲す者は試験研究日誌、試験研究用設備臺帳及試験研究費收支簿を備へ試験研究日誌には試験研究の経過を、試験研究用設備臺帳には試験研究用設備の内容を、試験研究費收支簿には試験研究に關する收支を詳細に記載すべし

試験研究費收支簿に記載したる收支

に付ては之を證するに足る書類を備置くべし

第三條 令第四條の實施計畫の概要には左に掲ぐる事項を記載し令第二條の規定に依る命令ありたる後一月以内に之を提出すべし

一 試験研究の擔當者
二 試験研究の方法
三 試験研究の目標
四 試験研究の規模
五 試験研究用設備
六 試験研究の期間
七 試験研究費豫算
八 試験研究の場所

九 軍事上の秘密保護の必要あるものに付ては之が秘密要領

十 其の他必要と認むる事項

第四條 陸軍大臣又は海軍大臣の命じたる試験研究に關し爲されたる證明又は考案に付特許出願又は實用新案の登録出願を爲したる者は令第五條第二項の規定により出願後三日以内

に其の願書及添附書類の寫を陸軍大

臣又は海軍大臣に提出すべし
前項の出願に付願書番號の通知を受けたるときは遅滞なく之を陸軍大臣又は海軍大臣に報告すべし

第五條 令第七號第二項の證票は別記様式に依る

第六條 令第八條第一項の規定に依る補助金の交付を受けんとする者は令第二條の規定に依る命令ありたる日より一月以内に陸軍大臣又は海軍大臣に申請書を提出すべし

試験研究の期間一年を越ゆるものなるときは一年又は其の端數の期間毎に分割して補助金の申請書を提出することを得此の場合に於ては第一回の申請書は令第二條の規定に依る命令ありたる日より一月以内に、第二回以降の申請書は當該期間開始一月以前に之を陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし

前項の申請書には事業主又は試験研究機關の事業、財産及收支の概要を記載したる書面を添付すべし

前項の書類の外陸軍大臣又は海軍大臣必要ありと認むるときは第一項及第二項の一月の期間を延長することあるべし

第七條 補助金の交付を受けたる者試験研究を終了したるときは遅滞なく其の試験研究に關する收支決算書を陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし但し分割して補助金の交付を受けたるときは陸軍大臣又は海軍大臣の定める時期に之を提出すべし

第八條 左の各號の一に該當する場合に於ては陸軍大臣又は海軍大臣は補助金交付の指令を取消し、補助金の額を減少し又は交付したる補助金の全部若は一部の返還を命ずることあるべし

一、令若は本令又は之に基き命じたる事項に違反したるとき
二、不正又は怠慢の所爲ありたるるとき
三、試験研究遂行の見込なきに至りたるるとき

四、試験研究費の決算額が豫算額と著しく相違するるとき

第九條 損失の補償を請求せんとする者は試験研究の終了後六月以内に損失補償額算出明細書を添付したる請求書を陸軍大臣又は海軍大臣に提出すべし

前項の添付書類の外陸軍大臣又は海軍大臣は必要と認むる書類の提出を求むることあるべし

第十條 事業主又は試験研究機關の事業、財産、收支の状況等に依り陸軍大臣又は海軍大臣試験研究の終了前に於て補償を爲すべき特別の必要ありと認むる損失に付ては前條第一項の規定に拘らず其の生じたる後直に之が補償の請求を爲すことを得

總力戰研究所官制
(昭和十五年九月二十日)
勅令第六四八號

第一條 總力戰研究所ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ國家總力戰ニ關スル基本的調査研究及官吏其ノ他ノ國家總

力戰ニ關スル教育訓練ヲ掌ル

第二條 總力戰研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

勅任

所員 專任十一人

内三人ヲ勅任ト爲スコトヲ得

助手 專任 五人

判任

書記 專任 三人

判任

第三條 所長ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ統理ス

第四條 所員ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル

第五條 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス

第六條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條 總力戰研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各處高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

國民勤勞報國協力令

(昭一六、一一月)

總動員法第五條にもとづく本令は十一月二十二日公布、十二月一日から實施することになつた、本勅令は全く罰則規定を設けず、専ら國民の協力精神に期待する日本の性格のみを溢れたもので原則として、男子は十四年以上四十年未満の者、女子は十四年以上二十五年未満の未婚者が總動員業務に協力する義務を負ふことになるわけで、ここに國民皆勞への法的基礎が整備されたわけである。

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)に於て依る場合を含む)第五條の規定に基く帝國臣民の勤勞報國を目的とする協力にして隊組織によるもの(以下國民勤勞報國隊による協力と稱す)に關しては本令の定むる所に依る

第二條 國民勤勞報國隊に依る協力は國、地方公共團體または厚生大臣若は地方長官の指定する者の行ふ命令を以て定むる總動員業務に付これを爲さしむるものとす

第三條 國民勤勞報國隊に依る協力をなさしむべき者は帝國臣民にして年齢十四年以上四十年未満の男子及び年齢十四年以上二十五年未満の女子(妻又は届出をなさざるも事實上婚姻關係と同様の事情に在る女子を除く)とす

前項該當以外の者は志願により國民勤勞報國隊による協力を爲さしむることを得

第六條の規定により學校長に對し必要なる措置を命ずる場合の學校在學者の國民勤勞報國隊による協力に關しては前二項の規定に拘らず命令を以て別段の定を爲すことを得

第四條 國民勤勞報國隊による協力を爲さしむる期間は命令の定むる所に依り一年に付三十日以内とす

前項の期間は特別の必要ある場合又は本人の同意ある場合に於ては三十日を超ゆることを得

第五條 國民勤勞報國隊に依る協力を受けんとする者は命令の定むる所に

依り厚生大臣又は地方長官に之を請求又は申請すべし

第六條 厚生大臣又は地方長官前條の規定に依る請求又は申請ありたる場合に於て國民勤勞報國隊に依る協力を爲さしむる必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り市町村長(市町村長に準ずべきものを含む以下同じ)其の他の團體の長又は學校長に對し協力を受くべき者、作業の種類、協力を爲すべき場所及期間並に所要人員數其の他必要なる事項を指定して國民勤勞報國隊に依る協力に關し必要なる措置を命ずるものとす

第七條 前條の措置を命ぜられたる者は命令の定むる所に依り國民勤勞報國隊に依る協力を爲すべき者を選定しその選定ありたる旨を本人に通知し協力に關し必要なる事項を指示すべし
前項の選定を爲すに當りては本人の年齢、職業、身體の状態、家庭の状

況、希望等を斟酌すべし

第八條 前條第一項の通知を受けたる者は同項の規定に依る指示に従ひ國民勤勞報國隊に依る協力を爲すべし
第九條 國民勤勞報國隊による協力に要する經費は命令の定むる所により特別の事情ある場合を除くの外その協力を受くる者これを負擔するものとす

第十條 左の各號の一に該當する者は國民勤勞報國隊による協力をなさしめざるものとす
一、陸海軍軍人にして現役中のもの(未だ入營せざる者を除く)及召集中のもの(召集中の身分取扱を受くる者を含む)
二、陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生を含む)
三、朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒
四、陸海軍軍屬
五、現に徵用中の者
六、陸軍大臣若しは海軍大臣の所管に

屬する官衙(部隊及學校を含む)又は厚生大臣の指定する工場、事業場その他の場所に於て軍事上必要なる總動員業務に従事する者

第十一條 左の各號の一に該當する者は志願による場合を除くの外國民勤勞報國隊による協力を爲さしめざるものとす
一、現に厚生大臣の指定する總動員業務に従事する者
二、其の他厚生大臣の指定する者
第十二條 厚生大臣または地方長官は國民勤勞報國隊による協力に關し市町村長その他の團體の長若しは學校長または國民勤勞報國隊による協力を爲す者、もしくははその協力を受くる者を監督す
第十三條 厚生大臣又は地方長官は厚生大臣の定むる所に依り其の國民勤勞報國隊に依る協力に關する事務の一部を國民職業指導所長をして分掌せしむることを得

第十四條 第五條、第六條及前二條中厚生大臣とあるは第六條の規定に依り學校長に對し必要なる措置を命ずる場合の學校在學者の國民勤勞報國隊に依る協力に關しては文部大臣及厚生大臣とす
第十五條 本令に於て學校と稱するは第十條第六號の場合を除くの外文部大臣の所管に屬する學校を謂ひ學校長と稱するは文部大臣の所管に屬する學校の長を謂ふ

第十六條 前二條の規定は朝鮮、臺灣、樺太および南洋群島にはこれを適用せず
本令中厚生大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし地方長官とあるは朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事又は廳長、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし、市町村長とあるは朝鮮に在りては府

尹又は邑面長、臺灣に在りては市長又は郡守(澎湖廳に在りては廳長)南洋群島に在りては南洋廳支廳長とし國民職業指導所とあるは朝鮮に在りては府尹、郡守または島司、臺灣に在りては市長または郡守(澎湖廳に在りては廳長)樺太に在りては樺太廳支廳長、南洋群島に在りては南洋廳支廳長とす
第十七條 本令に規定するものの外國國民勤勞報國隊に依る協力に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

附 則
本令は昭和十六年十二月一日より之を施行す

國土、人口、食糧對策

一、國土計畫設定要綱
日滿支を通ずる綜合國力の發展を期する國土開發計畫はかねて企畫院に於て立案中であつたが此程漸く成案を得たので政府は九月二十四日之を發表した、右國土計畫に基き今後の政府の諸

政策は經濟、人口其他の諸問題に關し日滿支を通じ益々綜合的に立案が進められることとなるので右は此點に於て劃期的意義を有してゐる。

第一、國土計畫設定の趣旨 肇國の理想に基き時勢の進運に對處して新東亞建設の聖業を完遂する爲には東亞諸邦を對象とする綜合的經營計畫を樹立し之を基準として國力の飛躍的増強を圖るの要緊切なるものあり、即ち日滿支を通ずる國防國家態勢の強化を圖るを目標として國土計畫の制を定め地域的には滿支をも含め、時間的には國家百年の將來をも考へ産業、交通、文化等の諸般の施設及人口の配分計畫を土地との關聯に於て綜合的に合目的に構成し、以て國土の綜合的保全利用開發の計畫を樹立し一貫せる指導方針の下に時局下諸般の政策の統制的推進を圖らんとす。

第二、計畫の種別並運用 (一)日滿支計畫 日滿支三國を通ずる國土の綜合的利用開發の計畫にして其の各國を以

て各單位地域とし之に對する人と施設との合理的配分方針を策定するものとす、日滿支計畫は關係各國の行ふ國土計畫的事業策定の基準たるべきものにして、皇國に關しては中央計畫策定の基準たるものとす、(一)中央計畫 中央計畫は内外地全般を對象とする計畫にして、日滿支計畫を基準として策定を圖るものとし内外地各地方の特性を發揮せしめ國家的見地よりする國土の綜合的利用開發の計畫を樹立するものとす、中央計畫は各廳所管行政の基準となりて運用せらるべく、内地に於ける各單位地域別地方計畫及外地に於ける開發計畫策定の基準となるの外各廳所管の事業として直接實施せらるべきものとす。

第三、策定要領 (一)國土計畫に關する調査、研究、立案は本計畫設定の趣旨に鑑み國家の綜合國防力の増強を圖るの見地より常に發展的に統一的に之を行ふものとす、(二)計畫立案は一定の目標時期を定め、日、滿、支、南洋

を含む東亞共榮圈の確立を圖るを目標として之を企畫するものとす、(三)計畫に當りては國土の愛護保全を旨とし綜合的交通計畫綜合的動力計畫との有機的關聯に於て産業及人口の統制的配分を圖るに重點を置き常に防空上の考慮を重視するものとす、(四)經濟に關する計畫に付ては東亞共榮圈内に於ける資源の開發保全涵養に依る必要物資の確保と其適正なる交流配分を圖り併せて國際經濟に於ける優位の獲得に努むるを以て目的とす(五)人口に關する計畫に付ては人口の量的質的増強と之が地域的職能的の適正なる配分を圖るを以て目的とす(六)基礎調査は各廳の調査を統合し、民間の協力を得て内外に亘る關係資料の整備を圖るものとす

計畫(ハ)水産計畫、(四)綜合的交通計畫(イ)内外地交通通信整備計畫、(ロ)東亞交通通信整備計畫、(五)綜合的動力計畫(燃料を含む)、(六)綜合的治水治山及利水計畫、(七)綜合的人口配分計畫(イ)都市配置に關する計畫(ロ)職能別人口配分計畫(ハ)地域別人口配分計畫(ニ)綜合的移民計畫、(八)文化厚生施設の配分計畫、(九)單位地域別計畫の基本方針。

會等は必要に應じ國土計畫委員會と密接なる連絡を保持すべきものとす、之が連絡の方法に付ては別途考慮するものとす、(五)日滿支計畫に關する滿支兩國との連絡は各關係所管廳を通じて之を行ふ、(六)中央計畫の外地に於ける實施は一般的に各外地官廳の所管とし拓務省(關東州に付ては對滿事務局)之を統制す。

二、人口政策要綱

東亞共榮圈の確立を目標として歴史的巨歩を踏出した我が國はその東亞における先導者たる使命達成のため今や急激且つ永續的な人口の量的並に質的の飛躍的發展増殖が要請せらるゝに至り右人口政策の確立につき企畫院厚生省が中心となり研究中であつたが、成案を得るに至り政府は昭和三十五年内地人口一億を目標とする人口政策確立要綱案を二十二日の臨時閣議に附議し、星野企畫院總裁より要綱案の説明をなし、金光厚相、石黒農相、橋田文相及び東條陸相より人口政策確立の適

切急務なる旨發言あり閣議決定をなした。

而して政府は右確立要綱に基き急速施策を實施し日本民族の悠久なる發展を期すると共にその人口配置の適正化を圖り東亞における指導力確保の不動國策の達成に邁進することとなつた。

要綱中特に注目すべきは人口増加の方策として出生増加のため今後十年間に婚姻年齢を現在より約三年早め一夫婦の出生數平均五兒(現在平均四兒)を基本目標としこれが方策として婚資貸付制度、獨身税、家族負擔調整金庫制度(假稱)等を探り上げてゐる點及び國土計畫の一環として、人口の産業的地域的分布の再編成のため農村人口の一定保有、大都市の地方分散を企圖してゐる點である。而して政府は同日人口政策確立要綱及び右に關する金光厚相及び伊藤情報局總裁談を發表した。

第一 趣旨 東亞共榮圈を建設して其の悠久にして健全なる發展を圖るは

皇國の使命なり、之が達成の爲には人口政策を確立して我國人口の急激にして且つ永續的な發展増殖と其の資質の飛躍的な向上とを圖ると共に東亞に於ける指導力を確保する爲其の配置を適正にすること特に喫緊の要務なり。

第二 目標 右の趣旨に基き我國の人口政策は内地人口に就ては左の目標を達成することを旨とし差當り昭和三十五年總人口一億を目標とす、外地人口に就きては別途之を定む

一、人口の永遠的發展性を確保すること
二、増殖力及資質に於て他國を凌駕するものとする
三、高度國防國家に於ける兵力及勞力の必要を確保すること
四、東亞諸民族に對する指導力を確保する爲其の適正なる配置をなすこと
第三 右の目的を達成する爲採るべき方策は左の精神を確立することを旨とし之を基本として計畫す。

- 一、永遠に發展すべき民族たることを自覺すること
 - 二、個人を基礎とする世界觀を排して家と民族とを基礎とする世界觀の確立、徹底を圖ること
 - 三、東亞共榮圈の確立、發展の指導者たるの矜持と責務とを自覺すること
 - 四、皇國の使命達成は内地人口の量的及び質的の飛躍的發展を基本條件とするの認識を徹底すること
- 第四 人口増加の方策 人口の増加は永遠の發展を確保するため出生の増加を基調とするものとし併せて死亡の減少を圖るものとす
- 一、出生増加の方策 出生の増加は今後の十年間に婚姻年齢を現在に比し概ね三年早むると共に一夫婦の出生數平均五兒に達することを目標として計畫す
- これが爲採るべき方策概ね左の如し
- (イ)人口増殖の基本的前提として不健全なる思想の排除に努むると共に健全なる家族制度の維持強化を圖ること

- (ロ)團體又は公營の機關等をして積極的に結婚の紹介、斡旋、指導をなさしむること
- (ハ)結婚費用の徹底的輕減を圖ると共に、婚資貸付制度を創設すること
- (ニ)現行學校制度の改革に就きては特に人口政策との關係を考慮すること
- (ホ)高等女學校及女子青年學校等に於ては母性の國家的使命を認識せしめ保育及保健の知識、技術に關する教育を強化徹底して健全なる母性の育成に努むることを旨とする
- (ヘ)女子の被傭者としての就業に就きては二十歳を超ゆる者の就業を可成抑制する方針を採ると共に婚姻を阻害するが如き雇傭及就業條件を緩和又は改善せしむる如く措置すること
- (ト)扶養家族多き者の負擔を輕減すると共に獨身者の負擔を加重する等租稅政策に就き人口政策との關係を考慮すること
- (チ)家族の醫療費、教育費その他の扶

- 養費の負擔輕減を目的とする家族手當制度を確立する事之が爲家族負擔調整金庫制度(假稱)の創設等を考慮すること
- (リ)多子家族に對し物資の優先配給、表彰、その他各種の適切なる優遇の方法を講ずること
- (ヌ)妊産婦乳幼兒等の保護に關する制度を樹立し産院及乳兒院の擴充、出産用衛生資材の配給確保、其他之に必要な諸方策を講ずること
- (ル)避妊、墮胎等の人為的産兒制限を禁止防遏すると共に、花柳病の絶滅を期すること
- 二、死亡減少の方策 死亡減少の方策は當面の目標を乳幼兒死亡率の改善と結核の豫防とに置き一般死亡率を現在に比し二十年間に概ね三割五分低下することを目標として計畫す此の目的達成の爲採るべき方策概ね次の如し
- (イ)保健所を中心とする保健指導網を確立すること

- (ロ)乳幼兒死亡率低下の中心目標を下痢、腸炎、肺炎及び先天性弱質に依る死亡の減少に置き、之が爲都市農村を通じ母性及び乳幼兒の保護指導を目的とする保健婦を置くと共に保育所の設置、農村隣保施設の擴充、乳幼兒必需品の確保、育兒知識の普及を圖り併せて乳幼兒死亡率低下の運動を行ふこと
- (ハ)結核の早期發見に努め産業衛生並に學校衛生の改善、豫防並に早期治療に關する指導保護の強化、療養施設の擴充等をなすと共に各處連絡調整の機構を整備して結核對策の確立徹底を期すること
- (ニ)健康保險制度を擴充強化して之を全國民に及ぼすと共に醫療、給付の外豫防に必要な諸般の給付をなさしむること
- (ホ)環境衛生施設の改善、特に庶民住宅の改善を圖ること
- (ヘ)過勞の防止を圖る爲國民生活を刷新して充分なる休養を採り得る如く

- すること
- (ト)國民榮養の改善を圖る爲榮養知識の普及徹底を圖ると共に榮養食の普及、團體給食の擴充をなすこと
- (チ)醫育機關並に醫療及豫防施設の擴充をなすと共に醫育を刷新し豫防醫學の研究及普及を圖ること
- 第五 資質増強の方策 資質の増強は國防及び勤勞に必要な精神的及び肉體的の素質の増強を目標として計畫す
- (イ)國土計畫の遂行により人口の構成及び分布の合理化を圖ること、特に大都市を疎開し人口の分散を圖ること
- 之が爲工場、學校等は極力之を地方に分散せしむる如く措置するものとす
- (ロ)農村が最も優秀なる兵力及勞力の供給源たる現狀に鑑み内地農業人口の一定數の維持を圖ると共に日滿支を通じ内地人口の四割は之を農業に確保する如く措置すること

- (ハ)學校に於ける青少年の精神的及び肉體的鍊成を圖ることを目的として教科の刷新を行ひ訓練を強化し、教育及び訓練方法を改革すると共に體育施設の擴充をなすこと
 - (ニ)都市人口激増の現狀に鑑み特に都市に於ける青少年の心身の鍊成を強化して之をして優秀なる兵力及勞力の供給源たらしむること
 - (ホ)青年男子の心身鍛鍊の爲一定期間義務的に特別の團體訓練を受けしむる制度を創設すること
 - (ヘ)各種厚生體育施設を大量に増加すると共に健全簡素なる國民生活様式を確立すること
 - (ト)優生思想の普及を圖り、國民優生法の強化徹底を期する事
- 第六 資料の整備
- 一、人口動態及靜態に關する統計を整備改善すること
 - 二、國民體力法の適用範圍を擴張しその内容を充實すると共にその他の體力及び保健に關する資料を整備充實

すること

第七 機構の整備

- 一、人口問題に關する統計、調査研究の機構を整備充實すること
- 二、人口政策の企畫、促進及び實施の機構を整備充實すること
- 三、緊急食糧對策(十月十日發表)
- 第一 米穀等主要食糧需給對策

(一) 増産對策に付ては昭和十七米穀年度に關するものとして(イ)麥の増産に付ては既定計畫に基く休閑地の利用等裏作に依る増加面積一三六、六〇〇町歩、其の増産數量は既栽培地の反當收量増加に依るものを合せて四、七二四、〇〇〇石の外今回桑園、茶園等の整理並に薄荷、煙草等不急作物の作付轉換に依り作付面積一〇四、一九八町歩生産高一、三〇〇、〇〇〇石を増加し之に依り本年度麥生産高より合計六百萬石餘の増産を爲す(ロ)馬鈴薯等の増産に付ては薄荷、花卉、茶の嘉刈等の整理轉換に依り馬鈴薯三千三百萬貫蔬菜二千四十五萬貫の生産の増加を爲す

す、以上の爲桑園一〇〇、〇〇〇町歩茶園果樹園各一千町歩の整理、跡地作付に要する麥種子の購入、移動勞働に依る勞力補給等に對する助成に要する經費二四、五五一、二九一圓を今回第二豫備金より支出することとなしたり

(二) 消費規正に付ては(イ)來酒造年度に於ける酒造米は五十萬石節減し節減量は合成酒を以て充當補填することに決定せり(ロ)來醬油年度に於ける營業用醬油製造用小麥の規正に付ては目下關係官廳間に於て折衝中なり(ハ)小麥粉中に一定量の澱粉混入使用に付ては一割程度混入せしむ(ニ)米麥等の一般消費規正の強化及其の適正化に付ては目下考究中なり

第二 蛋白及脂肪の給源需給對策

(一) 水産對策に付ては(イ)代用燃料の利用、動力漁船の帆船化、内水産漁業及淺海養殖に依る計畫的増産等を圖る爲先般第二豫備金等に依り三、四四一、七〇〇圓を支出せり(ロ)水産企業の整理統合に付ては目下立案中なり

(二) 輸移入對策に付ては(イ)鶏卵十萬箱を支那より輸入す(ロ)滿洲大豆及朝鮮大豆の輸移入に付ては交渉中なり(ハ)落花生、胡麻、菜種等の油脂原料の輸入に付ては一部實行中なり

第三 非常用食糧貯藏對策

米穀に付ては東京、大阪等防空重要都市に於て相當數量の分散貯藏を既に完了し尙分散貯藏の爲大都市に政府倉庫を建設することに決定し目下實行中なり、乾パン、乾麵に付ては政府に於て買上貯藏實行中なり、罐詰に付ては第一次計畫として主要都市に相當數量の分散貯藏を完了し引續き第二次、第三次計畫を實施中なり

第二部、學生、青年

訓練

陸軍現役將校學校配屬令ニ關スル訓令

(大)四、四、一三
(文)訓令五

今般勅令第三百三十五號ヲ以テ陸軍現

役將校學校配屬令ヲ定メラレ文部、陸軍省令ヲ以テ陸軍現役將校配屬令施行規程ヲ公布セリ

國民ノ心身ヲ健全ニ發達セシメテ其ノ實質ヲ向上セシメ以テ國力ヲ増進シ國運ノ隆昌ヲ圖ルハ内外現時ノ情勢ニ鑑ミ最モ喫緊ノ一要務タリ而シテ其ノ目的ノ達成ハ主トシテ之ヲ教育ノ效果ニ特ダサルヘカラス故ヲ以テ明治維新以來教育ノ制度ヲ定ムルヤ思フ此ニ致シテ施設經營シ明治十九年教育法令ヲ改正スルニ當リ特ニ學校ニ於テ兵式體操ヲ課スルコトトセリ當時一般ノ學校ニ於テ教師モ生徒モ熱心ニ事ニ此ニ從ヒタレハ其ノ教育ノ實績ヲ進メタル功顯著ナルモノアリタリ然ルニ時勢ノ變遷ニ伴ヒ學校ニ於ケル兵式體操モ動モスレハ當初ノ精神ト乖離シ徒ニ形式ニ流レテ其ノ眞髓ヲ失ハムトスル傾向ナキニアラス是ニ於テ大ニ之ヲ振作シテ體育ヲ促進スルト共ニ德育ヲ裨補シ併セテ國防能力ノ増進ヲ圖ルノ必要朝野ニ論議セラルルニ至レリ

大勢ヲ察スルニ大戦以來歐米諸國ニ於テハ國民訓練又ハ軍事豫備教育ト稱スルモノ著シク發達シ之ニ依リテ實質剛健ノ士風ヲ振起シ社會民心ヲ善導シ且國民ノ間ニ國防思想ヲ普及セシムコトヲ期セリ我カ國ハ列強ニ先チテ學校教育ニ兵式體操ヲ加ヘ國民訓練ノ實ヲ示シタルニ拘ラス近時却テ彼ニ一籌ヲ輸スルノ情態ニ在ルハ頗ル遺憾トスル所ナリ

内外ノ情勢右ニ述ヘタルカ如シ當局ニ於テハ夙ニ學校ニ於ケル教練ヲ一層振作スルノ方針ヲ定メ之カ爲ニハ現役將校ヲシテ其ノ指導ノ任ニ當ラシムルコトノ有效ナルヲ認メ之カ實行方法等ニ就キテ考究ヲ重ネタル結果今般其ノ實現ヲ見ルニ至レリ

抑々學校ニ於テ教練ヲ課スルノ目的ハ學生生徒ノ心身ヲ鍛鍊シテ其ノ實質ヲ向上セシムルニ在リ換言スレハ國家の觀念ヲ明確ニシテ献身奉仕ノ精神ヲ振起シ自主自立ノ習慣ヲ馴致シテ責任ヲ盡シ規律ヲ重シシ節制ヲ守リ協同ヲ

尙ヒ且命令ニ服従スルノ氣風ヲ作興シ身體ヲ強壯ニシ志氣ヲ鼓舞シ更ニ堅忍敢爲ノ精神ヲ涵養スルニ在リ而シテ之カ勵行ニ依リテ國民能力ヲ増進セシムルノ結果ヲ生スルハ論ヲ須タス

今次ノ施設ハ現役將校ヲ學校ニ配屬セシメ教練ノ教授ニ當ラシムルモノナレトモ之ヲ以テ在來勤務セル教練ノ教師ニ代ヘムトスル趣旨ニアラスシテ教師ノ教授能率ヲ増大シ其ノ實施ヲ一層適切有效ナラシムトスルニ外ナラス隨ツテ配屬將校ハ當該學校長ノ監督ノ下ニ立チ其ノ指揮ニ基キテ業務ニ從事スヘキハ勿論其ノ教授ニ際シテモ善ク他ノ學科目トノ聯絡ヲ保チ學生生徒心身發達ノ狀況ニ應ジ別ニ定ムル教授要目ニ準據シテ之ヲ實行スヘキモノトス地方長官及學校當事者ハ克ク其ノ趣旨目的ヲ體シ相當設備ノ充實ヲ圖ルコトニ力メ且運用宜シキヲ制シ以テ其ノ實績ヲ擧クルニ遺憾ナカラムコトヲ期スヘシ

陸軍現役將校學校配屬令

(大、四、四、一、一、勅令一三五、昭一六同八三六)

第一條 官立又ハ公立ノ師範學校、中學校、實業學校、高等學校、大學豫科、大學學部、專門學校、高等師範學校、臨時教員養成所、實業學校教員養成所又ハ青年學校教員養成所ニ於ケル男子ノ學生又ハ生徒ノ教練ヲ掌ラシムル爲陸軍現役將校ヲ當該學校ニ配屬ス但シ戰時事變ノ際其ノ他已ムヲ得サル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル將校ノ配屬ハ陸軍大臣文部大臣ト協議シテ之ヲ行フ配屬將校ハ教練ニ關シテハ當該學校長ノ指揮監督ヲ承ク

第二條 私立ノ中學校、實業學校、高等學校、大學豫科、大學學部若ハ專門學校又ハ兵役法施行令第百條第三號ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケタル私立學校ニ於ケル男子ノ學生又ハ生徒ノ教練ヲ掌ラシムル爲當該學校ノ申請ニ因リ陸軍現役將校ヲ之ニ配屬スル

コトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ將校ヲ配屬スル場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第三條 陸軍大臣及文部大臣ハ特別ノ事由アルトキハ本令ニ依ル將校ノ配屬ヲ止ムルコトヲ得

第四條 陸軍大臣ハ現役將校ヲシテ本令ニ依リテ將校ヲ配屬シタル學校ニ於ケル教練實施ノ狀況ヲ査閲セシムルコトヲ得

第五條 官立又ハ公立ノ商船專門學校及商船學校ニハ第一條ノ規定ニ拘ラス將校ヲ配屬セサルコトヲ得

國民學校初等科修了程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年ノ實業學校又ハ之ト同等以上ノ實業學校以外ノ實業學校及夜間ニ於テ教練ヲ課スル學校ニ付テハ第一條及第二條ノ規定ヲ適用セス

第六條 配屬將校傷疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ服務シ難キトキハ陸軍大臣ハ文部大臣ト協議シテ他ノ現役將校ヲシテ其ノ職務ヲ代理セ

シムルコトヲ得

陸軍現役將校配屬學校教練教授要目

(昭和一二、五、三〇) 文訓二二六

陸軍現役將校の配屬を受けたる學校に於ける教練は本教授要目に據り土地の情況と學生生徒の心身の發育情況とに適切なる教授細目を定めて之を實施すべきものとす(以下略)

尙當分の内教練の資材整備せざる場合に於ては本教授要目の趣旨に準じて之を行ふものとす。

學校教練教授要目

目次

一 教 材
二 教材の配當

師範學校、中學校、實業學校、高等學校、大學豫科、專門學校、高等師範學校、實業學校、教員養成所、青年學校教員養成所、大學
三 每週教授時數及毎年野外演習日數

一 教 材
各個教練、部隊教練、射擊、敬禮、閱兵、分列、指揮法、陣中要務、距離測量、測圖、軍事講話、戰史、其の他
二 教材の配當
略す。

海軍現役武官商船學校等配屬令抄

(昭和一二、一一、一〇) 勅令三三九四

第一條 公立商船學校又ハ朝鮮總督府逕信局海員養成所ニ於ケル生徒ノ教練ヲ掌ラシムル爲海軍現役武官ヲ當該學校又ハ海員養成所ニ配屬ス但シ戰時事變ノ際其ノ他特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス(第一項)
配屬武官ハ教練ニ關シテハ當該學校長又ハ海員養成所長ノ指示及監督ヲ承ク(第三項)
第二條 海軍大臣ハ現役將校ヲシテ本令ニ依リテ武官ヲ配屬シタル學校又ハ海員養成所ニ於ケル教練實施ノ狀

況ヲ査閲セシムルコトヲ得

公立商船學校教練教授要目

一 教 材
陸戰教練、手旗信號法、海軍諸例則大要、艦船兵器機關ノ大要、軍事講話
二 教材の配當
商船學校(修業年限四年以上)
三 每週教授時數並ニ毎年野外演習日數四學年制

第一、二學年 每週二時間 野外演習日數 四日

第三、四學年 每週二時間 同 六日

五學年制 同 六日

第一、二學年 每週二時間 野外演習日數 四日

第三、四五年 每週二時間 同 五日

海軍現役武官配屬商船學校等ノ教練査閲規程編纂
第一條 海軍現役武官商船學校等配屬

令第二條ノ規定ニ依リ公立商船學校又ハ朝鮮總督府逕信局海員養成所(以下海員養成所ト稱ス)ノ教練ヲ査閲セシムル海軍將校ヲ教練査閲官ト稱ス

第二條 教練査閲官ハ公立商船學校ニ在リテハ當該鎮守府司令長官又ハ其ノ命ズル將官タル海軍將校トシ海員養成所ニ在リテハ鎮海要港部司令官トス

第三條 教練ノ査閲ハ各公立商船學校又ハ海員養成所ニ就キ毎年四月一日ヨリ其ノ翌年三月三十一日迄ノ間ニ於テ少クトモ一回之ヲ行フモノトス

第四條 海軍大臣ハ前二條ノ規定ニ依ルノ外必要ニ應ジ將官タル海軍將校ニ教練査閲官ヲ命ジ公立商船學校又ハ海員養成所ヲ指定シテ其ノ教練ヲ査閲セシムルコトアルベシ

第六條 教練査閲官公立商船學校又ハ海員養成所ノ教練ヲ査閲シタルトキハ當該學校長又ハ海員養成所長立會

ノ上査閱ノ成績ニ付配屬武官ニ訓示スベシ

第七條 海軍大臣又ハ鎮守府司令長官ノ命ズル教練査閱官ハ査閱ヲ終了シタルトキハ其ノ結果ヲ鎮守府司令長官ニ報告スベシ

海軍現役武官水産講習所 配屬令抄

(昭和一二、四、一) 勅令八八

第一條 海軍豫備生徒タル水産講習所 遠洋漁業科學生ニ對スル軍事學ノ教授及教練ヲ掌ラシムル爲海軍現役武官ヲ水産講習所ニ配屬ス但シ戰時事變ノ際ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 配屬武官ハ軍事學ノ教授及教練ニ關シテハ水産講習所長ノ指示及監督ヲ承ク

水産講習所遠洋漁業科ノ 軍事學及教練査閱規程 要 (昭和一二、六、一七) 海省令一三

第一條 海軍現役武官水産講習所配屬

令第三條ノ規定ニ依リ水産講習所遠洋漁業科ニ於ケル軍事學ノ教授及教練實施ノ狀況ヲ査閱セシムル海軍將校ヲ教練査閱官ト稱ス

第二條 教練査閱官ハ特ニ命ズル場合ヲ除クノ外海軍省教育局長トス

第三條 軍事學及教練査閱ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フモノトス

第五條 教練査閱官査閱ヲ行ヒタルトキハ水産講習所長立會ノ上査閱ノ成績ニ付配屬武官ニ訓示スベシ

第六條 教練査閱官ハ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ作製シ査閱終了後二十日以内ニ海軍大臣ニ提出スベシ

- 一 査閱實施ノ要領
二 成績概要
三 所見
四 其ノ他必要ト認ムル事項

學校教練制度の改正に就て

(昭和十六年十月) 陸軍省兵務局

緒言

時局一般の情勢は青少年學徒の訓練に劃期的刷新を加ふるにあらざれば國防能力に至大の影響を生ずるを憂慮し、一昨昭和十四年學徒に對する御親閱を機とし學校教練を振興して修文練武の 聖旨に副ひ奉らんことを期し、昭和十五年學校教練の目的及訓練要綱を、本年更に青年學校教練訓練要目及一般學校の教練教授要項を決定せらるるに至り、學校教練に一段の活氣を呈しつゝありしも軍の要望する所は精神力、體力に於て列國の追隨を許さざる青少年の練成にありて、斯かる訓練の刷新は教育全般に互る根本的改革を先決條件とするも徒らに時日を遷延して時期を失するは今日の情勢に副はざるを以て今日迄の改正は現制度の範圍内に於て容易に實施し得る程度に止められたり。以下其の要點を説明す。

一、目的及訓練要綱

一 教練は學徒に軍事的基礎訓練を施し、至誠盡忠の精神培養を根本とし

て心身一體の實踐鍛鍊を行ひ、以て其の資質を向上し國防能力の増進に資するを以て目的とす。

二 教練は其の目的達成の爲左の要綱に依り訓練し其の成果を學徒の全生活に具現實行せしむべきものとす

(一) 國體の本義に透徹し國民皆兵の眞義に則り左の徳性を陶冶すべし。

1. 禮節を重んじ長上に服従するの習性

2. 氣節、廉恥の精神、質實剛健の氣風

3. 規律節制、責任觀念、堅忍持久、瀾達敢爲、協同團結等の諸徳

(二) 旺盛なる氣力、鞏固なる意志強靱なる身體を鍛鍊すべし

(三) 皇國臣民として分に應じ必要な軍事の基礎的能力を體得すべし

前述教練の目的及訓練要綱は昨年五月決定せられ著々普及せられつつあるも、今尙創設當時の特殊事情下に於け

る變態的思想に捉はれ教練を以て單に學徒の心身鍛鍊の具に供するが如き舊套を脱せず躍進日本の現況に對し遠く追隨し得ざる如きものあり、宜しく學徒をして教練は 聖旨に基き國民皆兵の眞義に則り皇國民必修の教課目として體得し、一旦緩急あれば義勇公に奉ずべきものなりとの信條の下に精進せしめ訓練を重ねることにより自ら至誠盡忠絕對服從の精神を培養するに至らしむるを根本とし以て其の特色を把握せしむべきなり。往々にして彼の心身鍛鍊の爲の團體的訓練、體力増進の爲の運動、率仕的集團勤勞作業等と同一視するものあるは誤れるも甚だしきものにして、飽く迄教練を基礎とし其の根本義を體得せしめ教練成果の擴充に依り其の精華を發揮すべきものなるを要す。

二、學校教練教授要綱

軍事的基礎訓練を重視し配當時間等に依り重點の存する所を明かならしめ、大學高等專門學校に於て特に術科

を重視し之に應ずる時間數を増加し以て中等學校より大學に至る迄の教育連繫を容易ならしめられたり。右の他中等學校低學年に於ては體力の基礎を確立するを主眼とし高學年たる第三學年より時間を増加し主として軍事的訓練を實施する如くせられたり。

又從來往々にして基礎事項及體力の練成を等閑に附し、過度に進度を急ぐの弊ありしに鑑み其の基準を明瞭ならしめたり。其の進度の基準は高等學校專門學校卒業時期に於ては兵としては軍隊教育初年兵第一期修業の程度に進め、指揮者としては小隊以下の部隊指揮の要領を修得し一部の者は尙戰團間小隊長の動作を實施し得せしめ、大學卒業時期に於ては兵としては右の能力を向上し、指揮者としては中隊以下部隊指揮の要領を修得せしめ一部の者は尙戰團間中隊長の動作を實施し得るを目途とせられたり。而して之に要する時間の配當は左の如く決定し之を毎週及野外演習日數に配布せり。